

厚木市業務継続計画 地震災害対策編

令和 7 年 3 月
厚木市

目次

I 業務継続計画に対する基本方針

1. 業務継続計画の位置付け
 - 1.1 業務継続計画の目的効果
2. 感染症対策の業務継続計画との比較
3. 業務継続計画策定のための調査の実施
 - 3.1 職員参集調査
 - 3.2 施設・設備及び市職員以外の人的資源に関する調査
 - 3.3 説明会の実施

II 被害想定・状況想定

1. 厚木市の震災被害想定

III 非常時優先業務の発動

1. 配備と災害レベル
 - 1.1 基本的な考え方
 - 1.2 災害レベルについての補足
2. 震災における対応フェーズ
 - 2.1 各フェーズの概要
 - 2.2 レベル別・フェーズ別の対応概要
3. 各課共通の災害時行動（首都直下地震）
 - 3.1 職員の参集
 - 3.2 所属別の職員参集予測（各課調査結果）
 - 3.3 拠点別参集予測
 - 3.4 対応職員の配置（各課共通）
 - 3.5 発災期・初動期の特定業務に対する職員の集中的な配置

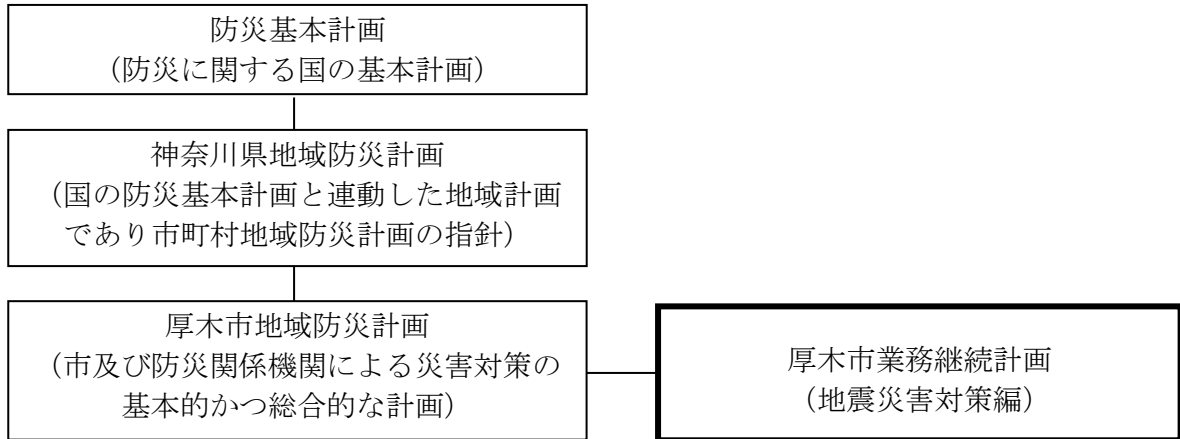
IV 組織別の非常時優先業務（災害レベル：震度6）

V 通常業務の洗出しと優先度ランク等の判断結果

I 業務継続計画に対する基本方針

1. 業務継続計画の位置付け

本計画は、厚木市地域防災計画との整合を図るものであるが（図－1 参照）、表－1 のような整備目的の違いがある。



図－1 業務継続計画の位置付け

表－1 地域防災計画と業務継続計画の整備目的

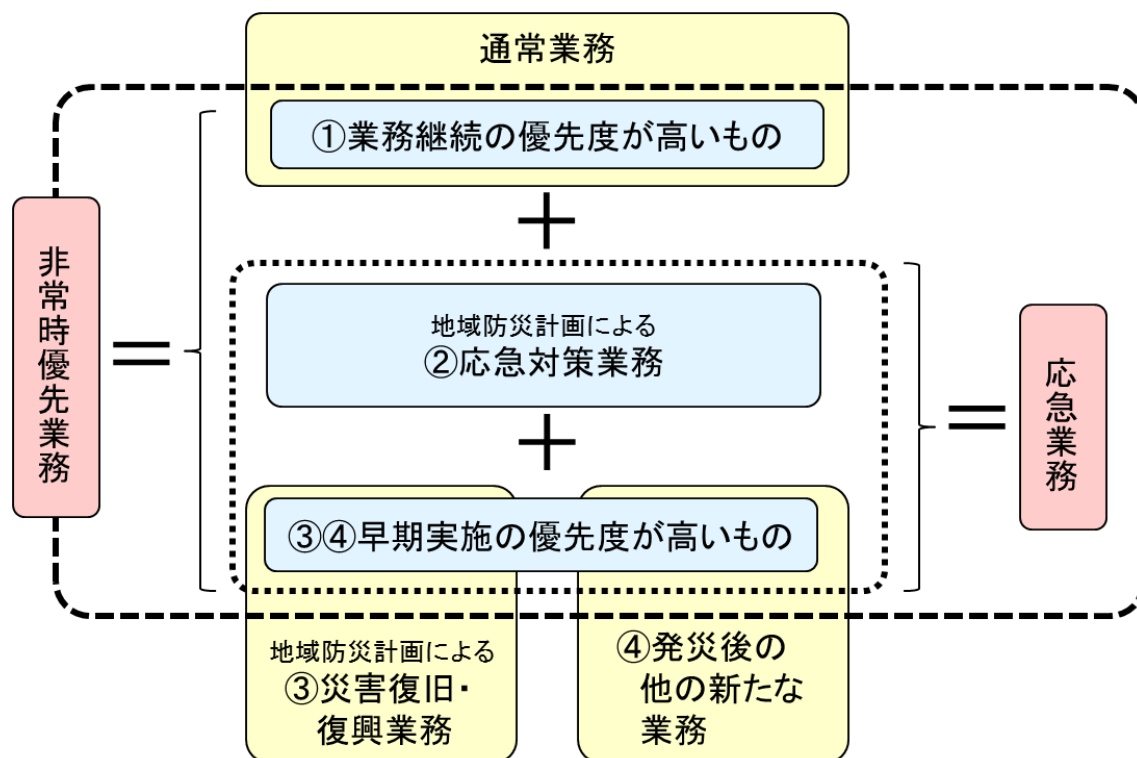
	地域防災計画	業務継続計画
主体	市及び次の防災関係機関 神奈川県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	市
目的	災害対策基本法第 42 条に基づき、市及び防災関係機関が、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興等、一連の災害対策により市民の生命と財産を災害から守るための計画を作成する。	市民の生命と財産を災害から守り、市民の生活維持に必要な行政サービスを早期に再開すること。
対象業務	－	優先すべき通常業務
	災害予防業務	－
	災害応急対策業務	災害応急対策業務
	災害復旧・復興業務	優先すべき災害復旧・復興業務

地震等の自然災害、感染症、大規模事故やテロ等の「危機的事象」が発生した場合の市の対応は、図－2 のとおり、次の業務に分類される。

- ①通常業務のうち、業務継続の優先度が高いもの
- ②地域防災計画による応急対策業務

- ③地域防災計画による災害復旧・復興業務のうち、早期実施の優先度が高いもの
- ④地域防災計画に記載のない発災後の他の新たな業務のうち、早期実施の優先度が高いもの。この業務には、発災時の負傷した来庁者や職員に対する手当て、庁舎に建物被害が生じて使用不能となった場合の代替施設の確保、災害対応にあたる職員の仮泊場所の確保等が考えられる。

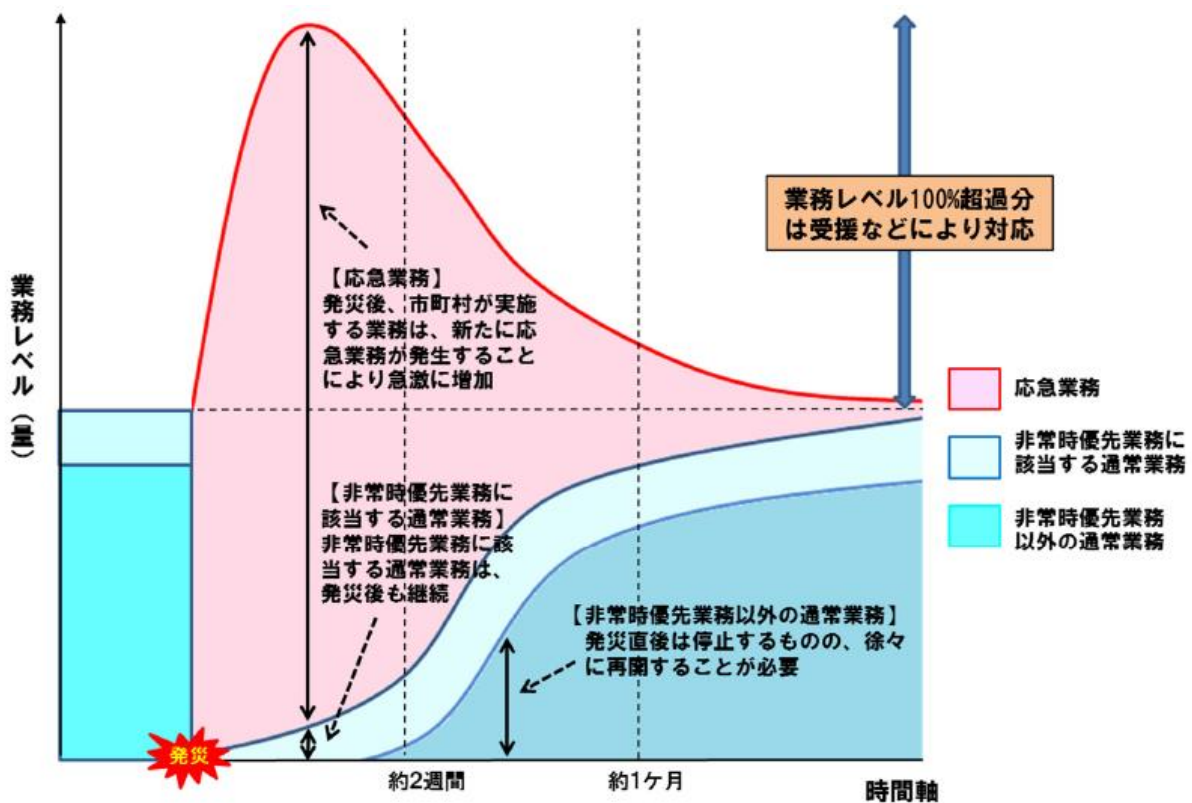
図－２の②～④は災害発生時にのみ生じる業務であり「応急業務」と総称され、同じく①～④は災害時に優先して実行すべき「非常時優先業務」と総称される。地域防災計画は、災害に備えた予防計画、発災後の応急対策、復旧・復興対策の集成であり、業務継続計画は、通常業務が維持できない事態になった状況からの迅速な復旧（感染症の場合は再開）に必要な業務の優先判断、資源（人的、物的）の配置等、組織的な対処手順を明確にしたものである。



図－２ 非常時優先業務のイメージ

1.1 業務継続計画の目的効果

震災・風水害等の対策における業務継続計画とは、人的資源、物的資源、情報、ライフライン等、災害時に利用できる資源に制約が発生した状況下で、非常時優先業務への対処に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、明確化について、必要な措置を講じることにより、大規模な災害が発生しても適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。業務継続計画を策定し、事前の対策を講じることによって、優先通常業務の立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベル向上といった効果を得て、高いレベルでの業務継続を行うことが可能となる（図－３）。



図－3 発災後の業務量推移イメージ（業務継続計画の導入前）

図－3 は概念的ではあるが、震災等の突発的な災害が発生した直後、一時的に全職員が災害応急業務に対応し、発災期～初動期（発災後 72 時間経過まで）にその当該業務量が急激に増加する中、一部職員によって、非常時優先業務のみが再開されるイメージを現している。初動期を過ぎ、応急対策業務の業務量がピークに達した後は減少に転じて優先通常業務の割合が増し、展開期（発災後 72 時間～2 週間）を過ぎて、復旧期に入る頃から、優先通常業務以外の通常業務についても、徐々に再開されていく。

2. 感染症対策の業務継続計画との比較

危険の進行が可視的で、発災までに準備時間（リードタイム）のある風水害や、リードタイムのない突発性災害である震災等では、人的資源や社会インフラが被害を受け、通常業務を休止せざるを得ない状況になった状態から業務の再開に向けた対策を講じることになるが、感染症対策の場合は社会インフラが正常な状況で、人の接触を避けるために通常業務を人為的に休止していく優先判断が必要で、全く異なる対応を要する（表－2 参照）。

表－2 震災対策と感染症対策の比較

No.	比較項目	震災・風水害等対策	新型インフルエンザ等感染症対策
1	活動の範囲	地域内で発生する事案に対して、地域内で対応することが基本	健康危機は現実的には地域外で発生し、不可視に進行するものと考えられる。従って、地域外からの情報収集は重要
2	被害の拡大・終息	発災直後に最大の被害を受けて、被災箇所を中心にして復旧・復興が進む	感染経路の途絶と発症例の封じ込めというエリアの対応
3	状況把握	特に発災期・初動期において、現地情報の不足・混乱が生じ、対策の判断を誤る要因になる。	健康危機事態の進行に関わる情報が、逐次全庁的に把握できる。本部の情報リテラシーが問われる。
4	組織の活動	特に発災期・初動期においては現地対応が中心。現地で対応し切れない状況下で、本部及び全庁的な資源投入が行われる。本部機能はその調整に当たる。	本部が中心。人の接触を避けることが対応原則である感染症対策にあつては、現地拠点は医療施設を除いて縮小・一時閉鎖の対象であり、本部による資源配置が重要
5	受援活動	地域外からの支援要員が大きな役割を果たす。	人の移動の抑制が原則であり、支援要員は地域内に限られる。

3. 業務継続計画策定のための調査の実施

業務継続計画を策定するにあたり、継続・再開が優先される通常業務の洗い出しに加え、「業務継続上、制約を受けると支障がある事項」という視点から、表－3を主な調査項目として、全ての部・課に対して人的・物的な資源に関する次の実態調査を実施した。

表－3 業務継続上、制約を受けると支障がある事項と理由・考え方

No.	項目	理由・考え方
1	職員	①状況に応じた非常時優先業務判断と職員再配置を行う管理職の損耗は、業務に対する着手の遅延につながる。 ②優先通常業務の担当職員の損耗は、マンパワーの減損のみでなく、外部支援要員の受入れ調整への対応不足を招く。 ③支援要員に要請できない地域性・専門性の高い業務に従事している職員の損耗は、当該業務及び関連業務の再開遅延につながる。
2	庁舎	①本庁舎の損壊及び使用不能状態は、情報収集・発信の拠点の機能麻痺を招き、本部の資源配置等の調整機能が低下する。 ②同上、本部・各部連携機能を担う連絡調整担当(リエゾン)の集結・情報交換のスペース不足を招き、局区間の資源調整や、外部防災関係機関との情報共有の効率が低下する。 ③地域拠点(区役所、事務所等)の損壊及び使用不能状態は、情報・物資の集積・中継拠点の不足につながり、応急対策業務への対応の遅延・低減につながる。
3	委託事業者	①通常業務の補助及び市有施設の運営を委託している、事業者・管理者の被災による履行能力の低減は、優先通常業務の休止や業務方法の変更につながり、他業務へも影響する。
4	事務機器・設備	①事務機器・設備の破損や電源断による使用不能状態は、通常業務の継続再開の方法を変更する要因となり、効率の低減につながる。 ②コピー機の使用不能状態は、紙媒体による情報伝達・周知の低減となる。
5	上下水道	①断水の状態はトイレや空調の使用不能につながり、庁舎の用途を物資集積場所等に限定せざるを得ない等の影響を与える。 ②トイレや空調の使用不能状態は衛生管理面での劣化を招き、業務再開の遅延の原因となる。
6	電気	①情報機器、通信機器、ネットワークの使用不能や途絶につながり、本部の情報収集機能が低減する。 ②庁舎の給排水装置の停止により、断水状態となる。
7	情報機器	①事務処理系業務では、情報機器(パソコン)による必要資料の検索が不能となり、業務災害時の効率低減につながる。 ②本部会議等に必要な資料の編集作業の効率が低減する。
8	通信機器・ネットワーク	①市内への災害広報等の手段が途絶し、窓口業務の停止や代替手段、再開見込みの周知方法が制限される。 ②外部機関との連絡手段が制限され、必要な要請事項の発信が遅延する。 ③外部機関からの支援の申し入れ等の手段が制限され、受援体制の準備が遅延する。

3.1 職員参集調査

休日・夜間に発災したことを想定して、鉄道等公共交通機関の途絶と道路の通行支障が生じている状況を考慮した参集職員の時系列別予測を行った。

3.2 施設・設備及び市職員以外の人的資源に関する調査

次の項目について、各課に対して所管する施設を対象に実施した。

①構造・耐震性等

建物構造、耐震性能、建物損壊・浸水時の代替施設

②庁舎の状況

現在の施設損壊状態、情報交換スペースの状況等

③電気

平常時の消費電力予測総量、非常電源の有無及び供給可能総量、非常電源対応、非常用電源向け燃料備蓄、備蓄先と形態、運搬方法

④燃料

暖房用（冬季）燃料備蓄、備蓄先と形態、運搬方法

⑤ガス

プロパンガスが使用可能かの可否、無補給時の使用可能日数

⑥上水道

平常時の使用水量、配水管破管による断水→復旧見込、平時貯水場所、平時給水方法、備蓄水量、搬送方法

⑦浄化槽

⑧情報機器

⑨無線機

同報系防災行政無線、MCA 無線

⑩携帯電話

衛星携帯電話（業務用）、携帯電話（業務用）

⑪固定電話

⑫庁内イントラネット接続機器

⑬インターネット接続機器

⑭事務機器・設備

⑮車両

車種別保有台数、災害時協定、想定被害

⑯食料等

災害対策業務従事職員の人数集計、飲料水の必要総量及び備蓄、食糧等の必要総量及び備蓄

職員用緊急物資の集積場所、集積場所からの配送方法、搬送可能量

⑰委託事業者

⑱臨時職員

3.3 説明会の実施

「職員参集調査」及び「施設・設備及び市職員以外の人的資源に関する調査」を行うにあたり、全課が参加する説明会を実施した。

(1) 業務継続計画策定の目的等

各課に対する調査要請の前に、業務継続計画の意味、背景、策定目的等の一般的な事項を説明した。

(2) 優先通常業務の調査方法の説明

通常業務の洗出しから検討課題、業務再開時の留意点等の抽出を、EXCELの調査票によって行った。調査票の項目は表－4のとおり。

表－4 優先通常業務調査に関する説明事項

No	主な項目	説明事項
1	業務継続計画の概要	①非常時優先業務の構成等、業務継続計画の基本的な事項の説明 ②業務継続計画を整備する目的 ③業務再開に向けた時系列な目標設定を検討するための目安となる「対応モード」に関する考え方と各フェーズの特徴 ・発災期(発災直後～3時間) ・初動期(発災後3時間～72時間) ・展開期(発災後72時間経過～2週間) ・復旧期(発災後2週間～1カ月) ・復興期(発災1カ月以降)
2	事務分掌に基づく事業事務の洗出し	①厚木市例規集から抽出した各課の事務分掌に対する「事業・事務」の洗出し方 ・事務分掌に該当する事業・事務を係の単位に洗出す。 ・事務分掌は課単位の設定なので調査票には課に属する全係に同じ事務分掌を記載。無関係な事務分掌を削除してから、事業・事務を設定する。 ②優先通常業務の実践にあたっての課題
3	予影響度	①当該事業が中断・縮小されることで、市民や関係者(省庁、都、委託業者等)に不利益等の影響を与える大きさ 高:影響を与える可能性が高い 中:影響を与える可能性があるが、範囲や規模は限定的 低:影響を与える可能性がほとんどない
4	被影響度	①当該事業の再開・継続が、委託事業者等の関係者の業務継続可否に左右される影響の大きさ 高:関係者の業務継続が不可欠である 中:関係者を代替できる事業者等がある 低:関係者の影響はほとんど受けない

No	主な項目	説明事項
5	感染症危険度※	高:感染リスクが高い(例:患者(疑い)と接する職員など) 中:感染リスクがある(例:不特定多数と接する窓口業務職員など) 低:感染リスクは低い(例:職場内での事務処理など)
6	優先業務のランク設定基準 (震災等突発災害)	A:継続業務:早期再開を要する業務であり、被影響度が小さく、原則としては規模縮小や業務方法の変更をしないで継続する業務 B:縮小業務:早期再開を要する業務だが、被影響度等が大きく、市単独の再開に限界があり、規模縮小や業務方法の変更によって対応せざるを得ない業務 C:休止業務:災害復旧に一定のメドが立つまで、休止・閉鎖せざるを得ない業務・施設管理 D:判断が困難な事務や事業 ※休止業務の再開時期(震災の場合の目安)は、展開期(発災後 72 時間～2 週間)の間
7	優先業務のランク設定基準 (新型インフルエンザ等感染症)※	A:市民の身体・生命・財産を直接支える業務及びそのために必要な関連業務で絶対継続することが必要な業務。(例:戸籍・医療保険等の窓口業務、消防・救急・ごみ収集等の生活密着業務、市の意思決定に関する業務など) B:ある程度、縮小が可能な事業・業務。 C:約 2 週間停止しても、特段支障がない事業・業務。 D:判断が困難な事業・業務。 ※職員の欠勤率 40%、期間は、最盛期(約 2 週間)を想定。
8	業務継続の判断基準	①継続業務 ・市民の生命と財産を守るための業務(例:介護支援) ・市民生活の維持に係る業務(例:戸籍住基事務、生活保護事務、ごみ収集) ・休止すると重大な法令違反となる業務(例:選挙事務、法定検査) ②縮小業務 ・電話や郵送で代行できる業務(例:相談業務、窓口業務) ・委託事業者や非正規職員の占める割合が多い業務 ③休止業務 ・多数の人が集まる文化施設や業務(震災等の場合は物資集積のスペース確保等、感染症の場合は感染リスクの低減が理由) ・休止することに対して市民からの理解を得やすい業務(例:催事やイベント、保養施設運営)
9	業務形態の条件	①範囲(業務の利用者や関係者の対象範囲) 全市、部課内、市外 ②時期 定常(通年)、定常(期間)、イベント、スポット ※イベント:土木施設の破損箇所修繕など、不定期・緊急に発生する業務 ※スポット:事前に実施時期が決まっている催事等 ③主体・共同(事業実施主体と協力・共同者、被影響度を確認するためのチェック項目) 自部課、他部課、委託先、公的機関、民間事業者、民間団体

No	主な項目	説明事項
		④形態(業務分類及び形態、与影響度を判断するためのチェック項目) 行政運営、公益事業、施設運用、監査・許可、主催・支援、 開発・制作、保守・維持、調査 ⑤場所(職員の執務場所、感染症感染危険度を判断するための項目) 窓口、執務室、外部屋内、外部屋外
10	必要な資源(人材、体制、設備)	①必須システム システム名、システム停止時の代替処置 ②業務継続に必要な人数 市職員(必要計、管理、一般、非常勤等)、委託先、その他 ③課外要員による代行可否 市職員、他都市職員、ボランティア
11	業務再開にあたっての留意事項等	①事業形態の変更による継続 通常の職員構成・形態での業務再開・継続ができない場合、形態を変更して実施することの可否とその方法 ②業務継続条件 中断・縮小した業務の再開・継続に、最低限必要な条件。人、経費(考え方)、場所・施設、物資 ③中断した業務の復旧・復興に要する負担 (震災等、感染症共通)中断・縮小した業務を再開・継続する時期に生じる、通常業務では発生しない業務や関係者との調整等 ④業務の中断及び継続に要する手続き (主に感染症)通常業務を中断・縮小する際に新たに発生する業務や関係者との調整等。感染症の場合は「中断予告」を含む

補足)※：通常業務の優先判断は、震災等突発災害とは現象の違う新型インフルエンザ等感染症対策も合わせて実施した。※は、感染症対策に関する調査事項。

(3) 職員参集予測調査の説明

休日・夜間に発災した場合の職員参集予測について、部・課・係別に、次の項目から構成される調査票によって、時系列別に調査した。

①参集先別職員総数

②参集予測人数(時系列別、発災後からの経過時間)

3時間まで、3～6時間、6～12時間、12～24時間、24～48時間、48～72時間、72時以降

※時系列別の職員参集予測の参考情報として、他機関の想定条件や阪神・淡路大震災での事例（概数）を説明した。

【都・国の参集不能率】

機関	～3 時間	～24 時間	～72 時間	1 週間以上
東京都	20%:発災直後の負傷や混乱(交通機関の途絶等)		10%:発災直後の混乱等(交通機関復旧進む)	2%:本人の死亡・重傷等(1 週間)
国土交通省	10%:本人の死傷及び家族の死傷等 30%:救出・救助活動に従事			10%:同左(30 日)

【阪神・淡路大震災時の参集状況】

市	18 時間後	42 時間後	66 時間後	90 時間後	210 時間後
神戸市	41%	約 6 割	約 7 割	約 8 割	約 9 割
芦屋市	42%	52%	60%	69%	—
西宮市	51%	66%	69%	78%	—

II 被害想定・状況想定

1. 厚木市の震災被害想定

本市では、厚木市に大きな被害をもたらす可能性がある地震について、最新の科学的知見と地域社会に関する最新のデータに基づく被害想定調査を平成 30 年度に実施しました。（表－5 参照）。

表－5 厚木市への影響が大きい地震

No.	想定地震名	モーメント マグニチュード (M)	30 年以 内の発 生確率	地震のタイプ
1	都心南部直下地震	7.3	70%	首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とする地震。国が防災対策の主眼をおく地震。
2	東海地震	8.0	70%	駿河トラフを震源域とする地震。厚木市は東海地震の地震防災対策強化地域に指定されている。
3	南海トラフ巨大地震	9.0	—	南海トラフを震源域とする地震。厚木市は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。
4	大正型関東地震	8.2	0～5%	相模トラフを震源域とする地震。国が長期的な防災・減災対策の対象として考慮している地震。

※厚木市地震被害想定調査結果から引用。

※トラフ：細長い海底盆地で、深さが 6,000m より浅いもの（舟状海盆）。深さ 6,000m を超えるものは海溝という。

また、発生確率は極めて低いですが、発生すれば甚大な被害が県全域に及ぶ可能性があり、超長期的な対応として神奈川県が想定した地震には表－6 がある（参考情報）。

表－6 発生確率は低いが発災時の被害が甚大な想定地震

想定地震	説明
元禄型関東地震	相模トラフから房総半島東側を震源域とし、1703 年の元禄関東地震を再現したモーメントマグニチュード 8.5 の地震。これまで現実が発生した最大クラスの地震
相模トラフ沿いの最大クラスの地震	元禄型関東地震の震源域に加え、関東北部までを震源域とするモーメントマグニチュード 8.7 の地震。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した相模トラフ沿いの最大クラスの地震

※厚木市地域防災計画から引用。

表－5 に記載した、「都心南部直下地震」、「東海地震」、「南海トラフ巨大地震」、「大正型関東地震」の、人的・物的な被害想定データ（抜粋）は表－7 のとおり。

なお、本計画では「災害レベル」という考え方を取り入れ、「震度 6 レベル」と「震度 5 レベル」に 2 分類し、発災時の被害程度によって初動期対応が異なることを表現している（IV 1 1.1 参照）。県の想定地震との対応関係は次のとおり。

震度 6 レベル 都心南部直下地震

震度 5 レベル 東海地震

表－7 厚木市被害想定結果一覧（抜粋）

種別	被害項目	被害単位	都心南部 直下地震	東海地震	南海トラフ 巨大地震	大正型 関東地震
建物	揺れによる 建物被害	全壊数（棟）	1,054	0	0	8,085
		半壊数（棟）	6,041	22	39	12,329
	液状化による 建物被害	全壊数（棟）	23	13	14	82
		半壊数（棟）	38	21	23	138
	斜面崩壊による 建物被害	全壊数（棟）	29	2	2	49
		半壊数（棟）	67	5	6	115
	被害合計	全壊数（棟）	1,105	15	16	8,217
		半壊数（棟）	6,146	49	68	12,582
火災	出火	出火件数（件） （冬１８時）	9	1	1	47
	延焼	焼失棟数（棟） （冬１８時）	325	0	0	3,247
人的被害	死者	死者数（人） （冬１８時）	72	1	1	548
	重症者	重症者数（人） （冬18時）	33	1	1	207
	中等症者	中等症者数（人） （冬18時）	483	10	13	1,722
	軽症者	軽症者数（人） （冬18時）	899	15	20	2,386
ライフライン	上水道	断水人口（人） （直後）	23,327	35	49	113,688
	下水道	機能支障人口（人） （直後）	6,375	1,555	1,999	13,897
	電力	停電軒数（軒）	5,134	1	1	6,814
	通信	不通件数（件）	75,793	0	0	78,798
	ガス（都市ガス）	供給停止件数（件）	19,698	0	0	33,339
交通	鉄道	不通路線（路線数） （1日後）	1	0	0	1
生活支障等	避難者	避難者数（人） （1日後）	18,573	56	89	80,093
		避難者数（人） （1ヶ月後）	16,209	29	49	77,482
	災害廃棄物	がれき発生量（トン）	38万	733	1,286	205万
	自力脱出困難者	（人）（冬１８時）	58	0	0	1,287
	エレベータ停止	停止台数（基） （冬１８時）	80	9	9	82
	帰宅困難者（直後）	（人）	25,989	0	0	25,989
	経済被害	直接経済被害額 （億円）（冬１８時）	1,202	15	18	5,222

※厚木市地震被害想定調査結果から引用。

※概ね被害が最大となる冬 18 時を想定した結果を示す。

厚木の災害対応に関わる情報として、表－6 の想定地震を含む神奈川県全域の被害想定を表－8 に示す。

表－8 神奈川県被害想定結果一覧（抜粋）

（冬18時）

項目			想定地震	都心南部 直下地震	東海地震	南海トラフ 巨大地震	大正型 関東地震	元禄型 関東地震	相模トラフ 沿いの最大 クラスの地震	
モーメントマグニチュード				7.3	8.0	9.0	8.2	8.5	8.7	
被害 想定 結果	人的 被害※1	死者数	(人)	2,990	10	30	19,020	19,020	28,330	
		津波	(人)	—	810	1,710	12,530	81,330	113,910	
		負傷者数	(人)	62,740	1,450	2,220	188,030	188,030	249,330	
		うち重傷者数	(人)	2,810	50	70	11,630	11,630	16,540	
	建物 被害※2	全壊棟数	(棟)	64,500	3,620	7,360	393,640	411,280	549,040	
		半壊棟数	(棟)	221,250	14,450	20,110	410,160	450,720	443,060	
	火災 被害	出火件数	(棟)	310	*	*	1,570	1,570	2,320	
		焼失棟数	(棟)	37,600	0	0	169,780	169,780	284,870	
	自力脱出困難者数		(人)	5,930	*	*	64,520	64,520	107,220	
	災害時要 配慮者	避難者 数	75歳以上の 高齢者	(人)	104,070	9,380	13,480	338,560	361,460	440,140
			要介護3以上	(人)	34,130	2,760	3,920	103,040	109,910	134,580
	エレベーター停止台数		(台)	10,780	280	310	11,440	11,440	11,560	
	ライフ ライン	電力	停電軒数	(軒)	4,241,380	1,972,290	1,972,440	4,587,250	4,587,250	4,592,220
		都市ガス	供給停止件数	(戸)	415,680	0	0	1,972,960	1,972,960	2,325,240
		LPガス	供給支障数	(戸)	11,310	0	0	16,490	16,490	19,680
		上水道	断水人口(直後)	(人)	2,078,170	2,490	7,710	5,382,170	5,382,190	6,469,280
		下水道	機能支障人口	(人)	407,520	74,110	80,230	792,010	791,960	1,090,830
		通信	不通回線数	(回線)	3,288,070	1,412,220	1,416,340	3,447,610	3,450,750	3,470,470
	避難者 数	1日後	(人)	1,299,470	86,090	126,170	3,745,050	3,983,000	4,888,110	
		1ヵ月後	(人)	873,130	36,090	56,930	2,793,550	2,877,290	3,801,400	
	帰宅困 難者数	直後	(人)	610,660	610,660	610,660	610,660	610,660	610,660	
		2日後	(人)	423,590	0	0	610,660	610,660	610,660	
	災害廃棄物量		(万トン)	2,145	106	183	9,450	9,864	13,277	
	経済被害 直接被害		(兆円)	141	9	13	466	511	675	

※厚木市地域防災計画から引用。

※表中の「※」は、計算上0.5以上10未満。「0」は計算上0.5未満。

※表中の数値は1の位を四捨五入（交通事故を除く。）しているため、合計が合わないことがある。

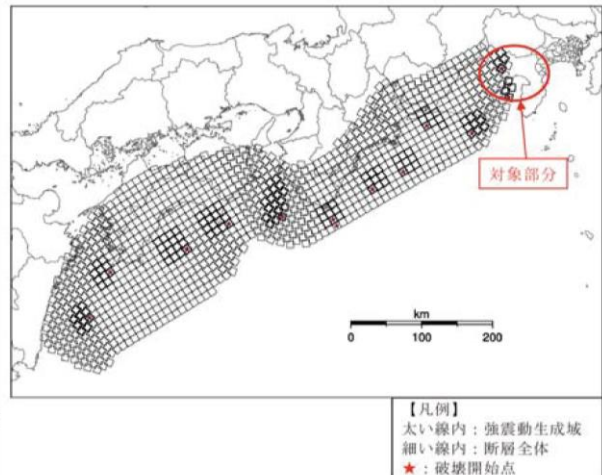
※1 概ね被害が最大となる冬18時を想定した結果を示す。

※2 建物被害は、県の想定「重複を考慮」の値を記載。

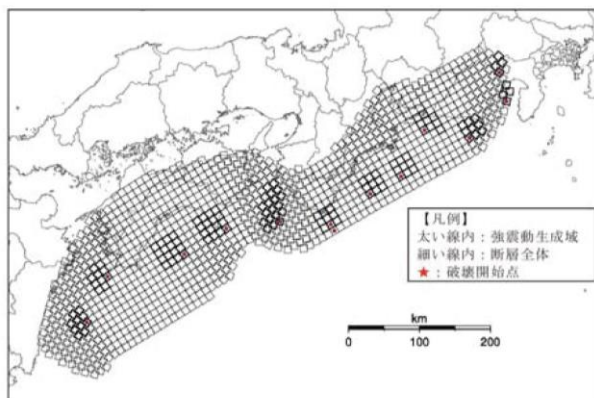
表－5に記載した、「都心南部直下地震」、「東海地震」、「南海トラフ巨大地震」、「大正型関東地震」の震源域の分布図は図－4のとおり。



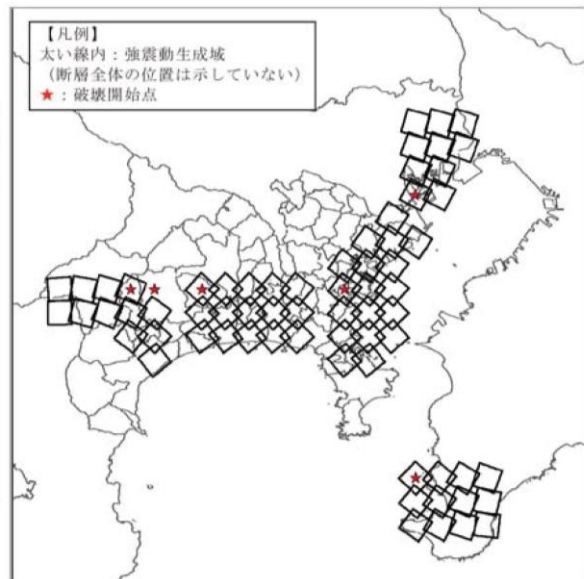
都心南部直下地震の震源域分布



東海地震の震源域分布



南海トラフ巨大地震の震源域分布



大正型関東地震の震源域分布

※神奈川県地震被害想定調査報告書（平成 27 年 3 月）による

図－4 想定地震の震源域の分布図

Ⅲ 非常時優先業務の発動

3.2 所属別の職員参集予測(各課調査結果)

(1) 企画部

所属	職員数	参集予測人数							参集不能
		3h	6h	12h	24h	48h	72h	72h～	
企画部長	1	1							
企画部次長	1	1							
秘書課	6	6							
企画政策課	17	11	4					1	1
行政経営課	7	3	2						2
広報シティプロモーション課	12	9	1						2
DX推進課	17	10	5						2
危機管理課	9	7					2		
合計	70	48	12	0	0	0	2	1	7

(2) 総務部

所属	職員数	参集予測人数							参集不能
		3h	6h	12h	24h	48h	72h	72h～	
総務部長	1		1						0
職員課	17	12	4						1
行政総務課	19	9	6	1				1	2
契約検査課	15	7	4		1				3
合計	52	28	15	1	1	0	0	1	6

(3) 財務部

所属	職員数	参集予測人数							参集不能
		3h	6h	12h	24h	48h	72h	72h～	
財務部長	1	1							0
財政課	10	4	2					1	3
財産管理課	8	4	2	1					1
市民税課	25	12	3					2	8
資産税課	22	10	4	1					7
収納課	30	8	7	2				5	8
合計	96	39	18	4	0	0	0	8	27

(4)市民福祉部

所属	職員数	参集予測人数							参集 不能
		3h	6h	12h	24h	48h	72h	72h～	
市民福祉部長	1		1						
市民福祉部次長	1	1							
地域包括ケア推進課	14	9		1					4
福祉総合支援課	13	7	1						5
生活福祉課	43	18	8					1	16
障がい福祉課	30	11	5	1					13
介護福祉課	18	5		2					11
市民課	34	14	5	3	1				11
国保年金課	35	13	4				2		16
合計	189	78	24	7	1	0	2	1	76

(5)健康こどもみらい部

所属	職員数	参集予測人数							参集 不能
		3h	6h	12h	24h	48h	72h	72h～	
健康こどもみらい部長	1	1							
健康こどもみらい部次長	1	1							
こども育成課	14	4	1						9
保育課	88	65	13					2	8
子育て給付課	14	10	2						2
青少年課	11	4	2	1			2	1	1
こども家庭センター	44	28	5	2			1	6	2
健康医療課	21	16	2						3
合計	194	129	25	3	0	0	3	9	25

(6)市民交流部

所属	職員数	参集予測人数							参集 不能
		3h	6h	12h	24h	48h	72h	72h～	
市民交流部長	1	1							
市民交流参事	1		1						
市民協働推進課	21	11	4					4	2
厚木北地区市民センター	5	1	3					1	1
厚木南地区市民センター	5	3	2						
依知北地区市民センター	4		1	1				2	
依知南地区市民センター	5	4						1	
睦合北地区市民センター	6	4	1						1
睦合南地区市民センター	4	3		1					
睦合西地区市民センター	5	4	1						
荻野地区市民センター	7		7						
小鮎地区市民センター	5	5							
玉川地区市民センター	5	3	1						1
南毛利地区市民センター	6	5							1
相川地区市民センター	5	3	2						
緑ヶ丘地区市民センター	5	3	2						
愛甲地区市民センター	5	3	2						
森の里地区市民センター	5	3	2						
生涯学習課	11	7	2					1	1
くらし交通安全課	13	10	3						
中央図書館	14	12							2
合計	138	85	34	2	0	0	0	9	9

(7)環境農政部

所属	職員数	参集予測人数							参集 不能
		3h	6h	12h	24h	48h	72h	72h～	
環境農政部長	1	1							
循環型社会推進担当部長	1		1						
環境政策課	7	5	1						1
生活環境課	10	7	3						
環境事業課	16	6	5					4	1
農業政策課	18	18							
合計	53	37	10	0	0	0	0	4	2

(8)産業文化スポーツ部

所属	職員数	参集予測人数							参集 不能
		3h	6h	12h	24h	48h	72h	72h～	
産業文化スポーツ部長	1	1							
産業振興課	9	2	3						4
商業観光課	16	5	4						7
スポーツ魅力創造課	15	7	4						4
文化魅力創造課	18	11	3	2					2
合計	59	26	14	2	0	0	0	0	17

(9)都市みらい部

所属	職員数	参集予測人数							参集 不能
		3h	6h	12h	24h	48h	72h	72h～	
都市みらい部長	1		1						
建築・許認可担当部長	1	1							
市街地整備担当部長	1	1							
都市計画課	14	10	3						1
住宅課	9	6	3						
建築課	16	7	4				1		4
建築指導課	14	7	4					1	2
開発指導課	14	8	2	2					2
公園緑地課	23	10	7						5
市街地整備課長	16	9	4			1		2	
区画整理課	8	6	1						1
合計	117	65	29	2	0	1	1	3	15

(10)都市インフラ整備部

所属	職員数	参集予測人数							参集 不能
		3h	6h	12h	24h	48h	72h	72h～	
都市インフラ整備部長	1		1						
国県道調整担当課長									
道路総務課	24	10	7	2				1	4
道路維持課	24	15	7					2	
道路整備課	13	10	3						
交通混雑対策課	10	3	5	1				1	
河川下水道総務課	17	8	6					1	2
河川下水道施設課	17	5	7	1					1
合計	106	51	36	2	0	0	0	3	4

(11)会計課

所属	職員数	参集予測人数							参集 不能
		3h	6h	12h	24h	48h	72h	72h～	
会計管理者	1	1	0	0	0	0	0	0	0
会計課	12	9	0	0	0	0	0	0	1

(12)消防本部

所属	職員数	参集予測人数							参集 不能
		3h	6h	12h	24h	48h	72h	72h～	
消防長	1		1						
次長兼警防課長	1	1							
消防総務課	6	2	2	1				1	
警防課	8	4	3						1
指令課	15	9	5					1	
予防課	15	6	3	2				2	2
救急救命課	11	4	3				1		3
厚木消防署	4	2							2
同署 警備第一課	28	17	4	1				1	5
同署 警備第二課	28	21	5						2
南毛利分署	22	21						1	
相川分署	22	14	3	2				1	2
玉川分署	14	11	1					2	
北消防署	2	1	1						
同署 警備第一課	11	3	6						2
同署 警備第二課	11	9	1	1					
依知分署	22	12	9				1		
小鮎分署	12	8	2	2					
睦合分署	22	15	2	1				3	1
清川分署	11		3	2			2	4	
合計	266	160	54	12	0	0	4	16	20

(13)市立病院

所属	職員数	参集予測人数							参集 不能
		3h	6h	12h	24h	48h	72h	72h～	
病院事業局長	1	1							
経営管理課	5	3	1						1
病院総務課	10	9	1						
施設用度課	7	3	1					2	1
医事課	12	9	1	2					
合計	35	25	4	2	0	0	0	2	2

(14)議会事務局

所属	職員数	参集予測人数							参集 不能
		3h	6h	12h	24h	48h	72h	72h～	
議会事務局長	1	1							
議会総務課	12	6	1						5

(15)教育部

所属	職員数	参集予測人数							参集 不能
		3h	6h	12h	24h	48h	72h	72h～	
教育総務部長	1		1						
教育指導担当部長	1		1						
教育総務課	16	9	3					1	3
学務課	10	4	1	1				1	3
学校施設課	17	8	5					1	3
学校給食課	17	10	3						4
教育指導課	13	6	6						1
教職員課	4	4							
教育研究所	10	7						1	2
青少年教育相談センター	6	3	1						2
合計	95	51	21	1	0	0	0	4	18

(16)選挙管理委員会事務局

所属	職員数	参集予測人数							参集 不能
		3h	6h	12h	24h	48h	72h	72h～	
選挙管理委員会事務局長	1		1						
選挙管理委員会事務局	5	2	2	1					

(17)監査事務局

所属	職員数	参集予測人数							参集 不能
		3h	6h	12h	24h	48h	72h	72h～	
監査事務局長	1	1							
監査事務局	5	3							2

(18)農業委員会事務局

所属	職員数	参集予測人数							参集 不能
		3h	6h	12h	24h	48h	72h	72h～	
農業委員会事務局長	1	1							
農業委員会事務局	7	4	3						

IV 組織別の非常時優先業務 (災害レベル:震度6)

I 組織別の非常時優先業務（災害レベル：震度 6）

1. 企画部

1.1 秘書課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 （～3h）	6 （全員）	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 （～72h）	6 （全員）	(1)災害対策部としての対応（各課共通） ①本部事務局の運営 ②被害情報の収集、避難指示等の発表 ③避難指示及び警戒区域の設定 ④緊急輸送への対処（輸送車両の確保を含む） ⑤自衛隊等広域応援への派遣要請 ⑥消防団との連携調整 ⑦人的・家屋及び市所有施設における被害情報の収集、集約及び報告 ⑧各課所管施設における避難所開設の判断と指示 ⑨関係機関（情報連絡員）との情報共有 ⑩緊急輸送に関することや協定機関等との調整 ⑪自主防災組織等との防災体制及び活動の調整 ⑫管内現地被害状況の調査・伝達・集約 ⑬防災行政無線の管理・運用 ⑭現地対策本部設置及び運営 ⑮県、その他関係機関に対する要望、災害状況報告等 ⑯市民への防災・避難情報の伝達 ⑰市内の被害状況に基づく避難場所の開設指示 ⑱避難支援に必要な関係機関との連絡調整 ⑲その他特命事項への対応 (2)秘書班としての行動 ①本部長の特命の対応 ②視察者、見舞い者等の対応 ③その他特命事項への対応	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①秘書係 ・A ランクなし
展開期 （～2w）	6 （全員）	(1)災害対策部及び秘書班としての行動・視察者、見舞者等の対応 (2)職員ローテーションの確保	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
		(3)外部からの支援部隊受入れ	(3)外部支援要員の撤収に伴う職員 態勢の変更
復旧期 (～1m)	6 (全員)	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務か ら通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員 態勢の変更
復興期 (1m～)	6 (全員)	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

1.2 企画政策課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	15	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	17 (全員)	(1)災害対策部としての対応(各課共通) ①本部事務局の運営 ②被害情報の収集、避難指示等の発表 ③避難指示及び警戒区域の設定 ④緊急輸送への対処(輸送車両の確保を含む) ⑤自衛隊等広域応援への派遣要請 ⑥消防団との連携調整 ⑦人的・家屋及び市所有施設における被害情報の収集、集約及び報告 ⑧各課所管施設における避難所開設の判断と指示 ⑨関係機関(情報連絡員)との情報共有 ⑩緊急輸送に関することや協定機関等との調整 ⑪自主防災組織等との防災体制及び活動の調整 ⑫管内現地被害状況の調査・伝達・集約 ⑬防災行政無線の管理・運用 ⑭現地対策本部設置及び運営 ⑮県、その他関係機関に対する要望、災害状況報告等 ⑯市民への防災・避難情報の伝達 ⑰市内の被害状況に基づく避難場所の開設指示 ⑱避難支援に必要な関係機関との連絡調整 ⑲その他特命事項への対応 (2)災害対策情報班としての行動 ①災害情報等の受理伝達 ②災害情報等の整理統合、分析 ③災害対策本部及び災害対策連絡会に職員(1人程度)を常駐させ、本部での決定事項及び検討事項を記録・報告 ④交通機関との連絡調整・情報収集 ⑤災害対策本部及び災害対策連絡会	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①企画政策係 ・A ランクなし ②計画調整係 ・A ランクなし ③友好交流係 ・A ランクなし

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
		の開設、情報機器等の設置 ⑥災害対策本部及び災害対策連絡会 で情報機器等の操作 ⑦インターネットによる情報収集 ⑧コンピュータ設備・電算システムの機能確 保、応急対策 ⑨その他特命事項への対応	
展開期 (～2w)	17 (全員)	(1) 災害対策部及び災害対策情報班と しての行動継続 (2) 職員ローテーションの確保 (3) 外部からの支援部隊受入れ	(1) 再開した A ランク業務の継続 (2) B、C、D ランク業務の逐次再開 (3) 外部支援要員の撤収に伴う職員 態勢の変更
復旧期 (～1m)	17 (全員)	(1) 応急対策業務の打ち切り調整 (2) 要員の再配置・調整（応急対策業 務から通常業務への復帰） (3) 撤収する外部支援部隊との業務引 継 (4) 残留する外部支援部隊との配置調 整	(1) 再開した A～D ランク業務の継 続 (2) 外部支援要員の撤収に伴う職員 態勢の変更
復興期 (1m～)	17 (全員)	(1) 組織変更 (2) 復興業務所管部への要員シフト	(1) 全業務再開

1.3 行政経営課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	3	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	7 (全員)	(1)災害対策部としての対応(各課共通) ①本部事務局の運営 ②被害情報の収集、避難指示等の発表 ③避難指示及び警戒区域の設定 ④緊急輸送への対応(輸送車両の確保を含む) ⑤自衛隊等広域応援への派遣要請 ⑥消防団との連携調整 ⑦人的・家屋及び市所有施設における被害情報の収集、集約及び報告 ⑧各課所管施設における避難所開設の判断と指示 ⑨関係機関(情報連絡員)との情報共有 ⑩緊急輸送に関することや協定機関等との調整 ⑪自主防災組織等との防災体制及び活動の調整 ⑫管内現地被害状況の調査・伝達・集約 ⑬防災行政無線の管理・運用 ⑭現地対策本部設置及び運営 ⑮県、その他関係機関に対する要望、災害状況報告等 ⑯市民への防災・避難情報の伝達 ⑰市内の被害状況に基づく避難場所の開設指示 ⑱避難支援に必要な関係機関との連絡調整 ⑲その他特命事項への対応 (2)災害対策情報班としての行動 ①災害情報等の受理伝達 ②災害情報等の整理統合、分析 ③災害対策本部及び災害対策連絡会に職員(1人程度)を常駐させ、本部での決定事項及び検討事項を記録・報告 ④交通機関との連絡調整・情報収集 ⑤災害対策本部及び災害対策連絡会	Cランク業務の休止

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
		の開設、情報機器等の設置 ⑥災害対策本部及び災害対策連絡会 で情報機器等の操作 ⑦インターネットによる情報収集 ⑧コンピュータ設備・電算システムの機能確 保、応急対策 ⑨その他特命事項への対応	
展開期 (～2w)	7 (全員)		C ランク業務の休止
復旧期 (～1m)	7 (全員)		C ランク業務の休止
復興期 (1m～)	7 (全員)		全業務再開

1.4 広報シティプロモーション課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	9	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	12 (全員)	(1)災害対策部としての対応(各課共通) ①本部事務局の運営 ②被害情報の収集、避難指示等の発表 ③避難指示及び警戒区域の設定 ④緊急輸送への対応(輸送車両の確保を含む) ⑤自衛隊等広域応援への派遣要請 ⑥消防団との連携調整 ⑦人的・家屋及び市所有施設における被害情報の収集、集約及び報告 ⑧各課所管施設における避難所開設の判断と指示 ⑨関係機関(情報連絡員)との情報共有 ⑩緊急輸送に関することや協定機関等との調整 ⑪自主防災組織等との防災体制及び活動の調整 ⑫管内現地被害状況の調査・伝達・集約 ⑬防災行政無線の管理・運用 ⑭現地対策本部設置及び運営 ⑮県、その他関係機関に対する要望、災害状況報告等 ⑯市民への防災・避難情報の伝達 ⑰市内の被害状況に基づく避難場所の開設指示 ⑱避難支援に必要な関係機関との連絡調整 ⑲その他特命事項への対応 (2)広報班としての行動 ①災害広報活動の総合調整及び実施 ②報道機関等の取材対応、連絡調整 ③市民等外部からの情報提供及び問合せ対応(メール含む) ④市ホームページ、デジタルサイネー	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①広報シティプロモーション係 ・ホームページに関すること ・ソーシャルメディアに関すること ②広聴係 ・A ランクなし

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
		ジ等による避難情報等の情報提供 ⑤関係機関への協力要請及び連絡調整 ⑥その他特命事項への対応	
展開期 (～2w)	12 (全員)	(1) 災害対策部及び広報班としての行動継続 (2) 職員ローテーションの確保 (3) 外部からの支援部隊受入れ	(1) 再開した A ランク業務の継続 (2) B、C、D ランク業務の逐次再開 (3) 外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	12 (全員)	(1) 応急対策業務の打ち切り調整 (2) 要員の再配置・調整（応急対策業務から通常業務への復帰） (3) 撤収する外部支援部隊との業務引継 (4) 残留する外部支援部隊との配置調整	(1) 再開した A～D ランク業務の継続 (2) 外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	12 (全員)	(1) 組織変更 (2) 復興業務所管部への要員シフト	(1) 全業務再開

1.5 DX推進課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	10	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	17 (全員)	(1)災害対策部としての対応(各課共通) ①本部事務局の運営 ②被害情報の収集、避難指示等の発表 ③避難指示及び警戒区域の設定 ④緊急輸送への対処(輸送車両の確保を含む) ⑤自衛隊等広域応援への派遣要請 ⑥消防団との連携調整 ⑦人的・家屋及び市所有施設における被害情報の収集、集約及び報告 ⑧各課所管施設における避難所開設の判断と指示 ⑨関係機関(情報連絡員)との情報共有 ⑩緊急輸送に関することや協定機関等との調整 ⑪自主防災組織等との防災体制及び活動の調整 ⑫管内現地被害状況の調査・伝達・集約 ⑬防災行政無線の管理・運用 ⑭現地対策本部設置及び運営 ⑮県、その他関係機関に対する要望、災害状況報告等 ⑯市民への防災・避難情報の伝達 ⑰市内の被害状況に基づく避難場所の開設指示 ⑱避難支援に必要な関係機関との連絡調整 ⑲その他特命事項への対応 (2) 災害対策情報班としての行動 ①災害情報等の受理伝達 ②災害情報等の整理統合、分析 ③災害対策本部及び災害対策連絡会に職員を常駐させ、本部での決定事項及び検討事項を記録、報告 ④交通機関との連絡調整及び情報収集 ⑤災害対策本部及び災害対策連絡会の開設に伴う情報機器等の設置 ⑥災害対策本部及び災害対策連絡会での情報機器等の操作	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①DX 推進係 ・個別システムの企画、開発、運用等に関する助言 ・情報化に係る企画、開発、運用等に関する助言 ・公衆無線 LAN に関すること ・所管システム等の運用又は障害発生時に係る一時対応等 ・ホームページに関すること ・市民向けサービス・システムに関すること ②行政システム係 ・庁内系システムの運用・管理【サーバ・ネットワーク機器、端末・デバイス】に関すること ・総合行政システムの運用管理に関すること ・厚木データセンターのネットワークセキュリティに関すること ・厚木データセンターの運用管理に関すること ・厚木データセンターのネットワーク管理に関すること ・基幹系システムの運用管理に関すること ・基幹系システム【住民記録・住基ネット】に関すること ・基幹系システム【選挙】に関すること

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
		⑦インターネットによる情報収集 ⑧コンピュータ設備・電算システム機能 確保、応急対策 ⑨その他特命事項への対応	
展開期 (～2w)	15	(1)災害対策部及び災害対策情報班として の行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態 勢の変更
復旧期 (～1m)	15	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務か ら通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態 勢の変更
復興期 (1m～)	15	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

1.6 危機管理課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	7	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	9 (全員)	(1)災害対策部としての対応(各課共通) ①本部事務局の運営 ②被害情報の収集、避難指示等の発表 ③避難指示及び警戒区域の設定 ④緊急輸送への対処(輸送車両の確保を含む) ⑤自衛隊等広域応援への派遣要請 ⑥消防団との連携調整 ⑦人的・家屋及び市所有施設における被害情報の収集、集約及び報告 ⑧各課所管施設における避難所開設の判断と指示 ⑨関係機関(情報連絡員)との情報共有 ⑩緊急輸送に関することや協定機関等との調整 ⑪自主防災組織等との防災体制及び活動の調整 ⑫管内現地被害状況の調査・伝達・集約 ⑬防災行政無線の管理・運用 ⑭現地対策本部設置及び運営 ⑮県、その他関係機関に対する要望、災害状況報告等 ⑯市民への防災・避難情報の伝達 ⑰市内の被害状況に基づく避難場所の開設指示 ⑱避難支援に必要な関係機関との連絡調整 ⑲その他特命事項への対応 (2)本部事務局班としての対応 ①災害対策本部及び防災会議の対応 ②災害対策連絡会の対応 ③災害応急対策実施の統括 ④災害救助法の適用要請 ⑤気象情報等の情報収集及び情報分析 ⑥避難指示及び警戒区域の設定の指示 ⑦関係機関への協力要請及び連絡調整 ⑧防災行政無線等の情報機器の対応 ⑨ぼうさいの丘公園における本部機能の確保	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①危機管理課 ・危機管理の総合調整に関すること ・災害対策本部の設置・運営に関すること ・地震災害警戒本部の設置・運営に関すること ・市民安全対策本部の設置・運営に関すること ・災害復旧の総合調整に関すること ・防災行政無線の放送に関すること

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
		⑩その他特命事項への対応	
展開期 (～2w)	9 (全員)	(1)災害対策部及び本部事務局班としての 行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態 勢の変更
復旧期 (～1m)	9 (全員)	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務か ら通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態 勢の変更
復興期 (1m～)	9 (全員)	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

2. 総務部

2.1 職員課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	12	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	16 (全員)	(1)総務対策部としての行動(各課共通) ①職員の状況把握と全庁的な職員の配置調整 ②他都市等外部からの支援部隊の受入れ調整 ③職員に対する後方支援(食料の確保・配給、仮泊場所の確保等) ④緊急物資調達対応(配送計画の立案・実行) ⑤その他特命事項への対応 (2)職員班としての行動 ①職員の登庁・配置状況の把握 ②職員の服務管理 ③その他特命事項への対応 (3)受援班としての行動 ①受援状況の把握、調整 ②その他特命事項への対応	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①人事研修係 ・A ランクなし ②給与厚生係 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	16 (全員)	(1)総務対策部及び職員班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援部隊の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	16 (全員)	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援部隊の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	16 (全員)	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

2.2 行政総務課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	9	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	16 (全員)	(1)総務対策部としての行動(各課共通) ①職員の状況把握と全庁的な職員の配置調整 ②他都市等外部からの支援部隊の受入れ調整 ③職員に対する後方支援(食料の確保・配給、仮泊場所の確保等) ④緊急物資調達対応(配送計画の立案・実行) ⑤その他特命事項への対応 (2)行政総務班としての行動 ①非常時優先業務の総合調整 ②その他特命事項への対応	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①行政総務係 ・A ランクなし ②情報公開・法制係 ・A ランクなし ④統計調査係 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	16 (全員)	(1)総務対策部及び行政総務班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援部隊の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	16 (全員)	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援部隊の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	16 (全員)	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

2.3 契約検査課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	7	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	12 (全員)	(1)総務対策部としての行動(各課共通) ①職員の状況把握と全庁的な職員の配置調整 ②他都市等外部からの支援部隊の受入れ調整 ③職員に対する後方支援(食料の確保・配給、仮泊場所の確保等) ④緊急物資調達対応(配送計画の立案・実行) ⑤その他特命事項への対応 (2)物資輸送班としての行動 ①市内避難所等への必要物資の配送計画及び実施 ②ヘリポートの確保 ③その他特命事項への対応	(1)B、C、D ランク業務の休止手続
展開期 (～2w)	12 (全員)	(1)総務対策部及び物資輸送班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)B、C、D ランク業務の逐次再開 (2)外部支援部隊の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	12 (全員)	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開したB～D ランク業務の継続 (2)外部支援部隊の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	12 (全員)	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

3. 財務部

3.1 財政課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	4	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	6	(1)財務対策部としての行動(各課共通) ①来庁者の安全確保、庁舎被害の点検と応急措置 ②市内滞留者(帰宅困難者等)の一時滞在施設への誘導 ③緊急輸送対策(車両配車管理、燃料調達) ④市有施設・財産の被害調査と応急措置 ⑤災害時の予算執行と現金出納管理 ⑥罹災証明の作成、発行 ⑦罹災者台帳の作成 ⑧その他特命事項への対応 (2)財務班としての行動 ①災害対策予算の調整及び編成 ②災害救助法の帝王申請及び報告資料の作成 ③復興に向けての財政措置 ④災害対策に必要な金銭の出納及び保管 ⑤災害対策に係る決算 ⑥その他特命事項への対応	(1)B、C ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①財政係 ・財政計画事務 ・財務規則等法制執務事務 ・財政制度等事務 ・国庫補助金等確保事務 ・当初予算編成事務 ・繰越事務 ・補正予算編成事務 ・財務会計システム事務 ・執行管理事務 ・決算審査事務 ・決算報告事務 ・財政調査事務 ・財政報告・公表事務 ・部内政策調整事務 ・課内庶務事務・部内庶務事務 ・協議会事務
展開期 (～2w)	8	(1)財務対策部及び財務班としての行動継続 (2)財務対策部としての新規行動(各課共通) ①罹災証明の作成・発行処理、窓口対応 ②罹災者台帳の作成 (3)職員ローテーションの確保 (4)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	9 (全員)	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継	(1)再開した A～C ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
		(4)残留する外部支援部隊との配置調整	
復興期 (1m～)	9 (全員)	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

3.2 財産管理課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	4	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	7	(1)財務対策部としての行動(各課共通) ①来庁者の安全確保、庁舎被害の点検と 応急措置 ②市内滞留者(帰宅困難者等)の一時滞 在施設への誘導 ③緊急輸送対策(車両配車管理、燃料調 達) ④市有施設・財産の被害調査と応急措置 ⑤災害時の予算執行と現金出納管理 ⑥罹災証明の作成、発行 ⑦罹災者台帳の作成 ⑧その他特命事項への対応 (2)庁舎・車両班としての行動 ①本庁舎・第二庁舎の機能確保、応急対 策 ②本庁舎・第二庁舎の来庁者等の避難誘 導 ③車両調達・配車、燃料の確保 ④仮設電話の設置調整 ⑤市有財産の被害調査及び応急対策 ⑥その他特命事項への対応	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況 確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場 合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」 の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的 に再開 ①財産管理係 ・普通財産の維持補修に関するこ と ②施設管理係 ・庁舎の総括的管理に関すること ・厚木市電話システムに関すること ・庁内放送に関すること ・公用車の総括的管理に関するこ と ・共用車の配車に関すること ・公用車の車検及び法定点検に関 すること ・公用車自動車損害保険に関する こと ・公用車の事故処理に関すること ・公用車(車両・原付・自転車)の維 持管理に関すること ・庁内電気設備の保守管理に関す ること ・空調機器、ポンプ類の保守管理 に関すること ・各排水槽の保守管理に関するこ と ・建築物環境衛生管理(技術者含 む)に関すること ・空調設備取扱作業(主任者)に関 すること ・蓄熱槽、簡易専用水道、受水槽、 高置水槽の保守に関すること

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
			・水道管等の保守管理に関すること ・消火栓圧力保守に関すること ・公用車の維持管理及び修理に関すること ・公用車の運転業務に関すること
展開期 (～2w)	8 (全員)	(1)財務対策部及び庁舎・車両班としての行動継続 (2)財務対策部としての新規行動(各課共通) ①罹災証明の作成・発行処理、窓口対応 ②罹災者台帳の作成 (3)職員ローテーションの確保 (4)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	8 (全員)	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	8 (全員)	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

3.3 市民税課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	12	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	15	(1)財務対策部としての行動(各課共通) ①来庁者の安全確保、庁舎被害の点検と応急措置 ②市内滞留者(帰宅困難者等)の一時滞在施設への誘導 ③緊急輸送対策(車両配車管理、燃料調達) ④市有施設・財産の被害調査と応急措置 ⑤災害時の予算執行と現金出納管理 ⑥罹災証明の作成、発行 ⑦罹災者台帳の作成 ⑧その他特命事項への対応 (2)帰宅困難者誘導・罹災証明班としての行動 ①本厚木駅、愛甲石田駅の帰宅困難者等の誘導 ②大規模災害時に係る建物被害認定調査、罹災証明・罹災者台帳に関すること ③その他特命事項への対応	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)Aランクの優先通常業務を臨時的に再開 ⇒市民税課Aランク業務なし
展開期 (～2w)	17	(1)財務対策部及び帰宅困難者誘導・罹災証明班としての行動継続 (2)財務対策部としての新規行動 ①罹災証明の作成・発行処理、窓口対応 ②罹災者台帳の作成 (3)帰宅困難者誘導・罹災証明班としての新規行動 ①罹災証明の発行に関する管理・調整 (4)職員ローテーションの確保 (5)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 ⇒市民税課 A ランク業務なし (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	23 (全員)	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	23 (全員)	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

3.4 資産税課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	10	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	15	(1)財務対策部としての行動(各課共通) ①来庁者の安全確保、庁舎被害の点検と応急措置 ②市内滞留者(帰宅困難者等)の一時滞在施設への誘導 ③緊急輸送対策(車両配車管理、燃料調達) ④市有施設・財産の被害調査と応急措置 ⑤災害時の予算執行と現金出納管理 ⑥罹災証明の作成、発行 ⑦罹災者台帳の作成 ⑧その他特命事項への対応 (2)帰宅困難者誘導・罹災証明班としての行動 ①本厚木駅、愛甲石田駅の帰宅困難者等の誘導 ②大規模災害時に係る建物被害認定調査、罹災証明・罹災者台帳に関する こと ③その他特命事項への対応	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①家屋・償却資産係 ・家屋調査に関する ・家屋評価システムに関する ・COKAS－Ⅰに関する ・納税通知書の封入封緘及び発送に関する ・納税通知書の返戻処理に関する こと ・地図情報システム(マルコとの連携)に関する ・電算依頼事務に関する ・非課税、特例、減免(火災等)に関する ・減額(耐震、バリアフリー、省エネ、長期優良)に関する ・閲覧縦覧に関する ②土地係 ・電算事務に関する(電算帳票の設計、管理及びオンライン端末の管理を含む) ・プログラム改造委託(土地データの一括処理) ・土地現地調査に関する ・固定資産評価システムに関する こと ・照会事務等に関する(課内調整等を含む)
展開期 (～2w)	15	(1)財務対策部及び帰宅困難者誘導・罹災証明班としての行動継続	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
		(2)財務対策部としての新規行動 ①罹災証明の作成・発行処理、窓口対応 ②罹災者台帳の作成 (3)帰宅困難者誘導・罹災証明班としての新規行動 ①罹災証明の発行に関する管理・調整 (4)職員ローテーションの確保 (5)外部からの支援部隊受入れ	(3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	22 (全員)	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	22 (全員)	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

3.5 収納課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	8	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	17	(1)財務対策部としての行動(各課共通) ①来庁者の安全確保、庁舎被害の点検と応急措置 ②市内滞留者(帰宅困難者等)の一時滞在施設への誘導 ③緊急輸送対策(車両配車管理、燃料調達) ④市有施設・財産の被害調査と応急措置 ⑤災害時の予算執行と現金出納管理 ⑥罹災証明の作成、発行 ⑦罹災者台帳の作成 ⑧その他特命事項への対応 (2)帰宅困難者誘導・罹災証明班としての行動 ①本厚木駅、愛甲石田駅の帰宅困難者等の誘導 ②大規模災害時に係る建物被害認定調査、罹災証明・罹災者台帳に関すること ③その他特命事項への対応	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①収納管理係 ・A ランクなし ②収納対策係 ・A ランクなし ③債権回収係 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	22	(1)財務対策部及び帰宅困難者誘導・罹災証明班としての行動継続 (2)財務対策部としての新規行動 ①罹災証明の作成・発行処理、窓口対応 ②罹災者台帳の作成 (3)帰宅困難者誘導・罹災証明班としての新規行動 ①罹災証明の発行に関する管理・調整 (4)職員ローテーションの確保 (5)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	30 (全員)	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
復興期 (1m～)	30 (全員)	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

4. 市民福祉部

4.1 地域包括ケア推進課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	8	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	9	(1)市民福祉対策部としての行動(各課共通) ①要配慮者の安否確認、避難誘導、避難生活支援に関わる福祉関係者等との連携調整 ②市内の福祉施設の状況把握と入所者・通所者・職員に対する支援 ③日本赤十字社・社会福祉協議会との連携 ④災害救援ボランティア支援センターにおける「介護ボランティア」に関すること ⑤住基・戸籍システムの機能確保と機能不全時の臨時措置 ⑥遺体処理対策(遺体の搬送、身元確認、安置所の設置運営、埋火葬対応等) ⑦その他特命事項への対応 (2)福祉対策班としての行動 ①要支援者の安否確認、避難誘導及び避難生活支援 ②義援金、見舞金、寄付金受理、配分及び義援物資に関すること ③日本赤十字社及び社会福祉協議会との連絡調整 ④その他特命事項への対応	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①福祉政策係 ・福祉総合情報システムの運用・管理 ②在宅福祉推進係 ・地域包括支援センターの運営に係ること ・地域包括支援センターの指導・相談に関すること
展開期 (～2w)	11	(1)市民福祉対策部及び福祉対策班としての行動継続 (2)市民福祉対策部としての新規行動(各課共通) ・義援金品の授受と配布の対応 (3)福祉対策班としての新規行動 ・義援金、見舞金、寄付金受理、配分及び義援物資の管理 (4)職員ローテーションの確保	1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
		(5)外部からの支援部隊受入れ	
復旧期 (～1m)	11	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務 から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態 勢の変更
復興期 (1m～)	11	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

4.2 福祉総合支援課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	7	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	8	(1)市民福祉対策部としての行動(各課共通) ①要配慮者の安否確認、避難誘導、避難生活支援に関わる福祉関係者等との連携調整 ②市内の福祉施設の状況把握と入所者・通所者・職員に対する支援 ③日本赤十字社・社会福祉協議会との連携 ⑤災害救援ボランティア支援センターにおける「介護ボランティア」に関すること ⑤住基・戸籍システムの機能確保と機能不全時の臨時措置に関すること ⑥遺体処理対策(遺体の搬送、身元確認、安置所の設置運営、埋火葬対応等) ⑦その他特命事項への対応 (2)福祉対策班としての行動 ①要支援者の安否確認、避難誘導及び避難生活支援に関わる福祉関係者等との連携調整に関すること ②義援金、見舞金、寄付金受理、配分及び義援物資に関すること ③日本赤十字社及び社会福祉協議会との連絡調整 ④その他特命事項への対応	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①福祉相談係 ・高齢者緊急一時保護に関すること ②福祉サービス係 ・緊急通報システムに関する事務 ・はいかい高齢者SOSシステムに関する事務 ・厚木市権利擁護支援センターに関すること ・見守りネットワークに関すること ・成年後見制度に関すること
展開期 (～2w)	12	(1)市民福祉対策部及び福祉対策班としての行動継続 (2)市民福祉対策部としての新規行動(各課共通) ・義援金品の授受と配布の対応 (3)福祉対策班としての新規行動 ・義援金、見舞金、寄付金受理、配分及び義援物資の管理 (4)職員ローテーションの確保 (5)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
復旧期 (～1m)	12	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から 通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継 続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員 態勢の変更
復興期 (1m～)	12	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

4.3 生活福祉課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	18	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	26	(1) 市民福祉対策部としての行動 (各課共通) ①要配慮者の安否確認、避難誘導、避難生活支援に関わる福祉関係者等との連携調整 ②市内の福祉施設の状況把握と入所者・通所者・職員に対する支援 ③日本赤十字社・社会福祉協議会との連携 ④災害救援ボランティア支援センターにおける「介護ボランティア」に関すること ⑤住基・戸籍システムの機能確保と機能不全時の臨時措置 ⑥遺体処理対策（遺体の搬送、身元確認、安置所の設置運営、埋火葬対応等） ⑦その他特命事項への対応 (2) 福祉対策班としての行動 ①要支援者の安否確認、避難誘導及び避難生活支援 ②義援金、見舞金、寄付金受理、配分及び義援物資に関すること ③日本赤十字社及び社会福祉協議会との連絡調整 ④その他特命事項への対応	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①経理給付係 ・経理給付係の総括事務 ・生活保護法に基づく経理事務 ・中国残留邦人等支援事業に関する業務 ②保護第一係 ・A ランクなし ③保護第二係 ・A ランクなし ④保護第三係 ・A ランクなし ⑤保護第四係 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	27	(1)市民福祉対策部及び福祉対策班としての行動継続 (2)市民福祉対策部としての新規行動（各課共通） ・義援金品の授受と配布の対応 (3)福祉対策班としての新規行動 ・義援金、見舞金、寄付金受理、配分及び義援物資の管理 (4)職員ローテーションの確保	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
		(5)外部からの支援部隊受入れ	
復旧期 (～1m)	27	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策 業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業 務引継 (4)残留する外部支援部隊との配 置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢 の変更
復興期 (1m～)	27	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

4.4 障がい福祉課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	11	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	17	(1) 市民福祉対策部としての行動 (各課共通) ①要配慮者の安否確認、避難誘導、避難生活支援に関わる福祉関係者等との連携調整 ②市内の福祉施設の状況把握と入所者・通所者・職員に対する支援 ③日本赤十字社・社会福祉協議会との連携 ④災害救援ボランティア支援センターにおける「介護ボランティア」に関すること ⑤住基・戸籍システムの機能確保と機能不全時の臨時措置 ⑥遺体処理対策(遺体の搬送、身元確認、安置所の設置運営、埋火葬対応等) ⑦その他特命事項への対応 (2) 福祉対策班としての行動 ①避難支援等関係者と連携した避難行動要支援者の安否、避難状況把握 ②地区担当班と連携した避難所での要支援者への支援 ③協定による緊急受入れ施設の開設支援 ④生きがいセンターの安全措置 ⑤災害救援ボランティア支援センターにおける「福祉ボランティア」に関すること ⑥その他特命事項への対応	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①障がい福祉係 ・手話通訳者及び要約筆記者派遣事務 ・身体障害者手帳、療育手帳関係事務 ・特別障害者手当事務 ・障害児福祉手当事務 ・経過的福祉手当事務 ・心身障害者医療費助成事務 ・委託契約事務 ・電算システム関係事務 ②障がい給付係 ・虐待防止(虐待防止ネットワーク会議を含む)に関する事務 ③障がい者支援第一係 ・医療保護入院(市長同意)事務 ・精神障害者保健福祉手帳関係事務 ④障がい者支援第二係 Aランク事務なし
展開期 (～2w)	20	(1)市民福祉対策部及び福祉対策班としての行動継続 (2)市民福祉対策部としての新規行動(各課共通) ・義援金品の授受と配布の対応 (3)福祉対策班としての新規行動	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
		・義援金、見舞金、寄付金受理、 配分及び義援物資の管理 (4)職員ローテーションの確保 (5)外部からの支援部隊受入れ	
復旧期 (～1m)	20	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業 務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務 引継 (4)残留する外部支援部隊との配置 調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態 勢の変更
復興期 (1m～)	20	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

4.5 介護福祉課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	4	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	6	(1) 市民福祉対策部としての行動(各課共通) ①要配慮者の安否確認、避難誘導、避難生活支援に関わる福祉関係者等との連携調整 ②市内の福祉施設の状況把握と入所者・通所者・職員に対する支援 ③日本赤十字社・社会福祉協議会との連携 ④災害救援ボランティア支援センターにおける「介護ボランティア」に関すること ⑤住基・戸籍システムの機能確保と機能不全時の臨時措置 ⑥遺体処理対策(遺体の搬送、身元確認、安置所の設置運営、埋火葬対応等) ⑦その他特命事項への対応 (2) 福祉対策班としての行動 ①避難支援等関係者と連携した避難行動要支援者の安否、避難状況の把握 ②地区担当班と連携した避難所での要支援者への支援 ③協定による緊急受入れ施設の開設支援 ④生きがいセンターの安全措置 ⑤災害救援ボランティア支援センターにおける「福祉ボランティア」に関すること ⑥その他特命事項への対応	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①介護給付係 ・A ランクなし ②介護認定係 ・避難行動要支援者登録・情報提供事務 ・避難行動要支援者支援システム運用・管理 ③介護保険料係 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	17 (全員)	(1)市民福祉対策部及び福祉対策班としての行動継続 (2)市民福祉対策部としての新規行動(各課共通) ・義援金品の授受と配布の対応 (3)福祉対策班としての新規行動	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
		・義援金、見舞金、寄付金受理、配分及び義援物資の管理 (4)職員ローテーションの確保 (5)外部からの支援部隊受入れ	
復旧期 (～1m)	17 (全員)	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	17 (全員)	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

4.6 市民課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	14	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	32 (全員)	(1)市民福祉対策部としての行動(各課共通) ①要配慮者の安否確認、避難誘導、避難生活支援に関わる福祉関係者等との連携調整 ②市内の福祉施設の状況把握と入所者・通所者・職員に対する支援 ③日本赤十字社・社会福祉協議会との連携 ④災害救援ボランティア支援センターにおける「介護ボランティア」に関すること ⑤住基・戸籍システムの機能確保と機能不全時の臨時措置 ⑥遺体処理対策(遺体の搬送、身元確認、安置所の設置運営、埋火葬対応等) ⑦その他特命事項への対応 (2)福祉対策班としての行動 ①住基・戸籍システムの機能確保 ②遺体の火葬等への対応 ③斎場の機能確保、応急対策 ④その他特命事項への対応	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①住民異動係 ・窓口受付事務に関すること ・証明書等作成交付に関すること ・住民異動届に関すること ・住民基本台帳、戸籍の附票の処理及び管理に関すること ・住民基本台帳ネットワークシステムの運用に関すること ・住民基本オンラインに関すること ・中長期在留者等の住居地届出に関すること ②戸籍係 ・届書の受付及び審査に関すること ・届書の照合に関すること ・戸籍の記載に関すること ・戸籍システムに関すること ・戸籍副本データ管理システムに関すること ・埋火葬許可に関すること ・犯歴事務(破産、成年後見制度含む)に関すること(成年被後見人、破産者及び犯罪人の名簿に関すること。) ③斎場管理係 ・斎場予約システムに関すること ・斎場運営支援システムに関すること ④マイナンバーカード・総合窓口整備担当 ・窓口受付事務に関すること

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
			・個人番号カード交付等に関すること ・電子証明に関すること
展開期 (～2w)	32 (全員)	(1)市民福祉対策部及び福祉対策班としての行動継続 (2)市民福祉対策部としての新規行動 (各課共通) ・義援金品の授受と配布の対応 (3)福祉対策班としての新規行動 ・義援金、見舞金、寄付金受理、配分及び義援物資の管理 (4)職員ローテーションの確保 (5)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	32 (全員)	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	32 (全員)	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

4.7 国保年金課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	16	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	23	(1)市民福祉対策部としての行動(各課共通) ①要配慮者の安否確認、避難誘導、避難生活支援に関わる福祉関係者等との連携調整 ②市内の福祉施設の状況把握と入所者・通所者・職員に対する支援 ③日本赤十字社・社会福祉協議会との連携 ④災害救援ボランティア支援センターにおける「介護ボランティア」に関すること ⑤住基・戸籍システムの機能確保と機能不全時の臨時措置 ⑥遺体処理対策(遺体の搬送、身元確認、安置所の設置運営、埋火葬対応等) ⑦その他特命事項への対応 (2)福祉対策班としての行動 ①医療救護本部に関すること ②医療救護所の開設、運営 ③医師会、歯科医師会、関係機関との連絡調整、被害調査 ④医療ボランティアに関すること ⑤ヘリポートの確保 ⑥その他特命事項への対応	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①国保給付係 ・電算(国保システム等)に関すること ・保険給付の届出に関すること ・届出に関すること ・資格照会に関すること ・被保険者証等の発行に関すること ②国保保険料係 ・保険料の収納に関すること ・保険料の還付・充当に関すること ・短期証、及び資格証明書等の交付に関すること ③長寿医療係 ・電算(後期システム等)に関すること ④国保管理係、国民年金係 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	30	(1)市民福祉対策部及び福祉対策班としての行動継続 (2)市民福祉対策部としての新規行動(各課共通) ・義援金品の授受と配布の対応 (3)福祉対策班としての新規行動 ・義援金、見舞金、寄付金受理、配分及び義援物資の管理 (4)職員ローテーションの確保 (5)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
復旧期 (～1m)	30	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	30	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

5. 健康こどもみらい部

5.1 こども育成課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	4	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	5	(1) 健康こどもみらい対策部としての行動(各課共通) ①所管施設の状況把握と機能保全に関すること ②避難所等の開設時における乳幼児世帯に対する健康維持支援 ③医療救護本部及び医療救護所の設置及び運営 ④医療ボランティアの受入れ調整 ⑤避難所等における医療対策及び衛生管理対策 ⑥その他特命事項への対応 (2)児童クラブ班としての行動 ①児童クラブ及び私立幼稚園の安全確保・被害状況集約 ②その他特命事項への対応	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①こども政策係 ・A ランクなし ②放課後こども係 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	5	(1)健康こどもみらい対策部、児童クラブ班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B,C,D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援部隊の撤収に伴う職員体制の変更
復旧期 (～1m)	5	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援部隊の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	5	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

5.2 保育課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	64	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	80 (全員)	(1)健康こどもみらい対策部としての行動(各課共通) ①所管施設の状況把握と機能保全に関すること ②避難所等の開設時における乳幼児世帯に対する健康維持支援 ③医療救護本部及び医療救護所の設置及び運営 ④医療ボランティアの受入れ調整 ⑤避難所等における医療対策及び衛生管理対策 ⑥その他特命事項への対応 (2)保育班としての行動 ①保育施設の機能確保・応急対策 ②民間認可保育所等の安全確保・被害状況集約 ③指定避難所等の保育士派遣 ④その他特命事項への対応	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①保育認定・給付係 ・A ランクなし ②保育施設係 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	80 (全員)	(1)健康こどもみらい対策部、保育班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	80 (全員)	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	80 (全員)	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

5.3 子育て給付課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	10	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	12	(1) 健康こどもみらい対策部としての行動(各課共通) ①所管施設の状況把握と機能保全 ②避難所等の開設時における乳幼児世帯に対する健康維持支援 ③医療救護本部及び医療救護所の設置及び運営 ④医療ボランティアの受入れ調整 ⑤避難所等における医療対策及び衛生管理対策 ⑥その他特命事項への対応 (2)保育班としての行動 ①保育施設の機能確保・応急対策 ②民間認可保育所等の安全確保・被害状況集約 ③指定避難所等の保育士派遣 ④その他特命事項への対応	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①こども家庭支援係 ・助産施設への入所に関する事務 ・母子生活支援施設への入所に関する事務 ②こども医療・手当係 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	13	(1)健康こどもみらい対策部、保育班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	13	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	13	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

5.4 青少年課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	4	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	9	健康こどもみらい対策部としての行動 (各課共通) ①所管施設の状況把握と機能保全 ②避難所等の開設時における乳幼児 世帯に対する健康維持支援 ③医療救護本部及び医療救護所の 設置及び運営 ④医療ボランティアの受入れ調整 ⑤避難所等における医療対策及び衛 生管理対策 ⑥その他特命事項への対応 青少年班としての行動 ①子ども科学館の機能確保・応急対 策 ②児童館の安全措置 ③帰宅困難者用一時滞在施設(サイ エンスホール250)の開設・運営 ④その他特命事項への対応	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確 認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合 の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の 場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に 再開 ①青少年育成係 ・A ランクなし ②青少年施設係 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	10	(1)健康こどもみらい対策部、青少年 班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢 の変更
復旧期 (～1m)	10	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業 務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引 継 (4)残留する外部支援部隊との配置調 整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢 の変更
復興期 (1m～)	10	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

5.5 こども家庭センター

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	28	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	36	健康こどもみらい対策部としての行動 (各課共通) ①所管施設の状況把握と機能保全 ②避難所等の開設時における乳幼児 世帯に対する健康維持支援 ③医療救護本部及び医療救護所の 設置及び運営 ④医療ボランティアの受入れ調整 ⑤避難所等における医療対策及び衛 生管理対策 ⑥その他特命事項への対応 (2)保健支援班としての行動 ①災害保健活動の方針の決定・実施 ②保健福祉事務所及び県との連絡調 整 ③避難所等での避難者に対する保健 指導及び健康相談 ④助産施設及び母子生活支援施設 への入所 ⑤その他特命事項への対応	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確 認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合 の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の 場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に 再開 ①こども相談係 ・児童虐待防止に関すること ②女性相談係 ・DV 防止等に関すること ③子育て支援係 ・A ランクなし ④こども保健第一係 ・A ランクなし ⑤こども保健第二係 ・A ランクなし ⑥発達支援係 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	37	(1)健康こどもみらい対策部保健支援 班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2) C ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態 勢の変更
復旧期 (～1m)	41 (全員)	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業 務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引 継 (4)残留する外部支援部隊との配置調 整	(1)再開した A、C ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態 勢の変更
復興期 (1m～)	41 (全員)	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

5.6 健康医療課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	16	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	21 (全員)	(1) 健康こどもみらい対策部としての行動(各課共通) ①所管施設の状況把握と機能保全 ②避難所等の開設時における乳幼児世帯に対する健康維持支援 ③医療救護本部及び医療救護所の設置及び運営 ④医療ボランティアの受入れ調整 ⑤避難所等における医療対策及び衛生管理対策 ⑥その他特命事項への対応 (2)医療班としての行動 ①医療救護本部の設置・運営 ②医療救護所の開設・運営 ③医師会及び歯科医師会並びに関係機関との連絡調整、被害調査 ④医療ボランティアの受入れ調整 ⑤ヘリポート確保の対応 ⑥保健福祉センター・休日等急患センターの機能確保、応急対策 ⑦老人福祉センター寿荘の安全措置 ⑧その他特命事項への対応	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①健康医療係 ・災害時医療対策に関すること ・メジカルセンターの管理運営に関すること ・感染症に関すること ②保健医療施設係 ・保健福祉センターの総括的管理に関すること ③健診・予防係 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	21 (全員)	(1)健康こどもみらい対策部医療班、保健支援班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	21 (全員)	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	21 (全員)	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

6. 市民交流部

6.1 市民協働推進課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	11	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	15	(1)市民交流対策部としての行動(各課共通) ①健康こどもみらい対策部の医療班・保健支援班との連携 ②医療救護所の設置・運営支援 ③避難所の状況把握と運営支援 ④帰宅困難者用一時滞在施設の開設、運営 ⑤避難所及び帰宅困難者用一時滞在施設の運営上での外国人対策 ⑤所管施設の状況把握と機能保全 ⑦その他特命事項への対応 (2)市民連絡・ボランティア班としての行動 ①各自治会との連絡調整 ②災害救援ボランティア支援センターの事務局及び「一般ボランティア」に関すること ③災害救援ボランティア支援センターにおける「通訳及び翻訳ボランティア」に関すること ④要配慮者(外国人)に対する総合支援 ⑤公民館の機能確保・応急対策 ⑥市営自転車駐輪場施設の安全措置 ⑦その他特命事項への対応	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①市民協働推進係 ・A ランクなし ②公民館係 ・A ランクなし ③人権男女相談係 ・通訳ボランティア ④消費生活センター ・A ランクなし
展開期 (～2w)	19 (全員)	(1)市民交流対策部、市民連絡・ボランティア班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
復旧期 (～1m)	19 (全員)	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	19 (全員)	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

6.2 公民館・地区市民センター

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	44	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	70	(1)市民交流対策部としての行動(各課共通) ①健康こどもみらい対策部の医療班・保健支援班との連携 ②医療救護所の設置・運営支援 ③避難所の状況把握と運営支援 ④帰宅困難者用一時滞在施設の開設、運営 ⑤避難所及び帰宅困難者用一時滞在施設の運営上での外国人対策 ⑥所管施設の状況把握と機能保全 ⑦その他特命事項への対応 (2)地区担当班としての行動 ①公民館の機能確保・応急対策 ②自主防災隊との連絡調整 ③担当地区内における災害情報(被害情報)の収集・報告 ④担当地区内の指定避難所の開設・運営 ⑤避難所運営委員会に関すること ⑥避難所運営委員会と連携した避難所の運営支援 ⑦避難所での避難行動要支援者の安否確認 ⑧避難所内に設置する福祉避難スペースでの受け入れ ⑨各避難所での避難行動要支援者の安否情報集約 ⑩医療救護所(避難所)の被災状況(医薬品保管場所含む)の情報収集 ⑪医療班・保健支援班との連絡調整 ⑫その他特命事項へ対応	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①厚木北公民館・地区市民センターほか 14 館 ・避難所運営委員会の運営支援に関すること ②厚木北公民館・地区市民センターほか 15 館(分館含む) ・公民館の維持管理に関すること
展開期 (～2w)	74 (全員)	(1)市民交流対策部、地区担当班としての行動継続	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
		(2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(3)外部支援要員の撤収に伴う職員態 勢の変更
復旧期 (～1m)	74 (全員)	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務 から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態 勢の変更
復興期 (1m～)	74 (全員)	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

6.3 生涯学習課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	7	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	9	(1)市民交流対策部としての行動(各課共通) ①健康こどもみらい対策部の医療班・保健支援班との連携 ②医療救護所の設置・運営支援 ③避難所の状況把握と運営支援 ④帰宅困難者用一時滞在施設の開設、運営 ⑤避難所及び帰宅困難者用一時滞在施設の運営上での外国人対策 ⑥所管施設の状況把握と機能保全 ⑦その他特命事項への対応 (2)生涯学習班としての行動 ①学習支援センターの機能確保・応急対策 ②七沢自然ふれあいセンターの機能確保・応急対策 ③あつぎ市民交流プラザの機能確保及び応急対策 ④帰宅困難者用一時滞在施設(アミュ―あつぎ公共ゾーン)の開設・運営 ⑤広域応援活動拠点(文化会館)に関すること ⑥中央図書館の機能確保及び応急対策 ⑦その他特命事項への対応	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①防火防災に関すること ②施設管理業務に関すること ③駐車場関連に関すること ④ビル管理・修繕等に関すること
展開期 (～2w)	10 (全員)	(1)市民交流対策部、生涯学習班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
復旧期 (～1m)	10 (全員)	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	10 (全員)	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

6.4 くらし交通安全課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	10	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	13 (全員)	(1)市民交流対策部としての行動(各課共通) ①健康こどもみらい対策部の医療班・保健支援班との連携 ②医療救護所の設置・運営支援 ③避難所の状況把握と運営支援 ④帰宅困難者用一時滞在施設の開設、運営 ⑤避難所及び帰宅困難者用一時滞在施設の運営上での外国人対策 ⑥所管施設の状況把握と機能保全 ⑦その他特命事項への対応 (2)市民連絡・ボランティア班としての行動 ①各自治会との連絡調整 ②災害救援ボランティア支援センターの事務局及び「一般ボランティア」に関すること ③災害救援ボランティア支援センターにおける「通訳及び翻訳ボランティア」に関すること ④要配慮者(外国人)に対する総合支援 ⑤公民館の機能確保・応急対策 ⑥市営自転車駐輪場施設の安全措置 ⑦その他特命事項への対応	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①くらし安全係 ・A ランクなし ②交通安全係 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	13 (全員)	(1)市民交流対策部、市民連絡・ボランティア班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	13 (全員)	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
復興期 (1m～)	13 (全員)	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

6.5 中央図書館

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	10	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	10 (全員)	(1)市民交流対策部としての行動(各課 共通) ①健康こどもみらい対策部の医療班・ 保健支援班との連携 ②医療救護所の設置・運営支援 ③避難所の状況把握と運営支援 ④帰宅困難者用一時滞在施設の開設、 運営 ⑤避難所及び帰宅困難者用一時滞在 施設の運営上での外国人対策 ⑥所管施設の状況把握と機能保全 ⑦その他特命事項への対応 (2)文化生涯学習班としての行動 ①学習支援センターの機能確保・応急 対策 ②七沢自然ふれあいセンターの機能確 保・応急対策 ③あつぎ市民交流プラザの機能確保 及び応急対策 ④帰宅困難者用一時滞在施設(アミュ ーあつぎ公共ゾーン)の開設・運営 ⑤広域応援活動拠点(文化会館)に関 すること ⑥中央図書館の機能確保及び応急対 策 ⑦その他特命事項への対応	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確 認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合 の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の 場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に 再開 ①図書館係 ・A ランクなし ②図書館・未来館整備担当 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	10 (全員)	(1)市民交流対策部、生涯学習班とし ての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢 の変更

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
復旧期 (～1m)	10 (全員)	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	10 (全員)	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

7. 産業文化スポーツ部

7.1 産業振興課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	2	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	5	(1)産業文化スポーツ策部としての行動 (各課共通) ①本厚木駅周辺、愛甲石田駅周辺の パトロール・応急対策 ②本厚木、愛甲石田駅周辺の情報収 集 ③帰宅困難者用一時滞在施設(東町ス ポーツセンター、アミューあつぎ、レンブ ラントホテル厚 木)の開設・運営 ④広域活動拠点(厚木西高校、厚木北 高校、文化会館)に関すること ⑤所管施設の状況把握と機能保全 ⑥その他特命事項への対応	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確 認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の 代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場 合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に 再開 ①産業振興・企業誘致係 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	9 (全員)	(1)産業文化スポーツ対策部駅周辺パ トロール班としての行動 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢 の変更
復旧期 (～1m)	9 (全員)	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務 から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引 継 (4)残留する外部支援部隊との配置調 整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢 の変更
復興期 (1m～)	9 (全員)	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	全業務再開

7.2 商業観光課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	4	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	9	(1)産業文化スポーツ策部としての行動 (各課共通) ①本厚木駅周辺、愛甲石田駅周辺のパトロール・応急対策 ②本厚木、愛甲石田駅周辺の情報収集 ③帰宅困難者用一時滞在施設(東町スポーツセンター、アミューあつぎ、レンブラントホテル厚木)の開設・運営 ④広域活動拠点(厚木西高校、厚木北高校、文化会館)に関すること ⑤所管施設の状況把握と機能保全 ⑥その他特命事項への対応	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①商業振興係 ・A ランクなし ②観光振興係 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	16 (全員)	(1)産業文化スポーツ対策部駅周辺パトロール班としての行動 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部から産業振興対策部本の支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	16 (全員)	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	16 (全員)	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

7.3 スポーツ推進課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	7	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	11	(1)産業文化スポーツ策部としての行動 (各課共通) ①本厚木駅周辺、愛甲石田駅周辺の パトロール・応急対策 ②本厚木、愛甲石田駅周辺の情報収 集 ③帰宅困難者用一時滞在施設(東町ス ポーツセンター、アミューあつぎ、レンブ ラントホテル厚 木)の開設・運営 ④広域活動拠点(厚木西高校、厚木北 高校)に関すること ⑤所管施設の状況把握と機能保全 ⑥その他特命事項への対応	(1) B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確 認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合 の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の 場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に 再開 ①スポーツ振興係 ・A ランクなし ②スポーツ施設係 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	15 (全員)	(1)産業文化スポーツ対策部駅周辺パ トロール班としての行動 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員撤収に伴う職員体制の 変更
復旧期 (～1m)	15 (全員)	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務 から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引 継 (4)残留する外部支援部隊との配置調 整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員体制 の変更
復興期 (1m～)	15 (全員)	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

7.4 文化魅力創造課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	11	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	16 (全員)	(1)産業文化スポーツ策部としての行動 (各課共通) ①本厚木駅周辺、愛甲石田駅周辺の パトロール・応急対策 ②本厚木、愛甲石田駅周辺の情報収 集 ③帰宅困難者用一時滞在施設(東町ス ポーツセンター、アミューあつぎ、レンブ ラントホテル厚 木)の開設・運営 ④広域活動拠点(厚木西高校、厚木北 高校、文化会館)に関すること ⑤所管施設の状況把握と機能保全 ⑥その他特命事項への対応	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確 認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合 の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の 場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に 再開 ①文化財保護係 ・A ランクなし ②あつぎ郷土博物館 ・A ランクなし ③文化芸術振興係 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	16 (全員)	(1)産業文化スポーツ対策部駅周辺パ トロール班としての行動 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢 の変更
復旧期 (～1m)	16 (全員)	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務 から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引 継 (4)残留する外部支援部隊との配置調 整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢 の変更
復興期 (1m～)	16 (全員)	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

8. 環境農政部

8.1 環境政策課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	5	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	6 (全員)	(1)環境農政対策部としての行動(各課共通) ①災害発生に伴う環境悪化への対処・予防措置 ②応急給水対策(飲料水の確保、配送及び給水) ③ゴミの一時保管場所の確保 ④仮設トイレ対策 ⑤環境センターの機能確保・応急対策 ⑥衛生プラントの安全措置 ⑦資源化センターの安全措置 ⑧環境衛生(防疫活動)に関すること ⑨ゴミ、し尿及び災害廃棄物の収集・処理 ⑩ペット避難 ⑪飼養動物の保護 ⑫その他特命事項への対応	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①環境政策係 ・関係機関との総合調整に関すること。(県等との調整) ・部内の庶務及び人事に関すること。(部内調整)
展開期 (～2w)	7 (全員)	(1)環境農政対策部環境・給水班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	7 (全員)	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	7 (全員)	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

8.2 生活環境課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	7	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	10 (全員)	(1)環境農政対策部としての行動(各課共通) ①災害発生に伴う環境悪化への対処・予防措置 ②応急給水対策(飲料水の確保、配送及び給水) ③ゴミの一時保管場所の確保 ④仮設トイレ対策 ⑤環境センターの機能確保・応急対策 ⑥衛生プラントの安全措置 ⑦資源化センターの安全措置 ⑧環境衛生(防疫活動)に関すること ⑨ゴミ、し尿及び災害廃棄物の収集・処理 ⑩ペット避難 ⑪飼養動物の保護 ⑫その他特命事項への対応	(1)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (2)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①美化衛生係 ・厚木市環境みどり公社との連絡調整に関すること。 ・衛生プラントの運営管理に関すること。 ・狂犬病予防法に基づく事務に関すること。 ・動物愛護及び管理に関する法律に基づく事務に関すること。 ・ペット避難に関すること ②環境保全係 ・水質汚濁防止に関すること ・土壌汚染対策に関すること ・騒音・振動防止に関すること ・悪臭の防止に関すること ・公害の苦情処理に関すること ・大気汚染の防止に関すること (3)B、C ランク業務の休止手続
展開期 (～2w)	10 (全員)	(1)環境農政対策部環境・給水班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	10 (全員)	(1)応急対応業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対応業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～C ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	10 (全員)	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

8.3 環境事業課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	6	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	12	(1)環境農政対策部としての行動(各課共通) ①災害発生に伴う環境悪化への対処・予防措置 ②応急給水対策(飲料水の確保、配送及び給水) ③ゴミの一時保管場所の確保 ④仮設トイレ対策 ⑤環境センターの機能確保・応急対策 ⑥衛生プラントの安全措置 ⑦資源化センターの安全措置 ⑧環境衛生(防疫活動)に関すること ⑨ゴミ、し尿及び災害廃棄物の収集・処理 ⑩ペット避難 ⑪飼養動物の保護 ⑫その他特命事項への対応	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①業務係・資源循環係 ・ごみの収集及び運搬に関すること ②環境施設係 ・ごみ焼却施設維持管理(中間処理) ・粗大ごみ処理施設維持管理(中間処理) ・資源化センター施設維持管理(中間処理) ・ふれあいプラザ施設維持管理
展開期 (～2w)	16 (全員)	(1) 環境農政対策部環境・給水班としての行動継続 ①業務係・資源循環係 ・災害廃棄物処理に関する業務を継続 ・災害対策本部と連携し、自衛隊・警察・消防等の行う応急対応への協力 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	16 (全員)	(1) 応急対策業務の打ち切り調整 ①業務係・資源循環係 ・災害廃棄物処理に関する業務を継続 ・広域連携等の手続きを開始 ・廃棄物に関する広報活動の継続 ・有害廃棄物等の処理を開始 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰)	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
		(3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	
復興期 (1m～)	16 (全員)	(1) 組織変更 ①業務係・資源循環係 ・災害廃棄物に関する業務を継続 ・災害廃棄物処理実行計画の作成開始 ・広域連携等の手続きを継続 ・廃棄物に関する広報活動の継続 ・有害廃棄物等の処理を継続 ・二次仮置場の開設、準備 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

8.4 農業政策課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	18 (全員)	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	18 (全員)	(1)環境農政対策部としての行動(各課共通) ①災害発生に伴う環境悪化への対処・予防措置 ②応急給水対策(飲料水の確保、配送及び給水) ③ゴミの一時保管場所の確保 ④仮設トイレ対策 ⑤環境センターの機能確保・応急対策 ⑥衛生プラントの安全措置 ⑦資源化センターの安全措置 ⑧環境衛生(防疫活動)に関すること ⑨ゴミ、し尿及び災害廃棄物の収集・処理 ⑩ペット避難 ⑪飼養動物の保護 ⑫その他特命事項への対応	(1) B、C、Dランク業務の休止 手続 (2) Aランク業務の継続に関わる 状況確認。 ①必要人員の確保可否と「否」の 場合の代行要員確保。 ②業務継続場所の確保可否と「否」 の場合の代替施設調整 (3) Aランクの優先通常業務を臨 時的に再開。 ①農業政策係 ・ A ランクなし ②地産地消係 ・ A ランクなし ③農林土木係 ・ 自然災害等による災害復旧事業に 関すること ④鳥獣対策係 ・ A ランク事業なし
展開期 (～2w)	18 (全員)	(1)環境農政対策部環境・給水班としての 行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開したAランク業務の継続 (2)B、C、Dランクの適宜再開 (3)外支援
復旧期 (～1m)	18 (全員)	(1)応急対応業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対応業務 から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～C ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態 勢の変更
復興期 (1m～)	18 (全員)	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

9. 都市みらい部

9.1 都市計画課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	10	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	14	(1)都市みらい対策部としての行動(各課共通) ①市内危険箇所の状況把握と応急措置 ②応急危険度判定の実施に必要な支援部隊の受入れ調整 ③被災宅地危険度判定の実施に必要な支援部隊の受入れ調整 ④所管施設の状況把握と機能保全 ⑤その他特命事項への対応 (2)パトロール班としての行動 ①危険箇所等のパトロール・応急対策【建物等の危険箇所(市内全域)】 ②市営住宅の安全措置 ③仮設住宅に関すること ④その他特命事項への対応	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①都市計画係 ・A ランクなし ②まちづくり政策係 ・A ランクなし ③交通政策係 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	14	(1)都市みらい対策部、パトロール班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ (4)都市復興グループとしての行動 ①都市復興基本方針の策定	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	14	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	15 (全員)	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト (3)都市復興グループとしての行動 ①都市復興基本計画の策定及び策定	(1)全業務再開

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
		に向けた市民意向調査の実施 ②復興まちづくり協議会の設立及び運 営の支援 ③時限的市街地の設定	

9.2 住宅課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	6	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	9 (全員)	(1)都市みらい対策部としての行動(各課共通) ①市内危険箇所の状況把握と応急措置 ②応急危険度判定の実施に必要な支援部隊の受入れ調整 ③被災宅地危険度判定の実施に必要な支援部隊の受入れ調整 ④所管施設の状況把握と機能保全 ⑤その他特命事項への対応 (2)パトロール班としての行動 ①危険箇所等のパトロール・応急対策【建物等の危険箇所(市内全域)】 ②市営住宅の安全措置 ③仮設住宅に関すること ④その他特命事項への対応	(1)B、C、Dランク業務の休止手続き (2)Aランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)Aランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①住宅政策係 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	9 (全員)	(1)都市みらい対策部、パトロール班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開したAランク業務の継続 (2)B、C、Dランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	9 (全員)	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開したA～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	9 (全員)	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

9.3 建築課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	7	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	12	(1)都市みらい対策部としての行動(各課共通) ①市内危険箇所の状況把握と応急措置 ②応急危険度判定の実施に必要な支援部隊の受入れ調整 ③被災宅地危険度判定の実施に必要な支援部隊の受入れ調整 ④所管施設の状況把握と機能保全 ⑤その他特命事項への対応 (2)パトロール班としての行動 ①危険箇所等のパトロール・応急対策【建物等の危険箇所(市内全域)】 ②市営住宅の安全措置 ③仮設住宅に関すること ④その他特命事項への対応	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①建築係 ・A ランクなし ②設備係 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	15	(1)都市みらい対策部、危険度判定班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	15	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続
復興期 (1m～)	15	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

9.4 建築指導課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	7	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	12	(1)都市みらい対策部としての行動(各課共通) ①市内危険箇所の状況把握と応急措置 ②応急危険度判定の実施に必要な支援部隊の受入れ調整 ③被災宅地危険度判定の実施に必要な支援部隊の受入れ調整 ④所管施設の状況把握と機能保全 ⑤その他特命事項への対応 (2)パトロール班としての行動 ①危険箇所等のパトロール・応急対策【建物等の危険箇所(市内全域)】 ②市営住宅の安全措置 ③仮設住宅に関すること ④その他特命事項への対応 (3)危険度判定班としての行動 ①応急危険度判定活動 ②応急危険度判定士の受け入れ ③専門ボランティアに関すること。 ④その他特命事項への対応	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①建築指導係 ・建築物の応急危険度判定に関すること ②建築審査係 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	12	(1)都市みらい対策部、危険度判定班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	12	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	12	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

9.5 開発審査課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	8	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	11	(1)都市みらい対策部としての行動(各課共通) ①市内危険箇所の状況把握と応急措置 ②応急危険度判定の実施に必要な支援部隊の受入れ調整 ③被災宅地危険度判定の実施に必要な支援部隊の受入れ調整 ④所管施設の状況把握と機能保全 ⑤その他特命事項への対応 (2)パトロール班としての行動 ①危険箇所等のパトロール・応急対策【建物等の危険箇所(市内全域)】 ②市営住宅の安全措置 ③仮設住宅に関すること ④その他特命事項への対応 (3)被災宅地危険度判定班としての行動 ①被災宅地危険度判定活動に関すること ②被災宅地危険度判定士の受け入れ ③その他特命事項への対応	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①開発調査係 ・被災宅地危険度判定活動に関する事務 ②開発審査係 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	11	(1)都市みらい対策部、パトロール班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	14 (全員)	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期	14	(1)組織変更	(1)全業務再開

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
(1m～)	(全員)	(2)復興業務所管部への要員シフト	

9.6公園緑地課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	10	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	17	(1)都市みらい対策部としての行動(各課共通) ①市内危険箇所の状況把握と応急措置 ②応急危険度判定の実施に必要な支援部隊の受入れ調整 ③被災宅地危険度判定の実施に必要な支援部隊の受入れ調整 ④所管施設の状況把握と機能保全 ⑤その他特命事項への対応 (2)物資集積班としての行動 ①荻野運動公園の機能確保、応急対策 ②物資供給、集積拠点(荻野運動公園)の確保、応援物資の仕分け・管理 ③公園等の安全措置、車中避難場所の提供等 ④厚木中央公園地下駐車場の安全措置 ⑤その他特命事項への対応	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①維持管理係 ・A ランクなし ②計画整備係 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	21 (全員)	(1)都市みらい対策部としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	21 (全員)	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	21 (全員)	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

9.7市街地整備課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	9	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	14	(1)都市みらい対策部としての行動(各課共通) ①市内危険箇所の状況把握と応急措置 ②応急危険度判定の実施に必要な支援部隊の受入れ調整 ③被災宅地危険度判定の実施に必要な支援部隊の受入れ調整 ④所管施設の状況把握と機能保全 ⑤その他特命事項への対応 (2)物資集積班としての行動 ①荻野運動公園の機能確保、応急対策 ②物資供給、集積拠点(荻野運動公園)の確保、応援物資の仕分け・管理 ③公園等の安全措置、車中避難場所の提供等 ④厚木中央公園地下駐車場の安全措置 ⑤その他特命事項への対応	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①市街地整備係 ・厚木中央公園地下駐車場の運営管理に関すること ・防火防災に関すること ・施設管理業務に関すること ・駐車場関連に関すること
展開期 (～2w)	16 (全員)	(1)都市みらい対策部としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	16 (全員)	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	16 (全員)	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

9.8区画整理課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	6	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	8 (全員)	(1)都市みらい対策部としての行動(各課共通) ①市内危険箇所の状況把握と応急措置 ②応急危険度判定の実施に必要な支援部隊の受入れ調整 ③被災宅地危険度判定の実施に必要な支援部隊の受入れ調整 ④所管施設の状況把握と機能保全 ⑤その他特命事項への対応 (2)パトロール班としての行動 ①危険箇所等のパトロール・応急対策【建物等の危険箇所(市内全域)】 ②市営住宅の安全措置 ③仮設住宅に関すること ④その他特命事項への対応	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①区画整理第一係 ・A ランクなし ②区画整理第二係 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	8 (全員)	(1)都市みらい対策部、パトロール班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	8 (全員)	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	8 (全員)	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

10. 都市インフラ整備部

10.1 道路総務課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	10	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	19	(1)都市インフラ整備対策部としての行動(各課共通) ①道路(地下道を含む)及び橋梁等の状況把握、応急点検・応急復旧 ②下水道施設及び排水路の状況把握、応急点検・応急復旧 ③応急対策用資機材の調達 ④その他特命事項への対応 (2)ピンポイントパトロール・応急対策班としての行動 ①道路啓開に関すること ②道路通行不能時の誘導協力 ③道路(地下道を含む)及び橋梁等の応急点検・応急復旧 ④帰宅困難者用一時滞在施設(地下道)の運営 ⑤道路復旧に係る建設業協会等協定団体との連絡調整 ⑥被災が予想される道路及び橋りょう等のピンポイントパトロール ⑦危険箇所等の応急対策 ⑧その他特命事項への対応	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①道路総務係 ・A ランクなし ②路政係 ・A ランクなし ③道路境界係 ・A ランクなし ④国県道調整担当 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	21 (全員)	(1)ピンポイントパトロール・応急対策班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	21 (全員)	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
		整	
復興期 (1m～)	21 (全員)	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

10.2 道路維持課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	15	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	20 (全員)	(1)都市インフラ整備対策部としての行動(各課共通) ①道路(地下道を含む)及び橋梁等の状況把握、応急点検・応急復旧 ②下水道施設及び排水路の状況把握、応急点検・応急復旧 ③応急対策用資機材の調達 ④その他特命事項への対応 (2)ピンポイントパトロール・応急対策班としての行動 ①道路啓開に関すること ②道路通行不能時の誘導協力 ③道路(地下道を含む)及び橋梁等の応急点検・応急復旧 ④帰宅困難者用一時滞在施設(地下道)の運営 ⑤道路復旧に係る建設業協会等協定団体との連絡調整 ⑥被災が予想される道路及び橋りょう等のピンポイントパトロール ⑦危険箇所等の応急対策 ⑧その他特命事項への対応	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①道路維持係 ・A ランクなし ②施設維持係 ・A ランクなし ③道路補修事務所 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	20 (全員)	(1)道路対策部ピンポイントパトロール・応急対策班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	20 (全員)	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期	20	(1)組織変更	(1)全業務再開

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
(1m～)	(全員)	(2)復興業務所管部への要員シフト	

10.3 道路整備課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	10	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	13 (全員)	(1)都市インフラ整備対策部としての行動 (各課共通) ①道路(地下道を含む)及び橋梁等の状況把握、応急点検・応急復旧 ②下水道施設及び排水路の状況把握、 応急点検・応急復旧 ③応急対策用資機材の調達 ④その他特命事項への対応 (2)ピンポイントパトロール・応急対策班としての行動 ①道路啓開に関すること ②道路通行不能時の誘導協力 ③道路(地下道を含む)及び橋梁等の応急点検・応急復旧 ④帰宅困難者用一時滞在施設(地下道)の運営 ⑤道路復旧に係る建設業協会等協定団体との連絡調整 ⑥被災が予想される道路及び橋りょう等のピンポイントパトロール ⑦危険箇所等の応急対策 ⑧その他特命事項への対応	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①道路整備係 ・工事・委託業務の調整(地権者・企業者・関係機関等) ・工事・委託業務の設計、積算業務 ・工事・委託業務の監理 ②道路用地係 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	13 (全員)	(1)道路対策部ピンポイントパトロール・ 応急対策班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	13 (全員)	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	13 (全員)	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

10.4 交通混雑対策課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	3	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	9	(1)都市インフラ整備対策部としての行動(各課共通) ①道路(地下道を含む)及び橋梁等の状況把握、応急点検・応急復旧 ②下水道施設及び排水路の状況把握、応急点検・応急復旧 ③応急対策用資機材の調達 ④その他特命事項への対応 (2)ピンポイントパトロール・応急対策班としての行動 ①道路啓開に関すること ②道路通行不能時の誘導協力 ③道路(地下道を含む)及び橋梁等の応急点検・応急復旧 ④帰宅困難者用一時滞在施設(地下道)の運営 ⑤道路復旧に係る建設業協会等協定団体との連絡調整 ⑥被災が予想される道路及び橋りょう等のピンポイントパトロール ⑦危険箇所等の応急対策 ⑧その他特命事項への対応	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①道路環境整備係 ・道路交通環境整備(交差点改良、自転車走行空間、無電柱化等)に関する事務、工事委託業務の調整(地権者・企業者・関係機関等) ・道路交通環境整備(交差点改良、自転車走行空間、無電柱化等)に関する工事委託の設計、積算業務 ・道路交通環境整備(交差点改良、自転車走行空間、無電柱化等)に関する工事委託の監理業務 ②幹線道路係 ・幹線市道新設改良事業に関する事務、工事委託業務の調整(地権者・企業者・関係機関等) ・幹線市道新設改良事業に関する事務、工事委託の設計、積算業務 ・幹線市道新設改良事業に関する事務、工事委託の監理業務 ・歩道整備事業に関する事務、工事委託業務の調整(地権者・企業者・関係機関等) ・歩道整備事業に関する事務、工事委託の設計、積算業務 ・歩道整備事業に関する事務、工事委託の監理業務 ・街路整備事業に関する事務、工事委託業務の調整(地権者・企業者・関係機関等) ・街路整備事業に関する事務、工事委

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
			託の設計、積算業務 ・街路整備事業に関する事務、工事委託の監理業務
展開期 (～2w)	10 (全員)	(1)道路対策部ピンポイントパトロール・ 応急対策班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢 の変更
復旧期 (～1m)	10 (全員)	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務 から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引 継 (4)残留する外部支援部隊との配置調 整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢 の変更
復興期 (1m～)	10 (全員)	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

10.5 河川下水道総務課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	8	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	14	(1)都市インフラ整備対策部としての行動(各課共通) ①道路(地下道を含む)及び橋梁等の状況把握、応急点検・応急復旧 ②下水道施設及び排水路の状況把握、応急点検・応急復旧 ③応急対策用資機材の調達 ④その他特命事項への対応 (2)河川下水道対策班としての行動 ①下水道施設及び排水路のパトロール・応急対策 ②河川の状況把握・パトロール、応急対策 ③仮設トイレ対策 ④その他特命事項への対応	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①河川下水道総務係 ・公共下水道事業会計予算の編成及び執行管理に関すること ・公共下水道の使用開始、使用料賦課に関すること ・公共下水道事業に係る市債に関すること ・給与費の支払に関すること ・資産の取得・処分、資産台帳の管理に関すること ②河川下水道計画係 ・公共下水道事業会計予算の編成及び執行管理に関すること
展開期 (～2w)	18 (全員)	(1)ピンポイントパトロール・応急対策班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	18 (全員)	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	18 (全員)	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

10.6 河川下水道施設課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	5	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	13	(1)都市インフラ整備対策部としての行動(各課共通) ①道路(地下道を含む)及び橋梁等の状況把握、応急点検・応急復旧 ②下水道施設及び排水路の状況把握、応急点検・応急復旧 ③応急対策用資機材の調達 ④その他特命事項への対応 (2)河川下水道対策班としての行動 ①下水道施設及び排水路のパトロール・応急対策 ②河川の状況把握・パトロール、応急対策 ③仮設トイレ対策 ④その他特命事項への対応	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①河川下水道建設係 ・A ランクなし ②河川下水道施設係 ・神奈川県・流域下水道との連絡調整 ・処理場、流域幹線の被害状況収集・情報発信 ・遠隔監視システム等による管きょ・ポンプ施設の被害状況収集 ・【点検】管渠の緊急調査(優先度大) ・【点検】妻田ポンプ場、マンホールポンプ 10 箇所の緊急調査 ・電源確保状況確認 ・非常用電源の確保 ・汚水溢水箇所の解消 ・災害避難所へマンホールトイレ設置 ・【応急対応】被災施設の応急対応 ・【災害復旧】被災管渠の機能復旧 ・【災害復旧】被災ポンプの機能復旧 ・災害拠点(事務所)の被災状況確認 ・職員の安否確認 ・【巡視】準用河川の緊急点検 ・【災害復旧】準用河川及び普通河川の応急対応
展開期 (～2w)	16 (全員)	(1)都市インフラ整備対策部としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更 ※下水道施設の一次調査

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
復旧期 (～1m)	16 (全員)	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更 ※下水道施設の二次調査
復興期 (1m～)	16 (全員)	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

11. 会計課

11.1 会計課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	11	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	12 (全員)	(1)財務対策部としての行動(各課共通) ①来庁者の安全確保、庁舎被害の点検と応急措置 ②市内滞留者(帰宅困難者等)の一時滞在施設への誘導 ③緊急輸送対策(車両配車管理、燃料調達) ④市有施設・財産の被害調査と応急措置 ⑤災害時の予算執行と現金出納管理 ⑦罹災証明の作成、発行 ⑧罹災者台帳の作成 ⑧その他特命事項への対応 (2)財務班としての行動 ①災害対策予算の調整及び編成 ②災害救助法の帝王申請及び報告資料の作成 ③復興に向けての財政措置 ④災害対策に必要な金銭の出納及び保管 ⑤災害対策に係る決算 ⑥その他特命事項への対応	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①審査第一係 ・A ランクなし ②審査第二係 ・A ランクなし ③出納係 ・納入済通知書の紛失、破損及び収入データの消失時の対策、システム停止時の対策 ・通帳、証書及び台帳等の紛失、破損時の対策
展開期 (～2w)	12 (全員)	(1)財務対策部及び財務班としての行動継続 (2)財務対策部としての新規行動(各課共通) ①罹災証明の作成・発行処理、窓口対応 ②罹災者台帳の作成 (3)職員ローテーションの確保 (4)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
復旧期 (～1m)	12 (全員)	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	12 (全員)	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

12. 消防本部

12.1 消防総務課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	3	(1)厚木市消防震災警備計画に基づく 行動	(1)A ランクの優先通常業務を臨時的に 再開 ①消防総務係 ・消防庁舎の維持管理に関する事務 ・消防庁舎の維持補修に関する事務 ・大規模災害サポート隊に関する事 務 ・部内会議(災害対策)の開催に関す る事務 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確 認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合 の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の 場合の代替施設調整 (3)B、C、D ランク業務の休止
初動期 (～72h)	18 (全員)		
展開期 (～2w)	18 (全員)		(1)A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開
復旧期 (～1m)	18 (全員)		(1)再開した A～D ランク業務の継続
復興期 (1m～)	18 (全員)		(1)全業務再開

12.2 警防課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	4	(1)厚木市消防震災警備計画に基づく 行動	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の 代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場 合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再 開 ①警防係 ・消防対策本部設置・運営業務 ・応援、受援業務 ②装備係 ・車両維持管理業務 ・消防機械器具の点検及び整備の実施 に關すること ・燃料購入券発行及び申請書類の整理 事務に關すること
初動期 (～72h)	6 (全員)		
展開期 (～2w)	6 (全員)		(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢 の変更
復旧期 (～1m)	6 (全員)		(1)再開した A～D ランク業務の継続
復興期 (1m～)	6 (全員)		(1)全業務再開

12.3 指令課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	9	(1)厚木市消防震災警備計画に基づく 行動	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合 の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の 場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的 に再開
初動期 (～72h)	11 (全員)		
展開期 (～2w)	11 (全員)		(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢 の変更
復旧期 (～1m)	11 (全員)		(1)再開した A～D ランク業務の継続
復興期 (1m～)	11 (全員)		(1)全業務再開

12.4 予防課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	6	(1)厚木市消防震災警備計画に基づく行動	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の 代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場 合の代替施設調整
初動期 (～72h)	11		(3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再 開 ①危険物係 ・危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請に対 する処理事務 ②予防査察係 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	13 (全員)		(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢 の変更
復旧期 (～1m)	13 (全員)		(1)再開した A～D ランク業務の継続
復興期 (1m～)	13 (全員)		(1)全業務再開

12.5 救急救命課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	4	(1)厚木市消防震災警備計画に基づく 行動	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合 の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の 場合の代替施設調整
初動期 (～72h)	7 (全員)		(3)A ランクの優先通常業務を臨時的に 再開 ①救急救命係 ・A ランクなし ②本部救急小隊 ・災害対応
展開期 (～2w)	7 (全員)		(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢 の変更
復旧期 (～1m)	7 (全員)		(1)再開した A～D ランク業務の継続
復興期 (1m～)	7 (全員)		(1)全業務再開

12.6 厚木消防署(管理課含む)

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	2 (全員)	(1)厚木市消防震災警備計画に基づく 行動	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代 行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合 の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①管理係 ・災害対応資機材の維持管理 ・燃料購入に関すること。 ・署対策本部設置・運營業務 ②消防署各部隊共通 ・災害対応 ・災害対応資機材の維持管理
初動期 (～72h)	2 (全員)		
展開期 (～2w)	2 (全員)		(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の 変更
復旧期 (～1m)	2 (全員)		(1)再開した A～D ランク業務の継続
復興期 (1m～)	2 (全員)		(1)全業務再開

12.7 厚木消防署 警備第一課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	17	(1)厚木市消防震災警備計画に基づく 行動	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の 代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場 合の代替施設調整
初動期 (～72h)	22		(3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再 開 ①各係、各中隊共通 ・災害対応 ・災害対応資機材の維持管理
展開期 (～2w)	23		(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢 の変更
復旧期 (～1m)	23		(1)再開した A～D ランク業務の継続
復興期 (1m～)	23		(1)全業務再開

12.8 厚木消防署 警備第二課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	21	(1)厚木市消防震災警備計画に基づく 行動	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合 の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の 場合の代替施設調整
初動期 (～72h)	26		(3)A ランクの優先通常業務を臨時的に 再開 ①各係、各中隊共通 ・災害対応 ・災害対応資機材の維持管理
展開期 (～2w)	26		(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢 の変更
復旧期 (～1m)	26		(1)再開した A～D ランク業務の継続
復興期 (1m～)	26		(1)全業務再開

12.9 南毛利分署

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	21	(1)厚木市消防震災警備計画に基づく 行動	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状 況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の 場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と 「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時 的に再開 ①各係、各中隊共通 ・災害対応 ・災害対応資機材の維持管理
初動期 (～72h)	21		
展開期 (～2w)	22 (全員)		(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職 員態勢の変更
復旧期 (～1m)	22 (全員)		(1)再開した A～D ランク業務の継 続
復興期 (1m～)	22 (全員)		(1)全業務再開

12.10 相川分署

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	14	(1)厚木市消防震災警備計画に基づく 行動	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の 代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場 合の代替施設調整
初動期 (～72h)	19		(3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再 開 ①各係、各中隊共通 ・災害対応 ・災害対応資機材の維持管理
展開期 (～2w)	20		(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢 の変更
復旧期 (～1m)	20		(1)再開した A～D ランク業務の継続
復興期 (1m～)	20		(1)全業務再開

12.11 玉川分署

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	11	(1)厚木市消防震災警備計画に基づく行動	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整
初動期 (～72h)	12 (全員)		(3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①各係、各中隊共通 ・災害対応 ・災害対応資機材の維持管理
展開期 (～2w)	12 (全員)		(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	12 (全員)		(1)再開した A～D ランク業務の継続
復興期 (1m～)	12 (全員)		(1)全業務再開

12.12 北消防署

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	1	(1)厚木市消防震災警備計画に基づく 行動	※管理課については、北消防署の業務 も兼ねる。 (1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確 認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合 の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の 場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に 再開 ①管理係 ・災害対応資機材の維持管理 ・燃料購入に関すること。 ・署対策本部設置・運營業務 ②消防署各部隊共通 ・災害対応 ・災害対応資機材の維持管理
初動期 (～72h)	2 (全員)		
展開期 (～2w)	2 (全員)		(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢 の変更
復旧期 (～1m)	2 (全員)		(1)再開した A～D ランク業務の継続
復興期 (1m～)	2 (全員)		(1)全業務再開

12.13 北消防署 警備第一課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	3	(1)厚木市消防震災警備計画に基づく 行動	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合 の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の 場合の代替施設調整
初動期 (～72h)	9		(3)A ランクの優先通常業務を臨時的に 再開 ①各係、各中隊共通 ・災害対応 ・災害対応資機材の維持管理
展開期 (～2w)	9		(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢 の変更
復旧期 (～1m)	9		(1)再開した A～D ランク業務の継続
復興期 (1m～)	9		(1)全業務再開

12.14 北消防署 警備第二課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	9	(1)厚木市消防震災警備計画に基づく 行動	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合 の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の 場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に 再開 ①各係、各中隊共通 ・災害対応 ・災害対応資機材の維持管理
初動期 (～72h)	11 (全員)		
展開期 (～2w)	11 (全員)		(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢 の変更
復旧期 (～1m)	11 (全員)		(1)再開した A～D ランク業務の継続
復興期 (1m～)	11 (全員)		(1)全業務再開

12.15 依知分署

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	12	(1)厚木市消防震災警備計画に基づく 行動	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合 の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の 場合の代替施設調整
初動期 (～72h)	22 (全員)		(3)A ランクの優先通常業務を臨時的に 再開 ①各係、各中隊共通 ・災害対応 ・災害対応資機材の維持管理
展開期 (～2w)	22 (全員)		(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢 の変更
復旧期 (～1m)	22 (全員)		(1)再開した A～D ランク業務の継続
復興期 (1m～)	22 (全員)		(1)全業務再開

12.16 小鮎分署

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	8	(1)厚木市消防震災警備計画に基づく 行動	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合 の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の 場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に 再開 ①各係、各中隊共通 ・災害対応 ・災害対応資機材の維持管理
初動期 (～72h)	12 (全員)		
展開期 (～2w)	12 (全員)		(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢 の変更
復旧期 (～1m)	12 (全員)		(1)再開した A～D ランク業務の継続
復興期 (1m～)	12 (全員)		(1)全業務再開

12.17 睦合分署

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	15	(1)厚木市消防震災警備計画に基づく 行動	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合 の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の 場合の代替施設調整
初動期 (～72h)	18		(3)A ランクの優先通常業務を臨時的に 再開 ①各係、各中隊共通 ・災害対応 ・災害対応資機材の維持管理
展開期 (～2w)	21		(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢 の変更
復旧期 (～1m)	21		(1)再開した A～D ランク業務の継続
復興期 (1m～)	21		(1)全業務再開

12.18 清川分署

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	0	(1)厚木市消防震災警備計画に基づく 行動	(1)B、C、Dランク業務の休止手続き (2)Aランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の 代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場 合の代替施設調整 (3)Aランクの優先通常業務を臨時的に 再開 ①各係、各中隊共通 ・災害対応 ・災害対応資機材の維持管理
初動期 (～72h)	7		
展開期 (～2w)	10 (全員)		(1)再開したAランク業務の継続 (2)B、C、Dランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢 の変更
復旧期 (～1m)	10 (全員)		(1)再開したA～Dランク業務の継続
復興期 (1m～)	10 (全員)		(1)全業務再開

13. 市立病院

13.1 経営管理課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	3	(1) 市立病院対策部としての行動(各課共通) ①県指定災害医療拠点病院としての活動 ②その他特命事項への対応	(1) B、C、D ランク業務の休止手続 (2) A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3) A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 経営・経理係
初動期 (～72h)	4		
展開期 (～2w)	5 (全員)		(1) 再開した A ランク業務の継続 (2) B、C、D ランク業務の逐次再開 (3) 外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	5 (全員)		(1) 再開した A～D ランク業務の継続
復興期 (1m～)	5 (全員)		(1) 全業務再開

13.2 病院総務課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	9	(1) 市立病院対策部としての行動(各課共通) ①県指定災害医療拠点病院としての活動 ②その他特命事項への対応	(1) B、C、D ランク業務の休止手続 (2) A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3) A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①人事・労務係 ・職員の給料、諸手当に関すること ・会計年度任用職員の雇用及び給料・手当に関すること ・当直医の調整に関すること ・外来担当医の調整に関すること
初動期 (～72h)	10 (全員)		
展開期 (～2w)	10 (全員)		(1) 再開した A ランク業務の継続 (2) B、C、D ランク業務の逐次再開 (3) 外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	10 (全員)		(1) 再開した A～D ランク業務の継続
復興期 (1m～)	10 (全員)		(1) 全業務再開

13.3 施設用度課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	3	(1) 市立病院対策部としての行動(各課 共通) ①県指定災害医療拠点病院としての活 動 ②その他特命事項への対応	(1) B、C、D ランク業務の休止手続 (2) A ランク業務の継続に関わる状況 確認 ①必要人員の確保可否と「否」の 場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と 「否」の場合の代替施設調整 (3) A ランクの優先通常業務を臨時的 に再開 ・病院の土地、建物及びその附帯設 備の維持管理に関すること ・病院事業の資材、物品等の調達、 検収及び出納保管等に関すること ・災害医療拠点病院に関すること(D MAT含む)
初動期 (～72h)	4		
展開期 (～2w)	6		(1) 再開した A ランク業務の継続 (2) B、C、D ランク業務の逐次再開 (3) 外部支援要員の撤収に伴う職 員態勢の変更
復旧期 (～1m)	6		(1) 再開した A～D ランク業務の継続
復興期 (1m～)	6		(1) 全業務再開

13.4 医事課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	9	(1) 市立病院対策部としての行動(各課共通) ①県指定災害医療拠点病院としての活動 ②その他特命事項への対応	(1) B、C、D ランク業務の休止手続 (2) A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3) A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①医事係 ・A ランクなし
初動期 (～72h)	6 (全員)		
展開期 (～2w)	6 (全員)		(1) 再開した A ランク業務の継続 (2) B、C、D ランク業務の逐次再開 (3) 外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	6 (全員)		(1) 再開した A～D ランク業務の継続
復興期 (1m～)	6 (全員)		(1) 全業務再開

14. 議会事務局

14.1 議会総務課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	7	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	12 (全員)	(1) 議会班としての行動 ①議会への避難情報の情報提供、連絡調整 ②議員対応 ③各対策班の応急対応業務に係る緊急対応 ④その他特命事項への対応	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①議会総務係 ・個人情報の保護に関する事務 ・議員の身分等に関する事務 ・議会の傍聴に関する事務 ・議場及び各室の管理に関する事務 ②議事調査係 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	12 (全員)	(1)議会班としての行動継続 (2)議員の安否確認継続、議会等機能の確保(会議場所等確保) (3)議員からの被災地情報等を市対策本部へ報告 (4)情報収集(市対策本部)及び議員への情報提供	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	12 (全員)	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰)	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	12 (全員)	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

15. 教育部

15.1 教育総務課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	9	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	12	(1)教育対策部としての行動(各課共通) ①教育施設の状況把握と災害対策本部への伝達 ②応急教育の準備、総合調整、対応 ③応急給食と学校給食センターの機能確保 ④その他特命事項への対応 (2)教育総務班としての行動 ①応急教育活動の準備に係る総合調整 ②市有教育施設の被災状況等の情報収集、整理 ③その他特命事項への対応	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①教育総務係 ・教育委員会運営事務 ①教育企画係 ・A ランクなし ①学校経理係 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	18 (全員)	(1)教育総務対策部、教育総務班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	18 (全員)	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	18 (全員)	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

15.2学務課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	4	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	10 (全員)	(1) 教育対策部としての行動(各課共通) ①教育施設の状況把握と災害対策本部への伝達 ②応急教育の準備、総合調整、対応 ③応急給食と学校給食センターの機能確保 ④その他特命事項への対応 関係機関との総合調整 (2) 学校教育班としての行動 ①学校施設・整備の機能確保、応急対策 ②児童・生徒の避難、救護 ③児童・生徒の安否確認 ④児童・生徒の応急教育活動 ⑤関係機関との総合調整 ⑥その他特命事項への対応	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①学校保全係 ・学校施設の清掃管理に関すること ・学校施設の運転保守に関すること ・学校施設の点検に関すること ・学校施設の修繕に関すること ・その他施設に関すること ②学校管理係 ・学校施設の管理に関すること ③計画整備係 ・学校施設の整備(建物の改築に限る)に係る公共工事の設計及び監督に関すること ・教育委員会が所管する市有建物修繕のサポートに関すること
展開期 (～2w)	10 (全員)	(1)教育総務対策部、学校施設班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	10 (全員)	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	10 (全員)	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

15.3 学校施設課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	6	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	14 (全員)	(1)教育対策部としての行動(各課共通) ①教育施設の状況把握と災害対策本部への伝達 ②応急教育の準備、総合調整、対応 ③応急給食と学校給食センターの機能確保 ④その他特命事項への対応 (2)学校施設班としての行動 ①学校施設の機能確保、応急対策 ②応急教育活動の学校施設の安全確認、復旧 ③その他特命事項への対応	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①学校保全係 ・学校施設の清掃管理に関すること ・学校施設の運転保守に関すること ・学校施設の点検に関すること ・学校施設の修繕に関すること ・その他施設に関すること ②学校管理係 ・学校施設の管理に関すること ③計画整備係 ・学校施設の整備(建物の改築に限る)に係る公共工事の設計及び監督に関すること ・教育委員会が所管する市有建物修繕のサポートに関すること
展開期 (～2w)	14 (全員)	(1)教育総務対策部、学校施設班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	14 (全員)	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	14 (全員)	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

15.4 学校給食課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	10	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	13	(1) 教育対策部としての行動(各課共通) ①教育施設の状況把握と災害対策本部への伝達 ②応急教育の準備、総合調整、対応 ③応急給食と学校給食センターの機能確保 ④その他特命事項への対応 (2)学校給食班としての行動 ①学校の給食施設の安全措置 ②学校給食センターの機能確保、応急対策 ③応急給食活動 ④その他特命事項への対応	(1) B、C、D ランク業務の休止手続 (2) A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3) A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①給食企画係 ・A ランク 学校給食用物資の選定、購入に関する事務(給食中止等による食材調整、業者連絡含む) ②北部学校給食センター係 ・A ランクなし ③南部学校給食センター係 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	14	(1) 教育総務対策部、学校給食班としての行動継続 (2) 職員ローテーションの確保 (3) 外部からの支援部隊受入れ	(1) 再開した A ランク業務の継続 (2) B、C、D ランク業務の逐次再開 (3) 外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	14	(1) 応急対策業務の打ち切り調整 (2) 要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3) 撤収する外部支援部隊との業務引継 (4) 残留する外部支援部隊との配置調整	(1) 再開した A～D ランク業務の継続 (2) 外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	25 (全員)	(1) 組織変更 (2) 復興業務所管部への要員シフト	(1) 全業務再開

15.5 教育指導課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	6	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	12 (全員)	(1) 教育対策部としての行動(各課共通) ①教育施設の状況把握と災害対策本部への伝達 ②応急教育の準備、総合調整、対応 ③応急給食と学校給食センターの機能確保 ④その他特命事項への対応 関係機関との総合調整 (2) 学校教育班としての行動 ①学校施設・整備の機能確保、応急対策 ②児童・生徒の避難、救護 ③児童・生徒の安否確認 ④児童・生徒の応急教育活動 ⑤関係機関との総合調整 ⑥その他特命事項への対応	(1)B、C ランク業務の休止手続 ※教育指導係・教育振興係ともに A ランクなし
展開期 (～2w)	12 (全員)	(1)教育対策部及び学校教育班としての行動継続 (2)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (3)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員) (4)職員ローテーションの確保 (5)外部からの支援部隊受入れ	(1)B、C ランク業務の逐次再開 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	12 (全員)	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開したB、Cランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	12 (全員)	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

15.6 教職員課

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	4 (全員)	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	4 (全員)	(1) 教育対策部としての行動(各課共通) ①教育施設の状況把握と災害対策本部への伝達 ②応急教育の準備、総合調整、対応 ③応急給食と学校給食センターの機能確保 ④その他特命事項への対応 関係機関との総合調整 (2) 学校教育班としての行動 ①学校施設・整備の機能確保、応急対策 ②児童・生徒の避難、救護 ③児童・生徒の安否確認 ④児童・生徒の応急教育活動 ⑤関係機関との総合調整 ⑥その他特命事項への対応	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①教職員係 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	4 (全員)	(1)教育対策部及び教育班としての行動継続(各課共通) (2)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (3)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員) (4)職員ローテーションの確保 (5)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C、D ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	4 (全員)	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	4 (全員)	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

15.7 教育研究所

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	7	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	7	(1) 教育対策部としての行動(各課共通) ①教育施設の状況把握と災害対策本部への伝達 ②応急教育の準備、総合調整、対応 ③応急給食と学校給食センターの機能確保 ④その他特命事項への対応 関係機関との総合調整 (2) 学校教育班としての行動 ①学校施設・整備の機能確保、応急対策 ②児童・生徒の避難、救護 ③児童・生徒の安否確認 ④児童・生徒の応急教育活動 ⑤関係機関との総合調整 ⑥その他特命事項への対応	(1)B、C、D ランク業務の休止手続等 ・教育情報ネットワークの運用 ・校務支援システムの運用 ・学校ホームページの運用 ・保護者連絡ツールの運用 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①教育情報係 ②研究研修係 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	10 (全員)	(1)教育対策部及び学校教育班としての行動継続(各課共通) (2)一時集中的に要員が必要な業務への配置 (3)要員の配置・調整(応急対策業務の実施態勢と、通常業務継続・再開「準備」要員) (4)職員ローテーションの確保 (5)外部からの支援部隊受入れ	(1)B、C、D ランク業務の逐次再開 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	10 (全員)	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した B～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	10 (全員)	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

15.8 青少年教育相談センター

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	4	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	6 (全員)	(1) 教育対策部としての行動(各課共通) ①教育施設の状況把握と災害対策本部への伝達 ②応急教育の準備、総合調整、対応 ③応急給食と学校給食センターの機能確保 ④その他特命事項への対応 関係機関との総合調整 (2) 学校教育班としての行動 ①学校施設・整備の機能確保、応急対策 ②児童・生徒の避難、救護 ③児童・生徒の安否確認 ④児童・生徒の応急教育活動 ⑤関係機関との総合調整 ⑥その他特命事項への対応	B、C ランク業務の休止手続 ※Aランク設定の業務なし
展開期 (～2w)	6 (全員)		B ランク業務の逐次再開
復旧期 (～1m)	6 (全員)		C ランク業務の逐次再開
復興期 (1m～)	6 (全員)		全業務再開

16 選挙管理委員会事務局

16.1 選挙管理委員会事務局

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	2	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	5 (全員)	(1)総務対策部としての行動(各課共通) ①職員の状況把握と全庁的な職員の配置調整 ②他都市等外部からの支援部隊の受入れ調整 ③職員に対する後方支援(食料の確保・配給、仮泊場所の確保等) ④緊急物資調達対応(配送計画の立案・実行) ⑤その他特命事項への対応 (2)物資輸送班としての行動 ①市内避難所等への必要物資の配送計画及び実施 ②ヘリポートの確保 ③その他特命事項への対応	(1)B、C ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ①選挙係 ・日本国憲法の改正手続に関する法律(平成 19 年法律第 51 号)に規定する国民投票に関すること ・選挙の執行に関すること ・直接請求に関すること ・住民投票に関すること
展開期 (～2w)	5 (全員)	(1)総務対策部及び物資輸送班としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A ランク業務の継続 (2)B、C ランク業務の逐次再開 (3)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	5 (全員)	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)再開した A～C ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復興期 (1m～)	5 (全員)	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	(1)全業務再開

17 監査事務局

17.1 監査事務局

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	4	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	4	(1)財務対策部としての行動(各課共通) ①来庁者の安全確保、庁舎被害の点検と応急措置 ②市内滞留者(帰宅困難者等)の一時滞在施設への誘導 ③緊急輸送対策(車両配車管理、燃料調達) ④市有施設・財産の被害調査と応急措置 ⑤災害時の予算執行と現金出納管理 ⑥罹災証明の作成、発行 ⑦罹災者台帳の作成 ⑧その他特命事項への対応 (2)庁舎・車両班としての行動 ①本庁舎・第二庁舎の機能確保、応急対策 ②本庁舎・第二庁舎の来庁者等の避難誘導 ③車両調達・配車、燃料の確保 ④仮設電話の設置調整 ⑤市有財産の被害調査及び応急対策 ⑥その他特命事項への対応	C、Dランク業務の休止手続 ※A及びBランク設定の業務なし
展開期 (～2w)	4	(1)財務対策部及び庁舎・車両班としての行動継続 (2)財務対策部としての新規行動(各課共通) ①罹災証明の作成・発行処理、窓口対応 ②罹災者台帳の作成 (3)職員ローテーションの確保 (4)外部からの支援部隊受入れ	C、D ランク業務の逐次再開
復旧期 (～1m)	4	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰)	C、D ランク業務の逐次再開

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
		(3)撤収する外部支援部隊との業務引 継 (4)残留する外部支援部隊との配置調 整	
復興期 (1m～)	4	(1)組織変更 (2)復興業務所管部への要員シフト	全業務再開

18 農業委員会事務局

18.1 農業委員会事務局

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
発災期 (～3h)	5	(1)負傷者への応急処置 (2)執務室周辺の被害点検等、被害状況の確認 (3)連絡態勢の確保 (4)庁舎に被害が生じた場合の代替施設の確保と職員の移動	
初動期 (～72h)	7 (全員)	(1) 健康こどもみらい対策部としての行動(各課共通) ①所管施設の状況把握と機能保全 ②避難所等の開設時における乳幼児世帯に対する健康維持支援 ③医療救護本部及び医療救護所の設置及び運営 ④医療ボランティアの受入れ調整 ⑤避難所等における医療対策及び衛生管理対策 ⑥その他特命事項への対応 (2)医療班としての行動 ①医療救護本部の設置・運営 ②医療救護所の開設・運営 ③医師会及び歯科医師会並びに関係機関との連絡調整、被害調査 ④医療ボランティアの受入れ調整 ⑥ヘリポート確保の対応 ⑥保健福祉センター・休日等急患センターの機能確保、応急対策 ⑦老人福祉センター寿荘の安全措置 ⑧その他特命事項への対応	(1)B、C、D ランク業務の休止手続 (2)A ランク業務の継続に関わる状況確認 ①必要人員の確保可否と「否」の場合の代行要員確保 ②業務継続場所の確保可否と「否」の場合の代替施設調整 (3)A ランクの優先通常業務を臨時的に再開 ②監査係 ・A ランクなし
展開期 (～2w)	7 (全員)	(1) 健康こどもみらい対策部としての行動継続 (2)職員ローテーションの確保 (3)外部からの支援部隊受入れ	(1)再開した A～D ランク業務の継続 (2)外部支援要員の撤収に伴う職員態勢の変更
復旧期 (～1m)	7 (全員)	(1)応急対策業務の打ち切り調整 (2)要員の再配置・調整(応急対策業務から通常業務への復帰) (3)撤収する外部支援部隊との業務引継 (4)残留する外部支援部隊との配置調整	(1)全業務再開
復興期	7	(1)組織変更	全業務再開

対応 フェーズ	参集人 数予測	非常時優先業務	
		応急対応業務	優先通常業務
(1m～)	(全員)	(2)復興業務所管部への要員シフト	

V 通常優先業務の洗出しと 優先度ランク等の判断結果

1. 企画部
 - 1 秘書課
 - 2 企画政策課
 - 3 行政経営課
 - 4 広報シティプロモーション課
 - 5 DX推進課
 - 6 危機管理課
2. 総務部
 - 1 職員課
 - 2 行政総務課
 - 3 契約検査課
3. 財務部
 - 1 財政課
 - 2 財産管理課
 - 3 市民税課
 - 4 資産税課
 - 5 収納課
4. 市民福祉部
 - 1 地域包括ケア推進課
 - 2 福祉総合支援課
 - 3 生活福祉課
 - 4 障がい福祉課
 - 5 介護福祉課
 - 6 市民課
 - 7 国保年金課
5. 健康こどもみらい部
 - 1 こども育成課
 - 2 保育課
 - 3 子育て給付課
 - 4 青少年課
 - 5 こども家庭センター
 - 6 健康医療課
6. 市民交流部
 - 1 市民協働推進課
 - 2 公民館・地区市民センター
 - 3 生涯学習課
 - 4 くらし交通安全課
 - 5 中央図書館
7. 産業文化スポーツ部
 - 1 産業振興課
 - 2 商業観光課
 - 3 スポーツ魅力創造課
 - 4 文化魅力創造課

8. 環境農政部
 - 1 環境政策課
 - 2 生活環境課
 - 3 環境事業課
 - 4 農業政策課
9. 都市みらい部
 - 1 都市計画課
 - 2 住宅課
 - 3 建築課
 - 4 建築指導課
 - 5 開発指導課
 - 6 公園緑地課
 - 7 市街地整備課
 - 8 区画整理課
10. 都市インフラ整備部
 - 1 道路総務課
 - 2 道路維持課
 - 3 道路整備課
 - 4 交通混雑対策課
 - 5 河川下水道総務課
 - 6 河川下水道施設課
11. 会計課
 - 1 会計課
12. 消防本部
 - 1 消防総務課
 - 2 警防課
 - 3 指令課
 - 4 予防課
 - 5 救急救命課
 - 6 厚木消防署
 - 7 厚木消防署警備第一課
 - 8 厚木消防署警備第二課
 - 9 南毛利分署
 - 10 相川分署
 - 11 玉川分署
 - 12 北消防署
 - 13 北消防署警備第一課
 - 14 北消防署警備第二課
 - 15 依知分署
 - 16 小鮎分署
 - 17 睦合分署
 - 18 清川分署

- 13. 市立病院
 - 1 経営管理課
 - 2 病院総務課
 - 3 施設用度課
 - 4 医事課
- 14. 議会事務局
 - 1 議会総務課
- 15. 教育部
 - 1 教育総務課
 - 2 学務課
 - 3 学校施設課
 - 4 学校給食課
 - 5 教育指導課
 - 6 教職員課
 - 7 教育研究所
 - 8 青少年教育相談センター
- 16. 選挙管理委員会事務局
 - 1 選挙管理委員会事務局
- 17. 監査事務局
 - 1 監査事務局
- 18. 農業委員会事務局
 - 1 農業委員会事務局

通常業務の洗出しと優先度ランク等の判断結果

各課各係による全ての事業・事務の優先判断の結果は次ページ以降の表のとおり。

- ・優先度ランク（A・B・C・D）
- ・課・係（担当）
- ・事業・事務
- ・課題
- ・必要人数（計）
- ・課外要員による代行可否（市職員、他都市職員、ボランティア）
- ・与影響度
- ・被影響度

優先度ランクの考え方

優先度ランク			再開時期 (発災後)	具体例
A	継続業務	早期再開を要する業務であり、原則としては規模縮小や業務方法の変更をしないで継続する業務	3時間 ～72時間	①市民の生命と財産を守るための業務 (例: 介護支援) ②市民生活の維持に係る業務 (例: 戸籍住基事務、生活保護事務、ごみ収集) ③休止すると重大な法令違反となる業務 (例: 選挙事務、法定検査)
B	縮小業務	早期再開を要する業務だが、市単独の再開に限界があり、規模縮小や業務方法の変更によって対応せざるを得ない業務	72時間 ～2週間	①電話や郵送で代行できる業務 (例: 相談業務、窓口業務) ②委託事業者や非正規職員の占める割合が多い業務
C	休止業務	災害復旧に一定のめどが立つまで休止・閉鎖せざるを得ない事業・業務	2週間 ～1か月	①多数の人が集まる文化施設や業務 (物資集積のスペース確保等) ②休止することに対して市民からの理解を得やすい業務 (例: 催事やイベント、保養施設運営)
D	判断が困難な事業・業務	判断が困難な事務や事業		

※参考 大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き(H28.2)

企画部 秘書課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
B	秘書係	市長及び副市長の日程調整	緊急性・必要性に応じて調整する。	3	○	○		高	高
B	秘書係	市長及び副市長のイベント等への出席 及び随行	緊急性・必要性の低いものは出席を見送る 等の対応を取る。	1.5	○	○		高	高
B	秘書係	来客等の応対	来客対応を限定し、優先順位が上位の他 の業務を行う。	0.5	○	○		高	高
B	秘書係	市長の交際費等に関する事務	交際は減るため事務も縮小する。	0.5	○	○		中	中
B	秘書係	市長会及び副市長会に関する事務	事務局との連絡調整。他団体の状況にも左 右される。	0.5	○	○		中	高
C	秘書係	一般表彰及び感謝状等に関する事務	一時的に休止し、優先順位が上位の他の 業務を行う。		○	○		低	中
C	秘書係	国に対しての褒章手続き事務	(対象者がおり、かつ、期限までに申請が困 難な場合) 申請書等の提出期限の猶予措 置が必要		○	○		低	中

企画部 企画政策課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
B	企画政策係	庁議の運営	臨時で緊急的に開催する可能性	0.8	○	△		中	低
B	友好交流係	ニューブリテン市関係事業	受入・派遣中に災害が起こった場合の対応	0.3	○	△		低	低
B	友好交流係	揚州市関係事業	受入・派遣中に災害が起こった場合の対応	0.3	○	△		低	低
B	友好交流係	軍浦市関係事業	受入・派遣中に災害が起こった場合の対応	0.3	○	△		低	低
B	友好交流係	横手市関係事業	受入・派遣中に災害が起こった場合の対応	0.3	○	△		中	低
B	友好交流係	網走市関係事業	受入・派遣中に災害が起こった場合の対応	0.3	○	△		中	低
B	友好交流係	糸満市関係事業	受入・派遣中に災害が起こった場合の対応	0.3	○	△		中	低
B	友好交流係	ニュージーランド関係事業	受入・派遣中に災害が起こった場合の対応	0.3	○	△		低	低
B	友好交流係	海外学生交流事業	事業実施中に災害が起こった場合の対応	0.3	○	△		低	低
B	友好交流係	厚木市友好交流委員会に関する事務		0.3	○	△		低	低
C	企画政策係	部内の調整(部内の施策等の政策調整に關すること。)		0.03	○	○		低	低
C	企画政策係	部内の調整(部内の予算執行及び事務事業の調整に關すること。)		0.03	○	○		低	低
C	企画政策係	部内の調整(部内の庶務及び人事に關すること。)		0.02	○	○		低	低
C	企画政策係	部内の調整(部内会議(部内への情報伝達等を図る会議をいう。以下同じ。))に關すること。)		0.02	○	○		低	低
C	企画政策係	人口ビジョン関連 まちづくり方針関連		0.5	○	△		低	低
C	企画政策係	住民投票の実施に係る事務		0.05	○	△		低	低
C	企画政策係	土地利用総合調整プロジェクトチームに關すること 将来のためのまちづくり屋チーム関連	特になし	0.45	○	△		低	低
C	企画政策係	社会資本整備交付金の調整	特になし	0.5	○	△		低	低
C	企画政策係	都市再生整備計画関連事務	特になし	0.3	○	△		低	低
C	企画政策係	県土地利用調整条例への対応	特になし	0.05	○	△		低	低
C	企画政策係	特命事項に關すること 地下道活性化関連事務 大学連携・協働協議会関連事務	特になし	0.5	○	△		低	低
C	企画政策係	国・県等への要望に關すること	特になし	0.1	○	△		低	低
C	企画政策係	総合教育会議の運営	特になし	0.1	○	△		低	低
C	企画政策係	関係機関との総合調整に係る事務	特になし	0.05	○	△		低	低
C	企画政策係	出会いの場・交流の場創出事業関連事務	特になし	0.3	○	△		低	低
C	企画政策係	庁舎建設等基金の運用及び管理	特になし	0.1	○	△		低	低
C	計画調整係	総合計画の作成及び進行管理 満足度調査の実施 総合計画審議会の運営	特になし	1.5	○	△		低	低
C	計画調整係	県総合計画に關すること マニフェストに關すること 政策検討会に關すること 部長のチャレンジ宣言に關すること 大型プロジェクト等に關すること	特になし	0.5	○	△		低	低
C	計画調整係	総合計画に位置付ける基本施策の進行状況、目標の達成状況及び取組状況の評価	特になし	0.7	○	△		低	低
C	計画調整係	まち・ひと・しごと創生総合戦略の作成及び進行管理 まち・ひと・しごと創生総合戦略会議の運営 地方創生交付金関連事務 地域再生計画関連事務	特になし	0.6	○	△		低	低
C	計画調整係	包括協定関連事務 専門員関連事務		0.1	○	△		低	低
C	計画調整係	国家戦略特区、総合特区、構造改革特区関連事務		0.25	○	△		低	低
C	企画政策係	あつぎの魅力創造発信関連事務		0.35	○	△		低	低
C	友好交流係	国際交流基金に關すること		0.1	○	△		低	低
C	友好交流係	国際交流事業交付金事業		0.1	○	△		低	低
C	友好交流係	友好交流ニュースレター発行事業		0.1	○	△		低	低

企画部 行政経営課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
C	行政経営係	行政経営の企画及び調整に関すること。		1.5	○	△	×	低	低
C	行政経営係	行政改革の企画及び調整に関すること。		2	○	△	×	低	低
C	行政経営係	行政評価外部評価等に関すること。		1.5	○	△	×	低	低
C	行政経営係	権限移譲事務に関すること。		1.1	○	△	×	低	低
C	行政経営係	特例市に関すること。		1.1	○	△	×	低	低
C	行政経営係	指定管理者制度に関すること。		1.5	○	△	×	低	低
C	行政経営係	委託化推進に関すること。		1.5	○	△	×	低	低
C	行政経営係	受益者負担に関すること。		1.5	○	△	×	低	低
C	行政経営係	補助金の見直しに関すること。		1.1	○	△	×	低	低
C	行政経営係	イベントの見直しに関すること。		1.1	○	△	×	低	低
C	行政経営係	広告掲載事業に関すること。		1.5	○	△	×	低	低
C	行政経営係	志留ヶ丘地区向上に伴う調整に関するこ と。		1.1	○	△	×	低	低
C	行政経営係	外郭団体の指導に関すること。		1.1	○	△	×	低	低
C	行政経営係	職員提案制度に関すること。		1.1	○	△	×	低	低
C	行政経営係	事務改善に関すること。		1.1	○	△	×	低	低
C	行政経営係	職員アンケートに関すること。		1.1	○	△	×	低	低
C	行政経営係	宮ヶ瀬ダム及び相模大堰に係る連絡調整		0.1	○	△	×	低	低
C	行政経営係	業務核都市の推進に係る意見交換及び連 絡調整		0.2	○	△	×	低	低
C	行政経営係	広域行政連絡会(厚木市、秦野市、伊勢原 市、愛川町、清川村、県央地域県政総合 センター)に関すること		1.5	○	△	×	低	低
C	行政経営係	県央相模川サミットに関すること		1.5	○	△	×	低	低
C	行政経営係	広域行政対策協議会厚木市、清川村に関 すること		1.5	○	△	×	低	低
C	行政経営係	厚木市・海老名市広域行政研究会に関す ること		1	○	△	×	低	低
C	行政経営係	厚木・愛甲まちづくり研究会(厚木市、愛川 町、清川村)に関すること		1.5	○	△	×	低	低
C	行政経営係	鳶尾山対策協議会に関すること		1	○	△	×	低	低
C	公共施設マネジ メント係	公共施設マネジメントの企画及び調整に関 すること		0.5	○	△	×	低	低
C	公共施設マネジ メント係	公共施設の最適化に関すること		1	○	△	×	低	低
C	公共施設マネジ メント係	公共施設包括管理委託に関すること		0.5	○	△	×	低	低
C	公共施設マネジ メント係	地域コミュニティ施設の検討に関すること		0.5	○	△	×	低	低
C	公共施設マネジ メント係	長期維持管理計画に関すること		1	○	△	×	低	低
C	公共施設マネジ メント係	インフラメンテナンス国民会議に関すること		0.5	○	△	×	低	低
C	公共施設マネジ メント係	PPP/PFIに関すること		0.5	○	△	×	低	低
C	公共施設マネジ メント係	指定管理者制度に関すること(新規導入に 関すること)		0.5	○	△	×	低	低
C	公共施設マネジ メント係	施設運営の見直し及び有効活用に関する こと		0.5	○	△	×	低	低
C	公共施設マネジ メント係	現庁舎跡地活用の検討に関すること		0.5	○	△	×	低	低
C	公共施設マネジ メント係	土日開庁・年末年始施設開放に関すること		0.5	○	△	×	低	低

企画部 広報シティプロモーション課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	広報シティ プロモーション係	ホームページに関すること		3	×	×	×	高	高
A	広報シティ プロモーション係	ソーシャルメディアに関すること		3	×	×	×	中	高
B	広報シティ プロモーション係	広報あつぎの作成・発行等及び市政や市民活動に関する情報提供に関すること	広報あつぎの発行については、委託元である作成、配布業者が必須。その他の業務は一時的に休止し、優先順位が上位の他の業務を行う。	3	○	△		高	高
B	広報シティ プロモーション係	記者会見及びプレスリリースに関すること	緊急かつ重要な情報提供がなければ一時的に休止し、優先順位が上位の他の業務を行う。	2	○	○		高	高
B	広報シティ プロモーション係	映像等による市政や市民活動の情報提供に関すること	緊急に周知しなければならない情報以外は一時的に休止し、優先順位が上位の他の業務を行う。	2	○			高	高
C	広報シティ プロモーション係	本市の魅力となる地域資源や特長などを市内外へ情報発信するとともに、市民協働によるシティセールスの取組を推進する	一時的に休止し、優先順位が上位の他の業務を行う。	2	○	○	○	中	中
C	広聴係	自治会長との意見交換	場合により休止、延期	0.5	○			低	低
C	広聴係	市民や団体等との意見交換	場合により休止、延期	0.5	○			低	低

企画部 DX推進課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	DX推進係	個別システムの企画、開発、運用等に関する助言		0.5	×	×	×	高	高
A	DX推進係	情報化に係る企画、開発、運用等に関する助言		0.5	×	×	×	中	高
A	DX推進係	公衆無線LANに関すること		0.5	×	×	×	中	高
A	DX推進係	所管システム等の運用又は障害発生に係る一時対応		1	×	×	×	高	高
B	DX推進係	インシデント報告のとりまとめに関すること		0.3	△	×	×	高	高
B	DX推進係	情報セキュリティポリシーに関すること		0.1	×	×	×	高	高
B	DX推進係	ITガバナンスに関すること		0.5	×	×	×	中	高
B	DX推進係	新規又は更新等の企画、導入、運用等に関すること		0.5	×	×	×	中	高
B	DX推進係	機器の貸出管理に関すること		0.5	△	×	×	中	高
B	DX推進係	機器の修繕、ウイルス対策ソフトウェアのパターン更新等に関すること		0.1	△	×	×	中	高
C	DX推進係	厚木市情報化推進委員会に関すること		0.1	×	×	×	低	高
C	DX推進係	情報化推進計画の進行管理に関すること		0.1	×	×	×	低	高
C	DX推進係	情報セキュリティ点検に関すること		0.1	×	×	×	中	中
C	DX推進係	情報セキュリティ研修に関すること		0.1	×	×	×	中	低
A	DX推進係	メールマガジン、厚木市民情報提供システムに関すること		0.5	×	×	×	中	高
A	DX推進係	ホームページに関すること		1	×	×	×	高	高
B	DX推進係	公共施設予約システムに関すること		0.5	×	×	×	中	高
C	DX推進係	電子自治体共同運営協議会に関すること		0.1	×	△	×	中	高
C	DX推進係	オープンデータに関すること		0.2	△	○	×	中	低
C	DX推進係	厚木アクストビル運営に係る事務に関すること		0.1	×	×	×	中	高
B	DX推進係	地理情報システム(GIS)に関すること		0.2	△	×	×	中	中
A	行政システム係	庁内系システムの運用・管理【サーバ・NW機器、端末・デバイス】に関すること		1	△	×	×	中	高
A	行政システム係	総合行政システムの運用管理に関すること		1	△	×	×	中	中
A	行政システム係	厚木データセンターのネットワークセキュリティに関すること		1	△	×	×	中	高
A	行政システム係	厚木データセンターの運用管理に関すること		1	△	×	×	中	高
A	行政システム係	厚木データセンターのNW管理に関すること		1	△	×	×	中	高
A	行政システム係	基幹系システムの「厚木市情報基盤」に関すること	委託業者の継続可否に左右される	0.5	△	×	×	高	高
A	行政システム係	基幹系システムの運用管理に関すること		0.5	△	×	×	高	高
A	行政システム係	基幹系システム【住民記録・住基ネット】に関すること	委託業者の継続可否に左右される	1	△	×	×	高	高
A	行政システム係	基幹系システム【税システム】に関すること	委託業者の継続可否に左右される	1	△	×	×	高	高
A	行政システム係	基幹系システム【料システム】に関すること	委託業者の継続可否に左右される	1	△	×	×	高	高
B	行政システム係	庁内系システムのセキュリティ管理【研修・調整】に関すること		0.3	△	×	×	低	低
B	行政システム係	LGWANに関すること		1	△	×	×	高	高
B	行政システム係	基幹系システム【選挙】に関すること	委託業者の継続可否に左右される	1	△	×	×	高	高
B	行政システム係	基幹系システム【収滞納システム】に関すること	委託業者の継続可否に左右される	1	△	×	×	高	高
B	行政システム係	基幹系システムのシステム管理【障害・調整・連絡】に関すること	委託業者の継続可否に左右される	2	△	×	×	高	高
B	行政システム係	基幹系システムのセキュリティ管理【研修・ID】に関すること		0.3	△	×	×	低	中
B	行政システム係	社会保障・税番号制度に関すること	委託業者の継続可否に左右される	0.5	△	×	×	中	中
B	行政システム係	コンビニ証明・自動交付機導入に関すること。	委託業者の継続可否に左右される	1	△	×	×	高	高
C	行政システム係	各種法・制度改正等にかかるシステム改修等の調整に関すること		0.2	△	×	×	低	高
C	行政システム係	係内の総括事務に関すること		0.1	△	×	×	低	低
C	行政システム係	基幹系システムの規定・要綱に関すること		0.2	△	×	×	低	中

企画部 危機管理課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	危機管理課	危機管理の総合調整に関すること		1	○			高	低
A	危機管理課	災害対策本部の設置・運営に関すること		2	○			高	低
A	危機管理課	地震災害警戒本部の設置・運営に関すること		1	○			高	低
A	危機管理課	市民安全対策本部の設置・運営に関すること		1	○			高	低
A	危機管理課	災害復旧の総合調整に関すること		1	○			高	低
A	防災対策係	防災行政無線の放送に関すること		1	○	○		高	低
B	防災対策係	MCA無線・ハザードトークに関すること		1	○	○		高	低
B	防災対策係	県防災情報ネットワークに関すること		0.2	○	○		中	高
B	防災対策係	自主防災倉庫に関すること		0.2	○	○		高	低
B	危機管理係	街頭消火器、大型消火器の維持管理に関すること		0.2	○	○		高	低
B	危機管理係	応急給水用井戸に関すること		0.2	○	○		高	低
B	危機管理係	耐震性貯水槽に関すること		0.2	○	○		高	低
B	危機管理係	危険ブロック塀等防災工事補助金に関すること		0.2	○	○		中	中
B	危機管理係	特設公衆電話に関すること		0.2	○	○		高	低
B	防災対策係	防災備蓄倉庫維持管理に関すること		0.2	○	○		中	中
C	危機管理課	防災事務経費に関すること		0.2	○	○		低	低
C	危機管理課	国民保護対策本部の設置・運営に関すること		0.2	○	○		低	低
C	危機管理課	緊急対処事態対策本部の設置・運営に関すること		0.2	○	○		低	低
C	危機管理課	職員、関係機関との防災訓練に関すること		0.2	○	○		低	低
C	危機管理係	職員配備計画・職員行動マニュアル策定事務に関すること		0.2	○	○		低	低
C	危機管理係	自衛官募集事務に関すること		0.2	○	○		低	低
C	危機管理係	被災者支援システム運用に関すること		0.2	○	○		低	低
C	危機管理係	急傾斜地崩壊対策事業に関すること		0.2	○	○		低	低
C	危機管理係	避難所運営委員会に関すること		0.2	○	○		低	低
C	危機管理係	避難所運営マニュアル作成に関すること		0.2	○	○		低	低
C	危機管理係	避難所運営強化に関すること		0.2	○	○		低	低
C	危機管理係	急傾斜地安全対策工事補助金に関すること		0.2	○	○		低	低
C	危機管理係	国民保護計画に関すること		0.2	○	○		低	低
C	危機管理係	業務継続計画策定事務に関すること		0.2	○	○		低	低
C	危機管理係	災害情報収集伝達強化事業に関すること		0.2	○	○		低	低
C	防災対策係	防災行政無線の維持管理・維持補修に関すること		0.4	○	○		低	高
C	防災対策係	防災ラジオに関すること		0.2	○	○		低	低
C	防災対策係	自主防災隊連絡協議会の事務に関すること		0.2	○	○		低	低
C	防災対策係	自主防災隊による総合防災訓練に関すること		0.2	○	○		低	低
C	防災対策係	団体等主催訓練への指導、参加に関すること		0.2	○	○		低	低
C	防災対策係	市民防災研修会に関すること		0.2	○	○		低	低
C	防災対策係	防災指導員、防災推進員に関すること		0.2	○	○		低	低
C	防災対策係	防災備蓄品の整備に関すること		0.2	○	○		低	低
C	防災対策係	防災情報システムに関すること		0.2	○	○		低	低
C	防災対策係	地震体験車の維持管理に関すること		0.2	○	○		低	低
C	防災対策係	地域防災計画関連事業に関すること		0.2	○	○		低	低
C	防災対策係	災害対策基金積立金に関すること		0.2	○	○		低	低
C	防災対策係	災害支援型自動販売機に関すること		0.2	○	○		低	低
C	防災対策係	感震プレーカー整備事業に関すること		0.2	○	○		低	低
C	防災対策係	災害時医療対策事業に関すること		0.2	○	○		低	低

総務部 職員課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
C	人事研修係	職員(会計年度任用職員含む)の任免に関する事務	職員の被災状況の把握、再配置方法及び出退勤管理	1	○			中	高
C	人事研修係	選考及び採用試験に関する事務	委託業者の業務継続性、試験中止の場合の対応策	1	○			中	高
C	人事研修係	派遣に関する事務	派遣先との調整		○			低	低
C	人事研修係	分限処分に関する事務	安定的な業務の継続	1	○			低	高
C	人事研修係	各種証明書発行に関する事務	安定的な業務の継続		○	○		低	低
C	人事研修係	懲戒処分に関する事務	安定的な業務の継続	1	○			低	高
C	人事研修係	異動に関する事務	人事給与システム等の早期復旧	1	○			低	高
C	人事研修係	職員表彰に関する事務	表彰実施可否の判断		○			低	低
C	人事研修係	休暇に関する事務	人事給与システム等の早期復旧	1	○	○		低	高
C	人事研修係	庁内応援に関する事務	応援実施可否の判断		○			低	低
C	人事研修係	事務引き継ぎに関する事務	引継ぎ事務実施可否の判断		○			低	低
C	人事研修係	職員交渉、職員団体からの要望処理事務	交渉の時間確保		○			低	低
B	人事研修係	宿日直に関する事務	職員の被災状況の把握、再配置方法及び出退勤管理、閉庁時の戸籍関係届出等の対応	1	○	○		高	高
C	人事研修係	職員の公正な職務遂行に関する事務	委員会の開催		○			低	低
C	人事研修係	庁内研修に関する事務	研修の実施可否の判断	0.5	○	○		低	高
C	人事研修係	職場研修に関する事務	研修の実施可否の判断		○	○		低	低
C	人事研修係	戸籍関係(出生研究グループ)に関する事務	研修の実施可否の判断		○	○		低	低
C	人事研修係	派遣研修に関する事務	研修実施機関における研修実施可否	0.5	○	○		低	高
C	給与厚生係	給与(例月給与、期末勤勉手当)支給に関する事務	システム障害発生時は被影響度が高い。各金融機関の継続性	1.5	○	△		高	高
C	給与厚生係	給与控除(法定控除、法定外控除)に関する事務	システム障害発生時は被影響度が高い。市町村共済組合、各金融機関等の継続性	1.0	○	△		高	高
C	給与厚生係	年末調整、源泉徴収票の発行、法定調書作成に関する事務	システム障害発生時は被影響度が高い。		○	△		高	高
C	給与厚生係	普通昇給の実施に関する事務	システム障害発生時は被影響度が高い。		○	△		中	高
C	給与厚生係	初任給、退職手当に関する事務			○	△		中	中
C	給与厚生係	給与費予算、決算、補正に関する事務	システム障害発生時は被影響度が高い。	0.5	○	△		高	高
C	給与厚生係	給与実態調査に関する事務	システム障害発生時は被影響度が高い。		○	△		低	高
C	給与厚生係	人事給与システムに関する事務	システム障害発生時は被影響度が高い。システム事業者の継続性	0.5	○	△		高	高
C	給与厚生係	給与改定に関する事務	システム障害発生時は被影響度が高い。		○	△		中	高
C	給与厚生係	各種保険取扱いに関する事務	システム障害発生時は被影響度が高い。各保険会社の継続性	0.5	○	△		中	高
C	給与厚生係	被服貸与に関する事務	契約事業者の継続性	0.3	○	△		中	中
C	給与厚生係	安全衛生(職員安全衛生員会、メンタルヘルス対策)に関する事務	産業医、委託事業者、職員安全衛生委員会等の継続性	0.5	○	△		中	高
C	給与厚生係	職員健康管理に関する事務	委託事業者の継続性	0.2	○	△		低	高
C	給与厚生係	公務災害補償に関する事務	地方公務員災害補償基金、労働基準監督署、厚木市公務災害補償等認定委員会の継続性	0.5	○	△		中	高
C	給与厚生係	市町村共済組合に関する事務	システム障害発生時は被影響度が高い。市町村共済組合の継続性	1.0	○	△		高	高
C	給与厚生係	職員厚生会に関する事務	契約事業者、委託事業者の継続性	0.5	○	△		低	中

総務部 行政総務課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
B	情報公開・ 法制係	議会の招集、議案の収集、一般質問、常任委員会等に関する業務	各課の対応の可否が予測不可	0.5	△			高	高
B	情報公開・ 法制係	市議会及び行政委員会との連絡調整、全員協議会に関する業務	各課の対応の可否が予測不可	0.5	△			高	高
B	情報公開・ 法制係	例規文書の公布及び公表、公示・公告文書の取扱い、例規審査等に関する業務	緊急性のある条例の対応	0.5	△			中	低
B	行政総務係	事務室の配置に関すること。		0.5	○			高	低
B	行政総務係	関係機関との総合調整に関すること。		0.3	△			中	低
B	行政総務係	文書管理システム、保存文書、公印使用承認、郵送料に関する業務	公印及び文書の焼失等した場合の対応	0.5	○			中	高
C	行政総務係	行政不服審査会に関すること。	相手方の状況の予測が不可能。	0.3	△			中	高
C	情報公開・ 法制係	訴訟に関する業務	裁判所及び相手方の状況の予測が不可能	0.3	△	△		中	高
C	情報公開・ 法制係	顧問弁護士相談等に関する業務	顧問弁護士の状況の予測が不可能	0.3	○	○		中	高
C	情報公開・ 法制係	公平委員会に関する業務	委員会の開催	0.5	△	△		中	高
C	情報公開・ 法制係	自己情報開示請求に関する業務	市政情報、保有個人情報の焼失等した場合の対応	0.5	△			中	低
C	情報公開・ 法制係	情報公開請求に関する業務	市政情報、保有個人情報の焼失等した場合の対応	0.5	△			中	低
C	情報公開・ 法制係	市政情報コーナー窓口及び市政情報管理に関する業務	庁舎の被災状況及び情報コーナーの再開の可否	1	○	○		低	低
C	情報公開・ 法制係	市刊行物の頒布に関する業務	市政情報の焼失等した場合の対応	0.3	○	○		低	低
C	行政総務係	事務管理の企画及び調整に関すること。		1				低	低
C	行政総務係	行政組織に関すること。		0.8				低	低
C	行政総務係	職員定数に関すること。		0.3				低	低
C	行政総務係	事務分掌及び事務決裁に関すること。		0.3				低	低
C	行政総務係	附属機関の調整に関すること。		0.3				低	低
C	行政総務係	庁内の消耗品の一元化に関すること。		0.3		○	○	低	低
C	行政総務係	浄書及び印刷に関する業務	庁舎の被災状況及び印刷室の再開の可否	2	○	○		低	低
C	行政総務係	部内の施策等の政策調整に関すること。		0.3				低	低
C	行政総務係	部内の予算執行及び事務事業の調整に関すること。		0.3				低	低
C	行政総務係	部内の庶務及び人事に関すること。		0.3				低	低
C	行政総務係	部内会議に関すること。		0.3				低	低
C	情報公開・ 法制係	行政手続制度に関する業務	特になし	0.3	△			低	低

総務部 契約検査課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
B	工事検査係	工事等請負契約に係る検査	対象物の被害状態により、検査の遂行について検討が必要となる	1	△			中	低
B	工事検査係	建設工事の設計単価、歩掛等に係る事務	県のシステム状態により、事務執行方法について検討が必要となる。	1	△	△		中	低
B	物品契約係	物件供給契約の入札制度に係る事務	確実な状況把握に伴う、初動期から復旧期における応急対策との調整及び手法の検討が必要	0.5				中	高
B	物品契約係	入札参加資格者の登録申請・変更手続に係る事務	かながわ電子入札共同システムの稼働状況等により、手法の検討が必要	0.5	△			中	高
B	物品契約係	物品購入及び清掃・警備等に係る委託の契約事務	事業者の被災状況、システムの稼働状況等により、購入手続等の検討が必要	2	△			中	高
B	物品契約係	物品の検収に係る事務 (取得価格100万円以上の備品)	対象物の被害状況、事業者の被災状況により、検収の手法について検討が必要	0.5	○	○		中	高
B	物品契約係	契約制度等検討委員会/委員会に係る事務	確実な状況把握に伴う、初動期から復旧期における応急対策との調整及び手法の検討が必要	0.5				中	高
B	工事契約係	工事及びコンサルの入札制度に係る事務	確実な状況把握に伴う、初動期から復旧期における応急対策との調整及び手法の検討が必要	0.3	△			中	高
B	工事契約係	契約管理システムに係る事務	確実な状況把握に伴う、初動期から復旧期における応急対策との調整及び手法の検討が必要	0.6	△			中	高
B	工事契約係	電子入札システムに係る事務	かながわ電子入札共同システムの稼働状況等により、手法の検討が必要	0.6				中	高
B	工事契約係	入札参加資格者の登録申請・変更手続に係る事務	かながわ電子入札共同システムの稼働状況等により、手法の検討が必要	0.6	△			中	高
B	工事契約係	工事、コンサルの入札及び契約事務全般に係る事務	確実な状況把握に伴う、初動期から復旧期における応急対策との調整及び手法の検討が必要	1	△			中	高
B	工事契約係	小規模工事の事務に係る事務	確実な状況把握に伴う、初動期から復旧期における応急対策との調整及び手法の検討が必要	0.6	△	△		中	高
C	工事契約係	公契約条例に係る事務	確実な状況把握に伴う、初動期から復旧期における応急対策との調整及び手法の検討が必要	0.3	△	△		中	高
B	工事契約係	契約制度等検討委員会に係る事務	確実な状況把握に伴う、初動期から復旧期における応急対策との調整及び手法の検討が必要	0.3				中	高
C	工事契約係	実態調査に係る事務	確実な状況把握に伴う、初動期から復旧期における応急対策との調整及び手法の検討が必要	0.3	○	△		低	高
C	工事契約係	入札参加停止及び指名停止の措置に係る事務	確実な状況把握に伴う、初動期から復旧期における応急対策との調整及び手法の検討が必要	0.2	△			中	高
C	工事契約係	公正入札調査委員会に係る事務	確実な状況把握に伴う、初動期から復旧期における応急対策との調整及び手法の検討が必要	0.2				中	高
C	工事検査係	建設技術の総括及び指導に係る事務	なし	0.3	△	△		低	低
C	工事検査係	優良建設工事業業者等の表彰に係る事務	被表彰者の状態により、事務執行方法について検討が必要となる。	0.3	○	○	○	低	低
C	工事検査係	工事の安全指導に係る事務	なし	0.4	△	△		中	低

財務部 財政課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	財政係	執行管理事務		6	△			高	低
B	財政係	公共料金支払事務	財務会計システムが停止した時の対応	1	△			低	高
C	財政係	財政計画事務		0.033	△			低	低
C	財政係	財務規則等法制執務事務		0.033	△			低	低
C	財政係	財政制度等事務		0.033	△			低	低
C	財政係	公会計制度事務		0.016	△			低	中
C	財政係	国庫補助金等確保事務		0.016	△			低	低
C	財政係	当初予算編成事務	財務会計システムが停止した時の対応	0.115	△			中	低
C	財政係	繰越事務	財務会計システムが停止した時の対応	0.033	△			低	低
C	財政係	補正予算編成事務	財務会計システムが停止した時の対応	0.033	△			中	低
C	財政係	起債事務		0.033	△			低	高
C	財政係	市債償還事務	財務会計システムが停止した時の対応	0.033	△			低	高
C	財政係	資金に関する調整(一時借入金等)事務	財務会計システムが停止した時の対応	0.033	△			低	高
C	財政係	補助金・交付金関連事務		0.016	△			低	高
C	財政係	基金管理・運用事務		0.016	△			低	高
C	財政係	普通交付税・特別交付税事務		0.033	△			低	高
C	財政係	各種交付金事務		0.016	△			低	高
C	財政係	財務会計システム事務	財務会計システムが停止した時の対応	0.033	△			高	高
C	財政係	決算審査事務		0.115	△			低	低
C	財政係	決算報告事務		0.115	△			低	低
C	財政係	決算統計事務		0.115	△			低	高
C	財政係	財政健全化判断比率等事務		0.016	△			低	高
C	財政係	財政調査事務		0.033	△			低	低
C	財政係	財政報告・公表事務		0.016	△			低	低
C	財政係	部内政策調整事務		0.016	△			低	低
C	財政係	収入調定事務	財務会計システムが停止した時の対応	0.016	△			低	高
C	財政係	寄附採納事務	財務会計システムが停止した時の対応	0.016	△			低	高
C	財政係	課内庶務事務・部内庶務事務(部内の庶務及び人事に関すること。)		0.016	△			低	低
C	財政係	課内庶務事務・部内庶務事務(部内会議に関すること。)		0.016	△			低	低
C	財政係	協議会事務		0.016	△			低	低

財務部 財産管理課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	施設管理係	庁舎の総括的管理に関すること	緊急時には職員の増員等が必要となる場合も想定される	0.75	△	△		高	低
A	施設管理係	厚木市電話システムに関すること	災害時優先電話の活用方法	0.086	△			高	高
A	施設管理係	庁舎等の修繕に関すること	緊急時には職員の増員等が必要となる場合も想定される	0.086	△	△		高	低
A	施設管理係	公用車の総括的管理に関すること		0.75	△			高	低
A	施設管理係		突発災害による修繕不能の場合や協定先ガソリンスタンド等の利用不可の場合の対応	0.1	△	△		高	高
A	施設管理係	公用車自動車損害保険に関すること	車検、自賠責、共済等の加入ができないことにより、車両の使用が不可となる。業務停滞が長引くと影響が大きい。	0.1	△			高	高
A	施設管理係	公用車の事故処理に関すること	実況見分等、事故処理事務が可能な状況かどうか	0.1				高	中
A	施設管理係	公用車(車両・原付・自転車)の維持管理に関すること	緊急時も車両が使用可能な状態を維持できているか	0.1	△			高	中
A	施設管理係	庁内電気設備の保守管理に関すること		0.375				高	高
A	施設管理係	空調機器、ポンプ類の保守管理に関すること	専門知識を要する業務であり、かつ庁舎機能維持に必須のものであるため、	0.375				高	高
A	施設管理係	簡易専用水道、受水槽、高置水槽の保守に関すること	専門知識を要する業務であり、かつ庁舎機能維持に必須のものであるため、	0.375				高	高
A	施設管理係	水道管等の保守管理に関すること	専門知識を要する業務であり、かつ庁舎機能維持に必須のものであるため、	0.375				高	高
A	施設管理係	公用車の維持管理及び修理に関すること	突発災害による修繕不能の場合や協定先ガソリンスタンド等の利用不可の場合も想定される	0.1	△	△		高	高
A	施設管理係	公用車の運転業務に関すること	緊急時には職員の増員等が必要となる場合も想定される	5	△	△		高	低
A	財産管理係	普通財産の維持補修に関すること。	緊急性の高い修繕の継続や被害財産の応急保全措置等については優先度が高いため	0.2	○			高	高
B	財産管理係	財産の引継ぎ及び変更に関すること。	状況によっては土地・建物等市有財産の破損等が想定されるが、その時点で把握できるかどうか。	0.15	△			低	低
B	財産管理係	行政財産の目的外使用に関すること。	通常手続きが行えない緊急時での許可等の判断をどうするか。	0.15	△			中	低
B	施設管理係	電話交換業務及び電話案内、庁内放送に関すること	【突発災害】委託業務については継続不可と想定されるため職員による代替が必要となるが、内線自体が使用不能の自体も想定される	0.086				高	高
C	財産管理係	基金の運用及び管理に関すること。		0.1	△			中	高
C	財産管理係	有価証券台帳の作成及び整理等有価証券に関すること。		0.05	△			中	高
C	財産管理係	維持管理支援システム管理・運用に関すること。	ネットワーク機器破損による入力更新等不能状態が見込まれる。	0.05	△	△		中	低
C	財産管理係	自主点検の実施に関すること。	建物等の市有財産の破損等が想定されるが、その時点で把握ができるかどうか。	0.1	△	△	△	低	低
C	財産管理係	市有地の境界査定に関すること。	状況により、即応の必要性が生じることが考えられる。また場合によっては他課との調整が必要。	0.15	○			中	低
C	財産管理係	行政区域に関すること。	状況により、即応の必要性が生じることが考えられる。また場合によっては他課、他市との調整が必要。	0.15	○			中	低
C	財産管理係	財産台帳の作成、整理、保管及び管理システムに関すること。	ネットワーク機器破損による入力更新等不能状態が見込まれる。	0.1	△			中	低
D	財産管理係	市有財産の総合調整に関すること。(諸問題事項含む。)	状況により、即応の必要性が生じることが考えられる。	0.5	△			中	中
C	財産管理係	市有財産の有効活用方針の執行管理に関すること。	即応の必要性が生じることは考えにくい。	0.3	○			低	低
C	財産管理係	県央都市管財事務研究会に関すること。	即応の必要性が生じることは考えにくい。	0.05	△			低	低
C	財産管理係	財政事情の公表、公共施設状況調査に関すること。	状況によっては土地・建物等市有財産の破損等が想定されるが、その時点で把握できるかどうか。	0.15	○			低	低
C	財産管理係	地方財政状況調査に関すること。	状況によっては土地・建物等市有財産の破損等が想定されるが、その時点で把握できるかどうか。	0.15	○	○		低	低
C	財産管理係	財産に関する調書に関すること。	状況によっては土地・建物等市有財産の破損等が想定されるが、その時点で把握できるかどうか。	0.15	○	○		低	低
C	財産管理係	財産に関する各種調査に関すること。	状況によっては土地・建物等市有財産の破損等が想定されるが、その時点で把握できるかどうか。	0.15	○	○		低	低
C	財産管理係	公共施設の委託業務の一元化に関すること。	即応の必要性が生じることは考えにくい。	0.05	○			低	低

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
C	財産管理係	登記に関すること。	登記等関係機関が業務停止等をしている場合、権利関係の確定ができないことが想定される。	0.05	△	△		中	高
C	財産管理係	公有地評価委員会に関すること。	突発災害時における財産の取得、売却が想定できないため、委員会自体の開催はないものとする。	0.1				低	低
C	財産管理係	建物総合損害共済(市有物件共済)に関すること。	建物等の市有財産の破損等が想定されるが、その時点で把握ができるかどうか。	0.15	△			低	高
C	財産管理係	借地に係る総括的管理に関すること。(借地物件見直し方針の執行管理)	即応の必要性が生じることは考えにくい。	0.05	○	○		低	低
C	財産管理係	普通財産の管理、貸付、使用許可に関すること。(市有林・西山含む。)	状況によっては土地・建物等普通財産の破損等が想定されるが、その時点で把握できるかどうか。	0.15	○			中	低
C	財産管理係	普通財産の取得・処分に関すること。(遊休地売却し事務等)		0.15	△			中	低
C	財産管理係	課・係の庶務に関すること。(予算・決算・係内総括事務含む。)	状況によっては通常予算の編成等が不能となるケースが想定されること	0.15	○			低	低
D	施設管理係	庁舎の案内に関すること		0.086	△	△			
D	施設管理係	行政財産使用許可及び庁舎使用許可に関すること		0.086	△	△		低	低
D	施設管理係	私用電話料、公衆電話料の徴収に関すること	突発災害時に使用可能かどうか。	0.086	△	△		中	低
D	施設管理係	共通物品調達(国旗・市旗)の発注・配布に関すること		0.086	△	△		低	低
D	施設管理係	庁舎防火管理規程に関すること		0.086	△	△		中	低
D	施設管理係	消防計画に関すること	消防計画等に沿った体制維持、行動ができるかどうか	0.086	△	△		中	低
			【突発災害】上位計画に則った対応となる。						
D	施設管理係	防災計画の策定に関すること	消防計画等に沿った体制維持、行動ができるかどうか	0.086	△	△		中	低
			【突発災害】上位計画に則った対応となる。						
D	施設管理係	来庁者駐車場・公用車駐車場の管理に関すること	状況によっては、駐車場としては使用できなくなるケースが想定される。	0.1	△	△		高	高
D	施設管理係	庁舎の管理に係る業務委託に関すること	専門知識を要する業務であり、かつ庁舎機能維持に必須のものであるため、委託業務継続できるかどうか	0.086				高	高
D	施設管理係	庁舎の廃棄物処理に関すること		0.086	△	△		低	低
D	施設管理係	庁舎の節電に関すること	緊急時には職員の増員等が必要となる場合も想定される	0.086	△	△		高	低
D	施設管理係	PPSの導入に関すること	緊急時には職員の増員等が必要となる場合も想定される	0.086	△	△		高	低
D	施設管理係	第二庁舎の賃貸借に関すること	賃貸人との連絡調整が不能な場合における維持管理面で様々な影響が想定される。	0.086				高	高
D	施設管理係	厚木中央公園地下駐車場使用券に関すること	突発災害時に駐車場の破損状況により利用できなくなる場合も想定される。	0.086				中	中
D	施設管理係	庁用備品の管理・発注・備品台帳の整備に関すること	緊急時には職員の増員等が必要となる場合も想定される	0.086	△	△		高	低
D	施設管理係	庁内放送に関すること	突発災害時に放送機器が使用可能状況にあるかどうか。	0.086	△	△		高	高
D	施設管理係	会議室及び更衣ロッカーの管理に関すること		0.086	△	△		低	低
D	施設管理係	拾得物の管理に関すること		0.086	△	△		低	低
D	施設管理係	庁舎自衛消防隊の編成・消防訓練に関すること	緊急時における自衛消防隊の編成は必須であるため、必要人員を確保できるかが課題である。	0.086	△			中	低
D	施設管理係	資源再生に関すること		0.086	△	△		低	低
D	施設管理係	低公害車導入事業に関すること		0.1	△			中	中
D	施設管理係	共用車の配車に関すること	緊急時も車両が使用可能な状態を維持できているか、配車の優先順位をどうするか	0.1	○	○	○	高	低

財務部 市民税課

ラン ク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
B	税制係	税制に関すること(主に条例改正)	関係部署の業務継続が不可欠	0.1	○			中	高
C	税制係	税番号制(マイナンバー制)に関すること	関係部署の業務継続が不可欠	0.03	○			低	低
B	税制係	市税歳入・歳出計画及び予算編成等に関すること	関係部署の業務継続が不可欠	0.13	○			中	高
C	税制係	法人市民税に係る景気の予測に関すること	必須システムの業務継続が不可欠	0.18	○			低	低
B	税制係	法人市民税の賦課に関すること	必須システムの業務継続が不可欠	0.2	○	○		中	高
B	税制係	eLTAXに関すること	必須システムの業務継続が不可欠	0.1	○			中	高
B	税制係	軽自動車税の賦課に関すること	必須システムの業務継続が不可欠	0.32	○	○		中	高
B	税制係	市たばこ税・入湯税に係る申告に関すること	必須システムの業務継続が不可欠	0.05	○	○		中	高
B	税制係	調定に関すること	必須システムの業務継続が不可欠	0.21	○			中	高
C	税制係	市税諸統計に関すること	必須システムの業務継続が不可欠	0.2	○			低	低
B	税制係	自動車臨時運行許可に関すること		0.13	○	○		中	中
B	税制係	市税証明に関すること	必須システムの業務継続が不可欠	1.48	○	○		高	高
C	税制係	固定資産評価審査委員会に関すること	必須システムの業務継続が不可欠	0.1	○			中	高
B	税制係	電算との連絡調整及びオンライン業務に関すること	必須システムの業務継続が不可欠	0.03	○			中	高
C	税制係	総括事務に関すること		8.17	○			中	高
B	特別徴収係	税制に関すること	関係者の業務継続が不可欠	0.08	○	○		中	高
B	特別徴収係	予算・決算、調定に関すること。	課税システム及び総合行政情報システムの業務継続が不可欠	0.14	○			中	高
C	特別徴収係	返戻調査、公示送達に関すること		0.06	○	○		低	高
B	特別徴収係	電算処理に関すること	課税システムの業務継続が不可欠	0.14	○			高	高
B	特別徴収係	行政システム係との連携調整に関すること	課税システムの業務継続が不可欠	0.03	○			高	高
B	特別徴収係	個人市民税の減免に関すること	災害時には減免希望者が増える可能性がある。	0.01	○			中	低
C	特別徴収係	各種帳票設計・作成に関すること		0.06	○			中	高
C	特別徴収係	住民登録外課税・法第294条第3項の通知、他市回送、給与支払報告書の住所誤報に関すること	他市町村に与える影響が大きい。	0.42	○	○		中	高
C	特別徴収係	相続人指定届、納税管理人指定届に関すること	年単位で遅れると賦課できる期限を超過してしまい、賦課ができなくなる。	0.19	○	○		中	低
C	特別徴収係	税務署・県税事務所等との連絡調整等に関すること		0.14	○			低	低
B	特別徴収係	特別徴収に係る当初課税事務に関すること	納税義務者への通知期限が地方税法で定められているため、課税システムの業務継続が不可欠。延期するには関係部署との調整、市民周知が必要	0.33	○	○		高	高
B	特別徴収係	特別徴収に係る税額決定通知書の発送に関すること(封入封かん等)	納税義務者への通知期限が地方税法で定められているため、課税システムの業務継続が不可欠。延期するには関係部署との調整、市民周知が必要	0.33	○	○		高	高
B	特別徴収係	特別徴収切替処理に関すること	課税システムの業務継続が不可欠	0.42	○	○		中	高
B	特別徴収係	特別徴収に係る現年度分税額変更に関すること	課税システムの業務継続が不可欠。	0.19	○	○		中	高
B	特別徴収係	特別徴収に係る過年度分速付処理に関すること	課税システムの業務継続が不可欠	0.11	○	○		中	高
B	特別徴収係	納期の特例に関すること	特例による納期が年2回(6月・12月)なので、時期によっては特別徴収義務者に与える影響が大きい。	0.17	○	○		中	高
B	特別徴収係	課税状況等調作成に関すること	課税システムの業務継続が不可欠	0.08	○			中	高
B	特別徴収係	審査請求に関すること		0.03	○			低	低
B	特別徴収係	特別徴収関係事務(普通徴収から特別徴収への切替処理等事務、転勤及び名称変更事務、特別徴収推進に関することほか)	課税システムの業務継続が不可欠	0.21	○	○		中	高
B	特別徴収係	給与支払報告書総括表の発送、年末調整説明会に関すること	関係委託業者及び課税システムの業務継続が不可欠。	0.2	○			中	高
B	特別徴収係	電子給与支払報告書(エルタックス・MO)に関すること	課税システム及び地方税共同機構の業務継続が不可欠	0.33	○	○		中	高
C	特別徴収係	広報・HP等による周知・啓発事務		0.17	○			低	低
C	特別徴収係	課税資料等の整理・保管に関すること		0.14	○	○		低	低
C	特別徴収係	個人住民税特別徴収課税事務に係る庶務(事務改善・予算執行・議会対応・臨時職員関係事務ほか)		1.02	○			低	低
B	普通徴収係	公的年金の特別徴収に関すること	地方税共同機構及び課税システムの業務継続が不可欠	0.26	○	○		中	高
B	普通徴収係	電算処理に関すること	課税システムの稼働が必要	0.26	○			高	高
B	普通徴収係	当初賦課に関すること	防災時期により、影響度が大きく変わり、上半期の場合、与・被影響度ともに高	0.79	○	○		高	高
B	普通徴収係	個人市民税の減免に関すること		0.26	○			中	低
B	普通徴収係	申告受付に関すること		0.79	○	○		中	低
B	普通徴収係	個人市民税の異議申立てに関すること		0.26	○			低	低
C	普通徴収係	相続人指定届、納税管理人指定届に関すること		0.26	○	○		中	低
C	普通徴収係	調定に関すること	課税システムの稼働が必要	0.26	○	○		中	高

ラン ク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
C	普通徴収係	就労者における賃料後手・補充に関するこ と		0.26	○	○		中	低
C	普通徴収係	二次課税以降の賦課に関するこ と	課税システムの稼働が必要	0.79	○	○		中	高
C	普通徴収係	各種帳票設計に関するこ と	発災時期により、影響度が大きく変わ る。	0.26	○			中	中
C	普通徴収係	市・県民税申告書送付に関するこ と	課税システムの稼働が必要	0.79	○	○		中	高
C	普通徴収係	未申告調査に関するこ と		0.26	○	○		低	低
C	普通徴収係	納税通知書返戻調査及び公示送達に関 するこ と		0.26	○	○		低	高
C	普通徴収係	納税通知書設計・封入封かんに関するこ と	印字プログラムの作成も合わせて要 託しているため短期間での代替は困 難	0.26	○			中	高
C	普通徴収係	国税連携データの管理に関するこ と	システムの稼働が必要	0.26	○			中	高
C	普通徴収係	課税資料等の整理・保管に関するこ と		0.26	○	○		低	低
C	普通徴収係	税務署・県税事務所等との連絡調整に関 するこ と		0.11	○			低	低
C	普通徴収係	各種調査等の回答に関するこ と	課税システムの稼働が必要	0.26	○			中	高
C	普通徴収係	個人事業等の開廃業に関するこ と		0.09	○	○		低	低

財務部 資産税課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	家屋・償却資産係	家屋調査に関すること	人員・システム等の業務体制の確保	4	△	△		高	高
A	家屋・償却資産係	家屋評価システムに関すること	人員・システム等の業務体制の確保	1	△	△		高	高
A	家屋・償却資産係	COKAS－Iに関すること	人員・システム等の業務体制の確保	0.5	△			高	高
A	家屋・償却資産係	納税通知書の封入封緘及び発送に関すること	人員・システム等の業務体制及び委託先の業務体制の確保	1	△	△		高	高
A	家屋・償却資産係	納税通知書の返戻処理に関すること	人員・システム等の業務体制の確保	1	△			高	低
A	家屋・償却資産係	地図情報システム(マルコとの連携)に関すること	人員・システム等の業務体制の確保	1	△			高	高
A	家屋・償却資産係	電算依頼事務に関すること	人員・システム等の業務体制の確保	1	△			高	高
A	家屋・償却資産係	非課税、特例、減免(大災等)に関すること	人員・システム等の業務体制の確保		△			高	低
A	家屋・償却資産係	閲覧縦覧に関すること	人員・システム等の業務体制の確保	1	△			高	高
A	土地係	電算事務に関すること(電算帳票の設計、管理及びオンライン端末の管理を含む) プログラム改造委託(土地データの一括処理)	人員・システム等の業務体制の確保	0.5	△			高	高
A	土地係	土地現地調査に関すること	人員・システム等の業務体制の確保	2	△	△		高	中
A	土地係	固定資産評価システムに関すること	人員・システム等の業務体制の確保	1	△	△		高	高
A	土地係	納税通知書・封筒の作成(1月分)、印字、封入封緘に関すること(広告を入れる) 納付書の発送、返戻、公示送達に関すること	人員・システム等の業務体制及び委託先の業務体制の確保	1	△	△		高	高
A	土地係	基本台帳、住登外登録、修正	人員・システム等の業務体制の確保	0.3	△	△		高	高
A	土地係	非課税、減免に関すること(不均一課税含む)	人員・システム等の業務体制の確保	0.5	△	△		高	高
A	土地係	COKAS－Iに関すること	人員・システム等の業務体制の確保	0.5	△	△		高	高
A	土地係	縦覧事務(集計・郵送)	人員・システム等の業務体制の確保	1	△	△		高	高
B	家屋・償却資産係	県税物件に関すること	人員・システム等の業務体制の確保・神奈川県への提出期限		△			高	高
B	家屋・償却資産係	評価替え全般の対応に関すること	人員・システム等の業務体制及び委託先の業務体制の確保		△			高	高
B	家屋・償却資産係	固定資産税、都市計画税の価格決定に関すること	人員・システム等の業務体制の確保	0.3	○			高	高
B	家屋・償却資産係	固定資産税、都市計画税の調定に関すること	人員・システム等の業務体制の確保	0.3	○			高	高
B	家屋・償却資産係	事務総括に関すること	人員・システム等の業務体制の確保		△			中	中
B	家屋・償却資産係	予算編成に関すること	人員・システム等の業務体制の確保		○			中	中
B	家屋・償却資産係	議会に関すること	人員・システム等の業務体制の確保		○			中	中
B	家屋・償却資産係	条例改正に関すること	人員・システム等の業務体制の確保		△			高	高
B	家屋・償却資産係	賦課更正に関すること	人員・システム等の業務体制の確保	0.3	△			高	高
B	家屋・償却資産係	概要調書及び地方交付税に関すること	人員・システム等の業務体制の確保・神奈川県への提出期限		△			高	中
B	家屋・償却資産係	建築確認申請並びに登録済通知の集計及び管理に関すること	人員・システム等の業務体制の確保	0.3	△			中	低
B	家屋・償却資産係	所有権移転等並びに未登記家屋の処理に関すること	人員・システム等の業務体制の確保		△			高	低
B	家屋・償却資産係	納税管理人の処理に関すること	人員・システム等の業務体制の確保	0.3	△			中	低
B	家屋・償却資産係	相続人の処理に関すること	人員・システム等の業務体制の確保	0.3	△			中	低
B	家屋・償却資産係	証明関係に関すること	人員・システム等の業務体制の確保	0.3	△			中	低
B	家屋・償却資産係	企業誘致条例(不均一課税)に関すること	人員・システム等の業務体制の確保		△			低	低
B	家屋・償却資産係	航空写真の撮影委託に関すること	人員・システム等の業務体制の確保	0.3	○			低	低
B	家屋・償却資産係	大規模償却資産の特例に関すること	人員・システム等の業務体制の確保	0.3	△			低	低
B	家屋・償却資産係	総務大臣配分・県知事配分に関すること	人員・システム等の業務体制の確保		△			低	低
B	家屋・償却資産係	電子申告(エルタックス)に関すること	人員・システム等の業務体制の確保		△			低	低
B	家屋・償却資産係	異動データエントリー業務委託に関すること	人員・システム等の業務体制の確保		△			低	高
B	家屋・償却資産係	帳票の作成・発注に関すること	人員・システム等の業務体制の確保		△			高	高
B	家屋・償却資産係	申告書の発送及び交付処理に関すること	人員・システム等の業務体制の確保		△			高	低
B	家屋・償却資産係	税務署調査に関すること	人員・システム等の業務体制の確保		△			低	低
B	家屋・償却資産係	保健所調査に関すること	人員・システム等の業務体制の確保		△			低	低
B	家屋・償却資産係	税理士調査に関すること	人員・システム等の業務体制の確保		△			高	高
B	家屋・償却資産係	未申告調査に関すること	人員・システム等の業務体制の確保		△			高	低
B	家屋・償却資産係	税制改正に伴うプログラム改造に関すること	人員・システム等の業務体制の確保		△			高	高
B	家屋・償却資産係	償却資産申告書の入力に関すること	人員・システム等の業務体制の確保		△			高	低
B	家屋・償却資産係	償却資産実地調査に関すること	人員・システム等の業務体制の確保		△			高	低
B	家屋・償却資産係	申告の催告に関すること	人員・システム等の業務体制の確保		△			中	低
B	家屋・償却資産係	国有資産等所在市町村交付金に関すること	人員・システム等の業務体制の確保		△			低	低
B	家屋・償却資産係	審査申出及び異議申出等に関すること	人員・システム等の業務体制の確保		△			高	中
B	土地係	旧公図・大絵図・航空写真・課税台帳等の保管管理に関すること(廃棄文書、マイクロ文書含む)	システム等の業務体制の確保	0.3	△	△		高	高
B	土地係	庁内LAN端末に関すること(HPの修正、PC研修等を含む)	システム等の業務体制の確保	0.2	○	△		中	中

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ポラン ティア		
B	土地係	宅地の評価に関すること（評価評定、時点修正業務委託を含む） 特別補正に関すること（比準表を含む。 調査及び研究）	人員・システム等の業務体制及び委 託先の業務体制の確保	0.5	△	△		中	高
B	土地係	雑種地の評価に関すること（造成費の 算定、調査及び研究）	システム等の業務体制の確保		△	△		中	中
B	土地係	ゴルフ場の評価に関すること(委託含む)	システム等の業務体制の確保		△	△		中	中
B	土地係	鉄軌道敷の評価に関すること	システム等の業務体制の確保		△	△		中	中
B	土地係	農地の評価に関すること(優良七地古 ま)	システム等の業務体制の確保		△	△		中	中
B	土地係	山林の評価に関すること(保安林・砂防林 の調査、指定及び解除)	システム等の業務体制の確保		△	△		中	中
B	土地係	原野、池沼の評価に関すること	システム等の業務体制の確保		△	△		中	中
B	土地係	牧場、鉱泉地の評価に関すること	システム等の業務体制の確保		△	△		中	中
B	土地係	事務総括に関すること	人員・システム等の業務体制の確保		△			中	中
B	土地係	予算編成に関すること	人員・システム等の業務体制の確保		○			中	中
B	土地係	議会に関すること	人員・システム等の業務体制の確保		○			中	中
B	土地係	条例改正等に関すること	人員・システム等の業務体制の確保		△	△		高	高
B	土地係	照会事務等に関すること（課内調整等 を含む）	人員・システム等の業務体制の確保	0.3	○			中	高
B	土地係	登記済通知書の整理(表示・権利)	人員・システム等の業務体制の確保	0.3	△	△		高	高
B	土地係	調定、価格等の決定及び過誤納金に関 すること(賦課更正含む)	人員・システム等の業務体制の確保	0.3	△			高	高
B	土地係	概要調書(委託含む)に関すること	システム等の業務体制の確保		△			低	中
B	土地係	交付税に関すること	システム等の業務体制の確保		△			低	中
B	土地係	課税計算(遡り計算)に関すること	システム等の業務体制の確保		△	△		高	中
B	土地係	農地課税に関すること			△	△		中	中
B	土地係	評価審査委員会に関すること	人員・システム等の業務体制の確保		○			高	中
B	土地係	審査申出及び異議申出等に関すること	人員・システム等の業務体制の確保		○			高	中
C	家屋・償却資産係	都市税協・三市一町一村連絡協議会に 関すること			△	△		低	低
C	家屋・償却資産係	非木造評価、調査及び計算の指導に関 すること	人員・システム等の業務体制の確保		△			低	低
C	家屋・償却資産係	課の庶務に関すること			○			低	低
C	家屋・償却資産係	係の庶務に関すること			○			低	低
C	家屋・償却資産係	臨時職員に関すること			○			低	低
C	家屋・償却資産係	減額(耐震、バリアフリー、省エネ、長期優良) に関すること	人員・システム等の業務体制の確保	0.3	△			高	低
C	家屋・償却資産係	保存文書に関すること	人員・システム等の業務体制の確保	0.3	△			低	低
C	家屋・償却資産係	広報及び厚木市ホームページに関すること	人員・システム等の業務体制の確保	0.3	△			低	低
C	家屋・償却資産係	木造評価、調査及び計算の指導に関す ること	人員・システム等の業務体制の確保		△			低	低
C	家屋・償却資産係	税務署等からの照会・回答に関すること	人員・システム等の業務体制の確保		△			中	低
C	土地係	係内研修会に関すること	人員等の業務体制の確保		△			高	低
C	土地係	売買実例に関すること			△	△		低	中
C	土地係	都市税協・三市一町一村会議に関す ること(調整事務を含む)			△	△		低	低
C	土地係	課内庶務に関すること(文書管理システ ム・電子文書確認を含む)			○			低	低
C	土地係	係内庶務に関すること			○			低	低
C	土地係	特別土地保有税に関すること			○			低	中
C	土地係	登記済み通知・422条の3通知等に係る 法務局との調整	人員・システム等の業務体制の確保	0.3	△			中	高

財務部 収納課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
B	収納管理係	課内予算の執行及び決算等に関する こと。	神奈川県等への提出期限	0.5	△			中	低
B	収納管理係	課内庶務に関すること。	神奈川県等への提出期限	0.5	△			高	高
C	収納管理係	文書引継ぎ及び整理に関すること。	人員・システム等の業務体制の確保	0.5	△			低	低
C	収納管理係	照会調査関係処理に関すること。	人員・システム等の業務体制の確保	1	△			高	高
B	収納管理係	県民税・森林環境税支払及び県民税 賦課徴収取扱委託金に関すること。	人員・システム等の業務体制の確保	2	△			高	高
B	収納管理係	確定延滞金の請求処理に関すること。	人員・システム等の業務体制の確保	0.5	△			中	高
B	収納管理係	収入実績の作成及び科目振替に関す ること。	人員・システム等の業務体制の確保	0.5	△			中	高
B	収納管理係	市税の収納管理に関すること。	人員・システム等の業務体制の確保	3	△			中	高
C	収納管理係	退職分離所得の処理に関すること。	人員・システム等の業務体制の確保	0.5	△			中	低
C	収納管理係	軽自動車継続検査用納税証明書の発送に 関すること。	人員・システム等の業務体制の確保	1	△			高	高
B	収納管理係	口座振替に関すること。	委託先の業務再開の可否が予測不能	2	△			高	中
B	収納管理係	コンビニ収納、マルチペイメント及びク レジットカード収納に関すること。	委託先の業務再開の可否が予測不能	2	△			高	中
B	収納管理係	還付金請求書処理に関すること	人員・システム等の業務体制の確保	0.5	△			高	高
B	収納管理係	法人及び特徴のパンチに関すること	人員・システム等の業務体制の確保	0.5	△			高	高
B	収納管理係	窓口対応、日計帳票出力・printreデー タ受信・eLTAx納付データ受信・日計 集計及び窓口納付金集計に関するこ と。	人員・システム等の業務体制の確保	1	△			高	高
B	収納管理係	市税の還付充当に関すること。	人員・システム等の業務体制の確保	1	△			高	高
C	収納管理係	還付未済に関すること。	人員・システム等の業務体制の確保	2	△			中	低
C	収納管理係	納税貯蓄組合の事務及び納税啓発に 関すること。	人員・システム等の業務体制の確保	1	△			低	低
B	収納管理係	市税の督促状発送に関すること。	人員・システム等の業務体制の確保	1	△			高	中
B	収納対策係	帳票作成及び徴税用紙の管理に関す ること	人員・システム等の業務体制の確保	1	△			高	高
B	収納対策係	不服申立及び犯則取締に関すること	人員・システム等の業務体制の確保	1	△			高	高
B	収納対策係	係内各種実績等に関すること	人員・システム等の業務体制の確保	0.5	△			高	高
C	収納対策係	コールセンターに関すること	人員・システム等の業務体制の確保	1	△			低	低
B	収納対策係	所有者・納管人変更、公示送達連絡 に関すること	人員・システム等の業務体制の確保	1	△			高	高
B	収納対策係	国税還付金の差押に関すること	人員・システム等の業務体制の確保	1	△			高	高
B	収納対策係	不納欠損に関すること	人員・システム等の業務体制の確保	2	△			高	高
C	収納対策係	催告書の発送に関すること	人員・システム等の業務体制の確保	5	△			高	高
B	収納対策係	電算処理事務に関すること	人員・システム等の業務体制の確保	1	△			高	高
B	収納対策係	予定表作成・処理依頼に関すること	人員・システム等の業務体制の確保	0.5	△			高	高
B	収納対策係	徴収・換価猶予に関すること	人員・システム等の業務体制の確保	4	△			高	高
B	収納対策係	基幹系情報システムに関すること	人員・システム等の業務体制の確保	1	△			高	高
C	収納対策係	県外出張に関すること	人員・システム等の業務体制の確保	4	△			低	低
B	収納対策係	納税相談に関すること	人員・システム等の業務体制の確保	9	△			高	高
C	収納対策係	市税及び県民税の徴収の囑託及び受 託に関すること。	人員・システム等の業務体制の確保	2	△			高	高
B	収納対策係	滞納処分の執行と解除に関すること	人員・システム等の業務体制の確保	2	△			高	高
B	収納対策係	滞納処分の停止に関すること	人員・システム等の業務体制の確保	1	△			高	高
B	収納対策係	交付要求に関すること	人員・システム等の業務体制の確保	1	△			高	高
B	債権回収係	国税還付金の差押に関すること	人員・システム等の業務体制の確保	0.7	△			高	高
B	債権回収係	基幹系情報システムに関すること	人員・システム等の業務体制の確保	0.7	△			高	高
C	債権回収係	市税等滞納対策本部に関すること	人員・システム等の業務体制の確保	3	△			低	低
B	債権回収係	不服申立及び犯則取締りに関すること	人員・システム等の業務体制の確保	0.7	△			高	高
B	債権回収係	係内各種実績等に関すること	人員・システム等の業務体制の確保	0.7	△			高	高
B	債権回収係	滞納処分の執行に関すること	人員・システム等の業務体制の確保	1.1	△			高	高
B	債権回収係	滞納処分の停止に関すること	人員・システム等の業務体制の確保	0.7	△			高	高
B	債権回収係	財産調査に関すること	人員・システム等の業務体制の確保	1	△			高	高
B	債権回収係	交付要求に関すること	人員・システム等の業務体制の確保	0.7	△			高	高
B	債権回収係	換価(取立)に関すること	人員・システム等の業務体制の確保	0.7	△			高	高
C	債権回収係	公売に関すること	人員・システム等の業務体制の確保	3	△			高	高

市民福祉部 地域包括ケア推進課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	在宅福祉推進係	地域包括支援センターの運営に関すること		1	○	○		高	高
A	在宅福祉推進係	地域包括支援センターの指導・相談に関すること(地域ケア会議含む)		1	○	○		高	高
A	福祉政策係	福祉総合情報システムの運用・管理	システムの安定稼働にシステム事業者が対応できるか不明	0.4	△			高	高
B	福祉政策係	(社会福祉の総合的企画及び調整に関すること。)	特になし	0.4	△			低	低
B	福祉政策係	地域見守り活動関係事務	災害時の協定事業者の対応を把握できるか不明		○	○	○	高	中
B	福祉政策係	民生委員・児童委員の活動支援	民生委員が必要とする支援を把握できるか不明	0.4	○			中	高
B	福祉政策係	日本赤十字社関係事務	日本赤十字社との災害時の連携方法や対応方法については、具体的な整理がされていない。	0.3	○	○	○	高	高
B	在宅福祉推進係	地域包括支援センターシステムに関すること		0.9	○			中	高
B	在宅福祉推進係	介護予防・日常生活支援総合事業の相談、受付に関する事務(介護ケアマネジメント業務に関することを含む)		0.2	○	△		中	中
B	在宅福祉推進係	事業者の指定に関すること	関係機関の対応が困難	1	△			中	高
B	在宅福祉推進係	訪問型・通所型サービス事業に関する事務		0.2	○	○		中	中
C	福祉政策係	部内政策調整会議の開催	優先度の高いものから処理	0.4	○			低	低
C	福祉政策係	(社会福祉に係る統計に関すること。)	特になし		○			低	低
C	福祉政策係	地区・地域福祉推進委員会への補助金の交付	特になし	0.2	○			低	低
C	福祉政策係	地域福祉推進協議会事務局	特になし	0.1	○			低	低
C	福祉政策係	福祉の概要の作成	特になし	0.2	○			低	低
C	福祉政策係	災害弔慰金、災害見舞金の支給事務	他都市で被災した被災者情報の把握が困難		○	○		低	低
C	福祉政策係	表彰式の開催等	特になし	0.3	○			低	低
C	福祉政策係	社会福祉基金の受付・管理	特になし		○			低	低

市民福祉部 福祉総合支援課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
B	福祉相談係	(文書(福祉事務所に係る文書に限る。)の収受に関すること。)	特になし	0.2	○			低	低
B	福祉相談係	生活困窮者自立相談支援事業の相談業務	職員・非常勤特別職員の欠勤	0.2	△			中	低
B	福祉相談係	住宅確保給付金に関する事務	職員・非常勤特別職員の欠勤	0.2	△			中	低
B	福祉相談係	就労準備支援事業に関する事務	職員・委託業務従事者の欠勤	0.2				中	低
B	福祉相談係	学習支援事業に関する業務	施設の安全性と職員・委託業務従事者の欠勤	0.2				中	低
C	福祉相談係	生活困窮者自立支援制度に関する統計調査等	特になし	0.2	○			低	低
D	福祉相談係	ホームレス巡回相談に関する業務	支援中のホームレスの安否確認方法と新たなホームレスへの支援方法	0.2	○	○	○	中	低

市民福祉部 生活福祉課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	経理給付係	経理給付係の総括事務	生活保護者への生存確認及び給付作業	1	△	△		高	高
A	経理給付係	生活保護法に基づく経理事務	生活保護者に遅滞なき給付事務ができるか。	2	△	△		中	中
A	経理給付係	中国残留邦人等支援事業に関する業務	被支援者の安全の確保及び支援給付費の遅延なき支給及び通訳の確保	0.6	○	○	支給 業務 以外 ○	高	低
B	経理給付係	課内庶務	関係部署との業務連携ができるか。	0.1	△	△		低	低
B	経理給付係	(公印(福祉事務所に係る公印に限る。)の管理に関すること。)	特になし。	0.2	○			低	低
B	経理給付係	生活保護法施行事務実施における医療扶助事務	生活保護者への生存確認及び給付作業	1.4	△	△		高	高
B	経理給付係	生活保護法施行事務実施における介護扶助事務	生活保護者への生存確認及び給付作業	1.4	△	△		高	高
B	経理給付係	適正な生活保護実施体制の確立と関係機関(警察組織)との連携を図る事務	関係部署との業務連携	0.6	△	△		低	低
B	経理給付係	生活保護法施行事務実施における窓口相談事務	人員的な問題から適切な業務執行ができるか	0.6	△	△		高	高
B	経理給付係	行旅病人及び行旅死亡人に関する救護・調査・埋葬等に関する事務	人員的な問題から適切な業務執行ができるか	0.2	△	△		高	高
B	保護第一係	生活保護法施行事務実施における査察指導事務	生活保護者の生存確認	1				高	高
B	保護第一係	生活保護法施行事務実施におけるケースワーク	訪問等での生存確認(避難所への避難状況等何処に居るか不明が予測される)	7				高	高
B	保護第一係	生活保護法施行事務実施における窓口相談事務	人員的問題から適切な業務執行が出来るかどうか	0.3		△		中	高
B	保護第二係	生活保護法施行事務実施における査察指導事務	生活保護者の生存確認	1				高	高
B	保護第二係	生活保護法施行事務実施におけるケースワーク	訪問等での生存確認(避難所への避難状況等何処に居るか不明が予測される)	7				高	高
B	保護第二係	生活保護法施行事務実施における窓口相談事務	人員的問題から適切な業務執行が出来るかどうか	0.3		△		中	高
B	保護第三係	生活保護法施行事務実施における査察指導事務	生活保護者の生存確認	1				高	高
B	保護第三係	生活保護法施行事務実施におけるケースワーク	訪問等での生存確認(避難所への避難状況等何処に居るか不明が予測される)	7				高	高
B	保護第三係	生活保護法施行事務実施における窓口相談事務	人員的問題から適切な業務執行が出来るかどうか	0.3		△		中	高
B	保護第四係	生活保護法施行事務実施における査察指導事務	生活保護者の生存確認	1				高	高
B	保護第四係	生活保護法施行事務実施におけるケースワーク	訪問等での生存確認(避難所への避難状況等何処に居るか不明が予測される)	6				高	高
B	保護第四係	生活保護法施行事務実施における窓口相談事務	人員的問題から適切な業務執行が出来るかどうか	0.3		△		中	高
C	経理給付係	生活保護受給者に対する就労支援に関する業務	人員的な問題から適切な業務執行ができるか	1.3	△	△		中	中
C	経理給付係	無縁墓地の管理等に関する事務	人員的な問題から適切な業務執行ができるか	0.2	△	△		低	低
C	保護第一係	県等との連絡調整・調査回答に関すること	関係機関の業務に影響される	0.3		△		低	低
C	保護第一係	兵庫県生活保護法施行事務監査に関すること	関係機関の業務に影響される	0.4				低	低
C	保護第二係	県等との連絡調整・調査回答に関すること	関係機関の業務に影響される	0.3		△		低	低
C	保護第二係	兵庫県生活保護法施行事務監査に関すること	関係機関の業務に影響される	0.4				低	低
C	保護第三係	県等との連絡調整・調査回答に関すること	関係機関の業務に影響される	0.3		△		低	低
C	保護第三係	兵庫県生活保護法施行事務監査に関すること	関係機関の業務に影響される	0.4				低	低

市民福祉部 障がい福祉課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	障がい福祉係	手話通訳者及び要約筆記者派遣事務	被災した対象者との連絡調整	2	○	○		中	高
A	障がい福祉係	身体障害者手帳、療育手帳関係事務	保有個人情報の滅失した場合の 対応・事務処理期限の遵守	0.4	○	○		中	高
A	障がい福祉係	特別障害者手当事務	保有個人情報・行政情報が焼失、 毀損した際の対応策、金融機関の 業務が停止した場合の対応	0.2	○	○		高	中
A	障がい福祉係	障害児福祉手当事務	保有個人情報・行政情報が焼失、 毀損した際の対応策、金融機関の 業務が停止した場合の対応	0.2	○	○		高	中
A	障がい福祉係	経過的福祉手当事務	保有個人情報・行政情報が焼失、 毀損した際の対応策、金融機関の 業務が停止した場合の対応	0.1	○	○		高	中
A	障がい福祉係	心身障害者医療費助成事務	保有個人情報の滅失した場合の 対応	1	○	△		高	高
A	障がい福祉係	委託契約事務	委託代替業者が見つからなかった 場合の対応	0.1	○	○		中	中
A	障がい福祉係	電算システム関係事務	保有個人情報・行政情報が焼失、 毀損した際の対応策	0.4	○	△		高	高
A	障がい給付係	虐待防止(虐待防止ネットワーク会議を含 む)に関する事務	保有個人情報の滅失した場合の 対応事務、処理に遅滞のないよう に行う	1	○			中	中
A	障がい者支援第一係	医療保護入院(市長同意)事務	事務処理期限の遵守	1	○	○		高	高
B	障がい福祉係	タクシー・ガンソリン券助成事務	保有個人情報の滅失した場合の 対応	0.4	○	○		中	中
B	障がい福祉係	課内庶務事務	優先度の高いものから処理	0.1	○			中	中
B	障がい給付係	障害支援区分の認定に関する事務	保有個人情報の滅失した場合の 対応、審査会委員との連絡調整	1	○	○		高	高
B	障がい給付係	自立支援医療に関する事務	保有個人情報の滅失した場合の 対応、支払遅延のないように処理	0.5	○	○		中	中
B	障がい給付係	グループホーム家賃助成事務	支払遅延のないように処理	1	○	○		中	中
B	障がい者支援第一係	障害福祉サービス支給決定事務	保有個人情報の滅失した場合の 対応	2	○	○		高	高
B	障がい者支援第一係	自立支援医療(精神通院医療)受付・交 付事務	保有個人情報の滅失した場合の 対応	2	○	○		高	高
A	障がい者支援第一係	精神障害者保健福祉手帳関係事務	保有個人情報の滅失した場合の 対応、事務処理期限の遵守	2	○	○		中	高
B	障がい者支援第一係	訪問・生活支援	被災した対象者の安否・所在確認	2	○	○		高	高
B	障がい者支援第二係	障害福祉サービス支給決定事務	保有個人情報の滅失した場合の 対応	2	○	○		高	高
B	障がい者支援第二係	自立支援医療(更生医療・育成医療)受 付・支給認定事務	保有個人情報の滅失した場合の 対応	2	○	○		高	高
B	障がい者支援第二係	障害者補装具給付等事業	福祉サービスの提供遅滞	0.2	○	○		高	高
B	障がい者支援第二係	障害者日常生活用具給付事業	福祉サービスの提供遅滞	0.2	○	○		高	高
B	障がい者支援第二係	重度障害者緊急通報システム事業	利用者の安否確認	0.2	○	○		高	高
C	障がい福祉係	手話及び要約筆記講習会開催事務	被災した対象者との連絡調整	0.1	○	○		中	高
C	障がい福祉係	体育大会開催事務	被災した事業者との連絡調整・事 業実施の可否の判断	0.2	○	○		中	高
C	障がい福祉係	通所交通費一部助成事務	保有個人情報の滅失した場合の 対応	0.2	○	○		中	高
C	障がい福祉係	家具転倒防止器具設置関係事務	保有個人情報の滅失した場合の 対応	0.1	○	○		中	中
C	障がい福祉係	障害者介護手当事務	保有個人情報の滅失した場合の 対応	0.1	○	○		中	中
C	障がい福祉係	外国籍障害者等給付金事務	保有個人情報の滅失した場合の 対応	0.1	○	○		中	中
C	障がい福祉係	各種減免・割引制度に関する事務	保有個人情報の滅失した場合の 対応	0.1	○	○		中	中
C	障がい福祉係	障害者福祉関係団体事務	被災した障がい者団体との連絡調 整	0.2	○	○		低	高
C	障がい福祉係	障害福祉経費の予算編成・執行管理等	行政情報が焼失、毀損した際の対 応策、金融機関の業務が停止した 場合の対応	0.4	○	△		高	高
C	障がい福祉係	会計年度任用職員雇用関係事務	職員課の対応如何	0.4	○	△		中	中
C	障がい福祉係	情報公開に関する事務	公文書が焼失、紛失、毀損した際 の対応策	0.1	○			低	低
C	障がい福祉係	広報掲載に関する事務	特になし	0.1	○	○		低	低
C	障がい給付係	障がい者福祉計画の執行管理及び事業 の推進	事務処理に遅滞のないように行う	0.1	○			低	低
C	障がい給付係	国庫及び県費の負担金に関する事務	事務処理に遅滞のないように行う	0.1	○	○		中	中
C	障がい給付係	国庫及び県費の補助金に関する事務	事務処理に遅滞のないように行う	0.1	○	○		中	中
C	障がい給付係	地域生活支援事業に関する事務	事務処理に遅滞のないように行う	0.1	○	○		中	中
C	障がい者支援第一係	ケア会議	関係機関との連絡調整	1	○			中	中
C	障がい者支援第二係	障害者移動支援事業	福祉サービスの提供遅滞	0.2	○	○		高	高
C	障がい者支援第二係	障害者日中一時支援事業	福祉サービスの提供遅滞	0.2	○	○		高	高
C	障がい者支援第二係	障害者住宅設備等改善助成事業	福祉サービスの提供遅滞	0.2	○	○		中	中

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
C	障がい者支援第二係	重度身体障害者入浴サービス事業	福祉サービスの提供遅滞	0.2	○	○		高	高
C	障がい者支援第二係	身体障害者自動車改造等助成事業	福祉サービスの提供遅滞	0.2	○	○		中	高
C	障がい者支援第二係	高額障害者福祉サービス事業	福祉サービスの提供遅滞	0.2	○	○		中	低
C	障がい者支援第二係	重度障害者理髪サービス事業	福祉サービスの提供遅滞	0.2	○	○		中	高

市民福祉部 介護福祉課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	介護認定係	避難行動要支援者登録・情報提供事務	自主防災隊・民生委員等への災害情報の伝達及び、避難支援等関係者からの避難情報の集約	2	○	○	△	高	高
A	介護認定係	避難行動要支援者支援システム運用・管理	避難行動要支援者情報の発信や把握の方法について、具体的な整理がされていない。また、要支援者名簿が消失や棄損した際の対応	2	△	△		高	高
B	介護給付係	予算の編成及び執行管理(予算・決算)、国・県の補助金に関すること	特になし	1	○	△		低	低
B	介護給付係	保険給付の執行及び管理に関すること	電算事業者、関係機関の対応が予測困難	2	△			中	高
B	介護給付係	介護保険事業所の苦情等に関すること	関係者の対応が困難	1	△			中	中
B	介護給付係	事業者の指定に関すること	関係機関の対応が困難	1	△			中	高
B	介護認定係	介護認定審査会の運営に関すること	電算事業者、関係機関の対応が予測困難	4	△	△		中	高
B	介護認定係	認定調査・主治医意見書の依頼に関すること	電算事業者、関係機関の対応が予測困難	34	△	△		中	高
B	介護保険料係	被保険者の資格取得及び喪失に関すること。	関係機関の対応が予測困難	2	○	△		高	高
B	介護保険料係	介護保険料の徴収の嘱託及び受託に関すること。	電算事業者、関係機関の対応が予測困難	1	△			高	高
C	介護給付係	事業計画の進行管理及び策定に関すること	特になし	2	△	△		低	低
C	介護給付係	入所確保、介護職員等初任研修事業に関する事務		1	○			低	低
C	介護保険料係	被保険者の不服申立てに関すること。	関係機関の対応が予測困難	2	△			中	中
C	介護保険料係	被保険者に対する介護保険料の賦課及び徴収に関すること。	電算事業者、関係機関の対応が予測困難	3	△			低	低
C	介護保険料係	制度の周知及び普及啓発に関すること。	特になし	1	○	○	○	低	低
C	介護保険料係	介護保険料の滞納処分及び不納欠損に関すること。	電算事業者の対応が予測困難	3	△			低	低

市民福祉部 市民課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	住民異動係	窓口受付事務に関すること	関係課及びシステム業者との調整が必要、システムの稼働が急務、システムが稼働出来ない場合の対策が必要	1	○	○		高	高
A	住民異動係	証明書等作成交付に関すること	関係課及びシステム業者との調整が必要、システムの稼働が急務、システムが稼働出来ない場合の対策が必要	2	○	○		高	高
A	住民異動係	住民異動届に関すること	関係課及びシステム業者との調整が必要、システムの稼働が急務、システムが稼働出来ない場合の対策が必要	0.5	○	○		高	高
A	住民異動係	住民基本台帳、戸籍の附票の処理及び管理に関すること	関係課及びシステム業者との調整が必要、システムの稼働が急務、システムが稼働出来ない場合の対策が必要	1	○	○		高	高
A	住民異動係	住民基本台帳ネットワークシステムの運用に関すること	関係課及びシステム業者との調整が必要、システムの稼働が急務、システムが稼働出来ない場合の対策が必要	0.5	○	○		高	高
A	住民異動係	住民記録オンラインに関すること	関係課及びシステム業者との調整が必要、システムの稼働が急務、システムが稼働出来ない場合の対策が必要	0.5	○	○		高	高
A	住民異動係	中長期在留者等の住居地届出等に関すること	関係課及びシステム業者との調整が必要、システムの稼働が急務、システムが稼働出来ない場合の対策が必要	0.5	○	○		高	高
A	戸籍係	届書の受付及び審査に関すること	担当職員不在時の事業維持、インフラの復旧	2	○	○		高	低
A	戸籍係	届書の照合に関すること	担当職員不在時の事業維持、インフラの復旧	1	○	○		高	低
A	戸籍係	戸籍の記載に関すること	担当職員不在時の事業維持、インフラの復旧	1	○	○		高	低
A	戸籍係	戸籍システムに関すること	担当職員不在時の事業維持、インフラの復旧	1	○	○		高	高
A	戸籍係	戸籍副本データ管理システムに関すること	担当職員不在時の事業維持、インフラの復旧	1	○	○		高	高
A	戸籍係	埋火葬許可に関すること	担当職員不在時の事業維持	2	○	○		高	低
A	戸籍係	犯歴事務(破産、成年後見制度含む)に関すること(成年被後見人、破産者及び犯罪人の名簿に関すること。)	担当職員不在時の事業維持、インフラの復旧、郵便事業の再開が必要	1	○	○		高	高
A	斎場管理係	斎場予約システムに関すること	システム業者との調整、システムの稼働が急務、システムが稼働しない場合の対策	0.8	○	△		高	高
A	斎場管理係	斎場運営支援システムに関すること	システム業者との調整、システムの稼働が急務、システムが稼働しない場合の対策	0.8	○	△		高	高
A	マイナンバーカード・総合窓口整備担当	窓口受付事務に関すること	関係課及びシステム業者との調整が必要、システムの稼働が急務、システムが稼働出来ない場合の対策が必要	1	○			高	高
A	マイナンバーカード・総合窓口整備担当	個人番号カード交付等に関すること	担当職員不在時の事業維持、インフラの復旧	2	○			高	高
A	マイナンバーカード・総合窓口整備担当	電子証明に関すること	関係課及びシステム業者との調整が必要、システムの稼働が急務、システムが稼働出来ない場合の対策が必要	2	○			高	高
B	住民異動係	印鑑登録に関すること	関係課及びシステム業者との調整が必要、システムの稼働が急務、システムが稼働出来ない場合の対策が必要	0.4	○	○		高	高
B	住民異動係	住民の異動に係る児童・生徒の転入学に関すること	関係課及びシステム業者との調整が必要、システムの稼働が急務、システムが稼働出来ない場合の対策が必要	2	○	○		高	高
B	住民異動係	ストーカー被害等の対策に関すること	警察等との調整が必要、システムの稼働が急務、システムが稼働出来ない場合の対策が必要	0.5	○	○		高	高
B	住民異動係	課・部内の庶務・調整に関すること	関係課との調整が必要	0.4	○	○		中	中
B	戸籍係	犯歴事務(身分照会(破産、成年後見制度含む。))に関すること	担当職員不在時の事業維持、インフラの復旧、郵便事業の再開必要	1	○	○		高	低
B	斎場管理係	斎場運営に関すること	職員不在、委託業者不在時の事業維持	0.8	○			高	高
B	斎場管理係	施設の維持管理・維持補修に関すること	職員不在、委託業者不在時の事業維持	0.8	○			高	高
B	斎場管理係	火葬炉の維持管理・維持補修に関すること	職員不在、委託業者不在時の事業維持	0.8	○			高	高
C	住民異動係	郵送請求に関すること	関係課及びシステム業者との調整が必要、システムの稼働が急務、システムが稼働出来ない場合の対策が必要	0.2	○	○		高	高
C	住民異動係	住民票の閲覧に関すること	システムの稼働が急務、システムが稼働出来ない場合の対策が必要	0.1	○	○		中	高
C	住民異動係	連絡所及び地区市民センターに関すること	関係課及びシステム業者との調整が必要、システムの稼働が急務、システムが稼働出来ない場合の対策が必要	0.2	○	○		高	高

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
C	住民異動係	本人通知制度に関する事	関係課及びシステム業者との調整が必要、システムの稼働が急務、システムが稼働出来ない場合の対策が必要	0.1	○	○		中	高
C	住民異動係	自動交付機、コンビニ交付に関する事	関係課及びシステム業者との調整が必要、システムの稼働が急務、システムが稼働出来ない場合の対策が必要	0.4	○	○		中	高
C	住民異動係	住民実態調査に関する事	システムの稼働が急務、システムが稼働出来ない場合の対策が必要	0.2	○	○		中	高
C	戸籍係	届書の期間経過通知書の送付に関する事	担当職員不在時の事業維持、インフラの復旧	0.2	○	○		高	低
C	戸籍係	裁判所等からの通知に関する事	担当職員不在時の事業維持、インフラの復旧、郵便事業の再開が必要。	0.2	○	○		高	高
C	戸籍係	県央地区戸籍事務協議会等に関する事	担当職員不在時の事業維持、インフラの復旧	0.2	○	○		低	低
C	戸籍係	人口動態事務に関する事	担当職員不在時の事業維持、インフラの復旧	0.2	○	○		高	低
C	戸籍係	相続税法58条の通知に関する事	担当職員不在時の事業維持、インフラの復旧	0.2	○	○		高	高

市民福祉部 国保年金課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	国保給付係	電算(国保システム等)に関すること	国保関係システムの復旧	0.8	△	△		高	高
A	国保給付係	届出に関すること	システムの稼働が不可欠	2	△			高	高
A	国保給付係	資格照会に関すること	システムの稼働が不可欠	2	△			高	高
A	国保給付係	被保険者証等の発行に関すること	システムの稼働が不可欠	2	△			高	高
A	国保保険料係	保険料の収納に関すること。	システムの稼働が不可欠	2	△	△		高	高
A	国保保険料係	保険料の還付に関すること。	システムの稼働が不可欠	0.8	△	△		高	高
A	国保保険料係	保険料の充当に関すること。	システムの稼働が不可欠	0.8	△	△		高	高
A	国保保険料係	証返還、短期証、資格証明書等の交付に関すること。	システムの稼働が不可欠	0.8	△	△		高	高
A	国保給付係	保険給付の届出に関すること	窓口が開設できる場所の確保	1.2	△	△		高	高
A	国保給付係	窓口対応に関すること	窓口が開設できる場所の確保	1.2	△	△	△	高	中
A	国保給付係	限度額適用認定証等に関すること	基幹系システムの稼働が不可欠	0.8	△	△		高	高
A	国保給付係	特定疾病療養受領証事務に関すること	基幹系システムの稼働が不可欠	0.8	△	△		高	高
A	長寿医療係	電算(後期システム等)に関すること	後期関係システムの復旧	0.8	△	△		高	高
B	国民年金係	資格異動届、保険料免除・学生納付特例事務	日本年金機構の業務再開時期、基幹系システム稼働の状況	1.2	△	△		中	中
B	国民年金係	老齢・障害・遺族年金、特別障害給付金事務	日本年金機構の業務再開時期、基幹系システム稼働の状況	1.2	△	△		中	中
B	国民年金係	受給権確認事務	日本年金機構の業務再開時期、基幹系システム稼働の状況	1.2	△	△		中	中
B	国保給付係	一部負担金減免に関すること	基幹系システムの稼働が不可欠	0.4	△	△		高	高
B	国保給付係	資格管理(アコーダー入力、チェック、住登外生保資格得失、資格適正化)	システムの稼働が不可欠	2	△			高	高
B	国保給付係	被保険者証等の管理(更新、送付先管理、居所不明、再交付等)	システムの稼働が不可欠	2	△			高	高
B	国保保険料係	保険料率の策定	システムの稼働が不可欠	0.8	△			高	高
B	国保保険料係	賦課及び納入通知書(当初、例月、調定)	システムの稼働が不可欠	2	△			高	高
B	国保保険料係	減免	システムの稼働が不可欠	2	△			中	高
B	国保保険料係	特別徴収	システムの稼働が不可欠	0.8	△			高	高
B	国保保険料係	受付窓口	システムの稼働が不可欠、窓口開設は不可欠	2	△			高	高
B	国保保険料係	国庫県費(基盤安定、調整交付金)	提出期限あり	0.8	△			中	高
B	国保保険料係	条例・規則・要綱等の改廃	制度改正や事務変更に対応するため不可欠	0				高	高
B	国保保険料係	課庶務(庁内外からの郵便物、メール)		0	○			中	中
B	国保保険料係	保険料の調定に関すること。	システムの稼働が不可欠	0.8	△	△		中	高
B	国保保険料係	確定延滞金の請求に関すること。	システムの稼働が不可欠	0.8	△	△		中	高
B	国保保険料係	口座振替に関すること。	システムの稼働が不可欠	0.8	△	△		高	高
B	国保保険料係	滞納処分に関すること。	システムの稼働が不可欠	0.8	△	△		中	高
B	国保保険料係	交付要求に関すること。	システムの稼働が不可欠	0.8	△	△		中	高
B	国保保険料係	督促状、催告書に関すること。	システムの稼働が不可欠	1.2	△	△		高	高
B	国民年金係	窓口相談業務	日本年金機構の業務再開時期、基幹系システム稼働の状況	1.2	△	△		中	中
B	長寿医療係	滞納処分の執行及び欠損処分等	システムの稼働が不可欠	2.4	△	△		高	高
B	国保給付係	非常勤職員・会計年度任用職員に関すること		0.4	△	△		低	低
B	国保給付係	高額療養費等の支給に関すること	国保関係システムの稼働が不可欠 連合会との連携が必要	1.2	△	△		高	高
B	国保給付係	出産育児一時金の支給に関すること	国保関係システムの稼働が不可欠	0.4	△	△		高	高
B	国保給付係	葬祭費の支給に関すること	国保関係システムの稼働が不可欠	0.4	△	△		高	高
B	国保給付係	療養費の支給に関すること	国保関係システムの稼働が不可欠 連合会との連携が必要	1.2	△	△		高	高
B	国保給付係	傷病手当金の支給に関すること	システムの稼働が不可欠	0.4	△	△		高	高
C	国保管理係	予算の編成及び執行管理(予算・決算)	財務会計システムの稼働が不可欠	0.4	△	△		高	低
C	国保給付係	国庫補助金・県補助金に関すること	期限猶予等の措置が不可欠	0.4	△	△		高	低
C	国保給付係	事業月報・年報の作成に関すること	期限猶予の調整が不可欠	0.4	△	△		中	高
C	国保給付係	不当利得及び給付調整に関すること	国保連合会のデータで作業を行うため、連携が必要	0.4	△	△		中	高
C	国保給付係	レセプト点検に関すること	国保関係システムの稼働及びレセプト点検員の確保が不可欠	1.6	△	△		低	高
C	国保管理係	ジェネリック医薬品差額通知に関すること	国保関係システムの稼働が不可欠	0.4	△	△		低	高
C	国保管理係	保健事業に関すること(「アコブ」計画、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施)		1.6	△	△		低	高
C	国保管理係	健康診査等(特定健診・人間ドック)の実施に関すること	健診データ管理システムの稼働及び医療機関の再開が不可欠	0.4	△	△		高	高
C	国保管理係	特定保健指導の実施に関すること。	受託事業者の業務継続及び国保関係システムの稼働が不可欠	1.2	△	△		高	高
C	国保給付係	医療費通知の作成・発送に関すること。	県国保連の業務継続及び国保関係システムの稼働が不可欠	0.4	△	△		中	高
C	国保保険料係	未納者資格に関する調査等に関すること。	システムの稼働が不可欠	0.8	△	△		低	低
C	国保保険料係	口座振替の勧奨に関すること。	システムの稼働が不可欠	0.8	△	△		低	低
C	国保保険料係	コールセンターに関すること。	システムの稼働が不可欠	0.8	△	△		中	中
C	国保保険料係	徴収事務の私人委託に関すること。	システムの稼働が不可欠	0.8	△	△		高	高

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
C	国保保険料係	国民健康保険料の徴収委託及び受託に関すること。	システムの稼働が不可欠	0.8	△	△		高	高
C	国保保険料係	徴収、換価猶予に関すること。	システムの稼働が不可欠	0.8	△	△		中	高
C	国保保険料係	郵便戻りに関すること。	システムの稼働が不可欠	0.8	△	△		中	中
C	国保保険料係	国民健康保険の欠損・執行停止処分に関すること。	システムの稼働が不可欠	2	△	△		高	高
C	国保保険料係	徴収困難な事案作成に関すること。	システムの稼働が不可欠	0.8	△	△		中	中
C	国保保険料係	実態調査等の各種調査回答に関すること。	システムの稼働が不可欠	0.8	△	△		中	高
C	長寿医療係	口座振替の推進等	システムの稼働が不可欠	2.4	△	△		中	高
C	長寿医療係	徴収の囑託及び受託等	システムの稼働が不可欠	2.4	△	△		低	高
D	国保管理係	運営協議会の事務に関すること	委員招集は会長	0.4	○			低	低
D	国保給付係	情報公開・個人情報保護に関すること	各システムの稼働及び書類の保存状況の確認が不可欠	0.4	△	△		高	高
D	国保給付係	第三者行為に関すること	国保関係システム関係の稼働が不可欠 連合会との連携が必要	0.4	△	△		高	高
D	国民年金係	窓口サービスの拡充に関する事務	日本年金機構の業務再開時期、基幹系システム稼働の状況	1.2	△	△		低	低
D	長寿医療係	予算の編成及び執行管理	システムの稼働が不可欠	2.4	△	△		高	低
B	長寿医療係	被保険者証等	システムの稼働が不可欠	2.4	△	△		高	高
C	長寿医療係	葬祭費・療養費等	システムの稼働が不可欠	2.4	△	△		中	高

健康こどもみらい部 こども育成課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
B	こども政策係	(子ども・子育て支援法に基づく事務に関すること。)	システム稼働状況	0.5	○	△		中	中
B	こども政策係	送迎ステーション事業に関すること。	民間施設、保護者との連携	0.4	○	△		中	中
B	こども政策係	子ども・子育て支援新制度に関すること。	民間施設との連携	0.7	○	△		中	中
B	こども政策係	部内及び部外との調整に関すること。	発災後、子育て支援事業継続等、部内の総合調整	0.3				低	低
B	こども政策係	関係機関との総合調整に関すること。		0.2				低	低
B	放課後こども係	放課後児童クラブの管理運営に関すること。	災害後、保護者に児童を円滑に引き渡す	200	△	△	△	中	中
C	こども政策係	子ども・子育て支援施策に関すること。		0.3				低	低
C	こども政策係	子ども未来プランに関すること。		0.5				低	低
C	こども政策係	企業の子育て支援に関すること。		0.3				低	低
C	こども政策係	私立幼稚園に関すること。		0.7	○	△		低	低
C	こども政策係	認定こども園に関すること		0.4	○	△		低	低
C	こども政策係	予算・事業の総合調整に関すること。		0.2				低	低
C	こども政策係	部課内の庶務及び人事に関すること。		0.3				低	低
C	こども政策係	部内調整に関すること。		0.2				低	低
C	放課後こども係	放課後子ども教室の管理運営に関すること。	災害後、保護者に児童を円滑に引き渡す	16	○	○	○	低	低

健康こどもみらい部 保育課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否 市職員他都市職員ボランティア	与影 響度	被影 響度
B	該当保育所	連携保育に関すること		0.2	○ ○ ×	中	低
B	各保育所	会計年度任用職員の管理及び賃金計算等に関すること		1	○ ○ ×	中	低
B	各保育所	給食材料発注に関すること		1.2	○ ○ ×	高	高
B	各保育所	給食業務に関すること		1.2	○ ○ ×	高	高
B	各保育所	延長保育、延長出席簿・欠席報告書類作成に関すること		0.4	○ ○ ×	中	低
B	各保育所	子育て支援に関すること		0.4	○ ○ ×	中	低
B	各保育所	一時保育に関すること		0.4	○ ○ ×	中	低
C	各保育所	職員の休暇、休養その他福利厚生に関すること		0.4	○ ○ ×	中	低
C	各保育所	保育所調理員及び施設衛生面に関すること(細菌検査)		0.4	○ ○ ×	中	高
C	各保育所	旅費、時間外勤務の入力について		0.4	○ ○ ×	中	低
C	各保育所	保育所だよりに関すること		0.4	○ ○ ×	低	低
C	各保育所	クラスだよりに関すること		0.4	○ ○ ×	低	低
C	各保育所	保護者相談に関すること		1.2	○ ○ ×	高	低
C	各保育所	苦情処理に関すること		1	○ ○ ×	中	低
C	各保育所	給食材料、消耗品等の納品の検収に関すること		1.2	○ ○ ×	高	高
C	各保育所	保護者会に関すること		0.4	○ ○ ×	中	低
C	各保育所	関係機関との連携調整		0.4	○ ○ ×	中	低
C	各保育所	保育所内外の環境管理について		0.4	○ ○ ×	高	低
C	各保育所	消耗品発注、及び納品の検収に関すること		0.4	○ ○ ×	中	低
C	各保育所	消耗品・教材の在庫管理について		0.4	○ ○ ×	中	低
C	各保育所	ホームページ作成に関すること		0.4	○ ○ ×	中	低
C	各保育所	写真撮影に関すること		0.4	○ ○ ×	中	低
C	各保育所	園庭開放について		0.4	○ ○ ×	中	低
C	各保育所	地域住民とのふれあいについて		0.4	○ ○ ×	中	低
C	各保育所	実習生受け入れに関すること		0.4	○ ○ ×	中	低
B	保育施設係	保育所の認可、改築等に関すること		0.3	○ ○ ×	中	低
B	保育施設係	特定教育・保育施設等に係る確認事務に関すること		0.3	○ ○ ×	中	低
B	保育施設係	小規模保育事業の認可事務に関すること		0.2	○ ○ ×	中	低
B	保育施設係	入所児童の給食栄養指導・献立及び健康管理に関すること		0.2	○ ○ ×	中	高
B	保育施設係	乳幼児及び保育所職員の健康管理に関すること		0.2	○ ○ ×	中	中
B	保育施設係	私設(認定、届出)保育施設に関すること		0.2	○ ○ ×	中	高
C	保育施設係	保育所変更届に関すること		0.2	○ ○ ×	中	低
C	保育施設係	市立保育所の施設管理(委託・行政財産・土地賃借等)に関すること		0.2	○ ○ ×	中	高
C	保育施設係	市立保育所の修繕、改修工事に関すること		0.2	○ ○ ×	中	高
C	保育施設係	保育所会計年度任用職員、産休等代替職員の任免に関すること		0.2	○ ○ ×	中	高
C	保育施設係	保育所会計年度任用職員、賃金に関すること		0.2	○ ○ ×	中	高
C	保育施設係	嘱託医に関すること		0.2	○ ○ ×	中	高
C	保育施設係	保育所調理員及び施設衛生面に関すること		0.2	○ ○ ×	中	高
C	保育施設係	給食用食材の放射能検査等に関すること		0.2	○ ○ ×	中	中
C	保育施設係	県央公立保育所栄養士連絡会に関すること		0.2	○ ○ ×	中	低
C	保育施設係	保育所職員の研修、実習生の受け入れ等に関すること		0.2	○ ○ ×	中	低
C	保育施設係	日本スポーツ振興センター・全国市長会に関すること		0.2	○ ○ ×	中	低
C	保育施設係	市立保育所の民営化に向けた政策調整等に関すること		0.2	○ ○ ×	中	低
C	保育施設係	民間保育所等の指導監査に関すること		0.2	○ ○ ×	中	高
B	保育認定・給付係	公立・民間保育所の児童の支給認定、入所及び保育料認定に関すること	無線・電話等が使用不可に陥った場合の安否確認	4	○ ○ ×	中	低
B	保育認定・給付係	管外委託及び受託児童入所及び保育料認定等に関すること		0.2	○ ○ ×	中	低
B	保育認定・給付係	小規模保育事業に関すること		0.5	○ ○ ×	中	高
B	保育認定・給付係	保育システムに関すること		0.4	○ ○ ×	中	低
B	保育認定・給付係	幼児教育・保育無償化に関すること		0.4	○ ○ ×	中	低
C	保育認定・給付係	各種保育事業に関すること(公立延長保育事業を含む)		0.2	○ ○ ×	中	高
C	保育認定・給付係	保育料に関すること(みなし寡婦控除、滞納整理等を含む)		0.5	○ ○ ×	中	低
C	保育認定・給付係	保育所運営費国庫・県費負担金に関すること		0.5	○ ○ ×	中	低
C	保育認定・給付係	民間保育園等運営費補助金に関すること		0.5	○ ○ ×	中	低
C	保育認定・給付係	あつぎ手当・雇用サポート補助金に関すること		0.5	○ ○ ×	中	低
C	保育認定・給付係	地域子ども・子育て支援交付金事業費に関すること		0.5	○ ○ ×	中	低
C	保育認定・給付係	待機児童対策に関すること		0.2	○ ○ ×	中	低
C	保育認定・給付係	保育のしおり及び新年度入所等に関すること		0.4	○ ○ ×	中	低
C	保育認定・給付係	家庭的保育事業に関すること		0.2	○ ○ ×	中	高

健康こどもみらい部 子育て給付課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	こども家庭支援係	助産施設への入所に関する事務	システム稼働の状況、助産施設の状況	0.1	△	△		中	高
A	こども家庭支援係	母子生活支援施設への入所に関する事務	システム稼働の状況、母子生活支援施設の状況	0.1	△	△		中	高
B	こども家庭支援係	ひとり親家庭等医療費助成の申請・助成に関する事務	システムの稼働の状況、医療機関等の状況	0.8	△	△		中	高
B	こども家庭支援係	特定不妊治療費助成の申請・助成に関する事務	システム稼働の状況	0.2	○	○		中	低
B	こども家庭支援係	児童扶養手当の申請・支給に関する事務	システム稼働の状況	0.8	△	△		中	低
B	こども家庭支援係	特別児童扶養手当に関する事務	システム稼働の状況、関係者の状況	0.2	△	△		中	高
B	こども家庭支援係	母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金に関する事務	関係者の状況	1	△	△		中	高
B	こども家庭支援係	母子・父子相談		0.7	△	△		中	低
B	こども家庭支援係	母子等福祉手当に関する事務	システム稼働の状況	0.3	△	△		中	低
B	こども家庭支援係	母子家庭等家賃助成に関する事務	システム稼働の状況	0.3	△	△		中	低
B	こども家庭支援係	母子家庭等児童就学祝金に関する事務	システム稼働の状況	0.1	△	△		中	低
B	こども家庭支援係	母子家庭等日常生活支援に関する事務	システム稼働の状況、委託事業者の状況	0.1	△	△		中	高
B	こども家庭支援係	母子家庭等自立支援教育訓練給付金に関する事務	システム稼働の状況	0.1	△	△		中	低
B	こども家庭支援係	母子家庭等高等職業訓練促進事業費に関する事務	システム稼働の状況	0.1	△	△		中	低
B	こども医療・手当係	子ども医療費助成の申請、助成等に関する事務	・システム稼働の状況 ・医療機関等の状況	1	○	○	△	中	高
B	こども医療・手当係	児童手当の申請、支給等に関する事務	・システム稼働の状況	1	○	○	△	中	低
B	こども医療・手当係	子育て日常生活支援の申請、決定等に関する事務	・システム稼働の状況 ・委託業者の状況	1	○	○	△	中	高
B	こども医療・手当係	養育医療の申請、決定等に関する事務	・システム稼働の状況 ・医療機関等の状況	1	○	○	△	中	高

健康こどもみらい部 青少年課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
C	青少年育成係	係の統括に関する事務		0.3	○	△	×	低	低
C	青少年育成係	後援等名義等の使用承認等に関する事務		0.05	○	△	×	低	低
C	青少年育成係	青少年問題協議会に関する事務		0.15	○	△	×	低	低
C	青少年育成係	青少年健全育成に関する検討委員会に関する事務		0.1	○	△	×	低	低
C	青少年育成係	市町村青少年行政推進補助金に関する事務		0.1	○	△	×	低	低
C	青少年育成係	神奈川県との連携に関する事務		0.05	○	△	×	低	低
C	青少年育成係	青少年育成活動事業交付金に関する事務		0.2	○	△	×	低	低
C	青少年育成係	青少年のボランティア活動・体験活動に関する事務		0.05	○	△	×	低	低
C	青少年育成係	子ども会育成連絡協議会に関する事務		0.25	○	△	×	低	低
C	青少年育成係	ジュニアリーダーズクラブに関する事務		0.45	○	△	×	低	低
C	青少年育成係	青少年指導員連絡協議会に関する事務		0.7	○	△	×	低	低
C	青少年育成係	青少年健全育成会連絡協議会に関する事務		0.35	○	△	×	低	低
C	青少年育成係	ボーイ・ガールスカウトに関する事務		0.05	○	△	×	低	低
C	青少年育成係	青少年健全育成者等の表彰に関する事務		0.15	○	△	×	低	低
C	青少年育成係	はたちのつどいの開催に関する事務		0.9	○	△	×	低	低
C	青少年育成係	あばしり青少年自然文化体験研修事業に関する事務		0.3	○	△	×	低	低
C	青少年育成係	よこて青少年自然文化体験事業に関する事務		0.25	○	△	×	低	低
C	青少年育成係	自然文化チャレンジ事業に関する事務		0.1	○	△	×	低	低
C	青少年施設係	祝賀事務(昇昇、各種依頼、照会、調査等を占)		0.7	○	△	×	低	低
C	青少年施設係	七沢弁天の森キャンプ場維持管理事業に関する事務		0.05	○	○	△	低	中
C	青少年施設係	七沢弁天の森キャンプ場のゆかりに関する事務		0.2	○	△	×	低	中
C	青少年施設係	子ども科学館運営事業に関する事務		6.7	○	△	△	低	中
C	青少年施設係	子ども科学館維持補修事業に関する事務		0.35	○	△	×	低	中
C	青少年施設係	児童館運営に関する事務	開館時間における利用者への対応	67.4	○	△	△	中	中
C	青少年施設係	児童館維持管理に関する事務	開館時間における利用者への対応	0.45	○	△	×	中	中
C	青少年施設係	児童館維持補修に関する事務	開館時間における利用者への対応	0.4	○	△	×	中	中
C	青少年施設係	児童館整備事業に関する事務		0.2	○	△	×	低	中
C	青少年施設係	シティプラザ維持管理事業に関する事務	開館時間における利用者への対応及び帰宅困難者の受入れ	0.65	○	△	×	中	中
C	青少年施設係	シティプラザ維持補修事業に関する事務	開館時間における利用者への対応及び帰宅困難者の受入れ	0.1	○	△	×	中	中
C	青少年施設係	シティプラザ施設のあり方に関する事務	開館時間における利用者への対応及び帰宅困難者の受入れ	0.2	○	△	×	中	中

健康こどもみらい部 こども家庭センター

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
C	こども保健第二係	母子健康手帳の交付		2	○	○	×	中	低
C	こども保健第二係	健康診査(妊婦健康診査、妊婦歯科健康診査、乳幼児健康診査)	医師・臨時職員等の確保が出来ないと実施は困難	1	○	○	×	高	高
C	こども保健第二係	母子健康教育(離乳食、健診フォロー、母子支援、メールマガジン等)	相談員・臨時職員等の確保が出来ないと実施は困難	0.5	○	○	×	中	高
C	こども保健第二係	相談事業(乳幼児健康相談、親子のすこやか相談等)	相談員・臨時職員等の確保が出来ないと実施は困難	0.5	○	○	×	中	高
C	こども保健第一係	妊産婦・新生児、未熟児、幼児訪問等	訪問指導員の確保ができないと実施は困難	2	○	○	×	中	高
C	こども保健第一係	定期及び任意予防接種	委託医療機関が開設していないと実施は困難	2	○	○	×	高	高
C	こども保健第一係	出産費用貸付金		0.1	○	○	×	中	高

健康こどもみらい部 健康医療課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
A	健康医療係	災害時医療対策に関すること。		1				高	高
A	健康医療係	メジカルセンターの管理運営に関すること。		1	△			高	高
B	健康医療係	歯科保健センターの管理運営に関すること。		1	△			高	高
A	健康医療係	感染症に関すること。	感染症発生時の職員、医師等の 人員の確保	1	△			高	高
A	保健医療施設係	保健福祉センターの総括的管理に関すること	建物内各機関の運営の影響	3	○	○		中	高
B	健康医療係	障がい者歯科診療運営補助金及び県補助金 に関すること。	歯科医師等の確保ができないと 実施は困難	0.3	△			高	高
B	健康医療係	三師会に関すること。		0.3				中	高
B	健康医療係	産科医師分娩手当補助金及び県補助金に 関すること。	分娩機能等の確保ができないと 実施は困難	0.3	△	△		高	高
B	健康医療係	救急医療に関すること。		0.3				高	高
B	健康医療係	休日・夜間急患診療補助金及び県補助金に 関すること。	医師等の確保ができないと実施 は困難	0.3	△	△		高	高
B	健康医療係	病院群輪番制病院補助金に関すること。	病院機能等の確保ができないと 実施は困難	0.3	△	△		高	高
B	健康医療係	休日歯科診療補助金に関すること。	歯科医師等の確保ができないと 実施は困難	0.3	△	△		高	高
B	健康医療係	救急医療機関外国籍市民対策費補助金及び 県補助金に関すること。		0.3	△	△		高	高
B	健康医療係	広域救急医療負担金に関すること。		0.3	△	△		高	高
B	健康医療係	電話健康相談事業に関すること。	委託業者の継続可否に左右され る	0.3	△	△		高	高
B	健康医療係	医師会・歯科医師会協力に関すること。		0.3	△			中	中
B	健康医療係	新型インフルエンザ等対策に関すること。	感染症発生時の職員、医師等の 人員の確保	0.3	△			高	高
B	健康医療係	献血の実施に関すること。	赤十字血液センターの継続可否 に左右される	0.3	○	△		中	高
B	健康医療係	防火管理事務に関すること。		0.3	△			低	低
C	健康医療係	普通財産の管理運営に関すること。		0.2	○	○		低	低
C	健康医療係	神奈川県ドクターヘリ支援協会に関すること。		0.2	△			低	低
C	健康医療係	メディカルコントロール協議会に関すること。		0.2	△			低	低
C	健康医療係	健康食育推進協議会に関すること。		0.2	△			低	低
C	健康医療係	健康食育推進計画に関すること。		0.2				低	低
C	健康医療係	健康ポイント事業(あつぎ健康チャレンジ)に 関すること。		0.2	△	△		低	低
C	健康医療係	食品衛生協会に関すること。		0.2	△	△		中	低
C	健康医療係	保健衛生行政協力費に関すること。		0.2	△	△		低	低
C	健康医療係	薬物乱用防止に関すること。		0.2	△	△		中	低
C	健康医療係	受動喫煙防止に関すること。		0.2	△	△		低	低
C	健康医療係	健康の道に関すること。		0.2	○	○		低	低
C	健康医療係	老人クラブ指導者育成及び生きがい等推進事 業に関すること。		0.2	△			低	低
C	健康医療係	在宅歯科・口腔ケア推進事業費交付金に 関すること。		0.2	△			低	低
C	健康医療係	看護職・歯科衛生士奨学金返済助成金に 関すること。		0.2	△			低	低
C	健康医療係	看護職・歯科衛生士転入奨励助成金に 関すること。		0.2	△			低	低
C	健康医療係	看護職・歯科衛生士復職等奨励助成金に 関すること。		0.2	△			低	低
C	健康医療係	看護職人材確保事業交付金に関する こと。		0.2	△			低	低
C	健康医療係	老人福祉センター寿荘の維持管理		0.2	△			中	中
C	健康医療係	総合計画ほか重要施策の立案及び執行管理 に関すること		0.1	○			低	低
C	健診・予防係	健康スイミング事業に関すること	施設の被害状況及び委託事業者 の状況による	0.1	○			中	中

市民交流部 市民協働推進課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
A	人権男女相談係	通訳ボランティア	通訳ボランティアの状況把握	0.2	○			高	高
B	市民協働推進係	市民活動補償制度、災害救援ボランティア活動補償制度への対応	関係者との連絡	0.2	○	○		高	中
B	市民協働推進係	災害ボランティアセンター関連事務		0.2	○			高	高
B	市民協働推進係	公民館・地区市民センター長会議の開催等	一時滞在施設に指定されており、早期の一時滞在施設開設が求められる。一時滞在施設から通常業務への移行時期の見極めが難しい。	0.2	○			高	高
B	人権男女相談係	各種相談受付調整・相談	緊急性・必要性のあるもののみ対応する	3	○	△		中	高
B	人権男女相談係	各種相談員連絡調整	緊急性・必要性のあるもののみ対応する	0.2	○			低	高
C	市民協働推進係	市民協働推進委員会、市民協働事業提案制度事業等	関係者との連絡	0.2	○	○		中	中
C	市民協働推進係	地域づくりの推進及び地区市民自治推進組織関連事務		0.2	○	○		中	中
C	市民協働推進係	ふれあい都市宣言(市民憲章を含む)関連事務		0.2	○	○		低	低
C	市民協働推進係	地縁団体の認可等	関係者との連絡	0.2	○	○		中	高
C	市民協働推進係	自治会支援関連事務	関係者との連絡	0.2	○	○		中	中
C	市民協働推進係	地域集会施設の新築、修繕等補助	関係者との連絡	0.2	○	○		中	高
C	市民協働推進係	市民活動推進補助金交付事務	関係者との連絡	0.2	○	○		低	高
C	市民協働推進係	市民協働スキルアップ研修、職員向け研修関連事務	関係者との連絡	0.2	○	○		低	低
C	市民協働推進係	道標関連事務		0.2	○			低	低
C	市民協働推進係	厚木市全国県人会連合会の支援		0.2	○			低	低
C	市民協働推進係	ボランティアに関する事務		0.2	○			低	低
C	市民協働推進係	自治基本条例関連事務		0.2	○			低	低
C	市民協働推進係	市民参加条例関連事務		0.2	○			低	低
C	市民協働推進係	部内の政策調整及び庶務事務		0.2	○			低	中
C	市民協働推進係	課の運営に必要な庶務事務		0.2	○			中	中
C	人権男女相談係	人権推進指針、協議会、推進会議に関すること	計画の策定期間にあたっていると再開時期の検討が必要	0.2	○			低	低
C	人権男女相談係	団体主催講演会、市内3団体との連絡調整等	人権団体の状況把握	0.2	○			低	低
C	人権男女相談係	あつぎヒューマンライツフェスタ等の開催	開催時期の延期	0.2	○			低	低
C	人権男女相談係	地域改善事業貸付金債権管理事務	債権管理システムの対応、債権者の把握	0.2	△			中	低
C	人権男女相談係	人権擁護委員会庶務、人権作文・ポスターに関すること		0.2	○			低	低
C	人権男女相談係	人権相談		0.2	○			低	低
C	人権男女相談係	男女共同参画計画、推進委員会等に関すること	計画の策定期間にあたっていると再開時期の検討が必要	0.2	○			低	低
C	人権男女相談係	各種講座の企画、開催	受講決定者との連絡調整	0.2	○			中	低
C	人権男女相談係	情報誌の発行、啓発活動	男女共同参画推進委員会の状況把握	0.2	○			低	低
C	人権男女相談係	外国籍市民交流委員会、ティーサロン	外国籍市民交流会委員の状況把握	0.2	○			低	低

市民交流部 公民館・地区市民センター

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	厚木北公民館・地区市民センター	公民館の維持管理に関すること	施設の被害状況の把握	2	○	△	△	高	高
C	厚木北公民館・地区市民センター	公民館運営委員会に関すること		2	○	△	△	低	低
C	厚木北公民館・地区市民センター	文化振興事業に関すること		1	○	△	△	低	低
C	厚木北公民館・地区市民センター	スポーツ及びレクリエーション推進事業に関すること		1	○	△	△	低	低
C	厚木北公民館・地区市民センター	コミュニティづくり推進事業に関すること		1	○	△	△	低	低
C	厚木北公民館・地区市民センター	公民館まつりに関すること		1	○	△	△	低	低
C	厚木北公民館・地区市民センター	学級・講座に関すること		1	○	△	△	低	低
C	厚木北公民館・地区市民センター	地域子ども教室に関すること		1	○	△	△	低	低
C	厚木北公民館・地区市民センター	公民館だより発行に関すること		1	○	△	△	低	低
C	厚木北公民館・地区市民センター	公民館の利用承認に関すること		1	○	△	△	低	低
A	厚木北公民館・地区市民センター	厚木小学校、厚木中学校避難所運営委員会の運営支援に関すること	避難所開設の可能性がある ので、避難所運営委員会の運営をバックアップする必要がある。	2	○	○		高	高
C	厚木北公民館・地区市民センター	地域づくり推進委員会に関すること		1	○	○	△	低	低
C	厚木北公民館・地区市民センター	地区自治会連絡協議会に関すること	地域の被災者等について把握する必要がある	2	○	○	△	低	低
C	厚木北公民館・地区市民センター	地区民生委員、児童委員協議会に関すること	地域の被災者等について把握する必要がある	1	○	○	△	低	低
C	厚木北公民館・地区市民センター	安心・安全なまち会議に関すること		1	○	○	△	低	低
C	厚木北公民館・地区市民センター	市民相談、陳情、要望に関すること		1	○	○	△	低	低
C	厚木北公民館・地区市民センター	各種諸証明等窓口業務に関すること(市税に係る証明書(税務オンラインシステムに係るものに限る。)の交付に関すること。)		1	○	○		低	低
C	厚木北公民館・地区市民センター	各種諸証明等窓口業務に関すること(住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の謄抄本、戸籍の附票の写し、身分証明書及び印鑑登録証明書の交付に関すること。)		1	○	○		低	低
C	厚木北公民館・地区市民センター	各課等の各種申請、届出等の取次ぎに関すること		1	○	○	△	低	低
A	厚木南公民館・地区市民センター	公民館の維持管理に関すること	施設の被害状況の把握	2	○	○	△	低	低
C	厚木南公民館・地区市民センター	公民館運営委員会に関すること			○	○	△	低	低
C	厚木南公民館・地区市民センター	文化振興事業に関すること			○	○	△	低	低
C	厚木南公民館・地区市民センター	スポーツ及びレクリエーション推進事業に関すること			○	○	△	低	低
C	厚木南公民館・地区市民センター	コミュニティづくり推進事業に関すること			○	○	△	低	低

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
C	厚木南公民館・地区市民センター	公民館まつりに関すること			○	○	△	低	低
C	厚木南公民館・地区市民センター	学級・講座に関すること			○	○	△	低	低
C	厚木南公民館・地区市民センター	地域子ども教室に関すること			○	○	△	低	低
C	厚木南公民館・地区市民センター	公民館だより発行に関すること			○	○	△	低	低
C	厚木南公民館・地区市民センター	公民館の利用承認に関すること			○	○	△	低	低
A	厚木南公民館・地区市民センター	避難所運営委員会の運営支援に関すること		3	○	○		低	低
C	厚木南公民館・地区市民センター	地域づくり推進委員会に関すること			○	○	△	低	低
C	厚木南公民館・地区市民センター	ふるさとづくり推進事業に関すること			○	○	△	低	低
C	厚木南公民館・地区市民センター	自治会連絡協議会に関すること			○	○	△	低	低
C	厚木南公民館・地区市民センター	地域福祉推進委員会、民児協に関すること			○	○	△	低	低
C	厚木南公民館・地区市民センター	安心安全なまち会議に関すること			○	○	△	低	低
C	厚木南公民館・地区市民センター	ごみ減量及び資源化の推進に関すること			○	○	△	低	低
C	厚木南公民館・地区市民センター	市民相談、陳情、要望に関すること			○	○	△	低	低
C	厚木南公民館・地区市民センター	各種諸証明の交付に関すること(市税に係る証明書(税務オンラインシステムに係るものに限る)の交付に関すること)			○	○		低	低
C	厚木南公民館・地区市民センター	各種諸証明の交付に関すること(住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の謄抄本、戸籍の附票の写し、身分証明書及び印鑑登録証明書の交付に関すること)			○	○		低	低
C	厚木南公民館・地区市民センター	各課等の各種申請、届出等の取次ぎに関すること			○	○	△	低	低
C	厚木南公民館・地区市民センター	青少年広場・旭町3丁目スポーツ広場に関すること			○	○	△	低	低
A	依知北公民館・地区市民センター	公民館の維持管理に関すること	施設の被害状況の把握	2	○	○	△	低	低
C	依知北公民館・地区市民センター	公民館運営委員会に関すること			○	○	△	低	低
C	依知北公民館・地区市民センター	文化振興事業に関すること			○	○	△	低	低
C	依知北公民館・地区市民センター	スポーツ及びレクリエーション推進事業に関すること			○	○	△	低	低
C	依知北公民館・地区市民センター	コミュニティづくり推進事業に関すること			○	○	△	低	低
C	依知北公民館・地区市民センター	公民館まつりに関すること			○	○	△	低	低
C	依知北公民館・地区市民センター	学級・講座に関すること			○	○	△	低	低
C	依知北公民館・地区市民センター	地域子ども教室に関すること			○	○	△	低	低

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
C	依知北公民館・地区市民センター	公民館だより発行に関する事			○	○	△	低	低
C	依知北公民館・地区市民センター	公民館の利用承認に関する事			○	○	△	低	低
A	依知北公民館・地区市民センター	避難所運営委員会の運営支援に関する事	開設の可能性がある	4	○	○		低	低
C	依知北公民館・地区市民センター	地域づくり推進委員会に関する事	休止または縮小する場合は周知は必要である		○	○	△	低	低
C	依知北公民館・地区市民センター	自治会連絡協議会に関する事	地域の災害対応を検討する場になると考える		○	○	△	低	低
C	依知北公民館・地区市民センター	要望等に関する事	所管課の判断による		○	○	△	低	低
C	依知北公民館・地区市民センター	市税に係る証明書の交付に関する事	所管課の判断による	1.5	○	○		低	低
C	依知北公民館・地区市民センター	住民票、戸籍等の交付に関する事	所管課の判断による	1.5	○	○	△	低	低
C	依知北公民館・地区市民センター	各種申請、届出等の取次ぎに関する事	所管課の判断による		○	○	△	低	低
C	依知北公民館・地区市民センター	地域福祉推進委員会に関する事	休止または縮小する場合は周知は必要である		○	○	△	低	低
C	依知北公民館・地区市民センター	民生委員児童委員会に関する事	所管課の判断による		○	○	△	低	低
A	依知南公民館・地区市民センター	公民館の維持管理に関する事	施設の被害状況の把握	2	○	○	△	低	低
C	依知南公民館・地区市民センター	公民館運営委員会に関する事		0.1	○	○	△	低	低
C	依知南公民館・地区市民センター	文化振興事業に関する事		0.1	○	○	△	低	低
C	依知南公民館・地区市民センター	スポーツ及びレクリエーション推進事業に関する事		0.1	○	○	△	低	低
C	依知南公民館・地区市民センター	コミュニティづくり推進事業に関する事		0.1	○	○	△	低	低
C	依知南公民館・地区市民センター	公民館まつりに関する事		0.1	○	○	△	低	低
C	依知南公民館・地区市民センター	学級・講座に関する事		0.1	○	○	△	低	低
C	依知南公民館・地区市民センター	地域子ども教室に関する事		0.1	○	○	△	低	低
C	依知南公民館・地区市民センター	公民館だより発行に関する事		0.1	○	○	△	低	低
C	依知南公民館・地区市民センター	公民館の利用承認に関する事		0.1	○	○	△	低	低
A	依知南公民館・地区市民センター	避難所運営委員会の運営支援に関する事	開設の可能性がある	1.2	○	○		低	低
C	依知南公民館・地区市民センター	地域づくり推進委員会に関する事	休止または縮小する場合は周知は必要である	0.1	○	○	△	低	低
C	依知南公民館・地区市民センター	自治会連絡協議会に関する事	地域の災害対応を検討する場になると考える	0.1	○	○	△	低	低
C	依知南公民館・地区市民センター	要望等に関する事	所管課の判断による	0.2	○	○	△	低	低

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
C	依知南公民館・地区市民センター	市税に係る証明書の交付に関する事	所管課の判断による	0.1	○	○		低	低
C	依知南公民館・地区市民センター	住民票、戸籍等の交付に関する事	所管課の判断による	0.1	○	○	△	低	低
C	依知南公民館・地区市民センター	各種申請、届出等の取次ぎに関する事	所管課の判断による	0.1	○	○	△	低	低
C	依知南公民館・地区市民センター	地域福祉推進委員会に関する事	休止または縮小する場合は周知は必要である	0.1	○	○	△	低	低
C	依知南公民館・地区市民センター	民生委員児童委員会に関する事	所管課の判断による	0.1	○	○	△	低	低
A	睦合北公民館・地区市民センター	公民館の維持管理に関する事	施設の被害状況の把握	2	○	○	△	低	低
C	睦合北公民館・地区市民センター	公民館運営委員会に関する事			○	○	△	低	低
C	睦合北公民館・地区市民センター	文化振興事業に関する事			○	○	△	低	低
C	睦合北公民館・地区市民センター	スポーツ及びレクリエーション推進事業に関する事			○	○	△	低	低
C	睦合北公民館・地区市民センター	コミュニティづくり推進事業に関する事			○	○	△	低	低
C	睦合北公民館・地区市民センター	公民館まつりに関する事			○	○	△	低	低
C	睦合北公民館・地区市民センター	学級・講座に関する事			○	○	△	低	低
C	睦合北公民館・地区市民センター	地域子ども教室に関する事			○	○	△	低	低
C	睦合北公民館・地区市民センター	公民館だより発行に関する事			○	○	△	低	低
C	睦合北公民館・地区市民センター	公民館の利用承認に関する事			○	○	△	低	低
A	睦合北公民館・地区市民センター	避難所運営委員会の運営支援に関する事	開設の可能性がある	2	○	○		低	低
C	睦合北公民館・地区市民センター	地域の特性をいかした施策の推進に関する事	休止または縮小する場合は周知は必要である		○	○	△	低	低
C	睦合北公民館・地区市民センター	住民、住民自治組織及び市民活動団体等との連絡調整に関する事	地域の災害対応を検討する場になる		○	○	△	低	低
C	睦合北公民館・地区市民センター	地域からの要望等に係る相談に関する事	所管課の判断による		○	○	△	低	低
C	睦合北公民館・地区市民センター	市税に係る証明書(税務オンラインシステムに係るものに限る)の交付に関する事	所管課の判断による	0.3	○	○		低	低
C	睦合北公民館・地区市民センター	住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の謄抄本、戸籍の附票の写し、身分証明書及び印鑑登録証明書の交付に関する事	所管課の判断による	1.2	○	○		低	低
C	睦合北公民館・地区市民センター	各種申請、届出等の取次ぎに関する事	所管課の判断による		○	○	△	低	低
C	睦合北公民館・地区市民センター	地域福祉推進委員会に関する事	休止又は縮小する場合には、周知が必要		○	○	△	低	低
C	睦合北公民館・地区市民センター	その他地域活動への支援に関する事	休止又は縮小する場合には、周知が必要		○	○	△	低	低
A	睦合南公民館・地区市民センター	公民館の維持管理に関する事	施設の被害状況の把握	1	○	○	△	低	低

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
C	睦合南公民館・地区市民センター	公民館運営委員会に関すること			○	○	△	低	低
C	睦合南公民館・地区市民センター	文化振興事業に関すること			○	○	△	低	低
C	睦合南公民館・地区市民センター	スポーツ及びレクリエーション推進事業に関すること			○	○	△	低	低
C	睦合南公民館・地区市民センター	コミュニティづくり推進事業に関すること			○	○	△	低	低
C	睦合南公民館・地区市民センター	公民館まつりに関すること			○	○	△	低	低
C	睦合南公民館・地区市民センター	学級・講座に関すること			○	○	△	低	低
C	睦合南公民館・地区市民センター	地域子ども教室に関すること			○	○	△	低	低
C	睦合南公民館・地区市民センター	公民館だより発行に関すること			○	○	△	低	低
C	睦合南公民館・地区市民センター	公民館の利用承認に関すること			○	○	△	低	低
A	睦合南公民館・地区市民センター	避難所運営委員会の運営支援に関すること		3	○	○		低	低
C	睦合南公民館・地区市民センター	地域の特性をいかした施策の推進に関すること			○	○	△	低	低
C	睦合南公民館・地区市民センター	住民、住民自治組織及び市民活動団体等との連絡調整に関すること			○	○	△	低	低
C	睦合南公民館・地区市民センター	地域からの要望等に係る相談に関すること			○	○	△	低	低
C	睦合南公民館・地区市民センター	市税に係る証明書(税務オンラインシステムに係るものに限る)の交付に関すること	本庁での対応で代替可能	1.5	○	○		低	低
C	睦合南公民館・地区市民センター	住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の謄抄本、戸籍の附票の写し、身分証明書及び印鑑登録証明書の交付に関すること	本庁での対応で代替可能	1.5	○	○		低	低
C	睦合南公民館・地区市民センター	各種申請、届出等の取次ぎに関すること			○	○	△	低	低
C	睦合南公民館・地区市民センター	その他地域活動への支援に関すること			○	○	△	低	低
A	睦合西公民館・地区市民センター	公民館の維持管理に関すること	施設の被害状況の把握	2	○	○	△	低	低
A	睦合西公民館・地区市民センター	避難所運営委員会の運営支援に関すること	—	3	○	○		低	低
C	睦合西公民館・地区市民センター	公民館運営委員会に関すること			○	○	△	低	低
C	睦合西公民館・地区市民センター	文化振興事業に関すること			○	○	△	低	低
C	睦合西公民館・地区市民センター	スポーツ及びレクリエーション推進事業に関すること			○	○	△	低	低
C	睦合西公民館・地区市民センター	コミュニティづくり推進事業に関すること			○	○	△	低	低
C	睦合西公民館・地区市民センター	公民館まつりに関すること			○	○	△	低	低
C	睦合西公民館・地区市民センター	学級・講座に関すること			○	○	△	低	低

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
C	睦合西公民館・地区市民センター	地域子ども教室に関すること			○	○	△	低	低
C	睦合西公民館・地区市民センター	公民館だより発行に関すること			○	○	△	低	低
C	睦合西公民館・地区市民センター	公民館の利用承認に関すること			○	○	△	低	低
C	睦合西公民館・地区市民センター	地域づくり推進委員会に関すること	—		○	○	△	低	低
C	睦合西公民館・地区市民センター	安心・安全なまち会議に関すること	—		○	○	△	低	低
C	睦合西公民館・地区市民センター	自治会連絡協議会に関すること	—		○	○	△	低	低
C	睦合西公民館・地区市民センター	地域福祉推進委員会に関すること	—		○	○	△	低	低
C	睦合西公民館・地区市民センター	民生児童委員に関すること	—		○	○	△	低	低
C	睦合西公民館・地区市民センター	市税に係る証明書の交付に関すること	システムが稼働出来ない 場合の対応	1.1	○	○		低	低
C	睦合西公民館・地区市民センター	各種証明書の交付に関すること	システムが稼働出来ない 場合の対応	1.1	○	○		低	低
C	睦合西公民館・地区市民センター	陳情・要望に関すること	—		○	○	△	低	低
C	睦合西公民館・地区市民センター	各種申請、届出等の取次ぎに関すること	—		○	○	△	低	低
C	睦合西公民館・地区市民センター	地域関係団体等の支援	—		○	○	△	低	低
C	睦合西公民館・地区市民センター	センター庶務に関すること	—		○	○	△	低	低
A	秋野公民館・地区市民センター	公民館の維持管理に関すること	施設の被害状況の把握	1	○	○	△	低	低
C	秋野公民館・地区市民センター	公民館運営委員会に関すること			○	○	△	低	低
C	秋野公民館・地区市民センター	文化振興事業に関すること			○	○	△	低	低
C	秋野公民館・地区市民センター	スポーツ及びレクリエーション推進事業に関すること			○	○	△	低	低
C	秋野公民館・地区市民センター	コミュニティづくり推進事業に関すること			○	○	△	低	低
C	秋野公民館・地区市民センター	公民館まつりに関すること			○	○	△	低	低
C	秋野公民館・地区市民センター	学級・講座に関すること			○	○	△	低	低
C	秋野公民館・地区市民センター	地域子ども教室に関すること			○	○	△	低	低
C	秋野公民館・地区市民センター	公民館だより発行に関すること			○	○	△	低	低
C	秋野公民館・地区市民センター	公民館の利用承認に関すること			○	○	△	低	低
A	秋野公民館・地区市民センター	避難所運営委員会の運営支援に関すること	避難所開設時の対応	4	○	○		低	低
C	秋野公民館・地区市民センター	地域づくり推進委員会の運営			○	○	△	低	低
C	秋野公民館・地区市民センター	地域福祉推進委員会の運営			○	○	△	低	低

市民交流部 生涯学習課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	生涯学習係	防火防災に関すること。	電力供給等	1	△			低	高
A	生涯学習係	施設管理業務に関すること。	電力供給等	1	△			低	高
C	生涯学習係	推進計画、推進会議の運営に関すること		0.2	○			低	低
C	生涯学習係	あつぎ協働大学に関すること		0.2	○			低	中
C	生涯学習係	輝き厚木塾に関すること		0.2	○			低	中
C	生涯学習係	出前講座に関すること		0.2	○			低	低
C	生涯学習係	公共施設予約システムに関すること		0.2	○			低	低
C	生涯学習係	マナビガイドの発行に関すること		0.2	○			低	低
C	生涯学習係	運営管理に関すること(学習支援セン ターの運営管理に関すること。)		2	○	△		低	低
C	生涯学習係	運営管理に関すること(あつぎ市民交流 プラザの運営管理に関すること。)		5	○	△		低	低
C	七沢自然ふれあいセンター	小中学校の児童生徒へのプログラム指 導に関する事務						低	低
C	七沢自然ふれあいセンター	施設利用者へのプログラム指導に関する 事務						低	低
C	七沢自然ふれあいセンター	維持管理・維持補修に関する事務	ライフラインの確保、交通機 関の正常化	3	○			低	低
C	生涯学習係	駐車場関連に関すること。	電力供給等	1	△			低	高
C	生涯学習係	ビル管理・修繕等に関すること。	電力供給等	1	△			低	高

市民交流部 くらし交通安全課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
C	交通安全係	交通安全対策全般に関する事務		1.5	△	△		低	低
C	交通安全係	交通安全教育に関する事務		0.5	△	△		低	低
C	交通安全係	交通安全運動に関する事務		0.5	○	△		低	低
C	交通安全係	交通安全関係団体に関する事務		1	○	△		低	低
C	交通安全係	交通安全指導員に関する事務		0.5	○	△		低	低
C	交通安全係	放置自転車防止に関する事務	施設の安全確認が出来てか らの利用再開となる。	0.5	○	○		中	中
C	交通安全係	自転車用ヘルメット等補助金関係事務		0.5	○	○		低	低
C	交通安全係	交通規制等要望に関する事務		0.5	○			低	低
D	交通安全係	市営自転車等駐車場の運営管理に 関する事務	施設の安全確認が出来てか らの利用再開となる。	0.5	○	○		中	中

市民交流部 中央図書館

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
C	図書館係	図書館資料の選定整備業務	委託業者・関連民間業者の状況把握が必要					中	中
B	図書館係	図書館資料の保管整備業務	施設損壊・浸水・火災の危険がある場合の貴重資料の避難	2	△	△		高	高
C	図書館係	車の整備に関すること。						中	低
B	図書館係	図書館情報システム・共通認証に関すること。	委託業者の状況把握が必要	1				中	高
B	図書館係	防災・危機管理・防犯に関すること。	担当課との確認	0.5				中	低
B	図書館係	施設管理に関すること。	施設管理担当課との確認及び委託業者の業況確認	0.5				中	中
C	図書館係	課内庶務に関すること。			△			低	低
C	図書館係	その他(予算管理等)			○			低	低
C	図書館係	データ作成及び装備等に関すること	委託業者の状況把握が必要		△			中	中
C	図書館係	館内閲覧及び館外貸し出しに関すること	委託業者の状況把握が必要		△	△		中	中
C	図書館係	レファレンス(調査・相談)に関すること。	委託業者の状況把握が必要		△	△		中	中
C	図書館係	障がい者サービスに関すること。	委託業者の状況把握が必要		△	△		中	中
C	図書館係	団体貸出に関すること。	委託業者の状況把握が必要		△	△		中	中
C	図書館係	督促事務	委託業者の状況把握が必要		△	△		中	中
C	図書館係	相互貸借事務	県内公共図書館及び配送業者の状況確認が必要		△	△		中	中
C	図書館係	ブックスタート業務	一時的に休止し、優先順位が上位の他の業務を行う。		△	△	△	低	中
C	図書館係	第3次厚木市読書活動推進に関すること。(行事・ボランティアも)	一時的に休止し、優先順位が上位の他の業務を行う。					低	中
C	図書館係	出前おはなし会・出前講座等に関すること。	一時的に休止し、優先順位が上位の他の業務を行う。			△	△	低	低
C	図書館係	図書館協議会に関すること。	協議会委員の状況確認が必要					低	中
C	図書館係	市内大学図書館、小・中学校等との連携に関すること。			△			中	高
C	図書館係	県図書館協会・県中央図書館協議会等に関すること。	県内公共図書館の状況確認		△			中	高
C	図書館係	移動図書館の巡回に関すること。	会計年度任用職員の業務継続可否確認					中	中
C	図書館係	公民館図書室の開室に関すること。	公民館図書室嘱託員の業務継続可否確認		△	△		中	中

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
C	図書館係	予約搬送サービス・搬送業務委託に關すること。	委託業者の状況確認が必要		△			中	中
C	図書館係	開館及び運営に關すること。			△			中	低
C	図書館係	図書館運営の企画及び調査研究に關すること。						低	低

環境農政部 環境政策課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
C	環境政策係	環境政策の企画及び調整に関すること。		0	○			低	低
C	環境政策係	環境基本計画の推進に関すること。		0.1	○	○		低	低
C	環境政策係	環境審議会に関すること。		0	○			低	低
C	環境政策係	環境意識の啓発に関すること。		0	○	○		低	低
C	環境政策係	環境教育の推進に関すること。		0	○	○		低	低
C	環境政策係	里地里山の保全及び活用に関すること。		0	○	○		低	低
C	環境政策係	生物多様性及び外来生物に関すること。		0	○	○		低	低
C	カーボンニュートラル推進係	地球温暖化対策及びカーボンニュートラルの推進に関すること。		0	○	○		低	低
C	環境政策係	部内の施策等の政策調整に関すること。		0	○			低	低
C	環境政策係	部内の予算執行及び事務事業の調整に関すること。		0	○			低	低
A	環境政策係	部内の庶務及び人事に関すること。		1	○			高	高
C	環境政策係	部内会議に関すること。		0	○			低	低
A	環境政策係	関係機関との総合調整に関すること。		2	○			高	高

環境農政部 生活環境課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	美化衛生係	厚木市環境みどり公社との連絡調整に関する こと。	し尿収集運搬業務の継続、仮設トイレの確保及び近隣市町等との支援体制	0.5	○	○		高	高
A	美化衛生係	衛生プラントの運営管理に関する こと。	衛生プラント施設の継続及び近隣市町等との支援体制	0.5	○	○		高	高
A	美化衛生係	狂犬病予防法に基づく事務に関する こと。	関係機関との調整	0.5	○	○		高	高
A	環境保全係	水質汚濁防止に関する こと。	被災後の相談者への対応。	0.6	○	○		中	高
A	環境保全係	土壌汚染対策に関する こと。	被災後の相談者への対応。	0.6	○	○		中	高
A	環境保全係	騒音・振動防止に関する こと。	被災後の相談者への対応。	0.6	○	○		中	高
A	環境保全係	悪臭の防止に関する こと。	被災後の相談者への対応。	0.6	○	○		中	高
A	環境保全係	公害の苦情処理に関する こと。	被災後の相談者への対応。	1				中	中
A	環境保全係	大気汚染の防止に関する こと。	被災後の相談者への対応。	0.6	○	○		中	高
A	美化衛生係	動物愛護及び管理に関する法律に基 づく事務に関する こと。	関係機関との調整	0.2	○	○		高	高
A	美化衛生係	ペット避難に関する こと	施設に対する配置人数及び関係機 関との調整	0.7	○	○		高	高
A	美化衛生係	環境衛生(防疫活動)に関する こと。		0.2	○	○		中	高
B	美化衛生係	し尿処理手数料の賦課徴収に関する こと。	災害時には減免希望者が増える可 能性がある。	0.3	○	○		低	低
B	美化衛生係	犬の登録・狂犬病予防注射済票交付事務	犬の登録台帳データの保護	0.5	○	○		中	低
B	美化衛生係	スズメバチの単駆除に関する こと	委託業者の業務が停止した時の対 応	0.5	○	○		中	中
C	美化衛生係	環境美化事業の推進に関する こと。		0.2	○	○		低	低
C	美化衛生係	環境美化部長及び環境保全指導員に 関する こと。		0.2	○	○		低	低
C	美化衛生係	浄化槽清掃業の許可に関する こと。		0.3	○	○		低	低
C	美化衛生係	合併処理浄化槽補助金交付事務。		0.3	○	○		低	低
C	美化衛生係	墓地等の経営の許可等に関する こと。		0.1	○	○		低	低
C	環境保全係	専用水道等の指導監督に関する こと。		0.3	○	○		中	高
C	環境保全係	環境アセスメントに係る意見の表明 及び情報の提供に関する こと。		0.1	○	○		低	低
C	環境保全係	公害関係法令に基づく届出の受理、 勧告、命令等に関する こと。		0.3	○	○		中	中
C	環境保全係	地下水採取に関する こと。		0.3	○	○		中	中

環境農政部 環境事業課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	業務係	ごみの収集及び運搬に関すること。	ごみの排出方法及び収集ルートの確保	60	○			高	高
A	資源循環係	災害廃棄物処理計画に関すること。	災害廃棄物及び発災後の生活系一般廃棄物処理の対応	2	○	○		高	高
A	資源循環係	ごみ処理の企画及び調整に関すること。	災害廃棄物及び発災後の生活系一般廃棄物処理の対応	0.5	○	○		高	高
A	資源循環係	一般廃棄物処理計画に関すること。	災害廃棄物及び発災後の生活系一般廃棄物処理の対応	0.5	○	○		高	高
A	環境施設係	ごみ焼却施設維持管理(中間処理)	ごみ収集業務の継続及び近隣市(他団体)との支援体制	14	○	○		高	高
A	環境施設係	粗大ごみ処理施設維持管理(中間処理)	ごみ収集業務の継続及び近隣市(他団体)との支援体制	10	○	○		高	高
A	環境施設係	資源化センター施設維持管理(中間処理)	ごみ収集業務の継続及び近隣市(他団体)との支援体制	10	○	○		高	高
A	環境施設係	ごみの処分に関すること。	焼却灰の搬出ルートの確保	1	○	○		高	高
B	業務係	収集車両の維持管理に関すること。	修繕等の対応業者の確保	4	○	○		高	高
B	資源循環係	ごみの減量化・資源化に関すること。			○	○		低	低
B	資源循環係	事業系一般廃棄物の適正排出及び減量に関すること。			○	○		低	低
C	業務係	ごみの不法投棄に関すること。	災害廃棄物等の不法投棄処理	6	○	○	○	低	低
C	業務係	ごみの収集計画の策定に関すること。		1				低	低
C	業務係	ごみ処理手数料の徴収に関すること。		2	○			低	低
C	業務係	ごみ集積所の設置に係る指導に関すること。		2	○	○		低	低
C	資源循環係	一般廃棄物処理業の許可に関すること。						低	低
C	資源循環係	廃棄物処理施設の立地に関する県との連絡調整に関すること。						低	低
C	環境施設係	厚木市ふれあいプラザ施設維持管理(ホタル池等)		0.1	○			低	低
C	環境施設係	ごみ中間処理施設建設に関すること。		0.1	○			低	低
C	環境施設係	厚木愛甲環境施設組合との連絡調整に関すること。		0.1	○			低	低

環境農政部 農業政策課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否 市職員	他都市 職員	ボラン ティア	与影 響度	被影 響度
A	農林土木係	自然災害等による災害復旧事業に関すること。	復旧予算の確保、被災規模の確認	5.5	○	○		高	高
B	農業政策係	農業経営改善のための相談・融資等に関する こと。	農業経営継続のための資金調達 (予算額の増加)	0.2				中	中
B	農業政策係	農業委員会、JAのつぎの調整等に関するこ と。	普及に向けての調整	0.2				中	中
B	地産地消係	地産地消推進事業、園芸振興対策事業、環境 保全型農業に関すること	事業の延期。(市民朝市、夕焼け市 については、出店者の調整が必要 である。)	1				中	中
B	農林土木係	農業基盤施設の整備用地の取得及び登記に 関すること。		1.1	○			中	中
B	農林土木係	農業基盤施設の整備・改修や維持管理に関 すること。	被災規模の確認	2.3	○			高	高
B	地産地消係	家畜及び家さんの改良、増殖及び飼育並びに 地域環境に関すること。		0.3				中低	中低
B	地産地消係	家畜伝染病予防に関すること。		0.3				中低	中低
B	農林土木係	林道の維持・管理		0.5	○			高	高
B	鳥獣対策係	市鳥獣被害防止計画、ニホンザル被害拡大防 止、有害鳥獣捕獲報奨金制度、獣害防護柵の 維持管理、アライグマ等野生中型動物の捕獲・ 処分、ヤマビル対策	ニホンザル、ニホンジカ、イノシシな どの有害鳥獣による生活・農作物被 害が年々増加しており、併せて耕作 放棄地も増加している。	3.5	△			高	高
C	農業政策係	農業者団体の指導育成に関すること。	事業自体を延期	0.3				低	低
C	農林土木係	土地改良事業に係る調整に関すること。						低	低
C	農林土木係	農業基盤施設の管理運営に係る指導に関す ること。						低	低
C	農林土木係	農業土木に関する企画及び調整に関するこ と。		0.4	○			低	低
C	農林土木係	農業施設の開発行為等に係る指導及び検査 に関すること。		0.1	○			低	低
C	農業政策係	農業に関する企画及び調整に関すること。		0.5				低	低
C	農業政策係	水田農業に関すること。	水田等の崩壊	○	○			低	低
C	農業政策係	土地改良区との調整に関すること。	普及に向けての調整	0.2				中	中
C	農業政策係	厚木市都市農業支援センターに関すること。	相談件数の増加、相談対応の検討	1				低	低
C	地産地消係	厚木市園芸協会、厚木市畜産会に関するこ と。	事業の延期	1				低	低
C	地産地消係	立毛共進会に関すること。	事業の延期	0.3				低	低
C	地産地消係	病害虫対策、農作物の被害対策、園芸施設の 被害対策に関すること。	被害発生時に確認調査ができな い。	0.5		○		低	低
C	地産地消係	内水面漁業振興に関すること。		0.6				低	低
C	農林土木係	森林組合等林業団体の指導		0.2	○			中	中
C	農林土木係	森林保全・整備、元気な森づくり整備計画の推 進、樹木伐採等	現在、間伐の予定がほとんどが伐り捨て間 伐であり、搬出間伐が進んでいな い。	0.8	○			高	高
C	農林土木係	森林法に基づく伐採届に関すること		0.1	○			低	低
C	鳥獣対策係	鳥獣等の捕獲許可・飼養許可、飼養の登録・ 手数料の徴収		0.3	○			中	中

産業文化スポーツ部 産業振興課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
C	産業振興・企業誘致係	産業懇談会事務に関する事		0.05	○			低	低
C	産業振興・企業誘致係	産業施策に関する情報・要望の収集に関する事		0.1	○			低	低
C	産業振興・企業誘致係	工業系団体との連絡調整に関する事		0.1	○			低	低
C	産業振興・企業誘致係	生産性向上特別措置法に関する事		0.05	○	○		中	低
D	産業振興・企業誘致係	未来型グリーンモビリティ産業推進事業に関する事		0.01	○	○		低	低
C	産業振興・企業誘致係	青少年発明コンクール事業に関する事		0.05	○	○		低	低
C	産業振興・企業誘致係	松川サク工業振興基金事務に関する事		0.05	○	○		低	低
C	産業振興・企業誘致係	中小企業カーボンニュートラル促進事業補助金に関する事		0.1	○	○		中	低
C	産業振興・企業誘致係	中小企業設備投資促進事業補助金事務に関する事		0.1	○	○		中	低
C	産業振興・企業誘致係	特許等出願支援補助金事務に関する事		0.1	○	○		中	低
C	産業振興・企業誘致係	中小企業活性化事業に関する事		0.1	○	○		中	低
C	産業振興・企業誘致係	見本市等出展事業補助金事務に関する事		0.1	○	○		中	低
C	産業振興・企業誘致係	中小企業等SDGs推進事業補助金事務に関する事		0.1	○	○		中	低
B	産業振興・企業誘致係	中小企業融資制度預託金事務に関する事(預託額及び利率の検討等)		0.1	○	○		中	低
C	産業振興・企業誘致係	中小企業事業資金融資事務に関する事(月報処理等)		0.05	○	○		低	低
C	産業振興・企業誘致係	中小企業事業融資利子補給金事務に関する事		0.1	○	○		中	低
C	産業振興・企業誘致係	信用保証料補助金事務に関する事		0.1	○	○		中	低
B	産業振興・企業誘致係	信用保険法各号の認定に関する事		0.2	○	○		高	低
C	産業振興・企業誘致係	あつぎ起業スクール開催事業に関する事		0.05	○	○		中	低
C	産業振興・企業誘致係	産業競争力強化法、創業支援スキームに関する事		0.05	○	○		中	低
C	産業振興・企業誘致係	創業者支援利子補給金事務に関する事		0.1	○	○		中	低
B	産業振興・企業誘致係	厚木商工会議所との連絡調整に関する事		0.23				高	高
B	産業振興・企業誘致係	商工業振興事業・中小企業相談事業所補助金事務に関する事		0.1	○	○		中	低
C	産業振興・企業誘致係	第三セクターに係る事務に関する事		0.01	○	○		低	低
C	産業振興・企業誘致係	勤労福祉行政の総合的企画及び調整事務		0.01	○	○		低	低
C	産業振興・企業誘致係	県央地区市町労働行政連絡協議会に関する事		0.01	○	○		低	低
C	産業振興・企業誘致係	労働団体との連絡調整に関する事		0.05	○	○		低	低
B	産業振興・企業誘致係	勤労者生活資金預託金に関する事		0.1	○	○		中	低
C	産業振興・企業誘致係	勤労者住宅資金利子補給金に関する事		0.1	○	○		中	低
C	産業振興・企業誘致係	働く者の祭典補助金に関する事		0.05	○	○		中	低
C	産業振興・企業誘致係	勤労相談事業に関する事		0.1	○	○		中	低
C	産業振興・企業誘致係	障害者雇用奨励交付金に関する事		0.1	○	○		中	低
C	産業振興・企業誘致係	(一財)神奈川駐労福祉センター職業紹介事業補助金に関する事		0.05	○	○		中	低
C	産業振興・企業誘致係	高年齢者継続雇用奨励補助金に関する事		0.1	○	○		中	低
C	産業振興・企業誘致係	勤労者奨学金返済助成金に関する事		0.1	○	○		中	低
C	産業振興・企業誘致係	生産性向上・賃上げ応援補助金に関する事		0.1	○	○		中	低

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
C	産業振興・企業誘致係	人材確保支援事業費補助金に関すること		0.1	○	○		低	低
B	産業振興・企業誘致係	(公財)厚木市勤労者福祉サービスセンター補助金に関すること		0.1	○	○		中	低
C	産業振興・企業誘致係	中小企業退職金等共済掛金補助金に関すること		0.1	○	○		中	低
C	産業振興・企業誘致係	勤労者文化体育活動費補助金に関すること		0.05	○	○		中	低
C	産業振興・企業誘致係	技能職団体連絡協議会補助金に関すること		0.1	○	○		中	低
C	産業振興・企業誘致係	湘北建築高等職業訓練校補助金に関すること		0.05	○	○		中	低
C	産業振興・企業誘致係	技能振興に関すること		0.1	○	○		低	低
C	産業振興・企業誘致係	厚木市勤労者福祉サービスセンターとの連絡調整及び指導育成に関すること		0.1	○	○		低	低
B	産業振興・企業誘致係	部内の施策等の政策調整に関すること		0.1				低	低
B	産業振興・企業誘致係	部内の予算執行及び事務事業の調整に関すること		0.1	○			低	低
C	産業振興・企業誘致係	部内会議に関すること		0.01	○	○		低	低
C	産業振興・企業誘致係	部内の庶務及び人事に関すること		0.05	○	○		低	低

産業文化スポーツ部 商業観光課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
C	観光振興係	食ブランド推進事業に関する事		0.1	○	○		低	低
C	観光振興係	観光振興条例推進事業に関する事		0.1	○	○		低	低
C	観光振興係	平成大山講プロジェクト推進協議会に関する事		0.1	○	○		低	低
C	観光振興係	広域行政連絡会観光推進専門部会に関する事		0.1	○	○		低	低
C	観光振興係	丹沢大山観光キャンペーン推進協議会に関する事		0.1	○	○		低	低
C	観光振興係	森林セラピー基地全国ネットワーク会議に関する事		0.1	○	○		低	低
C	観光振興係	観光ボランティアガイド協会に関する事		0.1	○	○		低	低
C	観光振興係	入込観光客調査に関する事	委託業者の事業継続可否	0.1	○	○		低	中
C	観光振興係	あつぎ鮎まつり事業に関する事	中止となった場合の対応検討が必要である。	2.0	○	○		高	高
C	観光振興係	あつぎ飯山桜まつり事業に関する事	中止となった場合の対応検討が必要である。	0.5	○	○		中	高
C	観光振興係	地域観光まつり事業補助金に関する事		0.1	○	○		中	低
C	観光振興係	観光情報発信事業に関する事	委託業者の事業継続可否	0.1	○	○		低	中
C	観光振興係	観光施設維持管理事業に関する事	委託業者の事業継続可否	0.5	○	○		中	高
C	観光振興係	観光施設維持補修事業に関する事		0.5	○	○		低	高
C	観光振興係	観光協会補助金に関する事	委託業者の事業継続可否	0.1	○	○		中	低
C	観光振興係	観光案内事業に関する事	委託業者の事業継続可否	0.1	○	○		中	中
C	観光振興係	飯山地区観光拠点整備事業に関する事	委託業者の事業継続可否	0.6	○	○		中	中
C	観光振興係	七沢地区観光拠点整備事業に関する事	委託業者の事業継続可否	0.6	○	○		中	中
C	観光振興係	健康づくり村推進事業に関する事		0.1	○	○		低	低
C	観光振興係	健康づくり村推進事業補助金に関する事		0.1	○	○		低	低
C	観光振興係	花の里創出事業に関する事		0.1	○	○		低	低
C	観光振興係	地域活性化推進事業補助金に関する事		0.1	○	○		低	低
C	観光振興係	観光資源体験事業に関する事		0.1	○	○		低	低
C	観光振興係	受入環境整備事業補助金に関する事		0.1	○	○		低	低

産業文化スポーツ部 スポーツ魅力創造課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
C	スポーツ振興係	スポーツ推進計画の進行管理に関する事務						低	低
C	スポーツ振興係	各種スポーツレクリエーション大会の実施	事前申込者へのキャンセル対応					低	高
C	スポーツ振興係	各種表彰に関する事務						低	低
C	スポーツ振興係	全国大会等出場奨励並事業に関する事務						低	低
C	スポーツ振興係	(スポーツ指導者の育成に関すること。)						低	中
C	スポーツ振興係	ニュースポーツの紹介						低	高
C	スポーツ振興係	レクリエーション団体補助金交付に関する事務						低	低
C	スポーツ振興係	スポーツ推進委員及び協議会等に関する事務						低	中
C	スポーツ振興係	スポーツ関係団体補助金交付に関する事務						低	低
C	スポーツ振興係	競技団体選手強化事業に関すること						低	低
C	スポーツ振興係	スポーツ協会に関する事務	早急な交付が必要か否か					低	低
C	スポーツ施設係	(スポーツ施設の整備計画の策定に関すること。)						低	低
C	スポーツ施設係	(学校体育施設の開放に関すること。)			○	○		低	高
C	スポーツ施設係	指定管理者管理施設の管理運営	・東町スポーツセンターは、帰宅困難者用一時滞在施設に指定されている。 ・南毛利スポーツセンターは、災害救援ボランティア支援センターに指定されている	0.4	○	○		中	高
C	スポーツ施設係	指定管理者管理施設以外の管理運営		1.6	○	○		低	高
C	スポーツ施設係	体育施設長寿命化修繕に関する事務						低	高

産業文化スポーツ部 文化魅力創造課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
B	文化財保護係	国・県・市指定文化財管理事務	各文化財の状況確認や文化財管理者との調整が必要	2	△	△		高	高
B	文化財保護係	埋蔵文化財関係窓口事務	開発事業に関わるので窓口継続の必要性あり	1				高	高
B	文化財保護係	埋蔵文化財発掘届出・通知事務	開発事業に関わるので継続の必要性あり	1				高	高
B	文化財保護係	埋蔵文化財試掘調査・立会	開発事業に関わるので継続の必要性あり	1		△		高	高
B	文化財保護係	埋蔵文化財本発掘調査	開発事業に関わるので継続の必要性あり	1		△		高	高
B	文化財保護係	文化財収蔵関係施設管理事務	収蔵資料の状況確認が必要	0.5	○			中	低
B	文化財保護係	遺跡・史跡公園管理事務	各公園の状況確認や事業執行の延期が必要となる	0.5	○			中	中
B	あつぎ郷土博物館	古民家岸邸の管理運営に関すること	施設の破損等で開館できなくなる。破損規模に応じた復旧計画を立てる必要がある。	0.5	△	△	△	高	高
B	あつぎ郷土博物館	あつぎ郷土博物館の維持管理に関すること(各種契約等)	施設の破損等で修繕が必要で、開館できない可能性がある	0.5	△	△	△	中	中
C	文化財保護係	文化財保護審議会運営事務	重要案件の審議について遅延による弊害	0.2				低	低
C	文化財保護係	文化財一般公開・文化財めぐり事務	関係者への事業中止等の連絡、応募者からの苦情処理	0.5	△		△	低	低
C	文化財保護係	国・県・市文化財補助金事務	文化財管理者との調整が必要	0.2	△			低	低
C	文化財保護係	市指定文化財等指定事務	文化財保護審議会の審議を要するため遅延については調整が必要	0.2				低	低
C	文化財保護係	埋蔵文化財調査出土遺物整理事務	事業執行の延期	1				低	低
C	文化財保護係	郷土芸能関係事務	事業執行の延期	1	△			低	低
C	文化財保護係	文化財調査報告書の発行	執筆者(専門職員)の代替えが不可能であり、出版遅延の恐れあり	0.5				低	低
C	文化財保護係	文化財調査事務	専門家・専門職員の代替えが不可能	0.2				低	低
C	文化財保護係	資料展示に関する調査・研究事務	事業執行の延期	0.2				低	低
C	文化財保護係	市史の刊行	執筆者(専門職員)の代替えが不可能であり、出版遅延の恐れあり	1				中	中
C	文化財保護係	市史編さん関係刊行物の発行	執筆者(専門職員)の代替えが不可能であり、出版遅延の恐れあり	0.2				中	中
C	文化財保護係	市史編さん委員会運営事務	重要案件の遅延については調整が必要	0.2				低	低
C	文化財保護係	市史編集専門委員会運営事務	重要案件の遅延については調整が必要	0.2				低	低
C	文化財保護係	市史歴史講演会事務	関係者への事業中止等の連絡、応募者からの苦情処理	0.5	△		△	低	低
C	文化財保護係	市史資料の調査・収集・整理・保管事務	専門家・専門職員の代替えが不可能	1				中	中
C	あつぎ郷土博物館	あつぎ郷土博物館運営協議会に関すること	重要案件の審議について遅延による弊害	0.2				中	低
C	あつぎ郷土博物館	特別展に関すること	展示物破損や展示会の中止となる可能性がある。借用資料の保管方法や修理、借入者への連絡など扱いをどうするか	0.2	△			高	高
C	あつぎ郷土博物館	人文科学系収蔵資料展に関すること	展示物破損や展示会の中止となる可能性がある	0.2	△			高	高
C	あつぎ郷土博物館	自然科学系収蔵資料展に関すること	展示物破損や展示会の中止となる可能性がある	0.2	△			高	高
C	あつぎ郷土博物館	博物館展示(お宝展等)に関すること	展示物破損や展示会の中止となる可能性がある。借用資料の保管方法や修理、借入者への連絡など扱いをどうするか	0.2	△			高	高
C	あつぎ郷土博物館	人文科学系資料の収集、保管、展示等に関すること(基礎資料含む)	資料等の破損の可能性が。資料の保管方法、修理など扱いをどうするか。	0.2				中	高
C	あつぎ郷土博物館	自然科学系資料の収集、保管、展示等に関すること(基礎資料含む)	資料等の破損の可能性が。資料の保管方法、修理など扱いをどうするか。	0.2				中	高
C	あつぎ郷土博物館	ホール展示・ミニ展示等に関すること	資料等の破損の可能性が。資料の保管方法、修理など扱いをどうするか。	0.2				中	中
C	あつぎ郷土博物館	レファレンスに関すること	来館者又は電話での対応ができなくなる	0.2				高	中
C	あつぎ郷土博物館	収蔵資料のくん蒸業務に関すること	施行の日程に影響がある。業務中の場合、危険物対応	0.2				中	中
C	あつぎ郷土博物館	人文科学系講演会、講座等の開催に関すること	開催日の変更又は、中止の可能性が。講師の変更交代が予想される	0.2	△			中	中
C	あつぎ郷土博物館	自然科学系講演会、講座等の開催に関すること	開催日の変更又は、中止の可能性が。講師の変更交代が予想される	0.2	△			中	中
C	あつぎ郷土博物館	古文書講座の開催に関すること	開催日の変更又は、中止の可能性が。講師の変更交代が予想される	0.2				中	中
C	あつぎ郷土博物館	人文科学分野の調査及び収蔵資料の管理に関すること	資料等の破損の可能性が。資料の保管方法、修理など扱いをどうするか。	0.2				高	高
C	あつぎ郷土博物館	自然科学分野の調査及び収蔵資料の管理に関すること	資料等の破損の可能性が。資料の保管方法、修理など扱いをどうするか。	0.2				高	高
C	あつぎ郷土博物館	古文書資料の管理について	資料等の破損の可能性が。資料の保管方法、修理など扱いをどうするか。	0.2				高	高
C	あつぎ郷土博物館	岸邸、古民家関連事業に関すること	施設の破損等で開館できなくなる。破損規模に応じた復旧計画を立てる必要がある。	0.2	△			高	中
C	あつぎ郷土博物館	博物館実習に関すること	日程の変更又は中止の可能性が	0.2	△			中	中
C	あつぎ郷土博物館	公民館・学校事業等との提携に関すること	日程の変更又は中止の可能性が	0.2	△			高	中

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボランティア		
C	あつぎ郷土博物館	あつぎ郷土博物館の展示室の維持管理に関すること	施設の破損等で修繕が必要で、開館できない可能性がある	0.2	△	△	△	中	中
C	あつぎ郷土博物館	あつぎ郷土博物館の安全確保等に関すること	施設の破損等で修繕が必要で、開館できない可能性がある	0.2	△			中	中
C	あつぎ郷土博物館	資料等の貸出業務等に関すること	施設が閉館し貸出不能となる	0.2	△			高	中
C	あつぎ郷土博物館	あつぎ郷土博物館ニュースの刊行に関すること	発行日の遅延が生じる	0.2	△			中	中
C	あつぎ郷土博物館	年報に関すること	発行日の遅延が生じる	0.2	△			中	中
C	あつぎ郷土博物館	ホームページに関すること(古民家岸邸等含む)	停電により閲覧できなくなる	0.2	△			中	中
C	あつぎ郷土博物館	体験学習室の整理、公開及び館内掲示物等に関すること	体験学習室の修繕が発生したり、整理に時間がかかる	0.2	△			低	中
C	あつぎ郷土博物館	図書の整理、公開及びリスト作り等に関すること	資料作成に遅延、又は再作成が必要になる	0.2	△	△	△	低	中
C	あつぎ郷土博物館	刊行物の管理に関すること	書棚の修繕が発生したり、書庫内の整理に時間がかかる	0.2	△	△	△	低	中

都市みらい部 都市計画課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
B	都市計画係 まちづくり政策係	(都市計画の企画及び調整に関すること。)	案件によって調整が必要	2	△	×	×	中	中
B	都市計画係 まちづくり政策係	各種都市計画の決定変更に係る手続き	案件によって調整が必要	2	△	×	×	中	中
B	都市計画係	用途関係の照会窓口		0.6	△	△	×	中	中
B	都市計画係	(都市計画審議会に関すること。)	案件によって調整が必要	0.6	△	△	×	中	低
B	都市計画係	(国土利用計画法(昭和49年法律第92号)に基 づく届出に関すること。)		0.6	△	△	×	中	中
B	都市計画係	(公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年 法律第66号)に基づく届出に関すること。)		0.6	△	△	×	中	中
B	交通政策係	(駐車場法(昭和32年法律第106号)に基づく路 外駐車場の届出及び厚木市建築物における 駐車施設の附置に関する条例(昭和63年厚木 市条例第4号)に基づく事務に関すること。)		1	△	△	×	中	低
B	交通政策係	交通政策に関すること(鉄道・バス政策等全 般)	災害時における公共交通機関の 情報収集は、政策部情報受伝達 班が対応する。	2	○			高	高
B	交通政策係	乗合バス事業に関すること	災害時における公共交通機関の 情報収集は、政策部情報受伝達 班が対応する。	1	○			低	低
B	都市計画係	(地区計画等の届出に関すること。)		0.6	△	△	×	中	低
B	都市計画係	(都市計画に係る証明に関すること。)		0.6	△	△	×	中	低
C	交通政策係	サイクルアンドバスライド事業に関すること(政 策対応)		0.25	○			低	低
C	交通政策係	バス利用促進等総合対策事業に関すること (ノンステップバス導入補助、バス停留所上屋 設置補助)		0.25	○			低	低
C	交通政策係	厚木市地域公共交通会議に関すること		0.25	○			低	低
C	交通政策係	コミュニティ交通導入に関すること		0.25	○			低	低
C	交通政策係	市民協働提案事業に関すること(森の里地域 住民乗合交通)		0.25	○			低	低
C	交通政策係	連節バス運行システムに関すること		0.25	○			低	中
C	交通政策係	小田急多摩線の延伸促進に関する連絡会に 関すること		0.25	○			低	低
C	交通政策係	神奈川東武鉄道駅及び増強促進会議に関する こと		0.25	○			低	低
C	交通政策係	東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会に関 すること		0.25	○			低	低
C	交通政策係	リニア中央新幹線建設促進期成同盟会に関 すること		0.25	○			低	低
C	交通政策係	神奈川県生活交通確保対策地域協議会に関 すること		0.25	○			低	低
C	交通政策係	神奈川県地域交通研究会に関すること		0.25	○			低	低
C	交通政策係	県央湘南地区バス交通等研究会に関すること		0.25	○			低	低
C	交通政策係	県央交通圏タクシー事業適正化・活性化協議 会に関すること		0.25	○			低	低
C	交通政策係	広域交通促進事業に関すること		0.25	○			低	低
C	交通政策係	バリアフリー新法に関すること		0.25	○			低	低
C	都市計画係	(地価公示法(昭和44年法律第49号)に基づく 事務に関すること。)		0.2	△	△	×	低	低
C	都市計画係	(生産緑地法(昭和49年法律第68号)に基づく 事務に関すること。)		0.2	△	△	×	中	低
C	都市計画係	特定開発紛争相談に関すること		0.2	△	△	×	中	低
C	都市計画係	特定開発事業に関すること		0.2	△	△	×	中	低
C	都市計画係	(まちづくり審議会に関すること。)	案件によって調整が必要	0.2	△	△	×	中	低
C	都市計画係	(建築審査会に関すること。)	案件によって調整が必要	0.2	△	△	×	中	低
C	都市計画係	(開発審査会に関すること。)	案件によって調整が必要	0.2	△	△	×	中	低
C	都市計画係	(部内の施策等の政策調整に関すること。)		0.2	○	△	×	低	低
C	都市計画係	(部内の予算執行及び事務事業の調整に関す ること。)		0.2	○	△	×	低	低
C	都市計画係	(部内の庶務及び人事に関すること。)		0.2	○	△	×	低	低
C	都市計画係	(部内会議に関すること。)		0.2	○	△	×	低	低
C	都市計画係	(関係機関との総合調整に関すること。)		0.2	×	×	×	低	低
C	都市計画係	事務全般(神奈川県屋外広告物条例(昭和24 年神奈川県条例第62号)に基づく屋外広告物 の許可及び違反に対する措置に関すること。)		0.2	○	○	△	中	低
C	都市計画係	制度の普及及び啓発(屋外広告物法(昭和24 年法律第189号)に基づく啓発及び普及に関 すること。)		0.2	○	○	○	中	低
C	都市計画係	事務全般(景観法(平成16年法律第110号)に 基づく事務に関すること。)		0.2	○	○	△	中	低
C	都市計画係	制度の普及及び啓発(景観に係る啓発に関す ること。)		0.2	○	○	○	中	低
C	都市計画係	事務全般(課内庶務に関すること)		0.2	○	○	△	低	低

都市みらい部 住宅課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	住宅管理係	市営住宅の設置及び運営管理に関する事務	対応できる業者及び職員の人員確保、資材などの確保	4	△	△		高	高
B	住宅政策係	マンション管理相談に関すること。	特になし	1	○	○		中	中
B	住宅政策係	空き家の適性管理に係る関係課調整及び予防対策に関すること。	特になし	2	△			中	低
C	住宅政策係	地域住宅計画及び地域住宅交付金に関すること。	特になし	0.5	△			低	低
C	住宅政策係	住宅基本計画等の策定及び調整に関すること。	特になし	0.5	△			低	低
C	住宅政策係	マンションの建替えに関すること。	特になし	0.5	○	○		低	低
C	住宅政策係	検討委員会及び協議会に関すること。	特になし	0.5	△			低	低
C	住宅政策係	定住促進支援補助金に関すること	特になし	1	△			低	低
C	住宅管理係	市営住宅の家賃徴収等に関する事務	特になし	1	△			低	低
C	住宅管理係	住宅運営審議会に関する事務	特になし	1	△			低	低
C	住宅政策係	あんしん賃貸支援事業に関すること	特になし	0.5	△			低	低

都市みらい部 建築課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員 市職員	員による代行可否 他都市 職員	ボラン ティア	与影 響度	被影 響度
B	建築係	市有建物(教育委員会に属する課が所管する施設以外のもの)の建設及び改修に係る建築工事の設計に関すること。		1.8		△		中	高
B	建築係	市有建物(教育委員会に属する課が所管する施設以外のもの)の建設及び改修に係る建築工事の監督に関すること。	工事中断に伴う安全対策、保安全管理	1.8		△		中	高
B	建築係	厚木北公民館新築工事に係る監督業務に関すること。	工事中断に伴う安全対策、保安全管理	1					
B	建築係	庶務に関すること。		1	○	○		低	低
C	建築係	設計、積算用機器のリースに関すること。		0.2	△	△		中	中
C	建築係	市の補助対象に係る建築物の評価に関すること。		0.2	△	△		中	低
B	設備係	機械設備に係る工事監理業務	工事中断に伴う安全対策、保安全管理	1.5		△		中	高
B	設備係	電気設備に係る工事監理業務	工事中断に伴う安全対策、保安全管理	1.5		△		中	高
B	設備係	厚木北公民館新築工事に係る監督業務に関すること。	工事中断に伴う安全対策、保安全管理	1		△		中	高
C	設備係	機械設備に係る設計業務に関すること。		1.6		△		中	高
C	設備係	電気設備に係る設計業務に関すること。		1.6		△		中	高
C	設備係	工事単価作成業務、庶務に関すること。		0.2	△	△		低	低
C	設備係	市有建物の修繕等に係る技術協力に関すること。		0.6	△	△		中	中

都市みらい部 建築指導課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	建築指導係	建築物の応急危険度判定に関すること。	早急な応急危険度判定活動に対応する体制づくり	12				高	高
B	建築指導係	建築確認申請等の受理及び交付に関すること	特になし	1.2	△	△		高	低
B	建築指導係	建築確認申請等の台帳管理に関すること	台帳システムが不稼働の場合の代替え方法の確立	1	△			高	高
B	建築指導係	建築計画概要書の閲覧及び記載証明書に関すること	特になし	1.1	△			高	低
B	建築指導係	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく法定事務に関すること。	一時的に急増する市民相談への対応	0.6	△	△		中	低
B	建築指導係	木造住宅・マンション耐震改修促進事業に関すること	一時的に急増する市民相談への対応	1.2	△			高	低
B	建築指導係	租税特別措置法及び地方税法施行規則に基づく住宅耐震改修の証明に関すること。	特になし	0.3	△			中	低
B	建築指導係	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく分別解体等の事務に関すること。	特になし	1.1	△	△		中	低
B	建築審査係	長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく事務に関すること。	特になし	1.2	△	△		中	低
B	建築審査係	都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定に関すること。	特になし	0.3	△	△		中	低
B	建築審査係	建築確認申請等の審査及び検査に関すること	一時的に急増する市民相談への対応	3.1				高	低
B	建築指導係	建築基準法に基づく道路取扱いに関すること	特になし	0.6	△	△		中	低
B	建築指導係	建築物等の違反防止並びに違反建築物の是正指導及び措置に関すること。	震災後の違反建築物への対応	1.4				中	低
B	建築指導係	建築物の防災に係る指導に関すること。	特になし	0.7				中	低
B	建築指導係	建築物の防災に係る定期報告の事務に関すること。	特になし	0.54	△	△		中	高
B	建築指導係	建築基準法に基づく許認可等に関すること。	震災後の応急仮設建築物への対応	1.3	△	△		中	低
B	建築指導係	建築基準法に基づく道路の指定等に関すること	特になし	0.6	△	△		中	低
B	建築審査係	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく審査及び検査(建築物に係るものに限る。)に関すること。	特になし	0.24	△	△		中	低
B	建築審査係	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例(平成7年神奈川県条例第5号)に基づく審査及び検査に関すること。	特になし	1.1	△	△		中	低
B	建築審査係	建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)に基づく認定に関すること。	特になし	0.11	△	△		中	低
B	建築審査係	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)に基づく事務に関すること。	特になし	0.6	△	△		中	低
C	建築指導係	指定確認検査機関による確認、検査等処分の報告事務に関すること	特になし	1	△	△		中	中
C	建築審査係	指定確認検査機関による確認、検査等処分の報告の審査に関すること	特になし	0.6	△	△		中	中
C	建築指導係	建築基準法に基づく建築協定等の指導及び啓発に関すること。	特になし	0.11	△			低	低

都市みらい部 開発指導課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	開発調査係	被災宅地危険度判定活動に関する事務	職員の人員確保(応援判定士等の受け入れに対応)	1.9	△	△		高	低
B	開発調査係	違反開発行為等の調査・指導事務	特になし	0.3	△			低	低
B	開発調査係	開発登録簿の作成及び台帳記載事務	特になし	0.3	△			中	低
B	開発調査係	開発登録簿の閲覧及び写しの交付事務	特になし	0.2	○			中	低
B	開発審査係	開発許可制度の普及・指導に関する事務	応急危険度判定活動及び突発災害に係る許認可対応	2.2	△			高	低
B	開発審査係	開発行為等許可審査事務	特になし	1.1	△			高	低
B	開発審査係	工事完了検査事務	特になし	0.5	△			高	低
B	開発審査係	建築物の新築又は用途の変更許可審査事務	特になし	0.7	△			高	低
B	開発審査係	開発行為又は建築等に関する証明書交付事務	特になし	0.2	△			高	低
C	開発調査係	地方税法に基づく優良な宅地化計画の証明事務	特になし	0.1	△	△		低	低
C	開発調査係	優良宅地の認定・証明事務	特になし	0.1	△	△		低	低
C	開発調査係	神奈川県建築物震後対策推進協議会関係事務	被災宅地危険度判定活動への対応	0.1	△			高	低
C	開発審査係	神奈川県宅地開発行政事務連絡協議会関係事務	特になし	0.1	△			中	低
C	開発審査係	神奈川県八市開発許可研究協議会関係事務	特になし	0.1	△			中	低
C	開発審査係	開発許可制度の調査研究に関する事務	特になし	0.1	△			中	低

都市みらい部 公園緑地課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
B	維持管理係	公園及び緑地の維持管理事務	公園施設の倒壊等の対応	6	○	○	△	高	高
B	維持管理係	児童遊園の維持管理事務	公園施設の倒壊等の対応	3	○	○	△	高	高
C	維持管理係	公園及び緑地の使用許認可事務	公園施設の安全確保	0.7	○	○	△	低	低
C	維持管理係	公園使用料の徴収及び還付事務	発券機の破損時及び売上金の管理	0.7	○	○	△	低	低
C	維持管理係	野外ステージの運営管理事務	公園施設の倒壊等の対応		○	○	△	低	低
C	計画整備係	公園、緑地等の計画及び整備に関する事務		4				中	中
C	計画整備係	公園用地の取得、借地契約に関する事務		0.5				低	低
C	計画整備係	住みよいまちづくり条例に関する事務		0.5	○			低	低
C	計画整備係	緑のまつりに関する事務		0.5				低	低
C	計画整備係	花未来事業、地域緑化・公共緑化事業に関する事務		0.5	○			低	低
C	計画整備係	緑を豊かにする事業推進要綱に関する事務		0.5				中	低
C	計画整備係	緑を豊かにする審議会運営に関する事務		0.5				低	低

都市みらい部 市街地整備課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否 市職員	他都市 職員	ボラン ティア	与影 響度	被影 響度
A	市街地整備係	厚木中央公園地下駐車場の運営管理に関すること。	電力供給等	1	○			高	高
C	市街地整備係	市街地再開発事業の計画、調査、指導及び施行に関すること。	特になし					低	低
C	市街地整備係	優良建築物等整備事業に関すること。	特になし					低	高
C	複合施設建設係	都市再生緊急整備地域の計画策定・事業化に関すること。	特になし					低	低
C	複合施設建設係	中町第2-2地区周辺整備事業に関すること。	特になし					低	高
C	複合施設建設係	部内の施策等の政策調整に関すること。	特になし					低	低
C	複合施設建設係	部内の予算執行及び事務事業の調整に関すること。	特になし					低	低
C	複合施設建設係	部内の庶務及び人事に関すること。	特になし					低	低
C	複合施設建設係	部内会議に関すること。	特になし					低	低
C	複合施設建設係	関係機関との総合調整に関すること。	特になし					低	低
D	市街地整備係	・都市計画に関する協議、調整に関すること。 ・交通計画協議に関すること。 ・市街地再開発組合の指導、支援に関すること。 ・社会資本整備総合交付金に係る国、県等との協議、調整に関すること。 ・地元調整等に関すること。	市街地再開発事業は、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用による密集市街地の解消や都市機能の更新などを目的としているため、大規模な災害が発生した場合、事業そのものが中断となる可能性が極めて高い。	2	△			中	高
D	市街地整備係	・その他本厚木駅南口地区市街地再開発事業に関すること。	市街地再開発事業は、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用による密集市街地の解消や都市機能の更新などを目的としているため、大規模な災害が発生した場合、事業そのものが中断となる可能性が極めて高い。	2	△			中	高

都市みらい部 区画整理課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
C	区画整理第一	土地区画整理事業に関する事務(土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく土地区画整理事業の企画、調整、指導及び施行に関すること。)	特になし	2	△			中	高
C	区画整理第一	土地区画整理事業に関する事務(土地区画整理組合の設立並びに組合事業の指導及び助成に関すること。)	特になし	2	△			中	高
B	区画整理第二	土地区画整理事業に関する認可等事務	特になし	2	△			中	高
C	区画整理第一	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に関する許可等事務	特になし	2	△			中	低
B	区画整理第二	厚木市森の里東土地区画整理事業、厚木市酒井土地区画整理事業に関する指導、技術的支援及び補助金による支援	事業期間や費用に関する検討が必要	4	△	△		中	高
B	区画整理第二	地区外都市基盤整備(道路整備、排水路整備)	事業期間や費用に関する検討が必要	2	△	△		中	中

都市インフラ整備部 道路総務課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否 市職員他都市職員ボランティア	与影 響度	被影 響度
B	道路総務係	道路整備要望事前相談に関すること	緊急を要するものとそうでないものを 区別する必要がある。	0.2	○△	低	低
B	道路総務係	道路整備要望等の受付に関すること	緊急を要するものとそうでないものを 区別する必要がある。	0.2	○△	低	低
B	路政係	道路官埋収収による事故等の処理に関する こと	関係会社及び被害者との調整が必要	0.2	○△	中	中
B	路政係	占用申請(許可) 占用交付及び納付書作成 法第32条	事後的に大量の申請処理が必要 になると予測されることから、体制等 を整備する必要がある。	1	※1※2	高	低
B	路政係	協議、本復旧立会い		1	※1※2	高	低
B	路政係	自費工事(承認工事)法第24条	相手方の理解を得る必要有り。	0.3	※1	高	低
B	路政係	許可及び認定(車両制限令第12条、法第47 条2第1項)		0.2	※3※2	高	低
B	路政係	開発行為に関すること	延期することで多大なる影響がある 場合は要検討	1	否	高	低
B	道路境界係	廃道路敷の登録及び処分に関すること。	一部(所有権移転登記)の業務継続 が必要	0.5	△△	高	高
B	道路境界係	未登記道路用地の取得及び登録に関する こと。	一部(所有権移転登記)の業務継続 が必要	0.5	△△	高	高
B	道路境界係	建築行為に係る道路後退用地の取得及び 登録に関すること。	一部(所有権移転登記)の業務継続 が必要	0.5	△△	高	高
B	道路境界係	隅切用地及び小払幅道路用地の取得及び 登録に関すること。	一部(所有権移転登記)の業務継続 が必要	0.5	△△	高	高
B	道路境界係	特定開発事業に伴う道路後退用地の取得 及び登録に関すること	一部(所有権移転登記)の業務継続 が必要	0.5	△△	高	高
B	道路境界係	土地鑑定評価に関すること		0.4	△△	中	高
B	道路境界係	支払調書の作成・発送に関すること	地権者の(所得税等)税務申告への 支障を回避	0.5	△△	高	高
B	国県道調整担当	国道・県道に対する市民等からの要望及び 緊急通報の連絡調整に関すること。	道路管理者が対応できない可能性 がある		○	高	高
B	道路境界係	一般寄附及び登録に関すること	一部(所有権移転登記)の業務継続 が必要	0.3	△△	高	高
C	道路境界係	道路用地測量業務委託に関すること。		0.5	△△	中	高
C	道路総務係	あつぎの道づくり計画に関すること		0.2	○△	低	低
C	道路総務係	交通流情報分析調査に関すること		0.2	○△	低	低
C	道路総務係	通学路の安全対策協議会に関すること		0.2	○△	低	低
C	道路総務係	定例部内会議(月1回)に関すること		0.2	○△	低	低
C	道路総務係	臨時部内会議(随時)に関すること		0.2	○△	低	低
C	道路総務係	部内予算の算出及び取りまとめに関する こと		0.2	○△	低	低
C	道路総務係	部内各課の予算執行管理に関すること		0.2	○△	低	低
C	道路総務係	部内の事務事業の調整に関すること		0.2	○△	低	低
C	道路総務係	部内の庶務に関すること		0.2	○△	低	低
C	道路総務係	課内の庶務に関すること		0.2	○△	低	低
C	道路総務係	神奈川県都市土木行政連絡協議会に 関すること		0.1	○	低	低
C	道路総務係	神奈川県道路利用者会議に関すること		0.1	○	低	低
C	道路総務係	日本道路協会に関すること		0.1	○	低	低
C	道路総務係	神奈川県交通安全協議会に関すること		0.1	○	低	低
C	路政係	市道認定改廃議案の作成、区域決定、供 用開始の告示		1	△※1※2	中	低
C	道路境界係	社会資本整備総合交付金に関すること		0.5	△△	中	高
C	道路境界係	起債(道路新設改良事業債)に関すること		0.5	△△	中	高
C	道路境界係	予算の執行・管理に関すること	システム稼働状況による業務への影 響	0.4	○	中	高
C	道路境界係	係内総括・庶務に関すること	システム稼働状況による業務への影 響	0.3	○	中	高
C	国県道調整担当	国道412号線建設改良促進協議会に 関すること。			○	低	高
C	国県道調整担当	座間荻野線建設促進協議会に関する こと。			○	低	高
C	国県道調整担当	上飯山中津上依知線道路整備促進協 議会に関すること。			○	低	高
C	国県道調整担当	伊勢原津久井線建設改良促進協議会 に関すること。			○	低	高
C	国県道調整担当	道路整備促進期成同盟会神奈川県協 議会に関すること。			○	低	高
C	国県道調整担当	道路整備促進期成同盟会全国協議会 に関すること。			○	低	高
C	国県道調整担当	関東国道協会に関すること。			○	低	高
C	国県道調整担当	関東国道協会神奈川県地区協議会に 関すること。			○	低	高
C	国県道調整担当	広域幹線道路整備事業県央8市連絡会 に関すること。			○	低	高

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
C	国県道調整担当	国道・県道事業に関する地元及び市内関係 部署との連絡調整に関すること。			○	○		中	高
C	国県道調整担当	道路工事連絡調整協議会(国)に伴う関係各 課との連絡調整に関すること。			○	○		低	高
C	国県道調整担当	道路占用工事厚木地区調整会議(県)に伴う 関係各課との連絡調整に関すること。			○	○		低	高
C	国県道調整担当	首都圏中央連絡道路・新東名高速道路期成 同盟会に関すること。			○	○		低	高
C	国県道調整担当	国道246号バイパス建設促進協議会に関す ること。			○	○		低	高
C	国県道調整担当	圏央道神奈川地区連絡会に関すること。			○	○		低	高
C	国県道調整担当	新東名高速道路神奈川整備区間連絡協議 会に関すること。			○	○		低	高
C	国県道調整担当	さがみ縦貫道路整備に関すること。			○	○		中	高
C	国県道調整担当	新東名高速道路整備に関すること。			○	○		中	高
C	国県道調整担当	厚木秦野道路整備に関すること。			○	○		中	高
C	国県道調整担当	用地国債に関すること。			○	○		高	高
C	国県道調整担当	課内の庶務に関すること。			○	○		低	低
C	道路境界係	道路法28条に規定されている道路台帳の補 正業務並びに地方交付税等の算定に用いる 数値の算出事務。(窓口閲覧等含む)	電子化されていない図面等の関係 書類の紛失	0.48	△	△		高	高
D	道路境界係	道路境界の確定及び復元等の事業。(窓口 閲覧等含む)		0.5	△	△		中	中
D	道路境界係	国土調査法に基づく地籍調査事業。(窓口 閲覧等含む)	電子化されていない図面等の関係 書類の紛失	0.6	△	△		高	高
D	道路境界係	市道の幅員や境界等に関する証明事務。		0.4	△	△		中	中
D	路政係・道路境界係	私有道路の市道編入に関する事務	一部(所有権移転登記)の業務継続 が必要	0.4	△	△		高	高
D	道路境界係	公共嘱託登記業務委託に関すること		0.5	△	△		中	高

都市インフラ整備部 道路維持課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否 市職員	他都市 職員	ボラン ティア	与影 響度	被影 響度
B	道路維持係	道路構造物損傷箇所復旧工事	緊急を要するものとしてでないものを 区別する必要がある。	1		△		高	高
B	道路維持係	舗装損傷箇所復旧工事	緊急を要するものとしてでないものを 区別する必要がある。	1		△		高	高
B	道路維持係	通報及び要望の処理業務	緊急を要するものとしてでないものを 区別する必要がある。	0.2		△		高	中
B	道路維持係	緊急対応(風水害、地震等)	風水害及び地震等が重複した場合の 対応		○	△		高	高
B	施設維持係	苦情・要望の処理(街路灯、カーブミラー、路 面標示等)	緊急性の判断を要する	0.2	△	△		高	中
B	施設維持係	街路灯維持補修工事	街路灯が倒れたり破損した場合の 対応	0.5	△	△		高	高
B	施設維持係	交通安全施設損傷箇所復旧工事	緊急性を判断し応急復旧は緊急で 優先される	0.3	△	△		高	高
B	施設維持係	緊急時の対応(降雪、台風等)(交通安全 施設の維持管理に関すること。)	地震等の災害と重複して災害が発 生した場合の対応		△	△		高	高
B	施設維持係	苦情・要望の処理(側溝浚渫、街路樹剪 定、除草等)	緊急性の判断を要する	0.2	△	△		高	中
B	施設維持係	施設修繕等	緊急性を判断し応急復旧は緊急で 優先される		△	△		高	高
B	施設維持係	地下道及び周辺警備委託	警備員の確保と機器の破損状況	0.1	○	○		中	高
B	施設維持係	道路樹木等管理緊急業務委託	緊急性を判断し応急復旧は緊急で 優先される	0.5	△	△		高	高
B	施設維持係	地下道設備保守点検業務委託	保守点検員の確保と機器の破損状 況	0.1	△	△		中	高
B	施設維持係	エスカレーター・エレベーター保守点検業務委託	保守点検員の確保と機器の破損状 況	0.1	○	○		中	高
B	施設維持係	愛甲石田駅北口エレベーター保守点検業務 委託	保守点検員の確保と機器の破損状 況	0.1	○	○		中	高
B	施設維持係	地下道電気工作物保安管理業務委託	保守点検員の確保と機器の破損状 況	0.1	○	○		中	高
B	施設維持係	緊急時の対応(降雪、台風等)(街路樹等 の維持管理に関すること。)	地震等の災害と重複して災害が発 生した場合の対応		△	△		高	高
B	道路補修事務所	道路施設の補修作業等	直営での対応には限界がある。	10	△	△	△	高	高
B	道路補修事務所	道路パトロール	直営での対応には限界がある。	2	△	△	△	高	低
B	道路補修事務所	緊急時の対応(降雪、台風等)	地震等の災害と重複して災害が発 生した場合の対応		△	△		高	中
C	道路維持係	道路維持管理計画		0.1	○			低	低
C	道路維持係	橋りょう長寿命化修繕計画		0.1	○			低	低
C	道路維持係	舗装補修工事	時期がずれるため、市民の理解を得 る必要あり。	1	○			中	高
C	道路維持係	道路後退部舗装工事	時期がずれるため、市民の理解を得 る必要あり。	0.2		△		低	中
C	道路維持係	雨水排水ポンプ保守点検業務委託		0.1		△		高	高
C	道路維持係	橋りょう修繕工事		1	○			中	高
C	道路維持係	橋りょう点検委託		1		△		中	高
C	道路維持係	橋りょう施設修繕料				△		中	高
C	道路維持係	係内庶務に関すること		0.2	○			低	低
C	施設維持係	街路灯設置工事		0.3	△	△		低	中
C	施設維持係	道路反射鏡設置工事	道路反射鏡が破損した場合の直営 での対応の限界	0.5	△	△		中	高
C	施設維持係	路面標示設置工事		0.3	△	△		低	中
C	施設維持係	路面カラー化工事		0.3	△	△		低	中
C	施設維持係	通学路交通安全対策工事		0.3	△	△		低	中
C	施設維持係	交通安全施設維持補修事業用消耗品等 購入事務	応急対応時の資材の確保	0.1	△	△		中	中
C	施設維持係	道路附属物等の損傷事故対応	保険会社等相手方との調整が可能 であること		○	○		中	高
C	施設維持係	道路補修事務所警備委託		0.1	○	○		低	高
C	施設維持係	地下道・バスセンター清掃業務委託		0.1	○	○		低	中
C	施設維持係	愛甲石田駅前広場清掃業務委託		0.1	○	○		低	中
C	施設維持係	あゆみ橋清掃業務委託		0.1	○	○		低	中
C	施設維持係	本厚木駅前清掃業務委託		0.1	○	○		低	中
C	施設維持係	本厚木駅周辺清掃業務委託		0.1	○	○		低	中
C	施設維持係	道路補修事務所清掃業務委託		0.1	○	○		低	中
C	施設維持係	一般廃棄物収集運搬及び処理業務委託 道路補修事務所		0.1	○	○		低	低
C	施設維持係	道路路面清掃作業委託		0.3	△	△		低	中
C	施設維持係	道路路面清掃汚泥処分委託		0.3	△	△		低	中
C	施設維持係	道路側溝清掃業務委託	時期がずれるため市民の理解を得 る必要あり	0.5	△	△		中	高
C	施設維持係	道路側溝汚泥処分委託	時期がずれるため市民の理解を得 る必要あり	0.5	△	△		中	高
C	施設維持係	街路樹剪定作業業務委託	時期がずれるため市民の理解を得 る必要あり	0.5	△	△		中	高

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
C	施設維持係	街路樹伐採作業業務委託	時期がずれるため市民の理解を得る必要あり	0.5	△	△		中	高
C	施設維持係	道路用地除草業務委託	時期がずれるため市民の理解を得る必要あり	0.5	△	△		中	高
C	施設維持係	業害虫防除業務委託	時期がずれるため市民の理解を得る必要あり	0.3	△	△		中	高
C	施設維持係	公共建築物定期点検委託		0.1	○	○		低	高
C	施設維持係	地下道監視カメラ保守点検業務委託	保守点検員の確保と設備の取扱い	0.1	○	○		中	高
C	施設維持係	課及び係内庶務		0.2	○	○		低	低

都市インフラ整備部 道路整備課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
B	道路用地係	買取証明書の発行に関する事	地権者の(所得税等)税務申告への 支障	0.1	△	△		中	高
C	道路用地係	都市計画道路、幹線市道に関する道路用 地の取得及び登録に関する事。		2.5	△	△		中	高
C	道路用地係	公共嘱託登記に関する事。		0.2	△	△		中	高
C	道路用地係	土地鑑定評価に関する事		0.1	△	△		中	高
C	道路用地係	土地登録プログラムのデータベース管理に 関すること	データベースシステムが停止した時 の対応	0.1	△	△		中	低
C	道路用地係	租税特別措置法の規定に関する事前協議 に関する事		0.1	△	△		中	高
C	道路用地係	総合計画に関する事		0.1	○			中	高
C	道路用地係	用地買収管理台帳に関する事		0.2	△	△		低	低
C	道路用地係	予算、決算、財務に関する事	財務システム稼働状況による業務へ の影響	0.2	○			中	高
C	道路用地係	起債に関する事		0.1	△	△		中	高
C	道路用地係	国庫補助金に関する事		0.2	△	△		高	高
C	道路用地係	課内庶務		0.1	○			中	高
C	道路用地係	一般生活道路に関する道路用地の取得及 び登録に関する事。		2.5	△	△		中	高
C	道路整備係	工事・委託業務の調整(地権者・企業者・関 係機関・地権者等)	事業期間や費用に関する手続き等 を要する	2	△	△		低	低
C	道路整備係	工事・委託業務の設計、積算業務	事業期間や費用に関する手続き等 を要する	0.6	△	△		低	低
C	道路整備係	工事・委託業務の監理	事業期間や費用に関する手続き等 を要する	2.9	△	△		低	低

C	道路環境整備係	道路交通環境整備(交差点改良、自転車走行空間、無電柱化等)に関する事務、工事委託業務の調整(地権者・企業者・関係機関等)	事業期間、費用等に関する事務手続きを要する	0.6	△	△		低	低
C	道路環境整備係	道路交通環境整備(交差点改良、自転車走行空間、無電柱化等)に関する事務、工事委託の設計、積算業務	事業期間、費用等に関する事務手続きを要する	0.6	△	△		低	低
C	道路環境整備係	道路交通環境整備(交差点改良、自転車走行空間、無電柱化等)に関する事務、工事委託の監理業務	事業期間、費用等に関する事務手続きを要する	0.6	△	△		低	低
C	幹線道路係	幹線市道新設改良事業に関する事務、工事委託業務の調整(地権者・企業者・関係機関等)	事業期間、費用等に関する事務手続きを要する	0.7	△	△		低	低
C	幹線道路係	幹線市道新設改良事業に関する事務、工事委託の設計、積算業務	事業期間、費用等に関する事務手続きを要する	0.4	△	△		低	低
C	幹線道路係	幹線市道新設改良事業に関する事務、工事委託の監理業務	事業期間、費用等に関する事務手続きを要する	0.9	△	△		低	低
C	幹線道路係	交通安全施設整備事業に関する事務、工事委託業務の調整(地権者・企業者・関係機関等)	事業期間、費用等に関する事務手続きを要する	0.5	△	△		低	低
C	幹線道路係	交通安全施設整備事業に関する事務、工事委託の設計、積算業務	事業期間、費用等に関する事務手続きを要する	0.4	△	△		低	低
C	幹線道路係	交通安全施設整備事業に関する事務、工事委託の監理業務	事業期間、費用等に関する事務手続きを要する	0.7	△	△		低	低
C	幹線道路係	街路整備事業に関する事務、工事委託業務の調整(地権者・企業者・関係機関等)	事業期間、費用等に関する事務手続きを要する	0.7	△	△		低	低
C	幹線道路係	街路整備事業に関する事務、工事委託の設計、積算業務	事業期間、費用等に関する事務手続きを要する	0.6	△	△		低	低
C	幹線道路係	街路整備事業に関する事務、工事委託の監理業務	事業期間、費用等に関する事務手続きを要する	1.1	△	△		低	低
C	幹線道路係	スマートインターチェンジ整備事業に関する事務調整(関係機関等)	事業期間、費用等に関する事務手続きを要する	0.4	△	△		低	低

都市インフラ整備部 河川下水道施設課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	河川下水道総務係	公共下水道の使用開始、使用料賦課に関する こと	県の上下水道料金システムに依存し ている	1	△			高	高
C	河川下水道総務係	公共下水道の使用料の調定、収納及び滞納 処分に関すること。	水道局との連携、減免適用の検討、 排水設備が使用可能かの状況把握	0.1	△			高	高
A	河川下水道総務係	公共下水道事業会計予算の編成及び執行管 理に関すること。	企業会計としての日報のとりまとめが ある	1	△			高	低
B	河川下水道総務係	下水道事業受益者負担金の賦課及び徴収に 関すること。	賦課徴収再開のタイミング、減免適 用の検討	0.1	○			低	低
B	河川下水道総務係	公共下水道供用開始の告示に関すること。		0.1	○			低	低
A	河川下水道総務係	公共下水道事業に係る市債に関すること	国に定められた締切なので、その時 期に当たってしまうと優先度が高い	1	○			高	低
D	河川下水道総務係	業務状況説明書類の作成・公表に関すること	条例に定められた期限があるので、 その時期に当たってしまうと優先度 が高い	1	△			低	低
D	河川下水道総務係	消費税の申告に関すること	申告期限があるので、その時期に当 たってしまうと優先度が高い	1	△			高	低
A	河川下水道総務係	給与費の支払に関すること	給与支払い日が決まっているので、 その時期に当たってしまうと最優先と	1	△			高	低
A	河川下水道総務係	資産の取得・処分、資産台帳の管理に関す ること	決算整理に関連があるので、その時 期に当たってしまうと優先度が高い	1	△			高	低
D	河川下水道総務係	例月監査に関すること	状況によって異なる	1	△			低	低
C	河川下水道総務係	公共下水道の諸統計に関すること		0.1	○			低	低
C	河川下水道総務係	相模川流域下水道に関すること	処理場被害の把握と連絡協議会間 の連携	0.1	○			低	高
B	河川下水道計画係	河川、水路及び公共下水道台帳の整備及び 保管に関すること	一時的には作業を縮小できるが長期 化した場合、乖離を縮小していく必 要がある。	0.2	○			高	低
A	河川下水道計画係	公共下水道事業会計予算の編成及び執行管 理に関すること。		0.5	△			高	低
B	河川下水道計画係	汚水ます設置等の自費工事申請に係る許可及 び検査に関すること。	業務再開の時期 受付業務のため 申請書等が提出されてくる時期に対 応できる状態にあるかが課題	0.1	○			中	低
B	河川下水道計画係	公共下水道管きよの自費工事に係る指導及び 検査に関すること。	業務再開の時期 受付業務のため 申請書等が提出されてくる時期に対 応できる状態にあるかが課題	1	○			中	低
B	河川下水道計画係	私設下水道工事の指導及び検査に関するこ と。	業務再開の時期 受付業務のため 申請書等が提出されてくる時期に対 応できる状態にあるかが課題	1	○	△		中	低
B	河川下水道計画係	公共下水道に接続する特定事業等から流入す る下水の水質に係る指導及び調査に関するこ と。	業務再開の時期 受付業務のため 申請書等が提出されてくる時期に対 応できる状態にあるかが課題	0.1	○			中	低
B	河川下水道計画係	指定下水道工事店及び責任技術者の登録に 関すること。	業務再開の時期 受付業務のため 申請書等が提出されてくる時期に対 応できる状態にあるかが課題	0.1	○			中	低
B	河川下水道計画係	開発行為等に係る協議及び検査に関するこ と。	業務再開の時期 受付業務のため 申請書等が提出されてくる時期に対 応できる状態にあるかが課題	0.5	○			中	低

都市インフラ整備部 河川下水道施設課

ランク	課・係(担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	河川下水道施設係	神奈川県・流域下水道との連絡調整	連絡手段(電話が使用可か)	0.1	○			高	高
A	河川下水道施設係	処理場、流域幹線の被害状況収集・情報発信	処理場被災時の流入制限	0.1	○			高	高
A	河川下水道施設係	管きょ施設の被害情報収集	対応職員の確保	0.9	○	○		高	低
A	河川下水道施設係	ポンプ施設の被害状況収集	対応職員の確保	0.2	○	○		高	低
A	河川下水道施設係	【点検】管渠の緊急調査(優先度 大)	対応職員の確保	6	○	○		高	高
A	河川下水道施設係	【点検】妻田ポンプ場、マンホールポンプ10箇所の緊急調査	対応職員の確保、専門知識必要	0.8	○	○		高	高
A	河川下水道施設係	電源確保状況確認	東京電力の被災(復旧)	0.1	○	○		高	高
A	河川下水道施設係	非常用電源の確保	発電機確保、専門知識必要	1.1	○	○		高	高
A	河川下水道施設係	汚水溢水箇所の解消	対応業者の確保	0.1	○	○		高	高
A	河川下水道施設係	災害避難所へマンホールトイレ設置	対応職員の確保	1	○	○	○	高	低
A	河川下水道施設係	【応急対応】被災施設の応急対応	対応業者の確保	0.1	○	○		高	高
A	河川下水道施設係	【災害復旧】被災管渠の機能復旧	対応業者の確保	0.1	○	○		高	高
A	河川下水道施設係	【災害復旧】被災ポンプの機能復旧	対応業者の確保	0.1	○	○		高	高
A	河川下水道施設係	災害拠点(事務所)の被災状況確認		0.1	○			高	低
A	河川下水道施設係	職員の安否確認	連絡手段(電話が使用可か)	0.1	○			高	低
A	河川下水道施設係	【巡視】準用河川の緊急点検	対応職員の確保	2	○	△		中	中
A	河川下水道施設係	【災害復旧】準用河川及び普通河川の応急対応	対応業者の確保	0.1	○	△		高	高
B	河川下水道建設係	公共下水道の新設及び改良工事の設計及び監督	公共下水道施設の被害状況の把握	—	○	○	—	中	中
B	河川下水道建設係	公共下水道に係る国及び県補助金の交付等	—	—	○	○	—	中	低
B	河川下水道建設係	公共下水道に係る補償	—	—	○	○	—	中	低
B	河川下水道建設係	水路等の新設及び改良工事の計画、設計及び監督	排水路施設の被害状況の把握	—	○	○	—	中	中
B	河川下水道建設係	公共ます等設置申請に係る手続	—	—	○	○	—	中	中
B	河川下水道施設係	公共下水道・水路等の維持管理	公共下水道・排水路等の施設の被害状況	1.1	○	○		高	高
B	河川下水道施設係	公共下水道・水路等の維持補修	公共下水道・排水路等の施設の被害状況	0.1	○	○		高	高
B	河川下水道施設係	公共下水道の改良工事の設計及び監督	公共下水道施設の被害状況の把握	0.1	○	○		中	中
B	河川下水道施設係	公共下水道汚水量の調査・報告	流域下水道処理場等の復旧状況の把握	0.1	○	○		中	高
B	河川下水道施設係	ポンプ施設の維持管理	ポンプ施設の被害状況、復旧対応業者の確保	0.6	○	○		高	高
B	河川下水道施設係	ポンプ施設の維持補修	ポンプ施設の被害状況、復旧対応業者の確保	0.1	○	○		高	高
C	河川下水道施設係	公共下水道工部連動施設の維持管理	施設の被害状況	0.3	○	○		中	中

会計課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	出納係	収支日報作成事務	納入済通知書の紛失、破損及び収入データの消失時の対策、システム停止時の対策	4.5	○	○		高	高
A	出納係	現金管理事務	通帳、証書及び台帳等の紛失、破損時の対策	0.5	○	○		高	高
B	審査第一係	支出負担行為伝票審査事務	伝票の紛失、破損及び支出データ消失時の対策 システム停止時の紙ベースによる審査及び支出の対策	4	○	○		中	高
B	審査第一係	支出伝票審査事務	伝票の紛失、破損及び支出データ消失時の対策 システム停止時の紙ベースによる審査及び支出の対策	4	○	○		中	高
B	審査第二係	支出負担行為伝票審査事務	伝票の紛失、破損及び支出データ消失時の対策 システム停止時の紙ベースによる審査及び支出の対策	4	○	○		中	高
B	審査第二係	支出伝票審査事務	伝票の紛失、破損及び支出データ消失時の対策 システム停止時の紙ベースによる審査及び支出の対策	4	○	○		中	高
B	出納係	振替伝票等審査事務	伝票の紛失、破損及びデータ消失時の対策、システム停止時の対策		○	○		中	低
B	出納係	指定金融機関交代事務	金融機関との調整		○	○		高	高
B	出納係	収入及び支出の予定管理事務	データ消失時の対策	0.5	○	○		中	低
B	出納係	支出依頼書作成、執行事務	伝票の紛失、破損及びデータ消失時の対策、システム停止による支払い不能時の対策、指定金融機関被災時の対策	2	○	○		高	高
B	出納係	窓口収納事務	現金紛失時の対策		○	○		高	高
B	出納係	基金出納事務	通帳、証書の紛失、破損及び金融機関被災時の対策		○	○		中	高
B	出納係	小切手振出事務	証書紛失、破損及び金融機関被災時の対策		○	○		高	高
B	出納係	公金振替事務	証書紛失、破損及び金融機関被災時の対策		○	○		中	高
B	出納係	証書管理事務	証書紛失、破損及び金融機関被災時の対策		○	○		中	中
C	審査第一係	物品出納管理事務	備品管理システムデータ消失時の対策	2	○	○		低	低
C	審査第二係	物品出納管理事務	備品管理システムデータ消失時の対策	2	○	○		低	低
C	出納係	指定金融機関等公金出納事務検査	金融機関との調整		○	○		低	高
C	出納係	決算書作成事務	財務会計システムデータ消失時の対策		○	○		低	低

消防本部 消防総務課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
A	消防総務係	消防庁舎の維持管理に関する事務。	委託等業者の可否が予測不能	1	○			高	高
A	消防総務係	消防庁舎の維持補修に関する事務。	委託等業者の可否が予測不能	1	○			高	高
A	消防総務係	大規模災害サポート隊に関する事務。		1	○			高	高
B	消防総務係	条例及び規則等に関する事務。	条例及び規則の制定・改廃について、 議決・決裁を受けなければならない。		○	△		低	低
B	消防総務係	正副分団長会議の開催に関する事務。	会議が開けない場合、何らかの手段で 消防団幹部に連絡する。		○	△		低	低
B	消防総務係	消防予算総括に関する事務。			○	△		低	低
B	消防総務係	消防職員、団員の証明願の発行に関する事務。			○	○		低	低
B	消防総務係	部内会議の開催に関する事務。		5	○			低	低
B	消防総務係	全国・関東・県消防長会に関する事務。			○	△		低	低
C	消防総務係	厚木市総合計画(消防)に関する事務。			○	△		低	低
C	消防総務係	消防施設整備に関する事務。	工事等業者の可否が予測不能					低	高
C	消防総務係	消防広域化に関する事務。	関係機関との調整が必要					低	高
C	消防総務係	公印の管理及び使用承認に関する事務。			○			低	低
C	消防総務係	消防職員、団員の表彰に関する事務。						低	低
C	消防総務係	消防協力者の表彰に関する事務。			○			低	低
C	消防総務係	消防団員の任免行為に関する事務。			○			低	低
C	消防総務係	消防職員の任命に関する事務。			○	△		低	低
C	消防総務係	消防職員、団員の服装、身方等に関する事務。			○	△		低	低
C	消防総務係	消防職員委員会に関する事務。			○	△		低	低
C	消防総務係	安全衛生委員会に関する事務。						低	低
C	消防総務係	消防職員の研修及び資格取得に関する事務。	研修等の実施可否の判断		○	△		低	低
C	消防総務係	消防団ふれあい広場に関する事務。			○			低	低
C	消防総務係	消防団員の健康診断に関する事務。			○			低	低
C	消防総務係	消防団員の研修に関する事務。				○		低	低
C	消防総務係	女性消防団員の研修及び訓練等に関する事務。	研修等の実施可否の判断			○		低	低
C	消防総務係	消防団員の報酬、費用弁償等の支給に関する事務。	システム障害発生時は被影響度が高い。各金融機関の継続性		○			低	低
C	消防総務係	退職消防団員の退職報償金に関する事務。			○			低	低
C	消防総務係	消防職員の普通昇給の発令に関する事務。			○	△		低	低
C	消防総務係	消防団及び古式消防保存会の交付金に関する事務。			○			低	低
C	消防総務係	消防職員、団員の公務災害に関する事務。			○			低	低
C	消防総務係	消防職員、団員の被服等貸与に関する事務。			○			低	低
C	消防総務係	消防年報に関する事務。			○			低	低
C	消防総務係	東京都消防団長会の事務局に関する事務。	各都市との連絡体制が予測不能			○		低	低
C	消防総務係	神奈川県消防協会厚木市愛甲郡支部の事務局に関する事務。			○	○		低	低
C	消防総務係	物品購入及び支出伝票等の予算事務に関する事務。			○			低	低
C	消防総務係	消防審議会の開催に関する事務。	招集の可否が予測不能					低	低
C	消防総務係	情報支援システムに関する事務。			○			低	低
C	消防総務係	行政財産目的外使用に関する事務。	業者の対応が予測不能		○	△		低	低
C	消防総務係	人事台帳の記入に関する事務。			○			低	低
C	消防総務係	その他消防本部の庶務に関する事務。			○			低	低
C	消防総務係	時間外集計及び課の庶務に関する事務。			○			低	低
C	消防総務係	文書の收受、保管、配布及び発送に関する事務。	IT・PLAN関係が停止の場合、各官公 庁等からの通知文の収受が出来なくな る		○			低	低

消防本部 警防課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	警防係	消防対策本部運営業務	災害対応等に従事するための人員確保	1				高	高
A	警防係	風水害、震災発生時にける消防対策本部の 設定等	災害等の状況により職員の増員が必要になる 場合も想定される	1				高	高
A	警防係	神奈川県下消防相互応援協定、神奈川県内 消防広域応援実施計画等関係業務	災害等の状況により職員の増員が必要になる 場合も想定される	1				高	高
A	警防係	緊急消防援助隊関係業務	災害等の状況により職員の増員が必要になる 場合も想定される	1				高	高
A	装備係	車両維持管理	消防に特化した車両の修理については、専 門知識が必要なため消防職員以外は困難	1				高	高
A	装備係	消防機械器具の点検及び修繕等(消防機械 器具の整備の実施に関すること。)	消防に特化した資機材の修理については、 専門知識が必要なため消防職員以外は困難	1				高	高
A	装備係	消防車両等の燃料購入(燃料購入券発行及 び申請書類の整理事務に関すること。)	自家用給油所があるが、長期化することにより 燃料油の確保が懸念される	1	○			中	中
B	警防係	係総括	大規模な災害では、課内が災害対策本部の 基となるため、通常時と同様の対応は見込め ないこと		○			中	中
B	警防係	予算執行業務	課内が消防対策本部運営の中心となるため、 通常時と同様の対応は見込めないこと		○			中	中
B	警防係	情報公開関係業務	課内が消防対策本部運営の中心となるため、 通常時と同様の対応は見込めないこと		○			中	中
B	警防係	火災警報規則、消防火災警報取扱要綱によ る事務	災害等の状況により職員の増員が必要になる 場合も想定される		○			高	高
B	装備係	係総括	大規模な災害では、課内が災害対策本部の 基となるため、通常時と同様の対応は見込め ないこと					高	高
B	装備係	消防水利整備事業 (公設防火水槽の維持管理)	大規模災害時においては、消防水利(水槽) の確保が重要となり、修理等については専門 的な知識が必要なため消防職員以外は困難					高	高
B	装備係	高压ガス製造施設等の維持管理	施設の使用に関しては、保安講習受講者の 講習を受けた者しか扱うことが出来ず、災害 活動の基本となる高压容器への補填に影響 が出る					高	高
B	装備係	消防団施設維持管理	大規模災害時においては、活動の拠点とし重 要となる。消防施設の機能を有しているため、 維持管理には専門知識が必要なため消防職 員以外は困難					高	高
B	装備係	消防用地等の賃貸借契約	賃貸人との連絡調整が不能の場合に支払い 事務に影響があるが、通常の契約事務のた め、契約事務経験者であれば、対応が可能		○			高	高
B	装備係	安全運転管理者会支部長の事務ほか	関係部署との連絡調整等になるので、消防職 員以外でも対応が可能		○			中	中
B	装備係	保険の加入、重量税の支払い	保険の加入については年に1回の事務となる が、加入時期と災害が同一時期になった場合 は、保険が未加入となる。事務は、消防職員 以外でも対応が可能		○	△		高	高
B	装備係	消防車両等の交通事故事務処理	緊急走行時の事故については、消防の特性 があるが、事故事務については、消防職員以 外でも対応が可能		○	△		高	中
C	警防係	国及び県主催の演習等、水防訓練、山岳救 助訓練、署団合同訓練、歳末火災特別警 戒、消防出初め式等に係る事務	災害対応等のため各種行事の中止(延期)が 考えられる		○			中	中
C	警防係	消防操法大会、救助技術大会等の事務	状況的に他市、県等が通常時と同様の対応 は見込めないこと		○			低	中
C	警防係	開発審査業務	課内が消防対策本部運営の中心となるため、 通常時と同様の対応は見込めないこと		○			中	中
C	警防係	公設消火栓(消火栓維持管理設置に関する 事務)	課内が消防対策本部運営の中心となるため、 通常時と同様の対応は見込めないこと		△			中	中
C	警防係	私設防火水槽(消防水利標識等設置に関す る事務)	課内が消防対策本部運営の中心となるため、 通常時と同様の対応は見込めないこと		△			中	中
C	警防係	各統計事務	課内が消防対策本部運営の中心となるため、 通常時と同様の対応は見込めないため早急 な統計処理に時間を要する		○			高	高
C	装備係	団器具置場光熱水費	消防職員以外でも対応可能		○			中	中
C	装備係	消防車両等のご装等の審議	災害対応優先のため委員会の開催は無い					低	低
C	装備係	市有財産の取得、処分及び登記、所管替え 等	通常業務と同様の対応は見込めない。また、 物件が消防特有のものになるため、消防職員 以外では対応が困難		△			中	高
C	装備係	交通事故防止啓発事務	災害対応に万全を期すため、講習会の開催 を中止する		○	△	△	低	低
D	装備係	団関係事務(器具置場制作、修繕、車両制 作等)	通常業務と同様の対応は見込めない。また、 物件が消防特有のものになるため、消防職員 以外では対応が困難		△			中	高
D	装備係	県、国等補助金	状況的に県、総務省が通常時と同様の対応 は見込めないこと		△	△		中	高

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
D	装備係	消防車両等の更新整備	請負業者の工場等に影響が及ぶ場合は、製造に影響が出て納車が困難となる。消防特有の車両となるため、消防職員以外は対応ができない。					高	高

消防本部 指令課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	指令係	119番の受信及び火災、救急、救助その他の災害出動指令	指令システム障害発生時は被影響度が高い	7	△			高	高
A	指令係	災害の速報及び関係機関との連絡調整	通信機器等の障害が発生した場合の対応策	0.4	△			高	中
A	指令係	警防支援情報等の収集及び管理	指令システム障害発生時は被影響度が高い	0.4	△	△		高	中
A	指令係	消防通信及び防災通信の運用	指令システム障害発生時は被影響度が高い	0.4	△			高	高
A	指令係	気象情報(天候、風向、風速、湿度、気圧、雨量等)に関すること	通信機器等の障害が発生した場合の対応策	0.4	△	△		高	中
A	指令係	消防無線(消防波、救急波、県波、全国波)の維持管理	通信機器等の障害が発生した場合の対応策及び無線運用	0.4	△			中	中
B	指令係	各種通信機器の維持管理、企画及び調査研究	指令システム障害発生時は被影響度が高い	1	△			中	中
B	指令係	気象観測装置の維持管理		1	△			中	中
B	指令係	各種情報処理		1	△	△		中	中
B	指令係	消防救急無線広域化・共同化及び消防指令業務の共同運用に関すること。	通信機器等の障害が発生した場合の対応策及び無線運用	1	△	△		中	中
C	指令係	消防通信の技術指導及び訓練		1	△			低	低
C	指令係	通信に係る統計(災害出動件数等)に関すること。		1	△			低	低

消防本部 予防課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	危険物係	危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請に対する処理事務	各警備計画に基づき人員が配備されるため、業務再開時までに審査員等の確保ができるのが課題である	0.3	○	△		中	低
B	危険物係	危険物製造所等の許可申請に対する処理事務	各警備計画に基づき人員が配備されるため、業務再開時までに審査員等の確保ができるのが課題である	0.3	○	△		中	低
B	危険物係	危険物製造所等の完成検査申請に対する処理事務	各警備計画に基づき人員が配備されるため、業務再開時までに審査員等の確保ができるのが課題である	0.3	○	△		中	低
B	危険物係	危険物製造所等の完成検査前検査申請に対する処理事務	各警備計画に基づき人員が配備されるため、業務再開時までに審査員等の確保ができるのが課題である	0.3	○	△		低	低
B	危険物係	危険物製造所等の特例承認申請に対する処理事務	各警備計画に基づき人員が配備されるため、業務再開時までに審査員等の確保ができるのが課題である	0.3	○	△		低	低
B	危険物係	危険物製造所等の仮使用承認申請に対する処理事務	各警備計画に基づき人員が配備されるため、業務再開時までに審査員等の確保ができるのが課題である	0.3	○	△		低	低
B	危険物係	危険物製造所等の資料提出に対する処理事務	各警備計画に基づき人員が配備されるため、業務再開時までに審査員等の確保ができるのが課題である	0.3	○	△		中	低
B	危険物係	危険物製造所等の予防規程認可申請に対する処理事務	各警備計画に基づき人員が配備されるため、業務再開時までに審査員等の確保ができるのが課題である	0.3	○	△		低	低
B	危険物係	危険物製造所等の完成検査済証等再交付申請に対する処理事務	各警備計画に基づき人員が配備されるため、業務再開時までに審査員等の確保ができるのが課題である	0.3	○	△		低	低
B	危険物係	危険物製造所等の査察及び指導文書等の作成事務	各警備計画に基づき人員が配備されるため、業務再開時までに審査員等の確保ができるのが課題である	0.3	○	△		低	低
B	危険物係	危険物製造所等の違反処理事務	各警備計画に基づき人員が配備されるため、業務再開時までに審査員等の確保ができるのが課題である	0.3	○	△		低	低
B	危険物係	危険物保安監督者選任・解任届出書に対する処理事務	各警備計画に基づき人員が配備されるため、業務再開時までに審査員等の確保ができるのが課題である	0.3	○	△		低	低
B	危険物係	圧縮アセチレンガス等の貯蔵取扱届出に対する処理事務	各警備計画に基づき人員が配備されるため、業務再開時までに審査員等の確保ができるのが課題である	0.3	○	△		低	低
B	危険物係	少量危険物等の貯蔵取扱届出に対する処理事務	各警備計画に基づき人員が配備されるため、業務再開時までに審査員等の確保ができるのが課題である	0.3	○	△		低	低
B	予防査察係	消防用設備等着工届・設置届の受付、審査及び指導	各警備計画に基づき人員が配備されるため、業務再開時までに審査員等の確保ができるのが課題である	0.7	○	△		中	低
B	予防査察係	消防用設備等の検査及び検査済証の交付	各警備計画に基づき人員が配備されるため、業務再開時までに審査員等の確保ができるのが課題である	0.5	○	△		中	低
B	予防査察係	建築確認等の同意審査及び事務処理	各警備計画に基づき人員が配備されるため、業務再開時までに審査員等の確保ができるのが課題である	1.2	○	△		中	低
B	予防査察係	防火対象物の査察の実施及び事務処理	各警備計画に基づき人員が配備されるため、業務再開時までに審査員等の確保ができるのが課題である	0.7	○	△		中	低
B	予防査察係	消防計画届出書及び防火管理者選任・解任届出書の受付、作成指導並びに審査	各警備計画に基づき人員が配備されるため、業務再開時までに審査員等の確保ができるのが課題である	0.5	○	△		中	低
B	予防査察係	防火対象物の違反処理	各警備計画に基づき人員が配備されるため、業務再開時までに審査員等の確保ができるのが課題である	0.3	○	△		中	低
B	予防査察係	防火・防災害対策象物定期点検制度に伴う受付事務及び審査	各警備計画に基づき人員が配備されるため、業務再開時までに審査員等の確保ができるのが課題である	0.2	○	△		中	低
B	予防査察係	危険物品の指定及び喫煙等承認申請に関する事務	各警備計画に基づき人員が配備されるため、業務再開時までに審査員等の確保ができるのが課題である	0.2	○	△		中	低
C	危険物係	危険物取扱者試験及び保安講習会実施に伴う広報事務		0.2	○	△		低	低
C	危険物係	厚木市防火安全協会への補助金交付事務						低	低
C	危険物係	厚木市防火安全協会の事業活動に対する補助及び処理事務						低	低
C	危険物係	危険物事故防止対策推進事務		0.2	○	△		低	低

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
C	危険物係	危険物規制事務調査及び消防年報の統計事務		0.2	○	△		低	低
C	予防査察係	春・秋火災予防運動の実行計画		0.4	○			低	低
C	予防査察係	雑居ビル防火安全対策連絡協議会		0.2	○			低	低
C	予防査察係	防火ポスターの募集		0.3	○			低	低
C	予防査察係	住宅用火災警報器設置推進及び予防啓発広報		0.4	○			低	低
C	予防査察係	あつぎ消防団ふれあい広場に関すること		0.2	○			低	低
C	予防査察係	少年少女消防教育に関すること		0.2	○			低	中
C	予防査察係	防火対象物の査察に関する総括事務	各警備計画に基づき人員が配備されるため、業務再開時までに審査員等の確保ができるのが課題である	0.4	○	△		低	低
C	予防査察係	防火対象物実態調査	各警備計画に基づき人員が配備されるため、業務再開時までに審査員等の確保ができるのが課題である	0.4	○	△		低	低
C	予防査察係	防火対象物関係者への自衛消防組織の育成指導		0.2	○	△		中	低
C	予防査察係	新入社員等の防災体験研修会		0.2	○	△		低	低
C	予防査察係	自衛消防隊消火指導会		0.4	○			低	低
C	予防査察係	教育機関における自衛消防隊員研修等の募集		0.2	○	△		低	中
C	予防査察係	防火対象物の調査及び消防年報の統計		0.4	○	△		低	低

消防本部 救急救命課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	本部救急小隊	災害対応(救助及び救急活動に関すること。)	長時間にわたる災害活動への影響	3	○	△	△	高	高
B	救急救命係	消防車両の維持管理等	消防車両の故障、走行不能時の対応	0.5	○			高	高
B	救急救命係	証明事務		0.1	○			低	低
C	救急救命係	救急業務全般事務	事務執行が困難となる。	2	○			中	高
C	救急救命係	自動体外式除細動器設置事業	契約業者と連絡調整が必要	0.4	○			中	高
C	救急救命係	救急統計等に関する事務	事務執行が困難となる。	0.5	△	△		中	中

消防本部 厚木消防署

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	管理係	災害対応(水火災その他の災害の警戒及び防ぎよに関すること。)	長時間にわたる災害活動への影響	0.5	○	△	△	高	高
A	管理係	災害対応(救助及び救急活動に関すること。)	長時間にわたる災害活動への影響	0.5	○	△	△	高	高
A	管理係	災害対応(災害活動の指揮及び災害情報に関すること。)	長時間にわたる災害活動への影響	0.5	○	△	△	高	高
A	管理係	災害対応資機材の維持管理(高圧ガス施設、火薬類及び救命索発射銃の維持管理に関すること。)		0.2	○			低	低
B	管理係	証明事務			○			低	低
B	管理係	条例に基づく収受等			○			低	低
B	管理係	火災原因調査等			○			低	低
B	管理係	災害対応資機材の維持管理(消防署の設備及び資機材の維持管理に関すること。)	消防活動用資機材の故障、破損等の対応	0.3	○			高	高
B	管理係	消防車両の維持管理等	消防車両の故障、走行不能時の対応		○			高	高
B	管理係	消防団車両の燃料券発行等			○			低	低
C	管理係	救急救命講習指導等			○	△	△	低	低
C	管理係	災害対応訓練			○			低	低
C	管理係	通信勤務等			○			低	低
C	管理係	消防法に基づく査察指導等			○			低	低
C	管理係	建物調査、消防水利点検等			○			低	低
C	管理係	災害対応事前計画			○			低	低
D	管理係	公印使用承認・管理業務	公印が消失または、紛失した場合の対応					低	低

消防本部 厚木消防署警備第二課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否 市職員	他都市 職員	ボランティア	与影 響度	被影 響度
A	第一・二中隊	災害対応(水火災その他の災害の警戒及び防ぎよに関すること。)	長時間にわたる災害活動への影響	5	○	△	△	高	高
A	第一・二中隊	災害対応(救助及び救急活動に関すること。)	長時間にわたる災害活動への影響	14	○	△	△	高	高
A	第一・二中隊	災害対応(災害活動の指揮及び災害情報に関すること。)	長時間にわたる災害活動への影響	3	○	△	△	高	高
A	第一・二中隊	災害対応資機材の維持管理(高圧ガス施設、火薬類及び救命索発射銃の維持管理に関すること。)		1	○			低	低
B	第一・二中隊	証明事務			○			低	低
B	第一・二中隊	条例に基づく収受等			○			低	低
B	第一・二中隊	火災原因調査等			○			低	低
B	第一・二中隊	災害対応資機材の維持管理(消防署の設備及び資機材の維持管理に関すること。)	消防活動用資機材の故障、破損等の対応		○			高	高
B	第一・二中隊	消防車両の維持管理等	消防車両の故障、走行不能時の対応		○			高	高
B	第一・二中隊	消防団車両の燃料券発行等			○			低	低
C	第一・二中隊	救急救命講習指導等			○	△	△	低	低
C	第一・二中隊	災害対応訓練			○			低	低
C	第一・二中隊	通信勤務等			○			低	低
C	第一・二中隊	消防法に基づく査察指導等			○			低	低
C	第一・二中隊	建物調査、消防水利点検等			○			低	低
C	第一・二中隊	災害対応事前計画			○			低	低
D	第一・二中隊	公印使用承認・管理業務	公印が消失または、紛失した場合の対応					低	低

消防本部 厚木消防署警備第二課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否 市職員	他都市 職員	ボランティア	与影 響度	被影 響度
A	第一・二中隊	災害対応(水火災その他の災害の警戒及び防ぎよに関すること。)	長時間にわたる災害活動への影響	5	○	△	△	高	高
A	第一・二中隊	災害対応(救助及び救急活動に関すること。)	長時間にわたる災害活動への影響	16	○	△	△	高	高
A	第一・二中隊	災害対応(災害活動の指揮及び災害情報に関すること。)	長時間にわたる災害活動への影響	4	○	△	△	高	高
A	第一・二中隊	災害対応資機材の維持管理(高圧ガス施設、火薬類及び救命索発射銃の維持管理に関すること。)		1	○			低	低
B	第一・二中隊	証明事務			○			低	低
B	第一・二中隊	条例に基づく収受等			○			低	低
B	第一・二中隊	火災原因調査等			○			低	低
B	第一・二中隊	災害対応資機材の維持管理(消防署の設備及び資機材の維持管理に関すること。)	消防活動用資機材の故障、破損等の対応		○			高	高
B	第一・二中隊	消防車両の維持管理等	消防車両の故障、走行不能時の対応		○			高	高
B	第一・二中隊	消防団車両の燃料券発行等			○			低	低
C	第一・二中隊	救急救命講習指導等			○	△	△	低	低
C	第一・二中隊	災害対応訓練			○			低	低
C	第一・二中隊	通信勤務等			○			低	低
C	第一・二中隊	消防法に基づく査察指導等			○			低	低
C	第一・二中隊	建物調査、消防水利点検等			○			低	低
C	第一・二中隊	災害対応事前計画			○			低	低
D	第一・二中隊	公印使用承認・管理業務	公印が消失または、紛失した場合の対応					低	低

消防本部 厚木消防署南毛利分署

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	第一・二中隊	災害対応(水火災その他の災害の警戒及び防ぎよに関すること。)	長時間にわたる災害活動への影響	13	○	△	△	高	高
A	第一・二中隊	災害対応(救助及び救急活動に関すること。)	長時間にわたる災害活動への影響	7	○	△	△	高	高
A	第一・二中隊	災害対応(災害情報に関すること。)	長時間にわたる災害活動への影響	1	○	△	△	高	高
A	第一・二中隊	災害対応資機材の維持管理(高圧ガス施設の維持管理に関すること。)		1	○			低	低
B	第一・二中隊	火災原因調査等			○			低	低
B	第一・二中隊	災害対応資機材の維持管理(分署の設備及び資機材の維持管理に関すること。)	消防活動用資機材の故障、破損等の対応		○			高	高
B	第一・二中隊	消防車両の維持管理等	消防車両の故障、走行不能時の対応		○			高	高
B	第一・二中隊	条例に基づく収受等			○			低	低
B	第一・二中隊	消防団車両の燃料券発行等			○			低	低
C	第一・二中隊	救急救命講習指導等			○	△	△	低	低
C	第一・二中隊	災害対応訓練			○			低	低
C	第一・二中隊	通信勤務等			○			低	低
C	第一・二中隊	消防法に基づく査察指導等			○			低	低
C	第一・二中隊	建物調査、消防水利点検等			○			低	低

消防本部 厚木消防署相川分署

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	第一・二中隊	災害対応(水火災その他の災害の警戒及び防ぎよに関すること。)	長時間にわたる災害活動への影響	12	○	△	△	高	高
A	第一・二中隊	災害対応(救助及び救急活動に関すること。)	長時間にわたる災害活動への影響	6	○	△	△	高	高
A	第一・二中隊	災害対応(災害情報に関すること。)	長時間にわたる災害活動への影響	1	○	△	△	高	高
A	第一・二中隊	災害対応資機材の維持管理(高圧ガス施設の維持管理に関すること。)		1	○			低	低
B	第一・二中隊	火災原因調査等			○			低	低
B	第一・二中隊	災害対応資機材の維持管理(分署の設備及び資機材の維持管理に関すること。)	消防活動用資機材の故障、破損等の対応		○			高	高
B	第一・二中隊	消防車両の維持管理等	消防車両の故障、走行不能時の対応		○			高	高
B	第一・二中隊	条例に基づく収受等			○			低	低
B	第一・二中隊	消防団車両の燃料券発行等			○			低	低
C	第一・二中隊	救急救命講習指導等			○	△	△	低	低
C	第一・二中隊	災害対応訓練			○			低	低
C	第一・二中隊	通信勤務等			○			低	低
C	第一・二中隊	消防法に基づく査察指導等			○			低	低
C	第一・二中隊	建物調査、消防水利点検等			○			低	低

消防本部 厚木消防署玉川分署

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	第一・二小隊	災害対応(水火災その他の災害の警戒及び防ぎよに関すること。)	長時間にわたる災害活動への影響	6	○	△	△	高	高
A	第一・二小隊	災害対応(救助及び救急活動に関すること。)	長時間にわたる災害活動への影響	6	○	△	△	高	高
A	第一・二小隊	災害対応(災害情報に関すること。)	長時間にわたる災害活動への影響	1	○	△	△	高	高
A	第一・二小隊	災害対応資機材の維持管理(高圧ガス施設の維持管理に関すること。)		1	○			低	低
B	第一・二小隊	火災原因調査等			○			低	低
B	第一・二小隊	災害対応資機材の維持管理(分署の設備及び資機材の維持管理に関すること。)	消防活動用資機材の故障、破損等の対応		○			高	高
B	第一・二小隊	消防車両の維持管理等	消防車両の故障、走行不能時の対応		○			高	高
B	第一・二小隊	条例に基づく収受等			○			低	低
B	第一・二小隊	消防団車両の燃料券発行等			○			低	低
C	第一・二小隊	救急救命講習指導等			○	△	△	低	低
C	第一・二小隊	災害対応訓練			○			低	低
C	第一・二小隊	通信勤務等			○			低	低
C	第一・二小隊	消防法に基づく査察指導等			○			低	低
C	第一・二小隊	建物調査、消防水利点検等			○			低	低

消防本部 北消防署

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	北消防署	災害対応(水火災その他の災害の警戒及び防ぎよに関すること。)	長時間にわたる災害活動への影響	0.5	○	△	△	高	高
A	北消防署	災害対応(救助及び救急活動に関すること。)	長時間にわたる災害活動への影響	0.5	○	△	△	高	高
A	北消防署	災害対応(災害活動の指揮及び災害情報に関すること。)	長時間にわたる災害活動への影響	0.5	○	△	△	高	高
A	北消防署	災害対応資機材の維持管理(高圧ガス施設、火薬類及び救命索発射銃の維持管理に関すること。)		0.2	○			低	低
B	北消防署	証明事務			○			低	低
B	北消防署	条例に基づく収受等			○			低	低
B	北消防署	火災原因調査等			○			低	低
B	北消防署	災害対応資機材の維持管理(消防署の設備及び資機材の維持管理に関すること。)	消防活動用資機材の故障、破損等の対応	0.3	○			高	高
B	北消防署	消防車両の維持管理等	消防車両の故障、走行不能時の対応		○			高	高
B	北消防署	消防団車両の燃料券発行等			○			低	低
C	北消防署	救急救命講習指導等			○	△	△	低	低
C	北消防署	災害対応訓練			○			低	低
C	北消防署	通信勤務等			○			低	低
C	北消防署	消防法に基づく査察指導等			○			低	低
C	北消防署	建物調査、消防水利点検等			○			低	低
C	北消防署	災害対応事前計画			○			低	低
D	北消防署	公印使用承認・管理業務	公印が消失または、紛失した場合の対応					低	低

消防本部 北消防署警備第一課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	第一・二中隊	災害対応(水火災その他の災害の警戒及び防ぎょに関すること。)	長時間にわたる災害活動への影響	4	○	△	△	高	高
A	第一・二中隊	災害対応(救助及び救急活動に関すること。)	長時間にわたる災害活動への影響	3	○	△	△	高	高
A	第一・二中隊	災害対応(災害活動の指揮及び災害情報に関すること。)	長時間にわたる災害活動への影響	1	○	△	△	高	高
A	第一・二中隊	災害対応資機材の維持管理(高圧ガス施設、火薬類及び救命索発射銃の維持管理に関すること。)		1	○			低	低
B	第一・二中隊	証明事務			○			低	低
B	第一・二中隊	条例に基づく収受等			○			低	低
B	第一・二中隊	火災原因調査等			○			低	低
B	第一・二中隊	災害対応資機材の維持管理(消防署の設備及び資機材の維持管理に関すること。)	消防活動用資機材の故障、破損等の対応		○			高	高
B	第一・二中隊	消防車両の維持管理等	消防車両の故障、走行不能時の対応		○			高	高
B	第一・二中隊	消防団車両の燃料券発行等			○			低	低
C	第一・二中隊	救急救命講習指導等			○	△	△	低	低
C	第一・二中隊	災害対応訓練			○			低	低
C	第一・二中隊	通信勤務等			○			低	低
C	第一・二中隊	消防法に基づく査察指導等			○			低	低
C	第一・二中隊	建物調査、消防水利点検等			○			低	低
C	第一・二中隊	災害対応事前計画			○			低	低
D	第一・二中隊	公印使用承認・管理業務	公印が消失または、紛失した場合の対応					低	低

消防本部 北消防署警備第二課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
A	第一・二中隊	災害対応(水火災その他の災害の警戒及び防ぎよに関すること。)	長時間にわたる災害活動への影響	6	○	△	△	高	高
A	第一・二中隊	災害対応(救助及び救急活動に関すること。)	長時間にわたる災害活動への影響	3	○	△	△	高	高
A	第一・二中隊	災害対応(災害活動の指揮及び災害情報に関すること。)	長時間にわたる災害活動への影響	1	○	△	△	高	高
A	第一・二中隊	災害対応資機材の維持管理(高圧ガス施設、火薬類及び救命索発射銃の維持管理に関すること。)		1	○			低	低
B	第一・二中隊	証明事務			○			低	低
B	第一・二中隊	条例に基づく収受等			○			低	低
B	第一・二中隊	火災原因調査等			○			低	低
B	第一・二中隊	災害対応資機材の維持管理(消防署の設備及び資機材の維持管理に関すること。)	消防活動用資機材の故障、破損等の対応		○			高	高
B	第一・二中隊	消防車両の維持管理等	消防車両の故障、走行不能時の対応		○			高	高
B	第一・二中隊	消防団車両の燃料券発行等			○			低	低
C	第一・二中隊	救急救命講習指導等			○	△	△	低	低
C	第一・二中隊	災害対応訓練			○			低	低
C	第一・二中隊	通信勤務等			○			低	低
C	第一・二中隊	消防法に基づく査察指導等			○			低	低
C	第一・二中隊	建物調査、消防水利点検等			○			低	低
C	第一・二中隊	災害対応事前計画			○			低	低
D	第一・二中隊	公印使用承認・管理業務	公印が消失または、紛失した場合の対応					低	低

消防本部 北消防署依知分署

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	第一・二中隊	災害対応(水火災その他の災害の警戒及び防ぎよに関すること。)	長時間にわたる災害活動への影響	12	○	△	△	高	高
A	第一・二中隊	災害対応(救助及び救急活動に関すること。)	長時間にわたる災害活動への影響	8	○	△	△	高	高
A	第一・二中隊	災害対応(災害情報に関すること。)	長時間にわたる災害活動への影響	1	○	△	△	高	高
A	第一・二中隊	災害対応資機材の維持管理(高圧ガス施設の維持管理に関すること。)		1	○			低	低
B	第一・二中隊	火災原因調査等			○			低	低
B	第一・二中隊	災害対応資機材の維持管理(分署の設備及び資機材の維持管理に関すること。)	消防活動用資機材の故障、破損等の対応		○			高	高
B	第一・二中隊	消防車両の維持管理等	消防車両の故障、走行不能時の対応		○			高	高
B	第一・二中隊	条例に基づく収受等			○			低	低
B	第一・二中隊	消防団車両の燃料券発行等			○			低	低
C	第一・二中隊	救急救命講習指導等			○	△	△	低	低
C	第一・二中隊	災害対応訓練			○			低	低
C	第一・二中隊	通信勤務等			○			低	低
C	第一・二中隊	消防法に基づく査察指導等			○			低	低
C	第一・二中隊	建物調査、消防水利点検等			○			低	低

消防本部 北消防署小鮎分署

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	第一・二小隊	災害対応(水火災その他の災害の警戒及び防ぎよに関すること。)	長時間にわたる災害活動への影響	5	○	△	△	高	高
A	第一・二小隊	災害対応(救助及び救急活動に関すること。)	長時間にわたる災害活動への影響	5	○	△	△	高	高
A	第一・二小隊	災害対応(災害情報に関すること。)	長時間にわたる災害活動への影響	1	○	△	△	高	高
A	第一・二小隊	災害対応資機材の維持管理(高圧ガス施設の維持管理に関すること。)		1	○			低	低
B	第一・二小隊	火災原因調査等			○			低	低
B	第一・二小隊	災害対応資機材の維持管理(分署の設備及び資機材の維持管理に関すること。)	消防活動用資機材の故障、破損等の対応		○			高	高
B	第一・二小隊	消防車両の維持管理等	消防車両の故障、走行不能時の対応		○			高	高
B	第一・二小隊	条例に基づく収受等			○			低	低
B	第一・二小隊	消防団車両の燃料券発行等			○			低	低
C	第一・二小隊	救急救命講習指導等			○	△	△	低	低
C	第一・二小隊	災害対応訓練			○			低	低
C	第一・二小隊	通信勤務等			○			低	低
C	第一・二小隊	消防法に基づく査察指導等			○			低	低
C	第一・二小隊	建物調査、消防水利点検等			○			低	低

消防本部 北消防署睦合分署

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	第一・二中隊	災害対応(水火災その他の災害の警戒及び防ぎよに関すること。)	長時間にわたる災害活動への影響	12	△	△	△	高	高
A	第一・二中隊	災害対応(救助及び救急活動に関すること。)	長時間にわたる災害活動への影響	7	△	△	△	高	高
A	第一・二中隊	災害対応(災害情報に関すること。)	長時間にわたる災害活動への影響	1	△	△	△	高	高
A	第一・二中隊	災害対応資機材の維持管理(高圧ガス施設の維持管理に関すること。)		1	△			低	低
B	第一・二中隊	火災原因調査等			△			低	低
B	第一・二中隊	災害対応資機材の維持管理(分署の設備及び資機材の維持管理に関すること。)	消防活動用資機材の故障、破損等の対応		△			高	高
B	第一・二中隊	消防車両の維持管理等	消防車両の故障、走行不能時の対応		△			高	高
B	第一・二中隊	条例に基づく収受等			○	○		低	低
B	第一・二中隊	消防団車両の燃料券発行等			○	○		低	低
C	第一・二中隊	救急救命講習指導等			△	△	△	低	低
C	第一・二中隊	災害対応訓練			△			低	低
C	第一・二中隊	通信勤務等			△			低	低
C	第一・二中隊	消防法に基づく査察指導等			△			低	低
C	第一・二中隊	建物調査、消防水利点検等			△			低	低

消防本部 北消防署清川分署

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	第一・二小隊	災害対応(水火災その他の災害の警戒及び防ぎよに関すること。)	長時間にわたる災害活動への影響	4.5	○	△	△	高	高
A	第一・二小隊	災害対応(救助及び救急活動に関すること。)	長時間にわたる災害活動への影響	4.5	○	△	△	高	高
A	第一・二小隊	災害対応(災害情報に関すること。)	長時間にわたる災害活動への影響	1	○	△	△	高	高
A	第一・二小隊	災害対応資機材の維持管理(高圧ガス施設の維持管理に関すること。)		1	○			低	低
B	第一・二小隊	火災原因調査等			○			低	低
B	第一・二小隊	災害対応資機材の維持管理(分署の設備及び資機材の維持管理に関すること。)	消防活動用資機材の故障、破損等の対応		○			高	高
B	第一・二小隊	条例に基づく収受等			○			低	低
B	第一・二小隊	消防団車両の燃料券発行等			○			低	低
C	第一・二小隊	救急救命講習指導等			○	△	△	低	低
C	第一・二小隊	災害対応訓練			○			低	低
C	第一・二小隊	通信勤務等			○			低	低
C	第一・二小隊	消防法に基づく査察指導等			○			低	低
C	第一・二小隊	建物調査、消防水利点検等			○			低	低
C	第一・二小隊	災害対応事前計画			○			低	低

市立病院 経営管理課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
B	経営・経理 係	出納取扱金融機関及び収納取扱金融 機関に関すること。	システム障害発生時は全て紙ベースによ る支出となる。	2	○			中	高
C	経営・経理 係	病院事業の経営、調査及び企画に関す ること。		0.1	○			低	低
C	経営・経理 係	病院事業の予算に関すること。		0.2	○			低	低
C	経営・経理 係	病院事業の決算に関すること。		3	○			低	低
C	経営・経理 係	病院事業の資金計画に関すること。		1	○			低	低
C	経営・経理 係	病院事業債に関すること。		1	○			低	低
C	経営・経理 係	病院事業の経理に関すること。		1	○			低	低

市立病院 病院総務課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	人事・労務係	職員の給料、諸手当等に関する事	システム障害発生時は被影響度が高い	2.3	△			高	高
A	人事・労務係	会計年度任用職員の雇用及び給料、手 当等に関する事	システム障害発生時は被影響度が高い	1.3	△			高	高
A	人事・労務係	当直医の調整に関する事	医師の参集状況の把握	0.4	△			高	高
A	人事・労務係	外来担当医の調整に関する事	医師の参集状況の把握	0.4	△			高	高
B	人事・労務係	会計年度任用職員の社会保険、所得税 等に関する事	システム障害発生時は被影響度が高い	0.5	△			中	高
B	人事・労務係	職員の被服貸与に関する事	委託事業者の継続性	1.5	○			中	高
B	人事・労務係	職員の健康管理、健康診断に関する事	委託事業者の継続性	0.5	○			低	中
B	人事・労務係	院内保育施設の運営に関する事	委託事業者の継続性	0.1	○			中	中
B	人事・労務係	後期臨床研修制度に関する事		0.1	△			低	低
B	人事・労務係	医療事故防止に関する事		0.1	△			低	低
C	人事・労務係	予算に関する事	既存病院が営業しているため影響は少ない		○			低	低
C	人事・労務係	組織及び定数管理に関する事		0.1	○			低	低
C	人事・労務係	職員の人事に関する事		0.3	○			低	高
C	人事・労務係	職員の採用、退職等その他人事事務に 関する事	試験中止の場合の対応策	0.3	○			中	高
C	人事・労務係	病院職員の人事評価制度に関する事		0.2	△			低	低
C	人事・労務係	職員の育児休業、療養休暇及び休職の 内申に関する事		0.1	○			低	低
C	人事・労務係	職員団体及び職員協議会との調整に関 する事 等		0.2	△			低	低
C	人事・労務係	職員の研修に関する事		0.1	○			低	低
C	人事・労務係	看護職員の深夜タグシーに関する事		0.1	○			低	低
C	人事・労務係	職員厚生会関係事務に関する事		0.1	○			低	低
C	人事・労務係	共済組合関係事務に関する事		0.1	○			低	低

市立病院 施設用度課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員 市職員	員による代行可否 他都市 職員	可否 ボラン ティア	与影 響度	被影 響度
A	施設・用度係	防火・防災・防犯に関すること		1				高	低
A	施設・用度係	病院の土地、建物及びその附帯設備の維持管理に関すること		0.9	△			高	中
A	施設・用度係	災害医療拠点病院に関すること(DMAT含む)	傷病者の受入、DMATの出動	1				高	低
A	施設・用度係	病院事業の資材、物品等の調達、検収及び出納保管等に関すること	燃料等の安定的な供給源の確保	1	△	△		高	中
A	施設・用度係	医療ガスに関すること		0.1	△	△		高	中
B	施設・用度係	職員公舎の維持管理、修繕事務		0.3	○	○		中	高
B	施設・用度係	洗濯業務に関すること		0.1	○	○		中	高
B	施設・用度係	物品管理業務(SPD)委託に関すること		0.1	○	○		中	高
B	施設・用度係	滅菌業務委託に関すること		0.1	○	○		中	高
B	施設・用度係	患者給食業務委託に関すること		0.1	○	○		中	高
B	施設・用度係	臨床検査業務委託に関すること		0.1	○	○		中	高
B	施設・用度係	医療機器の賃借・修繕、購入、保守点検に関すること		0.3	○	○		中	高
B	施設・用度係	廃棄物処理に関すること		0.1	○	○		中	高
B	施設・用度係	院内PHSの管理に関すること	院内の連絡体制の維持	0.1	○	○		中	高
B	施設・用度係	自動車運転業務及び車両管理事務		0.1	○	○		中	低
B	施設・用度係	光熱水費・燃料費・図書費に関すること		0.1	○	○		中	高
C	施設・用度係	院内の環境保持、緑化、掲示物等に関すること		0.1	○	○	○	低	低
C	施設・用度係	遺失物の管理、処理に関すること		0.1	○	○		低	低
C	施設・用度係	省エネルギー(エネルギー監理員)に関すること		0.1	○	○		低	低

市立病院 医事課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
B	医事係	新患登録、初診、再診の到着確認、受診 票発行、保険証の確認	委託業者の参集状況、医事システム等 の稼働状況	0.3	△	△		中	高
B	医事係	医事システム(診療報酬、会計管理)・電子 カルテシステムの維持管理及び改修	委託業者の参集状況、医事システム等 の稼働状況	2				中	高
C	医事係	診療報酬算定、レセプト作成、外来・入院 会計、請求書発行、診療費徴収、未収金 管理	委託業者の参集状況、医事システム等 の稼働状況	2.4				中	高
C	医事係	診療関係証明書・診断書の受付及び発行	委託業者の参集状況、医事システム等 の稼働状況	1		△		低	中
C	医事係	自賠責保険請求事務(請求書・文書交付)	委託業者の参集状況、医事システム等 の稼働状況	1		△		低	中
C	医事係	労災・公務災害請求事務(請求書・文書交 付)	委託業者の参集状況、医事システム等 の稼働状況	1		△		低	中
C	医事係	医療事務委託に関する契約、管理、指導	委託業者の参集状況、医事システム等 の稼働状況	1.3				低	高
C	情報管理係	カルテ管理、がん登録、病歴データ登録 管理	臨時・非常勤職員の参集状況、病歴シス テム等の稼働状況	3				低	高

議会事務局 議会総務課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	議会総務係	個人情報の保護に関する事務		1	○			中	中
A	議会総務係	議員の身分等に関する事務	議員への安否確認手段	1	○			高	高
A	議会総務係	議会の傍聴に関する事務	傍聴者、参加者等の安全確保	1	○			低	中
A	議会総務係	議場及び各室の管理に関する事務		1	○			中	中
B	議会総務係	職員の人事、服務、給与等に関する事務		1	○			中	中
B	議会総務係	物品の出納保管に関する事務		1	○			中	中
B	議会総務係	会派代表者会議に関する事務		5				中	高
B	議会総務係	議決証明等に関する事務		1	○			中	中
B	議会総務係	条例、規則等の制定及び改廃に関する事務		1	○			中	中
B	議会総務係	照会事項の回答に関する事務		1	○			低	中
B	議会総務係	その他事務局の庶務に関する事務		1	○			低	中
B	議事調査係	本会議に関する事務	招集の可否が予測不可能	5				中	高
B	議事調査係	常任委員会に関する事務	招集の可否が予測不可能	5				中	高
B	議事調査係	議会運営委員会に関する事務	招集の可否が予測不可能	5				中	高
B	議事調査係	議事日程及び諸般の報告に関する作成事務		1				中	高
B	議事調査係	議案及び会議資料に関する作成事務		1				中	高
B	議事調査係	議決事件の処理に関する事務		1				中	高
B	議事調査係	議会が行う選挙に関する事務		5				低	高
B	議事調査係	請願及び陳情に関する事務		2				低	高
B	議会総務係	条例、規則等の制定及び改廃に関する事務		2	○	○		低	低
B	議会総務係	照会事項の回答に関する事務		1	○	○		低	低
C	議会総務係	公印の管理に関する事務	公印が焼失、紛失した際の対応策	1	○			中	低
C	議会総務係	議会図書室に関する事務	蔵書が焼失、紛失した際の対応策	1	○			低	中
C	議事調査係	全員協議会に関する事務	招集の可否が予測不可能	5				中	高
C	議会総務係	文書管理に関する事務		1	○			中	中
C	議会総務係	行政文書の公開に関する事務		1	○			中	中
C	議会総務係	議会費の予算、決算、経理及び財務に関する事務		1	○			中	中
C	議会総務係	議員の報酬等に関する事務	システム障害発生時には被影響度が高い	1	○			中	中
C	議会総務係	議長会に関する事務		1	○	○		中	高
C	議会総務係	儀式、慣例に関する事務	行事主催者の対応が予測不可能	1	○			中	中
C	議会総務係	各種資料の収集、整理及び発行に関する事務		1	○			低	中
C	議事調査係	特別委員会に関する事務	招集の可否が予測不可能	5				中	高
C	議事調査係	議会の在り方検討会に関する事務	招集の可否が予測不可能	5				中	高
C	議事調査係	中心市街地活性化検討協議会に関する事務	招集の可否が予測不可能	5				低	高
C	議事調査係	公聴会に関する事務	出席の可否が予測不可能	5				低	高
C	議事調査係	参考人に関する事務	出頭の可否が予測不可能	5				低	高
C	議事調査係	会議録の調製及び保存に関する事務	委託業者の事業再開の可否が予測不可能	3	○	○		低	高
C	議事調査係	法令等の調査研究に関する事務		1	○	○		低	低
C	議事調査係	各種資料の調査事務		1	○	○		低	低
C	議事調査係	議会報の発行に関する事務	委託業者の事業再開の可否が予測不可能	5	○	○		低	高
C	議事調査係	議会報告会に関する事務	集合及び出席の可否が予測不可能	2	○	○		低	高

教育部 教育総務課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	教育総務係	教育委員会会議運営事務	災害時の教育長、教育委員との連絡調整	0.6	○	△		高	高
B	教育総務係	教育部内の調整事務		0.4	△	△		中	低
B	教育総務係	教育部における会議調整		0.4	△	△		中	低
B	教育総務係	他機関調整事務		0.2	△	△		中	中
B	教育総務係	教育委員会における法務相談		0.5	△	△		中	低
C	教育総務係	教育委員会の予算に関する調整		0.4	○	○		低	低
C	教育総務係	庁内各会議等に関する事務		0.6	○	○		低	低
C	教育総務係	規則、例規等改正事務		0.2	○	△		低	低
C	教育総務係	表彰・叙勲等事務	(対象者がおり、かつ、期限までに上申が困難な場合)上申書類の提出期限の猶予措置が必要	0.2	○	△		低	低
C	教育総務係	教育委員会職員定数に係る事務		0.4	△	△		低	低
C	教育総務係	正規職員の人事管理事務	被災時の事務手続き	0.2	△	△		低	低
C	教育総務係	会計年度任用職員の人事管理事務	被災時の事務手続き	0.4	△	△		高	高
C	教育総務係	庁務用務員の管理事務		0.2	△	△		中	中
C	教育総務係	教育委員会印等の管理事務	災害時の公印管理(消失等した場合)	0.2	△	△		低	低
C	教育総務係	教育委員会における文書関係事務	被災時の事務手続き	0.2	△	△		中	中
C	教育総務係	地方教育費等の調査事務		0.2	△	△		低	低
C	教育総務係	教育行政相談事務		0.2	△	△		低	低
C	教育総務係	奨学金支給事務	被災時の事務手続き	0.4	△	△		中	中
C	教育総務係	寄附採納事務	公文書が紛失、焼失した場合の対応策	0.2	○	△		低	低
C	教育総務係	教育部の予算調整事務		0.4	△	△		低	低
C	教育総務係	教育部の事務調整事務		0.4	△	△		低	低
C	教育企画係	教育振興基本計画・点検評価事務		0.4	○	△		低	低
C	教育企画係	教育委員会のPRに関する事務		0.2	○	△		低	低
C	教育企画係	学校運営協議会に関する事務		0.2	○	△		中	中
C	教育企画係	通学区域に関する事務		0.2	○	△		低	低
C	教育企画係	総合教育会議に関する事務		0.2	○	△		低	低
C	教育企画係	児童・生徒数の将来推計に関する事務		0.2	○	○		低	低
C	教育企画係	生涯教育や社会教育団体に関する事務		0.4	○	△		低	低

教育部 学務課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
B	学務係	就学相談(児童虐待・DVに係る就学含む)に関すること(外国籍含む)	窓口業務の感染対応策、関係機関との調整	1	○			中	低
B	学務係	指定学校変更・区域外就学・就学申立等に関すること	窓口業務の感染対応策、被災時の事務手続き	1	○	△		中	低
B	学務係	新入学児童・生徒の就学手続き(就学通知書)に関すること	公文書が紛失、焼失した場合の対応策、被災時の事務手続き	1	○	△		中	低
B	学務係	居所不明者に関すること	公文書が紛失、焼失した場合の対応策	1	○			高	低
B	学務係	学籍・就学援助システム全体総括及び保守管理に関すること	公文書が紛失、焼失した場合の対応策		○			中	高
C	学務係	学校選択制・小規模特認校制度に関すること。	公文書が紛失、焼失した場合の対応策、被災時の事務手続き	1	○	△		中	低
C	学務係	転入通知書の作成及び児童・生徒数の集計に関すること	公文書が紛失、焼失した場合の対応策、被災時の事務手続き	1	○	△		低	低
C	学務係	記載変更通知書に関すること	公文書が紛失、焼失した場合の対応策	1	○			低	低
C	学務係	全課程修了者名簿に関すること	公文書が紛失、焼失した場合の対応策	1	○	△		低	低
C	学務係	学校基本調査及び進路希望調査・進路状況調査に関すること	公文書が紛失、焼失した場合の対応策	1	○			低	低
C	学務係	あゆみ、通信票及び卒業証書に関すること		1	○	△		低	中
C	学務係	出席簿及び指導要録に関すること		1	○	△		低	中
C	学務係	新入学児童・生徒の就学予定者名簿に関すること	公文書が紛失、焼失した場合の対応策	1	○	△		中	高
C	学務係	学籍システム改修等に関すること	公文書が紛失、焼失した場合の対応策	1	○			低	高
C	学務係	要保護児童及び生徒援助費補助金に関すること	公文書が紛失、焼失した場合の対応策	1	○			低	低
C	学務係	被災児童生徒援助費補助金に関すること	公文書が紛失、焼失した場合の対応策	1	○			低	低
C	学務係	小学校及び中学校特別支援教育就学奨励費補助金に関すること	公文書が紛失、焼失した場合の対応策	1	○			低	低
C	学務係	生活保護世帯の把握及び学校への周知に関すること	公文書が紛失、焼失した場合の対応策	1	○	△		中	低
C	学務係	就学援助システムリース料支払いに関すること	公文書が紛失、焼失した場合の対応策		○			中	低
C	学務係	就学援助システム改修等に関すること	公文書が紛失、焼失した場合の対応策		○			低	高

教育部 学校施設課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	学校保全係	学校施設の維持補修等に関する事務	災害発生時における状況把握、施設の 老朽化に伴う対応策	3	○	△	×	高	高
A	計画整備係	学校施設の整備(建物の改築に限る)に係る 公共工事の設計及び監督に関すること	工事中断に伴う安全対策、保安全管理	1	○	△	×	高	高
A	計画整備係	教育委員会が所管する市有建物修繕のサ ポートに関すること		1	○	△	×	高	高
B	学校保全係	学校の環境整備に関する事務	施設の老朽化に伴う対応策		○	△	×	高	高
B	計画整備係	市立小・中学校施設整備に関すること			○	×	×	中	高
C	計画整備係	学校施設の整備計画に関する事務	公文書が紛失、焼失した場合の対応策		○	△	×	低	低
C	学校管理係	学校の施設台帳の整備に関する事務	公文書が紛失、焼失した場合の対応策		○	△	×	低	低
C	学校管理係	学校施設に係る財産の取得の申し出及び公 用・廃止に関すること			○	△	×	低	低
C	学校保全/ 計画整備係	学校施設に係る国庫補助金等の申請に関す ること			○	△	×	低	低
C	全係	学校施設に係る伝票処理に関すること			○	△	×	低	低
C	全係	小・中学校関係予算の執行事務			○	△	×	低	低
C	全係	各種調査事務			○	△	×	低	低
C	学校管理係	課内の庶務に関すること			○	△	×	低	低

教育部 学校給食課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	給食企画係	学校給食用物資の選定、購入に関する こと。(給食中止等による食材調整、業者 連絡含む)	納入業者の業務再開の可否が予測不能	1				高	高
B	給食企画係	単独調理場の備品、施設維持管理	修繕業者の確保	1	○	○		中	中
B	給食企画係	施設等の保守点検	保守点検業者の確保	1	○	○		中	中
B	給食企画係	給食調理等業務委託	委託業者の人員確保、食材の確保	1	○	○		中	中
B	給食企画係	単独調理場の運営・指導	各学校の給食運営状況	0.5	○			中	中
C	給食企画係	学校給食用物資納入業者の登録・指導	食材納入業者の状況確認	0.5	○			低	低
C	給食企画係	学校給食用物資の購入に伴う支払に関 すること。	納入業者の業務再開の可否が予測不能	0.4	△			中	高
C	給食企画係	その他学校給食事務	各学校の給食運営状況	1	○	○		中	中
C	給食企画係	給食調理施設整備計画		0.1	○			低	低
C	給食企画係	学校給食費の未納(支払督促、コールセ ンター等含む。)に関すること。	人員・システム等の業務体制の確保	0.5				中	高
C	給食企画係	学校給食申込み及び変更の届出に対す るシステム登録等に関すること。	人員・システム等の業務体制の確保	0.5	△			高	高
C	給食企画係	学校給食費徴収額の(賦課)決定及び徴 収に関すること。	人員・システム等の業務体制の確保	0.5				高	高
C	給食企画係	給食費の収納に関すること。	並価機関等の業務再開の可否が予測不 能	0.1				高	中
C	給食企画係	学校給食費の還付・充当に関すること。	人員・システム等の業務体制の確保	0.1	△			高	高
C	給食企画係	条例、規則、要綱等に関すること。			○			中	低
C	給食企画係	学校給食費に関する学校での業務に関 すること。	学校への交通手段	0.1	○			中	低
C	給食企画係	学校給食事業特別会計に関すること。						低	低
C	給食企画係	学校給食費相当額給付金支給事業		0.1				中	高
D	給食企画係	学校給食費管理システムに関するこ と。	人員・システム等の業務体制の確保	0.1				中	高
D	給食企画係	係内庶務に関すること。		0.1	△			中	低
D	給食企画係	係内予算の執行及び決算等に関するこ と。		0.4				中	低
B	北部学校給食 センター係	施設の維持管理	施設の被害状況の把握及び修繕業者の 確保	0.5				中	中
D	北部学校給食 センター係	施設の維持管理に伴う契約事務に関す ること。		0.4				中	中
B	北部学校給食 センター係	副食物の調理に関すること。	食材納入業者の対応の確保	0.1				中	中
B	北部学校給食 センター係	食器類等の洗浄に関すること。	施設の被害状況の把握及び修繕業者の 確保	0.1				中	中
B	北部学校給食 センター係	学校給食の配送準備に関すること。	配送業者の運行の確保	0.3				中	中
D	北部学校給食 センター係	学校給食の実施計画に関すること。	給食を再開ための学校側の受け入れ態 勢	0.7				中	中
D	北部学校給食 センター係	学校給食の献立作成事務に関すること。	給食を再開ための学校側の受け入れ態 勢	0.3				中	中
D	北部学校給食 センター係	物資購入数量表作成事務に関すること。	食材納入業者の状況の確認	0.1				中	中
D	北部学校給食 センター係	納入物資の検収に関すること。	食材納入業者の状況の確認	0.1				中	中
B	北部学校給食 センター係	食品検査及び衛生管理の徹底に関する こと。	施設の被害状況の把握及び修繕業者の 確保	0.3				中	中
D	北部学校給食 センター係	嗜好、残食等の調査に関すること。		0.1				中	中
B	南部学校給食 センター係	南部学校給食センター施設の維持管理	施設の被害状況の把握及び修繕業者の 確保	0.7				中	中
B	南部学校給食 センター係	備品の整備及び維持管理	修繕業者の確保	0.7				中	中
B	南部学校給食 センター係	調理及びボイラー運転業務委託に関す ること	調理等委託業者の人員確保	0.3				中	中
B	南部学校給食 センター係	学校給食の配送業務に関すること	配送委託業者の人員確保	0.2				中	中
D	南部学校給食 センター係	学校給食の実施計画に関すること	給食を再開するための学校側の受け入 れ態勢	0.5				中	中
D	南部学校給食 センター係	学校給食の献立作成に関すること	給食を再開するための学校側の受け入 れ態勢	0.3				中	中
B	南部学校給食 センター係	調理、ボイラー委託指示に関すること	調理等委託業者の人員確保	0.2				中	中
D	南部学校給食 センター係	物資購入数量表に関すること	食材納入業者の状況確認	0.1				中	中
D	南部学校給食 センター係	学校給食用物資の選定に関すること	食材納入業者の状況確認	0.1				中	中
D	南部学校給食 センター係	納入物資の検収に関すること	食材納入業者の状況確認	0.1				中	中
B	南部学校給食 センター係	食品の取扱、調理食品の保管に関する こと	食品保管に関する備品等の被害状況の 把握	0.2				中	中

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
D	南部学校給食 センター係	食育指導に関する学校訪問に関すること		0.2				中	中
D	南部学校給食 センター係	嗜好、残食等の調査に関すること		0.1				中	中

教育部 教育指導課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
B	教育指導係	問題行動等に係る指導・対応	被災時の学校対応	1		△		高	高
B	教育指導係	学校事故に係る指導・対応	被災時の学校対応	1		△		高	高
B	教育指導係	安全指導、防災教育	被災時の学校対応	1	○			中	中
B	教育指導係	不登校関係、関連業務	被災時の学校対応	0.5		△		高	高
B	教育指導係	出席簿、指導要録、通知表に関すること	公文書の紛失等に対する対応策	0.5	△	△		低	低
B	教育指導係	就学指導事業に関すること	被災時の教育活動の維持	1	△	△		低	低
B	教育指導係	英語教育推進事業に関すること	被災時の教育活動の維持	0.1	○			中	中
B	教育指導係	グローバル教育交流事業に関すること	被災時の教育活動の維持	0.1	○			中	中
B	教育指導係	外国籍児童・生徒等支援事業に関すること	被災時の教育活動の維持	0.1	○			中	中
B	教育振興係	教育支援委員会の開催に伴う支払事務	被災時の事務手続き	0.1	○			高	低
B	教育振興係	特別支援教育介助員の報酬支給事務	被災時の事務手続き	0.1	○			高	低
B	教育振興係	学校教育指導員(特別支援教育指導員)の報酬支払事務	被災時の事務手続き	0.1	○			高	低
B	教育振興係	学校教育指導員(学校安全推進指導員)の報酬支払事務	被災時の事務手続き	0.1	○			高	低
B	教育振興係	学校教育指導員(学校支援プロジェクト指導員)の報酬支払事務	被災時の事務手続き	0.1	○			高	低
B	教育振興係	英語教育推進事業に伴う支払事務	被災時の事務手続き	0.1	○			高	低
B	教育振興係	教育活動参加者傷害保険料の手続事務	被災時の事務手続き	0.1	○			高	低
B	教育振興係	校外学習児童送迎に関わる支払事務	被災時の事務手続き	0.1	○			高	低
B	教育振興係	リソースルーム支援員の謝礼支払い事務	被災時の事務手続き	0.1	○			高	低
B	教育振興係	日本語指導協力者・日本語指導教室支援員の謝礼 支払事務	被災時の事務手続き	0.1	○			高	低
B	教育振興係	小中一貫教育推進事業に伴う報酬支払事務	被災時の事務手続き	0.1	○			高	低
B	教育振興係	各種推進部会に伴う謝礼支払事務	被災時の事務手続き	0.1	○			高	低
B	教育振興係	学校司書の報酬支給事務	被災時の事務手続き	0.1	○			高	低
B	教育振興係	学力ステップアップ支援員の報酬支給事務	被災時の事務手続き	0.1	○			高	低
B	教育振興係	おもしろ理科教室に関する謝礼支払事務	被災時の事務手続き	0.1	○			高	低
B	教育振興係	部活動指導協力者謝礼支払事務	被災時の事務手続き	0.1	○			高	低
B	教育振興係	部活動指導員の報酬支払事務	被災時の事務手続き	0.1	○			高	低
B	教育振興係	関東・全国大会等派遣費補助金(各種大会補助金)支払事務	被災時の事務手続き	0.1	○			中	低
C	教育指導係	市研究指定校に関すること	被災時の学校対応	0.1	○			低	低
C	教育指導係	小規模特認校研究指定に関すること	被災時の学校対応	0.1	○			低	低
C	教育指導係	学校評価に関すること	被災時の学校対応	0.1	○			低	低
C	教育指導係	教員の多忙化に向けた取組に関すること	被災時の学校対応	0.1	○			低	低
C	教育指導係	小中一貫教育研究推進事業に関すること	被災時の学校対応	0.1	○			低	低
C	教育指導係	学力向上プロジェクトに関すること	被災時の学校対応	0.1	○			低	低
C	教育指導係	教科書採択に関すること	公文書の紛失等に対する対応策	0.1	○			低	低
C	教育指導係	教科等の指導助言	被災時の学校対応	0.1	○			低	低
C	教育指導係	各種研究推進部会に関すること	被災時の学校対応	0.1	○			低	低
C	教育指導係	特別支援教育推進事業に関すること	被災時の学校対応	0.1	△			低	低
C	教育指導係	インクルーシブ教育推進に関すること	被災時の学校対応	0.1	△			低	低
C	教育指導係	学校支援プロジェクト推進事業に関すること	被災時の学校対応	0.1	△	△		低	低
C	教育指導係	いじめ防止基本方針に関すること	被災時の学校対応	0.1	○			中	中
C	教育指導係	生徒指導関係諸調査に関すること	公文書の紛失等に対する対応策	0.1	○			低	低
C	教育指導係	学校・警察連携制度に関すること	公文書の紛失等に対する対応策	0.1	△			低	低
C	教育指導係	情報公開、個人情報開示に関すること	公文書の紛失等に対する対応策	0.1	△	△		低	低
C	教育指導係	幼児教育との連携に関すること	被災時の学校対応	0.1	○			低	低
C	教育指導係	学校事故報告書の処理に関すること	公文書の紛失等に対する対応策	0.1	△			低	低
C	教育指導係	厚木市SEL教育基金事業に関すること	被災時の教育活動の維持	0.1	○			低	低
C	教育指導係	特色ある学校づくり交付金に関すること	被災時の教育活動の維持	0.1	○			低	低
C	教育指導係	カーボンニュートラル教育推進事業に関すること	被災時の教育活動の維持	0.1	○			低	低
C	教育指導係	部活動指導協力者配置事業に関すること	被災時の教育活動の維持	0.1	○		○	低	低
C	教育指導係	部活動指導員配置事業に関すること	被災時の教育活動の維持	0.1	○		○	低	低
C	教育指導係	体験入学に関すること	被災時の学校対応	0.1	○			低	低
C	教育指導係	総合計画等に関すること	公文書の紛失等に対する対応策	0.1	○			低	低
C	教育指導係	他機関調整事務	被災時の連絡体制の確立	0.1	○			低	低
C	教育指導係	中文連・中体連に関すること	被災時の学校対応	0.1	○	△		低	低
C	教育指導係	文化庁に係る事業に関すること	被災時の学校対応	0.1	○	△		低	低
C	教育指導係	大学・企業との連携に関すること	被災時の学校対応	0.1	○	△	△	低	低
C	教育指導係	インターナショナルセーフスクールに関すること	被災時の学校対応	0.1	○	△		低	低
C	教育振興係	こどもアート展事業に関わる事務	被災時の事務手続き	0.1	○	△		低	低
C	教育振興係	学校紹介掲示に関すること	被災時の事務手続き	0.1	○	△		低	低
C	教育振興係	和田傳文学基金事業(和田傳文学賞審査会・授賞式等)に関する事務	被災時の事務手続き	0.1	○	△		低	低
C	教育振興係	和田傳文学基金事業(和田傳文学基金)に関する事務	被災時の事務手続き	0.1	○			低	低
C	教育振興係	厚木こども科学賞に関する事務	被災時の事務手続き	0.1	○	△		低	低
C	教育振興係	厚木市SEL教育基金に関する事務	被災時の事務手続き	0.1	○			低	低
C	教育振興係	特色ある学校づくり交付金支払事務(小・中学校)	被災時の事務手続き	0.1	○			低	低
C	教育振興係	部活動等振興交付金支払事務	被災時の事務手続き	0.1	○			低	低
C	教育振興係	厚木市立中学校進路指導活動交付金支払事務	被災時の事務手続き	0.1	○			低	低
C	教育振興係	課内庶務に関すること	公文書の紛失等に対する対応策	0.1	○			低	低

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボランティア		
C	教育振興係	車両の管理	災害時の車両管理	0.1	○			低	低
C	教育振興係	他機関調整事務	公文書の紛失等に対する対応策	0.8	○			低	低

教育部 教職員課

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
C	教職員係	学級編制事務	公文書の紛失等に対する対応策	2	○	○		中	低
C	教職員係	教職員の人事に係る内申に関する事務	被災時の事務手続き	2	○	○		中	低
C	教職員係	教職員定数配当に関する事務	被災時の事務手続き	2	○	○		中	低
C	教職員係	教職員の服務に関する事務	被災時の事務手続き	1	○	○		低	低
C	教職員係	教職員の公務災害補償の申請に関する事務	公文書の紛失等に対する対応策	1	○	○		低	低
C	教職員係	教職員の職員団体に関する事務	被災時の事務手続き	1	○	○		低	低
C	教職員係	教職員の福利厚生に関する事務	被災時の事務手続き	1	○	○		低	低

教育部 教育研究所

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	教育情報係	教育情報ネットワークの運用管理に関すること	災害発生時における状況把握、関連業者・学校との対応	1	△	×	×	高	高
A	教育情報係	校務支援システムの運用管理	災害発生時における状況把握、関連業者・学校との対応	1	△	×	×	高	高
B	研究研修係	傷害保険関連事務		0.1	○	○		中	高
B	教育情報係	学校ホームページの運用管理	災害発生時における状況把握、関連業者・学校との対応	1	△	×	×	高	高
B	教育情報係	保護者連絡ツールの運用に関すること	災害発生時における状況把握、関連業者・学校との対応	1	△	×	×	高	高
C	研究研修係	教育調査研究部会 研究員選出関連事務		0.1	○			低	低
C	研究研修係	教育調査研究部会 部会運営		0.2	○			低	低
C	研究研修係	教育調査研究部会 研究員報酬事務		0.1	○	○	○	低	低
C	研究研修係	小学校社会科副読本・地形図の編集・刊行		0.1	○			中	中
C	研究研修係	中学校社会科副読本・地形図の編集・刊行		0.1	○			中	中
C	研究研修係	研究紀要の編集・発行		0.1	○			低	中
C	研究研修係	教育実践記録集の編集・発行		0.1	○			低	中
C	研究研修係	教育奨励賞 贈呈式		0.1	○			低	低
C	研究研修係	教育研究所要覧の作成		0.1	○			低	低
C	研究研修係	研究所連盟加盟機関等との情報交換		0.1	○			低	低
C	研究研修係	教育研究所情報紙『すくらむ』の発行		0.1	○	△		低	低
C	研究研修係	全庁系 教育研究所HPによる情報提供		0.1	○	△		低	低
C	研究研修係	教育系 C4th書庫 教育研究所フォルダ管理		0.1	○	△		低	低
C	研究研修係	対訳集他所蔵資料等の管理	災害時の紛失、焼失した場合の対応策	0.1	○	△		低	低
C	研究研修係	研修講座全体案内作成		0.1	○	△		低	低
C	研究研修係	講師交渉(依頼・礼状・謝金等)事務		0.1	○			低	低
C	研究研修係	研修講座等参加者データベースの管理		0.1	○	△		低	低
C	研究研修係	研修講座等参加者名簿の原簿作成		0.1	○	△		低	低
C	研究研修係	研修講座等 会場申請		0.1	○	○	○	低	低
C	研究研修係	各種アンケート集計		0.1	○	○	○	低	低
C	研究研修係	初任者研修事務		0.2	○			中	低
C	研究研修係	経験者研修(1・4・中堅・20年)事務		0.1	○			中	低
C	研究研修係	初任者研修会の実施		0.2	○			中	低
C	研究研修係	拠点校指導教員連絡会議の実施		0.1	○			低	低
C	研究研修係	初任者研修 訪問指導		0.2	○			低	低
C	研究研修係	中堅経験者研修 訪問指導		0.2	○			低	低
C	研究研修係	先生のための寺子屋講座(希望制)の実施		0.2	○			低	高
C	研究研修係	教育研究発表会(事前打合・リハ)の実施		0.1	○			低	低
C	研究研修係	教育講演会の実施		0.7	○			低	高
C	研究研修係	神奈川県教育研究所連盟研究発表大会参加		0.1	○			低	低
C	研究研修係	教育図書・雑誌・資料等の収集・整理・管理	災害時に収集書類等が紛失、焼失した場合の対応策	0.1	○	△		低	低
C	研究研修係	研修関連図書・消耗品の発注		0.1	○	○	○	低	低
C	研究研修係	授業力向上のための教育相談		0.1	○	△		低	低

教育部 青少年教育相談センター

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
B	青少年教育相談センター	相談活動に関すること	所員の出勤状況、健康状態の把握。 文書が焼失、紛失した際の対応策		△			中	高
B	青少年教育相談センター	相談ケース等の業務調整に関すること	文書が焼失、紛失した際の対応策	1	△			中	高
B	青少年教育相談センター	相談活動関係機関との連絡調整に関すること	文書が焼失、紛失した際の対応策	1	△			中	高
B	青少年教育相談センター	小学校スクールカウンセラー派遣に関すること	各学校の運営状況、所員の出勤状況と健康状態の把握。		△			中	高
B	青少年教育相談センター	教育ネットワークコーディネーターに関すること	所員の出勤状況、健康状態の把握。 文書が焼失、紛失した際の対応策	1	△			中	高
B	青少年教育相談センター	不登校児童・生徒の指導に関すること	文書が焼失、紛失した際の対応策	1	△			中	高
B	青少年教育相談センター	青少年のための環境浄化活動及び街頭指導に関すること。	所員の出勤状況、健康状態の把握は必要。 文書が焼失、紛失した際の対応策	2	△			中	高
C	青少年教育相談センター	相談受理・打ち切りの集計に関すること	文書が焼失、紛失した際の対応策	1	△			中	中
C	青少年教育相談センター	センター会議に関すること	文書が焼失、紛失した際の対応策		△			中	高
C	青少年教育相談センター	教育相談員等の研修に関すること(月例)	文書が焼失、紛失した際の対応策		△			中	中
C	青少年教育相談センター	相談指導教室に関すること	所員の出勤状況、健康状態の把握は必要	4	△			中	高
C	青少年教育相談センター	適応指導ルームに関すること	所員の出勤状況、健康状態の把握は必要	2	△			中	高
C	青少年教育相談センター	家庭訪問相談に関すること	所員の出勤状況、健康状態の把握は必要		△			中	高
C	青少年教育相談センター	長期欠席児童生徒報告書に関すること	文書が焼失、紛失した際の対応策	1	△			低	低
C	青少年教育相談センター	青少年の非行防止に関すること。	文書が焼失、紛失した際の対応策	2	△			中	中
C	青少年教育相談センター	学校及び関係機関との連絡会に関すること	文書が焼失、紛失した際の対応策	1	△			低	低
C	青少年教育相談センター	青少年教育相談センター運営協議会に関すること	委員本人が被災した場合の対応		○			低	低

選挙管理委員会事務局

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
A	選挙係	(日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年法律第51号)に規定する国民投票に関すること。)	投開票所の被害状況の把握など課題は多い。	5				高	高
A	選挙係	(選挙の執行に関すること。)	投開票所の被害状況の把握など課題は多い。	5				高	高
A	選挙係	(直接請求に関すること。)	システム稼働状況により事務が停滞する。	5				高	高
A	選挙係	(住民投票に関すること。)	投開票所の被害状況の把握など課題は多い。	5				高	高
B	選挙係	(公印の管理に関すること。)	公印が使用できない場合の対応	1	○			低	低
B	選挙係	(会議に関すること。)	重要案件の会議が開催できない場合の対応	2	○	△		高	高
B	選挙係	(公告式に関すること。)	被害状況によって公告できない場合の対応	2	○			高	中
B	選挙係	(文書の收受及び発送並びに整理及び保存に関すること。)	システム稼働状況により事務が停滞する。	1	○	△		低	低
B	選挙係	(予算の経理及び物品の出納保管に関すること。)	システム稼働状況により事務が停滞する。	2	○			低	低
B	選挙係	(裁判員及び検察審査員候補者予定者名簿の調製に関すること。)	システム稼働状況により事務が停滞する。	1				中	高
B	選挙係	(諸証明に関すること。)	電子機器が使用できない場合の対応策	0.1				高	低
B	選挙係	(選挙人名簿に関すること。)	災害時の管理方法	1	○	△		高	高
B	選挙係	(不在者投票に関すること。)		2	△	△		高	低
B	選挙係	(選挙争訴に関すること。)		1				高	低
B	選挙係	(選挙の啓発に関すること。)		1	○	○	○	低	中
B	選挙係	(その他法令による選挙事務一般に関すること)		1	○	○		中	低
C	選挙係	(人事に関すること。)		2	○			低	低
C	選挙係	(規程等の制定及び改廃に関すること。)		2	○			低	低
C	選挙係	(選挙に関する記録の作成及び統計に関すること。)		1	○	○		低	高
C	選挙係	(投票区及び開票区の設定改廃に関すること。)		1	○			低	低

監査事務局

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
C	監査係	公印の管理事務	公印の消失又は紛失した場合の対応	1	○			低	低
C	監査係	職員の任免、服務その他人事に関する事務	監査委員と連絡不通となった場合の対応	1	○			低	低
C	監査係	文書類の収受及び発送並びに整理及び保存に関する事務	特になし	1	○			低	低
C	監査係	規程等の制定及び改廃に関する事務	緊急性がある制定及び改廃の場合のみ必要な事務	1	○			低	低
C	監査係	予算の経理及び物品の出納保管に関する事務	特になし	1	○			低	低
C	監査係	監査計画及び監査資料の収集に関する事務	・監査委員と連絡不通となった場合の対応	1	○			中	高
C	監査係	定期監査事務	・自治法上、年1回以上実施されなければならないとされていることから、継続させるための実施方法 ・監査委員と連絡不通となった場合の対応 ・各課の対応の可否	3	○			中	高
C	監査係	出納検査事務	・自治法上、毎月実施されなければならないとされているため、継続させるための実施方法 ・監査委員と連絡不通となった場合の対応 ・各課の対応の可否	2	○			中	高
C	監査係	決算審査事務	・自治法上、監査委員が審査し、意見を付さなければならないとされているため、継続させるための実施方法 ・監査委員と連絡不通となった場合の対応 ・各課の対応の可否	4	○			中	高
C	監査係	監査、検査等の報告及び公表に関する事務	特になし	1	○			低	低
C	監査係	行政文書の公開に関する事務	市政情報が廃失、毀損した際の対応策	1	○			中	中
C	監査係	個人情報の保護に関する事務	保有個人情報焼失、毀損した際の対応策	1	○			中	中
C	監査係	その他法令による監査等に関する事務	・住民監査請求は、自治法上監査結果を60日以内に通知する必要があるため、継続させるための対応 ・監査委員と連絡不通となった場合の対応 ・請求者との連絡不通となった場合の対応 ・各課の対応の可否 ・工事監査は、委託業務により実施しているため、委託業者の継続の可否	2	○			中	高

農業委員会事務局

ランク	課・係 (担当)	事業・事務	課題	必要 人数 (計)	課外要員による代行可否			与影 響度	被影 響度
					市職員	他都市 職員	ボラン ティア		
C	農地管理係	農業委員会庶務(公印の管理に関すること。)	業務が停止となった場合の対応検討が必要である。		○	○	△	低	低
C	農地管理係	農業委員会庶務(会議に関すること。)	業務が停止となった場合の対応検討が必要である。		○	○	△	低	低
C	農地管理係	農業委員会庶務(公告式に関すること。)	業務が停止となった場合の対応検討が必要である。		○	○	△	低	低
C	農地管理係	農業委員会庶務(職員の任免、服務その他人事に関すること。)	業務が停止となった場合の対応検討が必要である。		○	○	△	低	低
C	農地管理係	農業委員会庶務(文書の收受及び発送並びに整理及び保存に関すること。)	業務が停止となった場合の対応検討が必要である。	1	○	○	△	低	低
C	農地管理係	農業委員会庶務(議事録の調製に関すること。)	業務が停止となった場合の対応検討が必要である。		○	○	△	低	低
C	農地管理係	農業委員会庶務(規則等の制定及び改廃に関すること。)	業務が停止となった場合の対応検討が必要である。		○	○	△	低	低
C	農地管理係	農業委員会庶務(予算の経理及び物品の出納保管に関すること。)	業務が停止となった場合の対応検討が必要である。		○	○	△	低	低
C	農地管理係	農業委員会庶務(委員会の所管に属する事項の統計調査に関すること。)	業務が停止となった場合の対応検討が必要である。		○	○	△	低	低
C	農地管理係	農地法関係業務(農地等対価及び国有農地等貸付料の徴収に関すること。)	業務が停止となった場合の対応検討が必要である。		○	○	△	低	低
C	農地管理係	農地法関係業務(自作農財産に係る事務に関すること。)	業務が停止となった場合の対応検討が必要である。		○	○	△	低	低
C	農地管理係	農地法関係業務(農業及び農民に関する事項について意見を公表し、他の行政庁に建議し、又は諮問に応じて答申すること。)	業務が停止となった場合の対応検討が必要である。	1	○	○	△	低	低
C	農地管理係	農業委員会庶務(全国農業会議所及び県農業会議に対する協力に関すること。)	業務が停止となった場合の対応検討が必要である。	1	○	○	△	低	低
C	農地管理係	農地法関係業務(農地等の利用の集積その他農地等の効率的な利用の促進に関すること。)	業務が停止となった場合の対応検討が必要である。		○	○	△	低	低
C	農地管理係	農地法関係業務(登記事務に関すること。)	業務が停止となった場合の対応検討が必要である。	1	○	○	△	低	低
C	農地管理係	農業者年金業務(独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)の規定により委任を受けた業務に関すること。)	業務が停止となった場合の対応検討が必要である。		○	○	△	低	低
C	農地管理係	農地法関係業務(農地法(昭和27年法律第229号)その他の法令によりその権限に属する農地等の違反転用の防止及び是正等の利用関係の調整に関すること。)	業務が停止となった場合の対応検討が必要である。	1	○	○	△	低	低
C	農地管理係	農地法関係業務(農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保に関すること。)	業務が停止となった場合の対応検討が必要である。		○	○	△	低	低
C	農地管理係	農地法関係業務(農地の買収及び売渡しに関すること。)	業務が停止となった場合の対応検討が必要である。		○	○	△	低	低
C	農地管理係	農地法関係業務(国有農地及び開拓財産の維持管理に関すること。)	業務が停止となった場合の対応検討が必要である。		○	○	△	低	低
C	農地管理係	農地法関係業務(農地等所管換に関すること。)	業務が停止となった場合の対応検討が必要である。	1	○	○	△	低	低
C	農地管理係	農地法関係業務(小作地及び小作料調査に関すること。)	業務が停止となった場合の対応検討が必要である。		○	○	△	低	低
C	農地管理係	農地法関係業務(土地所有調査に関すること。)	業務が停止となった場合の対応検討が必要である。		○	○	△	低	低
C	農地管理係	農地法関係業務(農地等の諸証明に関すること。)	業務が停止となった場合の対応検討が必要である。	1	○	○	△	低	低
C	農地管理係	農業委員会庶務(農地相談に関すること。)	業務が停止となった場合の対応検討が必要である。	1	○	○	△	低	低
C	農地管理係	農業経営基盤強化促進法関係業務(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)に基づく利用権設定等促進事業に関すること。)	業務が停止となった場合の対応検討が必要である。		○	○	△	低	低
C	農地管理係	農業委員会庶務(農業委員地区担当制の推進に関すること。)	業務が停止となった場合の対応検討が必要である。		○	○	△	低	低
C	農地管理係	農業委員会庶務(法人化その他農業経営の合理化に関すること。)	業務が停止となった場合の対応検討が必要である。		○	○	△	低	低
C	農地管理係	農業委員会庶務(農業及び農民に関する情報提供)	業務が停止となった場合の対応検討が必要である。		○	○	△	低	低